

平成 24 年 3 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 3 月 5 日 開会

平成 24 年 3 月 19 日 閉会

飯 島 町 議 会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 教育委員会委員の任命について

日程第 5 第 2号議案 飯島町暴力団排除条例

日程第 6 第 3号議案 課設置条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例

日程第 9 第 6号議案 飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例

日程第10 第 7号議案 飯島町税条例の一部を改正する条例

日程第11 第 8号議案 飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例

日程第12 第 9号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 飯島町保健センター条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 第13号議案 飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例

日程第17 第14号議案 飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例

日程第18 第15号議案 飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第19 第16号議案 飯島町文化館条例の一部を改正する条例

日程第20 第17号議案 飯島町図書館設置条例の一部を改正する条例

日程第21 第18号議案 平成23年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第22 第19号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第23 第20号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第24 第21号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第25 第22号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第26 第23号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第27 第31号議案 飯島町道路線の認定について

日程第28 第32号議案 飯島町道路線の変更について

日程第29 第33号議案 北河原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第30 第34号議案 上ノ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

日程第31 第35号議案 飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与

日程第32 第36号議案 千人塚公園の指定管理者の指定について

日程第33 第37号議案 飯島町文化館の指定管理者の指定について

日程第34 第38号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について

日程第35 第39号議案 飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について

○出席議員（12名）

1 番 久保島 巖	2 番 宮 下 寿
3 番 浜 田 稔	4 番 三浦寿美子
5 番 竹 沢 秀 幸	6 番 北 沢 正 文
7 番 倉 田 晋 司	8 番 中 村 明 美
9 番 坂 本 紀 子	10 番 堀 内 克 美
11 番 平 沢 晃	12 番 松 下 寿 雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者（会計課長兼） 片桐邦彦 総務課財政係長 久保田浩克
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長兼）
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	浜 田 幸 雄
議会事務局書記	千 村 弥 紀

本会議開会

開 議
議 長

平成24年3月5日 午前9時10分
おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これより平成24年3月飯島町議会定例会を開会します。
この定例会においては、平成24年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いを申し上げます。

町 長

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。開会にあたり町長からごあいさつをいただきます。
おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成24年2月15日付をもって飯島町告示第5号により、平成24年3月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず、全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。また林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員長さんには、お忙しい中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。
3月を迎え寒さは依然厳しいものの日一日と日差しの温かさを感じられ、南の方からは梅や桜の便りも聞かれる季節となつてまいりました。さて、昨年3月の東日本大震災から早1年を迎えようとしております。この冬は各地で厳寒と記録的な豪雪に見舞われ、長野県北部や東北の震災被災地では仮設住宅の水道管破裂や屋根の雪下ろし作業中の転落死亡事故などが連日報道されました。また震災の爪跡として残る瓦礫についてはようやくその5%程度が処理をされたのみで、残された膨大な量については受け入れ処分場の目途も立たない状況が報じられております。震災後二重三重のご苦労をされている皆様を思うとき、暖かな春の被災地への早い訪れを願わずにはいられません。当町におきましては降雪量は平年並みで4回ほどの除雪作業も地元の皆様との共同作業によりまして迅速に行われ、大きな混乱もなく対応できましたことは大変ありがたく感謝を申し上げる次第であります。また厳しい寒さが続き路面の凍結によるスリップ事故も多発したものの、深刻な雪害等のなかったことも大変ありがたいことであります。

さて、今議会には飯島町の新年度予算を上程をいたしますが、この予算は昨年3期目の当選をさせていただきましたこの選挙に際し、私が公約に掲げた重点施策を旨にした臨んだ最初の予算でもございます。厳しい財政状況の中ではありますが、町民の皆様の負託に応えられますように新総合計画2年目予算として位置づけ、8つの進むべき方向と48施策により組み立てをするとともに、特に公約に掲げました重点課題に対応するため、定住促進など4つのプロジェクトと防災対策など安全安心に力を入れた財源配分をし編成を行ったところでございます。
一方、タイの洪水被害、円高やユーロ圏の金融不安、緊迫する中東情勢とイラン原油の輸出禁止など激動する国際情勢に加えて、震災復興や増え続ける社会保障財源確保のための国債発行など国の財政環境の悪化は極限状態を想像させ、脱却の道筋さえも見えない状況にあります。当町におきましても長引く経済不況による税収の伸び悩み等、厳しい財政

議 長

議 長

議会運営
委員長

状況が続くものとして従来の経常経費を更に厳しい視点で検証をし、削減を進めながら医療、介護、福祉予算など高齢化等の進展による自然増と、子育て支援など未来を見据えた行政事情に対応する財源を生み出すことに腐心をしての編成でありました。細部につきましては明日の新年度予算提案の中で所信を申し上げさせていただきたいというふうに思っています。
さて、再三言われていることですが、このたびの震災を契機に日本中に絆という心を見直す機運が大変高まってまいりました。日本がまだまだ貧しい時代には人々は助け合いながら豊かで平和な社会の建設に邁進をしてまいりました。しかしながら経済の成長とともに私たちの心の中から人と人との絆が薄れ、物やお金が絆にとって代わってきたような思いがいたしております。混沌とした国政の中で景気の回復、持続可能な社会保障制度の確立など先の見えない社会経済状況の中で、地域の絆を深め、助け支え合う気持ちの醸成が今ほど大切な時がないように感じております。議員各位、町民の皆様にはそれぞれの立場、場面におきましてなお一層のご理解とご協力を切にお願いを申し上げる次第でございます。
さて本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、人事案件が1件、条例案件16件、予算案件13件、その他案件9件、の計39件の多きの議案でございます。いずれも重要な案件でありますのでなにとぞ慎重審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますよう心からお願いを申し上げます。議会招集のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、1番 久保島巖 議員、2番 宮下 寿 議員を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
堀内議会運営委員長。

会期につきましてご報告を申し上げます。去る2月23日午前9時10分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、並びに議案の審議方法について審議を行いました。案件の内容からいたしまして本定例会の会期は3月5日から3月19日までの15日間と決定されましたのでご報告を申し上げます。なお提出議案の審議方法につきましては、本定例会提出議案39件の内、初日に審議される議案は第39号議案の内第24号議案から第30号議案、新年度予算7議案、これを除く議案でございます。その内第2号議案につきましては総務産業常任委員会へ付託、第9号議案につきましては社会文教常任委員会へ付託、その他の議案につきましては即決が適当と判断をいたしました。なお一活上程議案として第31号議案及び32号議案の2議案、及び第33号議案及び第34号議案の2議案、並びに第35号議案から第38号議案までの4議案、これを指定をいたしましたのでよろしく申し上げます。また翌日2日には第24号議案から第30号議案までの平成24年度

当初予算 7 議案が一括上程され、各常任委員会へ分割付託といたしました。以上議会運営委員会からの審議結果の報告とさせていただきます。

議 長

お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から 3 月 1 9 日までの 1 5 日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声多数)
異議なしと認めます。従って会期は本日から 3 月 1 9 日までの 1 5 日間とすることに決定しました。また各案件の審議方法は委員長の報告のとおりといたします。

事務局長

堀内委員長自席へお戻りください。
会期の日程は事務局長から申し上げます。
(会期日程説明)

議 長

日程第 3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。
最初に平成 2 3 年 1 2 月定例会において議決された「郵政改革法案の国会での十分な議論を求める意見書」「T P P (環太平洋経済連携協定) 交渉参加反対を求める意見書」「発達障害児の早期発見支援施策の充実を求める意見書」「消費税増税を行わないことを求める意見書」「住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書」につきましては、平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日に衆参両院並びに関係機関へ送付しましたのでご報告いたします。
次に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第 8 9 条および第 9 2 条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。
次にお手元に配布のとおり、公用車及び公共施設の管理に伴う損害賠償の専決処分の報告がされております。
次に例月出納検査結果について報告します。1 2 月から 2 月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。
次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお予算議会でもありますので総務課財政係長に出席を願うことといたしました。
次に町当局からの報告を求めます。

町 長

それでは私からは 3 点についてご報告をさせていただきたいというふうに思います。先ず飯島町土地開発公社の平成 2 4 年度事業計画及び予算について申し上げます。飯島町土地開発公社の平成 2 4 年度事業計画及び予算につきましては、去る 2 月の 2 9 日の飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし、ご議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定によりまして報告を申し上げます。初めに、平成 1 7 年度から始まりました国道 1 5 3 号伊南バイパス建設工事に伴う用地の先行取得業務は平成 2 1 年度をもって公社の代行買収が終了をしており、国によります再取得事務は平成 2 4 年度を残すのみとなっております。土地造成事業関連では課題としてきました未販売分譲住宅用地につきまして、平成 2 3 年度におきましても 1 区画の分譲ができ、今後更に紹介者謝礼金制度などを活用してより一層積極的なセールスを展開してまいりたいというふうに考えております。もう一方の土地造成事業であります工業団地造成事業につきまして、工場用地売却の成否

はその時々を経済情勢と切り離せない一面があるわけでありましたが、欧州の政府債務危機に関わる懸念や電力供給の制約、デフレの影響等が懸念材料として指摘をされておりました、企業誘致をめぐる環境としては未だ厳しさが続いております。しかしながら今後は経済情勢や企業動向を注視しながら、残っております陣馬工業団地への企業誘致も積極的に進める他、柏木工業団地につきましても昨年度に引き続き用地取得業務とその後の造成工事、立地予定企業への売却へと具体的な取り組みを進めてまいります。

予算概要について申し上げますが、主な収入見込みといたしまして、平成 2 0 年度に取得した伊南バイパス用地を、国に 157,000,000 円で売却をする他、工業団地及び住宅分譲宅地等の売却による土地造成事業収益 725,000,000 円など、収入合計で 888,000,000 円余りを予定しております。これに対し支出見込みとして、土地造成事業原価 876,000,000 円など事業支出で 883,000,000 余りを予定しており、この結果、単年度収支では 5,000,000 円ほどの黒字予算となる見込みでございます。詳しくはお手元の事業計画書並びに予算書のとおりでございますので、後刻ご覧をいただきたいというふうに思います。

続きまして、株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成 2 4 年度事業計画及び予算計画について申し上げます。株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成 2 4 年度時事業計画及び予算計画につきましては、去る 2 月 1 7 日開催の同社取締役会において議決をされておりますので、地方自治法の規定に基づきその概要をご報告申し上げます。最初に平成 2 3 年度の事業及び決算見込であります、事業につきましてはほぼ計画通り進んでおります。特にデジタル移行につきましてはチューナーの無料配布とデジ・アナ変換の実施により完了をいたしました。デジタルチューナーの無料配布につきましては加入者の意志により不要とする世帯約 1 割を残しております。決算見込みにつきましては今期 100,000,000 円の経常利益を見込めることとなり、当面する設備更新に向けた処分を検討をしております。次にお手元に配布してございます事業計画及び予算計画であります、平成 2 4 年度は基本方針及び運営方針としましては、地域情報機関として地域に信頼される会社を目指すとともに、地域産業の振興や教育文化の発展に寄与し、住民に親しまれる番組制作に努めるとしております。また主たる事業計画の中では伝送路の高度化・更新を進め、高度化に伴う新サービスの検討を進めてまいります。予算計画といたしましては収入として利用料及び通信料の収入が中心でありまして、売上高は 613,000,000 円を見込んでおり、様々な諸経費を差し引いた後の損益は 86,000,000 円を見込んでおります。以上、株式会社エコーシティ駒ケ岳の平成 2 4 年度事業並びに予算計画の概要でございます。詳しくはお手元の資料をご覧をいただきたいというふうに思います。

最後に、飯島町特別職報酬等審議会の答申についてでございますが、飯島町特別職の報酬等の改定の是非につきましては去る 1 月 1 7 日の飯島町特別職報酬等審議会において白紙諮問をさせていただき、1 月の 1 7 日及び 3 1 日の 2 回にわたって慎重審議をお願いし、お手元にごございます答申をいただきましたのでその答申内容をご報告を申し上げますとともに、併せて私の考え方を申し上げさせていただきたいというふうに思います。初めに答申をいただきました内容でございますが、審議会では上伊那郡内 5 町村及び県内の 5 類似町村、計 1 0 町村の特別職の報酬等の状況並びに審議会の開催状況、また平成 2 3 年度人事院勧告、長野県人事委員会勧告、等の資料を参考に慎重審議をいただき、諸般の状況を総合的に勘案し議論を重ねて検討をいただいた結果、平成 1 8 年 4 月より実施をしており

	ます条例本則の月額報酬を 5%減額して支給する附則適用を平成24年度におきましても引き続き適用すべきとの答申を全会一致でいただきました。また議員の皆様の報酬につきましては現在の議員活動に鑑み本則支給が適当であるとの答申をいただいております。答申をいただきました事項を精査する中で地方経済の現状並びに一段と厳しい財政運営が迫られる中にあって、現状維持は必至との判断から私をはじめ副町長、教育長の特別職の報酬につきましては引き続き月額報酬5%の減額を継続した新年度予算編成とさせていただきますのでご理解の上なにとぞよろしくお願い申し上げます。答申内容につきましてはお手元の資料の答申書のとおりでございますので後刻ご覧をいただきたいというふうに思っています。以上3点につきましてご報告いたしました。
議 長	ただ今報告のありました件の内、土地開発公社並びにエコーシティ駒ヶ岳関係の平成24年度事業計画・予算につきましては、最終日の議会全員協議会において質疑を受けることいたします。
	以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第4 第1号議案教育委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第1号議案教育委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。本年3月31日付をもちまして1期4年間教育委員として町の教育行政のためにご尽力をいただいてまいりました塩澤良和さんが、今任期満了をもって退任をされることになりました。塩澤さんにはここに改めて町の教育行政に対するご尽力に感謝を申し上げる次第でございます。さてその後任として本日教育委員としてご提案を申し上げます本郷第5耕地の遠山亨氏は、お手元の経歴書にごさいますとおり昭和48年4月に中部電力株式会社に就職、以来38年間勤務をされ、現在は中電不動産株式会社に勤務をされておられます。この間学校PTA役員として学校教育に関わっていただき、特に平成15年から3年間飯島中学校学校評議員として飯島中学校の運営に携っていただいたことから、教育全般にわたって造詣の深い方であるというふうに思っております。またこのような経験を生かし教育行政の振興にご尽力いただけるものと思っております。つきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。なお任期は平成24年4月1日から平成28年の3月31日まででございます。よろしくご審議をいただきまして議員全員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案は討論を省略し、これより第1号議案教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案はこれに同意することに賛成の方はご起立を願います。
	[賛成者起立]
議 長	お座りください。起立全員です。よって第1号議案は原案のとおり同意することに決定

	しました。
	ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
議 長	[遠山亨氏 入場] 再開いたします。
	ここでただいま任命に同意されました遠山亨さんからごあいさつをいただきます。
遠山亨氏	[遠山亨氏 登壇・あいさつ] 皆さんおはようございます。本郷第5耕地の遠山亨と申します。ただいまは飯島町の教育委員会委員としてご承認いただきましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。大変身の引き締まる思いでいっぱいでございます。とは言いましても私には委員に求められます識見や経験など特段あるわけではございません。強いて申し上げれば飯島中学校の学校評議員として勤めさせていただいた程度で、正直今の学校や教育について認識しているわけではございません。しかしながら本日委員として任命していただきましたからには、学校や教育について自分自身しっかりと勉強をさせていただくつもりでございます。また学校や教育の現状や課題について自分ながらしっかりと勉強させていただきまして、経験豊かな委員の皆様の一員といたしまして、教育の基本理念に即した町の教育行政の運営に一端を担わせていくつもりで責任を持ってやらさせていただくつもりでございます。高い席からではございますが以上のことをお約束申し上げますとともに、議員の皆様また関係各位の皆様のご指導ご鞭撻を頂戴しながら、任期を全うする所存でございますのでどうかよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。
議 長	ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
	[遠山亨氏 退場]
	再開いたします。
	日程第6 第2号議案飯島町暴力団排除条例を議題とします。
	本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第2号議案飯島町暴力団排除条例の制定につきまして提案理由の説明を申しあげます。本条例は全国的にも悲惨な事件を引き起こしております暴力団活動に起因する不安要因を取り除き、安全で平穏な町民生活の確保、地域経済活動の健全な発展を維持するために、町、町民及び事業者の責務として町の事務事業における措置、公の施設の利用制限、利益供与の禁止等、暴力団の排除に関する必要な措置について新たに条例を制定するものでございます。なおこの条例につきましては成立の暁には駒ヶ根警察署管内4市町村では中川村がこの1月1日から、他の3市町村につきましては4月1日から足並みをそろえて施行され又は施行されることとなります。細部につきましては担当課長に説明をいたさせますのでよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。なお本案は総務産業委員会へ審査を付託いたしますので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。それでは質疑に入ります。
	質疑はありませんか。
9番 坂本議員	先ほど総務課長が言われましたパブリックコメントを求めたということで、まあ何もな

	かったということですが、どういう形でパブリックコメントの方法はどのようにされたかお答えください。 テレビ、広報、こういったものを通じて一般、他のものと同様の手法で行っております。でもあのそのことについて補足させていただきますと、あのこれパブリックコメントをかけるものはあの町民の皆様に一定の制限、制約をかけるような内容で、言葉を変えますと例えば不利益を生じるような内容があった場合に意見を求めるものでありまして、無いということは概ね承認されているというそういう形で受け止めております。 他にございませんか。 あのいずれ総務産業委員会へ付託されますのでそういう意味でお聞きしますが、伊南で統一してやるということで既に中川が施行ということですが、この文言全体ですけれどもほぼ4市町村で調整がとれているという理解でよいのでしょうか。 そのいう理解をしてございます。で、中川が少し先行いたしましたのは同時期に警察からの要請方各市町村の説明があったんですが、中川ではあのパブリックコメントという制度を持っていませんのでその分早く施行されたと、他の市町村についてはそれを受けて足並みそろえて行っていくというこういうことでお願いいたします。 他にありませんか。 これはあの罰則等を伴わないわけでありますけれども、特に公共施設、公共事業等における努力目標が示されておるわけでございますが、これに伴います例えばあの利用規定の看板を書き替えるだとか、それからまあ発注の折の条項を整備するだとか、まあそういったようなことが積極的に行われるべきだというふうに考えるところでありますが、関連する予算等について検討されていたら教えていただきたいと思います。 入札にかかわる文言整備は既にできておりますが、公共施設の貸し出しその他については運用の中で常時考えてまいりたいと思います。またあの予算措置については現段階では完記してございません。 他にありませんか。 あの詳しい審査は付託の中で行われると思いますけれども、ざっとこの文書を見ますとですね、あの従来まあ暴力団関係の中とは違うような文言があるように思われます。例えば暴力団員で無くなってから5年といったような規定はですね、私はあんまり詳しいわけじゃないですが普通はあの準構成員とかですね、杯は受けてないけれどもというふうなものを等という対象にしていたと思うんですけれども、このあたり十分に慎重に審議されたという理解でよろしいのでしょうか。 なかなかそこら辺のあのちょっと技術的な部分については、あの市町村なかなかそういう知識について無いんで、十分あの警察との協議の中でこれが良からうという文言でもってやっておりますし、またあのこの文言がああ標準的なまああの条例の雛形がございまして、多くの市町村が自治体がこれを用いてやっているという理解をしてございます。 よろしいですか。 (なしの声)
総務課長	
議 長 5 番 竹沢議員	
総務課長	
議 長 6 番 北沢議員	
総務課長	
議 長 3 番 浜田議員	
総務課長	
議 長	

議 長	それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 ただいま議題となっております第2号議案は飯島町暴力団排除条例は総務産業委員会に審査を付託いたします。
議 長	日程第6 第3号議案課設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	それでは第3号議案課設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申しあげます。本条例は住民福祉課分掌事務に環境政策として自然エネルギーに関する事項を生活環境係の分掌事務として明確に位置付けたこと。またこれまで産業振興課所掌事務でありました消費者行政に関する事項を生活環境係の分掌事務とするもの。及び老人保健医療制度の廃止に伴う改正。老人保健法が廃止され新たに健康増進法等により包括をすることとなったことに伴う改正が主な内容でございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。 これより質疑を行います。質疑はありますか。 住民福祉課に自然エネルギーに関する事項と、消費者行政に関する事項ということで盛り込まれました。これについてももう少しこうした事由についてお答えをいただきたいと思えます。 先ず消費者行政の関係でございますけれども、従来まで販売する側、要するに産業振興課の方で担当しておったわけでございますけれども、昨今の内容から考えますに買う側の立場の被害やなんか等について消費生活センター等との連絡が必要になってきます。そうしますと生活係の部分に含まれてくるというようなことから今回所管替えをするところでございます。それから自然エネルギーの関係でございますけれども、地域エネルギービジョン等策定している経過の中で、自然エネルギーについては従来から生活環境係でやっておったということで、まあ総合的な窓口は生活環境係が適切であるというようなことから住民福祉課の所管という形にさせていただきたいということでございます。 他にございませんか。 ただいまの説明でいきますとこれはまあ、あのまあ円滑に町政を推進をするためとの説明でありましたが、ちょっと疑義がありますので2点についてお尋ねいたします。まあ1つ目としてはですねこのあの各課を跨ぐ問題であります。それで自然エネルギーは今後当町にとっても重点課題だと思われます。それでこの全体的な形の中でこの機構の改革についてまあ総合的に検討した過程があったか。それでもう1点はですねこのまあ職員の配置の考えですが、これは内部的、今聞きますと住民福祉課がということでございますが、この内部異動でこの対応ができるのかどうか。この点について2点お尋ねいたします。 ただいまのご質問でございますけれども、先程から申し上げておりますようにまああの自然エネルギーという文言を使っておりますが、この課題につきましては環境という政策これの捉え方で、従来から温暖化の問題、CO2の削減の問題、生活環境係が窓口となつて対応してきておりました。従ってこれはあの条例の中に文言として位置付けをしていき
議 長 4 番 三浦議員	
住民福祉課長	
議 長 1 1 番 平沢議員	
副町長	

	たい。それから今後あの小水力発電だとかいろいろな具体的な事例が出てきた場合については、またその時点でもし事業を起こしたりするようなことがあれば、それべしのまた内部検討をしていかなきゃなりませんけれども、今はまああの行政としての窓口をここに位置付けて住民の皆さんとの意見交換、あるいはあの情報交換等をしながら推進をしていきたいという考え方でございますのでよろしくお願いしたいと思います。なお、事務量等もう既に行っている部分も多々ございますので、今の体制の中で推進していけるだろうというふうに今のところ思っておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	他にございませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第３号議案課設置条例の一部を改正する条例を採決します。
	お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第３号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第７ 第４号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第４号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律、こういう長い法律がございまして、これが昨年の１２月１０日に公布されました。非常勤消防団員等にかかる損害賠償の基準を定める政令の一部改正がこの４月１日から施行されることとなりました。このために当条例の適用条文の項ずれが生じてまいりますのでこれを改めるものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第４号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第４号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第８ 第５号議案飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第５号議案飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。津波または高潮による著しく激甚な災害が発生したとき、特定緊急水防活動の規定の整備等のための水防法の一部が改正されました。これに伴いまして適用法の条ずれが生じてまいりましたのでこれを改めるものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第５号議案飯島町水防協議会条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第５号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第９ 第６号議案飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第６号議案飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は中町コミュニティー消防センターを移設新築したことに伴いまして、所在地番が変更となりましたことから改正するものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第６号議案飯島町コミュニティ消防センター設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第６号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１０ 第７号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第７号議案飯島町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。経済社会

	の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法、及び地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正、並びに東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が公布されたことによりまして改正するものでございます。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。まして提案理由の説明とさせていただきます。
住民福祉課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
4 番	
三浦議員	第 2 4 条なんですけれども、同項に規定する額に 500 円ということで今あの説明がありましたけれども、この提案理由の中でまあ防災に関わるということで、のための施策に必要な財源確保というような形で公布されたというふうにあります、この町民税としてこの掛かってきたものについてのどのような財源に使うかっていうようなことは、特別決まりがあって防災のためにそれを使うとかそういうことがあるのかどうかお聞きをしたいと思います。
住民福祉課長	具体的な詳細の内容につきましては今後これから先の話でございますので、具体的な事業名等出されてくると思われます。現在あの現在の段階では具体的な事業名というものはまだこちらの方へ連絡が来ておりません。
議 長	他に。他にございませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 7 号議案飯島町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第 7 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 1 第 8 号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第 8 号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の改正は、町独自の子育て支援策の一環として町の福祉医療費給付事業の内、乳幼児等の事業区分の対象年齢を拡大をするものでございます。これは今年度から実施をしております町の第 5 次総合計画の基本施策、「だれもが健康と笑顔で暮らせるまちづくり」の主要施策である福祉医療制度の充実の一環として行うものであります。未来を担う子どもが適正な医療を受け、健康な社会人として成長することを支援をするとともに、義務教育を終え教材費や通学費など経済負担が大きくなる子育て世代の経済的負担の軽減を行い子育て支援をするものでございます。内容はこれまで対象年齢が中学校 3 年生までであったものを高校 3 年生相当学年まで、つまり 1 8 歳に達す

	る日までといたしましてその対象年齢を引き上げることとし、その所要額といたしましては平成 2 4 年度当初予算見込みで 2,500,000 円ほど見込んでいるところでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
住民福祉課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第 8 号議案飯島町福祉医療費給付金給付条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第 8 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 2 第 9 号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第 9 号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの 3 年間を対象とする第 5 期飯島町介護保険事業計画に基づき、適正な介護保険事業の実施及びサービスを提供するため、介護保険料の率及び保険料の額を改定をするものであります。向こう 3 年間の介護給付費及び介護予防の事業費等の推計によりまして、介護保険料の基準月額を算定し、これにより各所得階層ごとの保険料率に基づいた年間保険料を算定をいたしまして、今回条例改正案として提案をさせていただくものでございます。今回の主な改正の内容につきましては、保険料の基準額の改定であります、県と町の準備基金を可能な限り充当をした上でギリギリの線で最善の努力をした上での算定をいたしました、介護保険対象者、介護保険の給付費、介護保険サービスの級のアップ等々によりまして、いずれも増加の見込みによりまして 3 1. 1 %の上昇となり、月額では 1,180 円増額の 4,980 円、年額では 14,160 円の増の 59,760 円と設定をさせていただきました。また所得額負担能力に応じてご負担をお願いするということで現行の負担区分 6 段階を細分化しまして、 1 1 段階に設定をするとともに、低所得者層に配慮をいたしまして保険料率を最低 0. 4 5 に設定をし、最高は 1. 7 5 とすることといたしました。これらに伴います関係条文の改正を行うものでございます。詳しくは担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。
住民福祉課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。
	本案は社会文教委員会へ審査を付託いたしますので総括的な事項について質問されるようお願いいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
1 0 番	

堀内議員	すいません、ちょっと聞き漏らしたので再確認をお願いしますが、施行令の３８条適用から３９条適用に変えたというその理由についてもう一度お願いしたいと思います。
住民福祉課長	施行令によりますとあの３８条の関係は６段階にする場合についての規定が掲げてございます。それで３９条につきましてはそれを多段階にするためのそれぞれの規定がございますので、今回の場合は多段階でございますので３９条の適用ということになるわけでございます。
議 長	他にございませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	ただいま議題となっております第９号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例は社会文教委員会に審査を付託いたします。
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻を１０時４５分といたします。休憩。
	午前１０時２７分 休憩 午前１０時４５分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
	日程第１３ 第１０号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第１０号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。地域介護福祉空間整備事業で整備いたしております北河原地区及び上ノ原地区の高齢者支えあい拠点施設が竣工し供用開始となるため、関係条例の改正を行うものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありますか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありますか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第１０号議案飯島町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第１０号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１４ 第１１号議案飯島町保健センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長	第１１号議案飯島町保健センター条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。飯島町保健センターが平成２４年４月１日から役場西庁舎に移転することによりまして位置を改めるものでございます。細部につきましては、ご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長 ６番 北沢議員	これより質疑を行います。質疑はありますか。
	この保健センターでありますけれども、今度の新しい施設には保健センターの看板を掲げることとするのでしょうか。
住民福祉課長	保健センターの移転でございますので保健センターの看板を掲げたいと思います。
議 長 ５番 竹沢議員	他にありませんか。
	この条例について異議ありませんが、元の方の保健センター、以前に同僚議員から一般質問で何回かあの後利用についての質問があったと思いますけれども、今後は後利用はどうにされるのかについてご答弁をお願いします。
住民福祉課長	古くはなってきましたけれども、まだまだ使える要素も大変あります。そういったことから後利用について検討をしているところでございますけれども、予定といたしましては平成２４年度の中で具体的な方向性を見出していきたいということを考えております。これはあの取り壊しも含めた中で、まあできればあの障がい関係の施設にしていきたいということで、それを前提に話を進めていきたいというように思っております。
議 長	他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論はありますか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第１１号議案飯島町保健センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第１１号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１５ 第１２号議案飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第１２号議案飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。農村環境改善センターは平成８年設置以来、農林業の振興と農村生活環境の改善を進めるための活動拠点として提供してまいりました。今回役場西庁舎、保健センターの建設に伴いまして青年相談室兼研究室、生活研修室、談話喫茶コーナーを廃止するよう改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第 1 2 号議案飯島町農村環境改善センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第 1 2 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 6 第 1 3 号議案飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第 1 3 号議案飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成 2 3 年 4 月 1 日に生涯学習センターが教育委員会事務局内に設置されまして、その位置を文化館の位置としてまいりました。今年の 4 月 1 日から教育委員会事務局が役場西庁舎に移転することに伴いまして、生涯学習センターも同位置に移転するよう位置を改めるものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当次長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長 6 番 北沢議員	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 先程の件でもありますけれども、まあいくつかの機関がああ建物の中に入るわけですが、今後の今説明のあった役場の西庁舎、こういう位置付けていろんな案内だとかそういうものが出されていくのか、農村環境改善センターっていう農村センターという今までの名称を使って建物の位置を町民に案内していくのか、そこら辺の統一はされているのでしょうか。
教育次長	基本的にはですね西庁舎という名称を使って行く予定にしております。ただしそれだけではわかりにくいので、西庁舎（ ）して、例えば生涯学習センターとかあるいは教育委員会事務局とかそういった名称を加える形で使っていきたいというふうに考えております。
議 長	他にありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第 1 3 号議案飯島町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって第 1 3 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 7 第 1 4 号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第 1 4 号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例の提案理由の説明を申し上げます。本条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、公営住宅法及び同法施行令の一部改正に伴い、入居資格として同居親族を要しないものの基準を定めるために条文の整備を行うものでございます。詳しくは担当課長から説明させますのでよろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。
建設水道課長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第 1 4 号議案飯島町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第 1 4 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 1 8 第 1 5 号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第 1 5 号議案飯島町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷する恐れのある下水から下水道施設を守り、水環境保全のための終末処理場の機能を確保するため、下水道に排除する水質を規制しております。今回の改正は 1. 1 ジクロロエチレンについて毒性評価が不確実性を多く見込んだ評価値から、より実際の毒性に近い評価値へ変更がされ、水質汚濁防止法施行規則の一部と下水道法施行令の一部が改正されたことに伴いまして改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長 4 番 三浦議員	これより質疑を行います。 ただいま説明がありましたけれどもあのこのジクロロエチレンというものがどんな物質なのかよくもう少し説明をしていただきたいのと、その基準を上げてもいいというあの上げるそういう今までの経過の中でということだと思うんですけども、その理由をもう少しわかりやすく説明をしていただきたいと思います。
建設水道課長	それではあのご質問の 2 点、ジクロロエチレンというものはどういうものかというお話

と、基準が0. 2から1. 0に変更された経過について説明をさせていただきます。先ずあのジクロロエチレンという物質でございますが、こちらにつきましては塩化ビニールの樹脂の原料、あるいはフィルムの洗浄剤等に使われる物質ということでございます。人体の影響といたしましては麻酔作用等が知られておるという物質でございます。それでこちらの基準の改正でございますが、元はWHOの飲料水水質ガイドラインの毒性評価ということで検討されておりまして、まあ実際に近い毒性の評価値へWHOの方で基準が変更されたということでございます。これを受けまして環境大臣が排水規制等の専門委員会へ平成21年の11月に諮問を行っております。そこで検討されまして23年の2月には専門委員会から第1次の報告がございました。それから23年の2月18日に中央環境審議会の水環境部会の方から環境大臣の方へ答申が行われておるというそんな状況でございます。それで答申内容につきましては下水道の基準がまあ0. 2からWHOの1. 0、こちらの数値で適当であろうという答申を受けた中で改正がされたという、そういう経過でございます。以上でございます。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

9番 坂本議員 あ国はまあそういうことでWHOの基準が変更されたということで国も答申をしてまあ大丈夫だということになったと思うんですけども、国がまあそういうふうになったからといってまあその汚水の基準を緩くするっていうことになるわけでありまして、飯島町がどうしてもこの基準に沿って緩くしなければいけないということもないと思うんですけども、厳しい方がこれからの環境のことを考えれば厳しい方が私はいいと思うんですけども、反対です。反対ということで意見を申し上げます。

議長 他にありませんか。

8番 中村議員 私も反対の意見でありまして、あの当町においてどうしてもこれを緩めなければならないという理由があるのであればですけども、そうでなければ今のままでいくことの方がいいと思いますので反対いたします。

議長 他にありませんか。

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定されることに賛成の方はご起立ください。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立多数です。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 第16号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長

議長
3番
浜田議員

教育次長

第16号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。飯島町文化館は平成5年開館以来、多くの町民の皆様に社会教育、生涯学習、文化活動等の活動の場として利用をいただいております。管理につきましては現在に至るまで教育委員会が行ってまいりました。飯島町が設置する公の施設の管理につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づきまして、施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは指定管理者に管理を行わせることができるとされております。本年4月1日から教育委員会事務局が飯島町文化館から役場西庁舎へ移転するのに伴いまして、飯島町文化館の管理を効果的かつ効率的に行わせるため、法の規定に基づきまして指定管理者の指定を行うことができるよう条例改正するものでございます。指定管理者の行う業務につきましては施設・設備の維持管理と施設使用許可、使用料の徴収等で、改正により利用者の利便性が損なわれることはなく、これまで通りの手続きで利用ができることとございます。なお、指定管理者が文化館の管理を行う前に教育委員会が許可した使用許可、及び町長が許可した減免につきましては指定管理者が許可したものとみなします。細部につきましてはご質問によりまして教育次長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2点ほどお尋ねしたいと思います。実は本件については2月の17日の全員協議会で内容についての説明がありました。で、その中で文化館の管理という文章がございましてですね、施設使用料の減免については教育委員会合議後に同法人で決裁するとういう記述があります。ところが今回の条例についてはですね何ら明記がないように思います。それとまあ本日の資料の中でですね、改正案については書かれていますけれども、第10条ということで書かれておりますけれども、この実態的な内容を表示している5条、6条、8条、9条、これについては一切記述がありません。一体どういうわけなのか、慎重審議を求めるのであればですね、当然それが記載されて然るべきだと思いますけれども、この2点についてお尋ねいたします。

前段の質問でございますが、減免、使用料の減免について教育委員会合議後に同法人で決裁と、この文章に関する記載が改正案にないということでございますが、改正案のですね第10条第2項になります。指定管理者は次の各号に掲げる業務を行うものとする、ここの第1号の部分ですね、第5条、6条、8条、9条に定める業務、この第8条に定める業務は「町長は特に必要と認めるときは使用料を減免することができる」という規程でございまして、この業務についても指定管理者が行うと。それから第3項の読み替え規程の中で、第8条及び第9条の規程中、町長とあるのは指定管理者と読み替えるとういう改正でございますので、従ってここは町長というのが「指定管理者は特に必要と認めるときは使用料を減免することができる」と。なおあの教育委員会合議後に同法人で決済という部分については、条例の中で一切触れておりませんが、あのこの減免規定については具体的にはあの文化館管理規則の方である程度細かく規定がされております。これをあのこの規定によりまして減免をするんですが、やはりあの減免の場合にはそれが例えば利用者が営利の扱いになるのか、非営利になるのかというなかなか難しい部分もありまして、あの

	そういったちょっと微妙なところについてはまずあの教育委員会に相談をしていただいて、当然あの法人の判断によるんですが、教育委員会の意見も聞かせてもらいながら最終的に指定管理者の方で決裁するとかいう手続きでございます。それから後段の部分の質問のそれぞれの条項に関することが条例に謳われていないということですが、今説明しましたように第5条については使用の許可に関する部分であります。それから6条が使用料の納付、それから8条が今言いました使用料の減免、関連して第9条が使用料の還付ということでございまして、これらの業務を指定管理者が行うことができるということで、この中に改正条文の中に謳われておりますのでご理解をお願いしたいと思います。
議 長 3番 浜田議員	はい他にありませんか。
教育次長	前段の話は説明になっていないと思います。この改正案ではですね、指定管理者にすべてを委ねることになっています。ところが全協の資料ではですね、教育委員会がこれ合議（ごうぎ）じゃなくて合議（あいぎ）と読むんですか？、で、それに基づいて法人で決裁すると、内容が全然違うんじゃないでしょうか。答えになっていないんじゃないですか。 最終決裁は当然指定管理者が行います。これはあの改正条文のとおりでございます。ただその間に手続きを少し踏む必要がありますので、その分についてはあの指定管理者が決定したうえで後ほど協定書ということ、あの委託する側と受託する側で協定書を結びます。その中で具体的にこういった手続きを踏んでほしいということを盛り込んでいく予定にしております。
議 長 3番 浜田議員	浜田議員最後の質問です。
教育次長	もともと条例に謳われていた町長のですね権限決裁についてですね、それを格下げしてしまうということについては私はとても積極的な理由は認められないと思いますけれども、これについての説明をお願いします。 あの町長決裁権限であるんですが、その減免の具体的な規定については文化館管理規則の方でも定められておりまして、そちらの方もその条例の改正を受けて、減免規定を、減免規定といいますかその指定管理に関する部分を改正していく予定になっております。で、指定管理者が行うことによりまして申し込みの受け付けからそれから使用の許可、最終的なその関連する減免まで一括して指定管理者に行ってもらおうという趣旨のことでありまして、従いまして「町長」というのを「指定管理者」に読み替えるということでご理解をいただきたいと思います。
議 長 4番 三浦議員	他に。
教育次長	今、減免について、権限について指定管理者の方が要するに住民と利用者にとっては効率的だというお話だったかと思うんですけれども、あのそれでは今までの、今までまあ文化館に規定があったという減免規定があってそのようにやってきたということですが、今までの減免の決定の権限はどこが持っていたのかということについてお聞きしたいと思います。 この条例の本文のとおりで町長の決裁権限であります。

三浦議員	何故今まで町長権限で減免がされてきたかっていうことが私はすごく重要なことではないかというふうに思っていてまして、指定管理者ということになれば先ほども、これはと思えば相談を受けるというようなそこで検討をするというようなお話でしたけれども、それでいいのかどうかということについてはそれは指定管理者の本当に裁量というかであって、少し違うではないかなというふうな、今までの規定のその町長権限というものと、じゃあ指定管理者の裁量でいいというのでは私はすごく中身が違ってくるように思うんですけれども、その辺についてはあの検討されたんでしょうか。
議 長 副町長	はいこれは町長答えてください。 今あのご議論をいただいております文化館条例の指定管理者に指定できる内容につきましてですが、一番の根拠は地方自治法で定められております指定管理者制度の条文に基づいて、その必要なことを条例の中に盛っていくということで、手順として組まさせていただいております。この法律の中におきましては公の施設の設置の目的、これを効果的に達成するように、必要があるときは条例の定めによって指定管理者に指定することができるということになっておりまして、その内容の指定の手続き、あるいはあの指定管理者が行う管理の基準だとか業務の範囲、そういったものについて条例で定めていくということで今回の条例の定めになっておるわけでございます。先ほどあのまあ減免のことが多分に議論の中心になっておるようでございますが、減免の関係につきましてはもう平成5年からずっと長い歴史の中で減免規定の事例の蓄積もされておりますので、そういった事例に基づいて新たな指定管理者が減免をやっていくことは可能かと思えますし、またあの特異な事例、またあの新たな事例が出た場合には先ほど教育次長申し上げましたように、教育委員会の方へ当然合議がくるだろうと、その手続きについては指定管理者と協定を結ぶ中でその辺については明確にしていきたいということでございます。なおあのこれらの規程の定め方につきましては文化館特異の定めではありません。あの都市公園の与田切公園、千人塚公園等につきましても同じような定めをもって指定管理者をお願いをしていくということになっておりますので、不具合等がございましたらまた協定等の中において、町長の判断しなければならないものは当然こちらへ残していくだろうというような手続きになるかと思えますので、その点についてご理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	町長よろしいですか。他に。 ありませんか。 （なしの声）
議 長 3番 浜田議員	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。 この条例についての審議をですね委員会付託にすることを求める動議を提出したいというふうに思います。で、その理由について申し上げます。1つはですねあの副町長から指定管理者に委ねることについての説明がありましたけれども、これは少なからぬ問題を含んでいると考えています。と言いますのは、まあ指定管理者はどちらかといえばですね経営の安定といいますか、あの収支についての責任も同時に持たされるわけだというふうに私は認識しております。その一方文化館条例、これの第2項の中には目的が記述されてい

	ますけれども、町民の教育・文化に資するということでありましてですね、これは例えば減免をすれば収入が減るというそういう決断の下でも、優れた活動についてはですね減免措置をすることでこういう相対立する要綱を含んでいるのではないかと私は考えます。従ってそれを全て指定管理者に委ねるというのは決して適切ではないだろうというふうに考える次第であります。そういう意味でですね、それともう1つはあのこれまで第5条で教育委員会マターであったこと、それから第8条で町長の権限に属するものであったこと、これを指定管理者に委ねるというのはそれなりに慎重な審議を必要とする案件であろうというふうに私は考えます。よってですね本件をしかるべき委員会に付託してより慎重な審議を求めることを、そういう動議を提出したいと思います。
議 長	ただいま浜田議員から出されました動議について、飯島町議会会議規則第15条の規定により、これを議題にするかについて採決をいたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。ただいま出されました動議についてこれを議題とすることに賛成の方はご起立ください。
議 長	〔賛成者起立〕 お座りください。起立5人です。よって飯島町議会会議規則第15条の規定によりこれを議題とすることに決定しました。
議 長	ここで暫時休憩といたします。 〔暫時休憩〕 休憩を解き会議を再開いたします。
	ただいまの第16号議案に対する動議についてはこれを議題とすることに決しました。これより第16号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例を委員会付託とするかについて採決をいたします。お諮りします。委員会付託とすることに賛成の方はご起立を願います。
議 長	〔賛成者起立〕 お座りください。起立少数です。よって第16号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例を委員会付託とすることは否決されました。
3番 浜田議員	これより討論を行います。討論はありませんか。 この条例に対して反対の立場から討論いたします。様々な施設があ管理委託されてまあこれまでと同様のように文化館も行われるという趣旨のようでありますけれども、私はやはり行政が責任をもって進める施策に対してはですね、最終的に責任を取るという条項を残すべきではないかというふうに思います。さもないと先ずは議会のチェックに掛かりにくくなる、要するに様々な細目等に落とされますとですね。それからその責任の所在が個別の案件に対して明確でなくなるということですね、やはり町が本質的に管理している施設、とりわけ文化館のように文化、教育に関わる案件についてはですね、町長並びに教育委員会にその最終的な権限を残しても事務手続き上負担になるわけでもありませんし、最終的にはその責任も残るものだというふうに考えます。よって本条例に反対するものであります。以上です。
議 長 6番	賛成討論はありませんか。

北沢議員	本条例につきましては、単純にあの文化館の管理を指定管理者に委ねるというものでありまして、文化行政そのものを委ねるわけではございません。従ってまあ今後の公営施設のあり方の中でこの指定管理制度というのが出来たその趣旨を踏まえますと、町もそういったものに乗って合理的に施設を管理していただくことが町民のためになるのではないかとというふうに考えるところであります。従ってまあ今までも弓道場条例だとかいろんな公共施設を指定管理に出してきているわけでありましてけれども、まあその指定管理そのものも法律上は議会がその指定先を議案として審議する機会を与えられておりますし、この内容を単純にいわゆる条例上解釈して文化館を指定管理者の管理に委ねることができると、こういった条例の改正については賛成するものであります。
議 長	他にありませんか。
議 長	（なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第16号議案飯島町文化館条例の一部を改正する条例を採決いたします。この条例は起立採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。
議 長	〔賛成者起立〕 お座りください。起立多数です。よって第16号議案は可決されました。
議 長	ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後1時30分といたします。休憩。
	午前12時17分 休憩 午後 1時30分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。
議 長	日程第20 第17号議案飯島町図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第17号議案飯島町図書館設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明夫を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、この成立によりまして図書館法の一部が改正され、図書館協議会委員の任命基準は文部科学省令を斟酌して、各自治体の条例で定めることとなりました。このため省令で定める協議会委員の任命基準を加えるよう改正するものでございます。細部につきましてはご質問によりまして教育次長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。以上で提案理由の説明とさせていただきます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	（なしの声） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議 長	これより討論を行います。討論はありませんか。
議 長	（なしの声） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

	これより第 1 7 号議案飯島町図書館設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第 1 7 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	
議 長	日程第 2 1 第 1 8 号議案平成 2 3 年度飯島町一般会計補正予算 (第 6 号) を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第 1 8 号議案平成 2 3 年度一般会計の補正予算 (第 6 号) について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ 28, 995, 000 円を追加をして、歳入歳出それぞれ 4, 651, 298, 000 円とするものでございます。今回の補正予算につきましては平成 2 3 年度の当初予算及び補正予算により各種の事務事業を進めてまいりましたが、決算を迎えるにあたりまして事業実績等の見通しにより必要な補正を行うものであります。なおこれから 3 月末にかけて流動的な事務事業もありますので、必要に応じて 3 月 3 1 日付で補正をしなければならないもの、また繰越明許費として次年度に渡って事業を実施するものが見込まれますので、今後精査の上必要な措置を講じてまいりたいと考えております。歳入の主な内容であります、町のたばこ税につきまして当初予算では税率改正の影響を勘案して予算措置を行ったところでありますが、その影響が予想より少なくて収入増となりましたので増額補正をいたしました。地方交付税は 1 2 月に公布されたものを予算措置をし、町債につきましては新規事業の財源措置としての増額と、事業費が確定したものを減額をするものでございます。 次に歳出の主な内容であります、今年度末に退職する職員に関する退職手当組合の特別負担金の増額と、国庫補助事業を活用し農業用水路改修と小・中学校のガラス飛散防止フィルムを貼るための工事を実施することといたしまして、必要な予算をそれぞれ増額補正をいたしました。また農業集落排水事業特別会計への繰出金につきまして、特別会計の決算見通しにより一般会計からの繰出金を減額をすることといたしました。以上のとおり歳入の増や歳出の減などを見込んだ結果、今年度予定してきた事業はほぼ計画通り執行できた見通し等によりますことなどから、財政調整基金へ 40, 000, 000 積み立てるよう予算計上をしたところであります。なおこの積立金の一部は平成 2 4 年度に計画をしております千人塚にあります老人福祉センター及び勤労者福祉センターの取り壊しの財源にしたいと考えております。これらの施設の取り壊しにつきましては今年度 2 3 年度中に取り壊しを行うよう検討を進めてきたところでありますが、国庫補助金を活用した施設整備を行った箇所がございまして、国との事務処理の関係上、年度内の取り壊しが不可能でありますためにその財源を本年度中に一旦財政調整基金に積み立てまして、新年度予算において繰り入れを行った上で取り壊しを実施するように計画をしているところでございます。以上歳入歳出予算の他、債務負担行為の補正 2 件、地方債の補正 5 件を計上をさせていただいております。細部につきまして担当課長からそれぞれご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
住民福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)

建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
6 番	
北沢議員	歳入の方ですね財産の売り払い収入のところでお伺いいたします。不動産売り払い収入が 1, 933, 000 計上されているわけでございます。これはあのいわゆる町有地を処分したという内容でございますので、もう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。
総務課長	この処分の主なものが旧七久保教員住宅の用地の処分費でございます、これが 1, 700, 000 円でございます。
議 長	はい他に。
2 番	
宮下議員	先ほどあの一番最初に町長の言葉の中にあいさつの中にまああの除雪のことも出ておりまして、まあ平年並みかなっていうお言葉だったかと思うんですけども、まあそういった中で 2 7 ページを見ていただくと、先ほど委託料の道路除雪並びにまあ融雪剤の散布業務これに 3, 200, 000 増ということになっております。その内容からすると 3, 200, 000 と結構な金額が補正されているわけですので、平年並みというふうに考えると予算の時点での見込みが少な過ぎたのか、あるいはもっと他に何か理由があったのか、まあひとつその私が気になったのは今度のこの道路除雪等々につきましては 1 社確かいつもお願いするところといいますか、その辺が減ったわけですよ、そういったことから諸々のなにかあってこの 3, 200, 000 という増額があったのかこころ辺をお聞きしたいと思います。
町 長	あの議会開会の冒頭のごあいさつの中に触れての関連のご質問だと思いますが、ごあいさつの中では、今年はその都合 4 回ほどまあ除雪機等を駆使しての除雪作業であったということの意味で、まあそのくらいがだいたい平年並みの量かなあというふうにも思っ、比較的まあ平穩に過ぎたんではないかというふうに思いますが、ただこの除雪費の問題につきましては当初予算との捉え方の問題で現実問題としてこれだけまあ不足をしたということで、あのそれは見込み十分の予算化ではなかったというふうなことの結果の中からこうした補正予算をお願いするということでご理解をいただきたいと思います。
2 番	
宮下議員	議長よろしいですか。当初予算という部分でいくと平年並みでっていうことになると予想はしておったわけですよ、平年並みというところですよ、そうすると予算的に言うと予算の部分で非常にこう厳しく見積もっておったというそういう理解をすればよろしいでしょうか。
建設水道課長	除雪の関係でございますが、あの平年並みということで昨年と同様の予算編成をしてございますが、実質あの毎年変動があるということで毎年補正の対応をしていただいております。それともう 1 点あの除雪の出動回数は先ほど町長の方からお答えをしましたが、やはりあの融雪剤の散布業務、本年度はあの雪はあの回数はあの先ほど報告した通りなんです、寒さがかなり厳しい状況があったということで、そちらに融雪剤の散布業務等も若干増えておるといのが実状でございます。以上であります。
1 0 番	
堀内議員	2 点ほどお願いします。 1 9 ページの 2 3 0 3 老人クラブ活動補助ということですが、

	これ田切とか言われてましたけれども、田切の場合に地区でいいますと先輩者クラブというのが老人クラブ相当なんです、それに対する補助かどうかをお伺いします。それからもう1つ、25ページその前のページの3421のページの頭に農業用排水路工事請負費が載ってますが、工事2カ所ということでしたがどちらだか、その2点をお願いします。
住民福祉課長	19ページの老人クラブ活動の関係でございますけれども、これにつきましては実質のクラブ数は変わっていないんですけれども、従来まで具体的に申し上げますと上ノ原と南仲町の老人クラブが一緒であったわけでございますけれども、まあ人数が増えてきたというようなことがございまして、これが分かれることになりました。で、そうなりますとそれぞれのあの単位老人クラブが増える形になります。で、金額がそれぞれに来ますので歳入が入ってくるということでございます。
産業振興課長	25ページが一番上の工事請負費の関係でよろしいわけですね、この工事請負費6,000,000円につきましては2カ所やる予定であります。場所ですか、本二地籍、南田切地籍でございます。
議長 5番 竹沢議員	はい他に。 予算の30ページ31ページ関わって関連でお伺いをいたします。3校それぞれに国の第三次補正でガラス飛散防止フィルム工事ということで行われます。で既に発表されております平成24年度予算では保育園をやるということで結構な話ですが、役場庁舎は将来必要ないかどうかについてお伺いします。
総務課長	こここの庁舎、あの震度6まで耐えられるというような設計になっている中で、検討はしてございませんが飛散防止についてはいい制度があればまたあの、ただ多くがあのメッシュの網が入っていると思いますので、あの一部あのフィルム貼る場所があるのかどうかまたあの詳細な検討をしてまいりたいと思います。現段階ではそのような構想ございません。
11番 平沢議員	ちょっと2点についてお伺いいたします。まず最初にちょっと関連がありますので、12ページの02項08目の05節、住宅建物耐震改造促進事業、それから土木費08款05項のここにも耐震診断業務、それからもう1つ、3とこあるんです、この耐震の関係が。それが当初予算では計上しておりますが全部補正額でゼロになっている、この関係で出た耐震診断業務あるいは耐震補強工事補助に対するものが全部ゼロだったというこの要因がどこにあるかということをお伺いしたい。それから02款総務費の関係でございます。13目財政調整基金、これは財調にまあ積み立てをしておく、と、さっきあのそれから旧勤福の解体に来年度20,000,000使用するっていう意味ですが、まあこの財調へ積み立てをしていくっていうことはまあ将来の財源においてはまあ確保するということはまあこれは理解いたします、結構だと思いますが、この財政を長い目で見た時にですねこれがプラスかマイナスかという点であります。まあ積立金をまあ有利に運用していかなければならないと思いますが、まあ例えば借入利率とかあるいは運用利率の関係合わせてみましたときに、既に借入れをしている町債の繰上償還という考えはなかったかどうか。この2点についてお願いいたします。
総務課長	そのような観点でですね高い利息のものをできるだけまあ繰上償還をしながらといったような考えの下にずっと進めてまいりました。その中であの先行きこれほど不透明な、何

	時不景気から脱却できるのか、交付税が年々削られてくる中で歳入をどのくらい見込めるのかっていうちょっと全く不透明な状況に入ってまいりましたので、現段階では例えば大震災があったときにどうしても一時金はあるだろうとかいうような不測の事態に備えるべきであろうという結論の中で、総括的に議論を加える中で今回40,000,000円の積み増し、こういうことを決定させていただきました。
建設水道課長	住宅の耐震改修のご質問でございます。当初予算を全部ゼロにしておるということで希望がなかったということでこういう形になってございます。それで要因ということでございますが、こちらにつきましては制度的に2分の1補助ということで1,200,000程度の2分の1補助という形になります。それで耐震改修と言いますのは住宅の耐震強度を全部を補強しなくてはいけないということで、この実際に診断をして施工をしますとなかなかこれ以上掛かってしまうというのが実態でございます。それで600,000の補助でかなり高額な改修をしなくてはならないということで、希望がなかなか無いというのが実態でございます。いつそあの耐震の強度がないという場合にはもう新築を考えられるような場合もかなりあるかと思います。そんな状況で、あの希望が本年度ゼロという状況でございます。
議長 3番 浜田議員	はい他にありませんか。 事業コード1123、17ページのCATVの賃借料ほとんど全額減額ということになっているんですけれども、ちょっとこの理由がよくわからなかったのとですね、聞き漏らしたかもしれませんけれども、これ次のページのあの積立金の高度情報化基金積立と関連しているのでしょうか。だとするとこの目的についてご説明いただきたいです。
総務課長	あのエコシティ駒ヶ岳へのあの伝送路の使用料、これについて毎年あの予算計上するわけなんです、あのエコの方であの経営状態が良いということの中で、あのその部分については本年度いいからというようなこと、毎年度の経営状態を見ながらあのそういったようなあの話がございします。それで一方でエコシティ全てあの施設が老朽化をしてきておりまして、もう設備更新、伝送路系の設備更新をせざるを得ないところに来てございます。具体的にはまたあのエコシティの後の全協の中でご説明するような格好になってございますが、設備更新、多額の10数億掛かるものがございします。で、町としてもそこへもってかなりの部分行政で専用させていただいておる関係で、その時点で一定の負担がこれから求められるわけございまして、その部分については伝送路の設備更新分として情報化基金の方へ積み立てて準備をしている、こういったまいりました。そういった状況でございます。
議長 2番 宮下議員	はい他に。 今のでちょっと関連ですけれども、内容についてはいいと思います。ちょっとお聞きしたいのは今までも、前にも私この11,000,000円が何回も毎年こうってちょっとお聞きした時があったと思うんですが、それからするとこれ高度情報化基金っていうことなので、こうやってもう何年も積立ててきておると思うんですが、もし分かるようでしたら現在どのくらいの積立になっているかっていうのをお聞かせいただければと思うんですが。
総務課長	毎年度あの決算時点であの数字をお示しをしておるわけございまして、あの22年度末の基金の保有額が95,436,000何がしということであの報告をさせていただいてござい

		ます。でここへまたあの 11,000,000 円を積み増しすると 106,000,000 余といったような基金残高になります。でこの中で町の、あの全額あのエコーの準備金という考え方ではなくて、町のあのやっぱり関連する情報化の設備更新、この部分もあの併せてこの中には抱いてございますのでよろしく願いいたします。
議	長	他にありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これより第18号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第6号)を採決します。
		お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。よって第18号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第22 第19号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	それでは第19号議案平成23年度国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,911,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 925,390,000 円とするものでございます。今回の補正は保健基盤の安定繰入金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金の確定等によるものについて補正をするものであります。歳入では後期高齢者支援金の国県の負担金 95,000 円を増額し、一般会計繰入金のうち保健基盤安定繰入金分 3,006,000 円を減額するものであります。歳出では総務費を 219,000 円、後期高齢者支援金を 206,000 円、前期高齢者納付金を 8,000 円、それぞれ増額し、歳入歳出差額について予備費をもって 3,344,000 円の減額補正が主な内容であります。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これより第19号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。よって第19号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第23 第20号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町	長	第20号議案平成23年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ619,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 106,109,000 円とするものでございます。今回の補正は平成23年度における長野県後期高齢者医療広域連合事務費分、及び保健基盤安定額の確定により、県広域連合に納付するために歳入歳出増額補正を行うものであります。歳入では事務費繰入金を 434,000 円減額し、保健基盤安定繰入金を 1,053,000 円増額するものでございます。歳出では後期高齢者医療広域連合の納付金につきまして 619,000 円を増額するものであります。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
		これより質疑を行います。質疑はありませんか。
		(なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論はありませんか。
		(なしの声)
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
		これより第20号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。よって第20号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第24 第21号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町	長	第21号議案平成23年度介護保険特別会計の補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ752,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 965,417,000 円とするものでございます。歳入につきましては平成24年度からの介護報酬改定に伴う電算処理システム改修に伴う費用に掛かる国庫補助金、及び町の一般会計からの繰入金を増額し、必要な財源措置を行うものであります。歳出につきましては上伊那広域連合への介護報酬改定に伴うシステム改修に掛かる負担金等を増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
		これより質疑を行います。質疑はありませんか。
議	長 9番 坂本議員	それではですね一番最後の8ページにあります高齢者懇話会委員の合計金額がまあ補正額でありまして上がりまして、これは何回分になるのでしょうか。
		先ほどの一般会計の補正の中でもお話申しあげましたけれども、全体で5回させていたいただきましたけれども、4回分の当初の予算でございました。ただあの出欠等、欠席のされた方もいらっしゃいまして実質の金額が7,000 円で5回分を賄えたということでございます。以上でございます。
		他にございませんか。
議	長	

議 長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第２１号議案平成２３年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第２１号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第２５ 第２２号議案平成２３年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	第２２号議案平成２３年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額 4,800,000 円を増額し、総額で 385,580,000 円とするものでございます。歳入につきましては町債の平準化債の金額確定に合わせて 4,800,000 円増額をするものでございます。歳出につきましては特定財源である平準化債で公債費の財源振り替えを行い、一般財源の予備費に 4,800,000 円を増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第２２号議案平成２３年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第２２号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第２６ 第２３号議案平成２３年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは議案第２３号平成２３年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額 6,200,000 円を増額し、総額で 261,556,000 円とするものでございます。歳入につきましては町債の平準化債の確定に合わせて 21,200,000 円を増額し、一般会計からの繰入金を 15,000,000 円減額するものでございます。歳出につきましては農業集落排水事業費及び公債費の財源組み替えを行い、管理費の公債費へ 800,000 円増額し、予備費に 5,400,000 円を増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第２３号議案平成２３年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第２３号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第２７ 第３１号議案飯島町道路線の認定について 日程第２８ 第３２号議案飯島町道路線の変更について 以上、第３１号議案、第３２号議案の２議案につきましては、いずれも町道路線の案件でありますのでこれを一括議題といたします。本２議案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第３１号議案飯島町道路線の認定について、及び第３２号議案飯島町道路線の変更について、一括して提案理由の説明を申し上げます。認定につきましては道路法第８条第２項の規定により町道北上ノ原支７号線、１路線の認定を行うものあります。変更につきましては道路法第１０条第３項の規定により町道上ノ原幹線他１４路線の変更を行うものでございます。詳細につきましてはご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。質疑は２議案を一括して行います。質疑はありませんか。
議 長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論は２議案一括して行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第３１号議案飯島町道路線の認定について、第３２号議案飯島町道路線の変更について、以上２議案を一括採決いたします。お諮りします。本２議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第３１号議案、第３２号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第２９ 第３３号議案北河原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について 日程第３０ 第３４号議案上ノ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について

	以上第33号議案、第34号議案の2議案につきましては、いずれも集会施設の指定管理者の指定についての案件でありますので、これを一括議題といたします。本2議案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第33号議案北河原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、第34号議案上ノ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、以上2議案一括して提案理由の説明を申し上げます。供用開始となりますこれら2地区の高齢者支えあい拠点施設の管理及び運営につきまして、法の規定に基づきまして指定管理者の指定を行うものでございます。それぞれの施設の指定管理の期間は平成24年4月2日から平成28年3月31日までの4年間でございます。細部につきましてはご質問によりまして担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。
議長	これより質疑を行います。質疑は2議案を一括して行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論は2議案一括して行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第33号議案北河原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、第34号議案上ノ原地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、以上2議案を一括採決いたします。お諮りします。本2議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって第33号議案、第34号議案は原案のとおり可決されました。
議長	日程第31 第35号議案飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について 日程第32 第36号議案千人塚公園の指定管理者の指定について 日程第33 第37号議案飯島町文化館の指定管理者の指定について 日程第34 第38号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について 以上第35号議案から第38号議案までの4議案につきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についての案件であり、指定先については同一の指定管理者でありますので、これを一括議題といたします。 なお、本4議案につきましては一括質疑の後、討論・採決は施設の用途が異なるため議案ごとに行います。本4議案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第35号議案飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について、第36号議案千人塚公園の指定管理者の指定について、第37号議案飯島町文化館の指定管理者の指定について、第38号議案飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例に基づく飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について、以上4議案一括して提案理由の説明を申し上げます。与田切公園につ

	きましては都市公園条例に基づく与田切公園区域と、公園条例に基づく与田切公園区域等を合わせましてこれら条例の設置目的を達成するために。千人塚公園につきましては利用者のサービスの向上及び施設の効果的かつ効率的な運営を図りながら適切な管理を行っていくために。また飯島町文化館につきましては本年4月1日から教育委員会事務局を飯島町文化館から役場西庁舎への移転に伴い、飯島町文化館の管理を効果的かつ効率的に行っていくために。飯島町産地形成促進施設道の駅本郷につきましても利用者のサービスの向上及び施設の効果的なまたかつ効率的な運営を図るために。それぞれ平成24年4月2日から平成28年3月31日までの4年間、一般財団法人「まちづくりセンターいいじま」を指定管理者として指定しようとするものであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。細部につきましてはご質問により担当課長から説明させます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。
議長 1番 久保島議員	これより質疑を行います。質疑は4議案一括して行います。質疑はありませんか。 まちづくりセンターいいじまは4月の2日が設立ということになると思います。で、空白の1日というのが起きないかということがちょっと心配されているんですが、今現在12月の18日で振興公社が結局解散ということになったということでございますが、今現在も施設の管理については町がやっているということの解釈でよろしいでしょうか。その辺のところ空白がないかどうか確認をお願いします。
副町長	今あの町の振興公社は今年の12月18日に解散しましたので、今あの前の公社の残務整理をしている、いわゆる清算事務を行っているということで、前の公社の行っていた事務を3月31日までその事務を行って、3月31日で最終清算をさせていただくということになります。なおまたあの新しく出来ます一般法人につきましては、当初、国の方が4月1日日曜日でも法務局を開いて法人登記の受け付けをするという予定でしたので、4月1日からこれは指定管理者に指定していけるものということで段取りをしておりましたが、法務省の方でそういう段取りをしないということにわかりました。従って町の方の一般財団法人の設立登記が4月2日付になりまして、4月2日から新たな法人がスタートすると、従いまして4月1日の日曜日は法人がまだ出来ておりません。それで前の振興公社ももう既にありませんので、4月1日は1日これはまあ空白といえは空白になるかもしれませんが、条例上は4月1日については町の施設として直営ということで、それぞれの所管課が管理する1日になるというふうに理解をしております。まあ実態的にはそういうふうにはならないかと思いますが、まあ実態的には日付的にはそんな段取りになるかと思しますのでご理解いただきたいと思います。
議長 2番 宮下議員	他にありませんか。 副町長にちょっとお尋ねをいたします。今回、まちづくりセンターいいじまにまあ振興公社から移行するということでありまして、それに貸してこうやって指定管理が移っていくということになるんですが、あの現在、振興公社として職員の皆さんがいらっしゃるわけですが、つい最近、お1人方増えて3人が今4人になっていますね。この4人になっているという意味合いが今後これで今日議決されれば文化館の部分も増えてくるということ

副町長	になるわけで、そういったものを含めた中でのそういった人事的なものも行っているのかというところ、今後の見通しもあると思いますけれども、その辺あのお答えできる範囲で結構ですがちょっとお聞きしたいと思います。	
	あの今度の新しい法人で管理する施設は前のあの振興公社よりも1つ増えます。それで常時文化館にまあ人が居ないと受け付けの問題だとか施設の利用の問題と、住民の皆さんには不自由をさせないように運営していくというのは町長の今までの約束事項でございますので、もう1名文化館の管理、それから観光関係もありますので本庁舎との連絡事務等も兼ねながら、1人臨時職員を増員した形である指定管理を委託していきたいという今考え方でおりますのでご理解いただきたいと思います。	
議 長	他にございませんか。	
	よろしいですか。	
議 長	(なしの声)	
	質疑なしと認めます。以上で本4議案に対する質疑を終わります。	
議 長	これより議案ごとに討論・採決を行います。	
	初めに第35号議案飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。	
議 長	(なしの声)	
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
議 長	これよりへ第35号議案飯島町都市公園条例に基づく与田切公園及び飯島町公園条例に基づく与田切公園の指定管理者の指定について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
	(異議なしの声)	
議 長	議なしと認めます。よって第35号議案は原案のとおり可決されました。	
議 長	次に第36号議案千人塚公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
	これより第36号議案千人塚公園の指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。	
議 長	(異議なしの声)	
	異議なしと認めます。よって第36号議案は原案のとおり可決されました。	
議 長		
	次に第37号議案飯島町文化館の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか	
3番 浜田議員		
	第37号議案に反対する立場から討論を行います。この第37号議案は先ほど採択議決されました文化館条例とはセットになっているという以上反対するものであります。飯島町文化館条例第2条によれば文化館の設置の目的はですね、地域住民の教育及び文化の向上を図るために設置するとまあこのように定められています。他の施設に比べてなお飯島	

議 長	町の文化全般に関する強い責任を背負っている施設だというふうに考えておりまして、これは単に教育委員会が撤収し移動したとか、あるいは町の誰かが来たときに不便をかけないとかそういう消極的な理由でですね運営が考えられるべきではない施設であることは言うまでもないというふうに思います。で、一昨日、この文化館の大ホールでですね、ヘブンスストーリーという映画が上映されました。4時間半を超える超大作でありまして、しかしそれにふさわしい非常にあの密度の濃い内容だったというふうに私はあの強く印象に残っております。この作品自身は興行的な成績を狙う作品ではありませんから、全国でもさほど上映力所は多くなくてですね、おそらくはまあそれなりの文化的な関心の高い大都会でないとなかなか興行できない、そういう作品だったというふうに思います。で、こういう作品がですねこの飯島町の文化館で上映されたというまあこの町の文化像の高さに対して私は一町民として大変誇りに思うところであります。で、文化というものはおよそそういうものでありましてですね、私が考えるところでは2つ大事な点があると考えます。まあ1つは現場・現物主義と言いますか、人の批評を聞いて感動する人間はいないわけでありまして、あくまでもその文化あるいは教育の現場に接して人は感動しあるいは教育をされるものだというふうに考えます。そういう意味で指定管理制度というのはですね決して行政から遠いところに置かれることがあってはならないというふうに運営されなければならないだろうというふうに私は考えます。それから2つ目は、文化というのはですね伝統の継承であると同時に、その創造的な破壊も同時に伴うものだというふうに考えております。つまり言い方を変えれば従来の慣例・踏襲形ですね、あの文化っていうものは運営されるものではないだろうと、そういう変化につまりこれまでの前例がどうであった、あるいは1つの組み立てがなされていると、そういう前例だけでですねこの文化あるいは教育の運営がなされるべきではなかろうと、もっと町はこの文化全般に対してですね、直接的に責任を負う必要があるだろうということで、例外を設けるというふうに言っているわけではありませんけれども、少なくともこの文化館の運営に対してはですねより町が直接的に関わるべきではないかというふうに考えます。そういった立場からまあ残念ではありますけれども先ほどの条例が議決されましたけれども、その内容が満たされない状態での指定管理者への移行に対しては反対するものであります。	
	賛成討論はありませんか。討論はありませんか。	
議 長	(なしの声)	
	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	
議 長	これより第37号議案飯島町文化館の指定管理者の指定について採決をします。お諮りします。この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立ください。	
	〔賛成者起立〕	
議 長	お座りください。起立多数です。よって第37号議案は原案のとおり可決されました。	
議 長	第38号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について討論を行います。討論はありませんか。	
	(なしの声)	
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。	

	これから第３８号議案飯島町産地形成促進施設道の駅本郷の指定管理者の指定について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。よって第３８号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第３５ 第３９号議案飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第３９号議案飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例に基づく道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。道の駅花の里いいじまにつきましては今年度までの３年間、道の駅花の里飯島利用組合を指定管理者として施設の管理運営を行っております。道の駅花の里いいじまでは条例の設置目的を達成するために利用者へのサービスの向上、及び施設の効果的かつ効率的な運営を図りながら適切な管理運営を行っており、指定期間満了後、引き続き４年間指定管理者とするために地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。細部につきましてご質問により担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長 ９番 坂本議員	これより質疑を行います。質疑はありませんか。
産業振興課長	そろそろあの花の里は１０年になろうとしておりますけれども、現在の経営状態はどのような状況になっておりますか。
	利用組合の関係なんですけれど、あの経営状態ははっきり言って良いというように思っただ方がいいと思います。ただし平成２３年度につきましてはまあ東日本大震災絡み等々ありまして、若干前年度より落ちたということは聞いておりますけれど、それでもまあまあ黒字という状況のように聞いております。以上です。
議 長 １０番 堀内議員 産業振興課長	他にありませんか。 マネージャーと道の駅花の里利用組合、その関係についてをお伺いします。 道の駅とそれからマネージャーの関係ですが、先ずあの指定管理している部分につきましてお話させていただきます。指定管理している部分につきましては町で設置した施設の分を今回指定管理であります。で、兼業施設につきましては利用組合に、要するに駐車場とか休憩所ですが、その分は県から町にまああの管理委託されておりますので、その分についてまたあの要するに改めて業務委託していると、指定管理はございませんが業務委託をしているということで、で、それであるマネージャーの関係ですよね、マネージャーの関係については先ずは農協開発機構という組織がございまして、農協開発機構と単年度の契約であります。単年度の契約で、更新は何か疑義あった場合には更新をというか協議をするっていうようになっておりますが、基本的には単年度の契約で継続更新という形になっております。で、その他に確認書という形で単年度要するに農協開発機構からマネージャーの方へ行く賃金等を含めまして、いくらで町と北原マネージャーにつきまして支払われていくかっていう、そういう確認書を毎年交わしております。ですので契約があって確認書があるという形になっております。で、金額についてはここ５年間変わってお

１０番 堀内議員 産業振興課長	りません。以上です。 ？。
	道の駅花の里と北原マネージャーにつきましては、先ず利用組合の業務、それから町の業務と２通りあります。で、花の里につきましてはあの全体の施設でありますので、そこを含めて町は利用組合に指定管理と委託業務をやっておりますので、その総括的な部分は北原マネージャーはやっているということです。以上です。
１０番 堀内議員	そうするとこの利用組合とも関係があるということですので１つお伺いをしていきたいと思います。昨年の７月に信州里の菓工房創業祭というのが行われました。私もちょっと顔を出したんですが、その時に里の菓工房では道の駅の駐車場へ車を止めちゃいかんぞっちゅう放送を１０分置きくらいかね、そのくらいにしておりました。まあ後でいろいろとお伺いしましたら、里の菓工房では道の駅へ車を止めちゃいかんぞということをマネージャーから言われたとそういうことでございます。まあそれぞれ町が建設した施設ですね、もう１つは町が誘致した企業であります。この企業がお隣同士で連携もとれないし、しかも逆に利用しちゃいけないというような、こんなことをやってくっちゅうことでは町の発展なんか到底望めません。そういう意味で町長このマネージャーについては町外の人でありますし、ぼつぼつ私は切ってもいいんじゃないかなとまあそんなようにも思いますが、このことについて今回は委託管理の問題でありますので、その中でマネージャーあるいはその利用組合にそういうことのないようにしっかりと指導を希望したいと思います。この点についてお答えをいただきたいと思います。
町 長	この道の駅花の里いいじまは今年の８月の２日で満１０年を迎えることになりまして、１０年にちなんだ、なおまた併せて１０年目でちょうど 2,000,000 人達成というような方向も見えてまいりましたので、なんらかの１つの節目の行事をしたいというふうに現場と共々検討しておるところでございます。その中であのスタート以来、北原マネージャーには大変まあご尽力をいただいて、今の今日の姿を築いていただいた功労者の１人というふうに私ども受け止めております。その彼のいろんなまあ面でのノウハウ、それから人徳については高くまあ評価をさせていただいております。そこでまあ実はあの北原マネージャーが今年度をもって定年という形をまあ迎えるわけでございますので、一旦これはあの、先ほど農協の開発機構からの派遣という形で受け止めておった職員でありますけれども、町との関係からは切り離して、今後は更にまああの現場の利用組合等との組合長さんはじめいろいろと協議をしてまいりましたけれども、更にもう少しの間、彼のまあひとつ力添えをいただきたいというような考え方もございまして、利用組合の採用としてお願いするということになってまいりました。そんなことであの年数についてはあのまだ確たるものは聞いておりませんけれども、当分の間そういう形でというふうになろうかと思います。で、今お話のございましたあの夏の行事等につきましても私もお聞きしました。これはあの元より花の里いいじまの施設、それからお隣の里の菓工房のこの施設が相連携をして、相乗効果の中でひとつこの成果を上げていただくということが一番大切なことでもございますし、またあの栗の生産も含めてかなりあの関係しておる方も両方にまたがっておるといような部分もございますので、ひとつそこの垣根をあまり作らないような、利用目的

	はそれぞれ違うものもございますけれども、いろんな面で駐車場の問題もはじめ融通して気持ちよくまたその効果が上がるようにというようなことで、その後私も直接そのことを申し入れまして、また新年度に向けて対応していただくというようなことで、最終的にもう一度その辺は確認をしてまいりますけれども、そんなひとつご理解でご協力いただきたいというふうに思っております。
議 長 10番 堀内議員	他にございませんか。
	もう1つお願いします。あの先日、私は田切区の関係で安曇野と木曽、道の駅の関係の視察に行ってきました。まあ施設のそれぞれ管理をしている人からいろいろとお話を聞いたんですが、どこの管理者もあんなにたくさんお手当てはいただいております。はっきり言って木曽の施設では時給 700 円、これが一緒に働いておる人と同じ賃金だったと、それで働いてるんです。まあそういうことをお伺いしてきました。飯島の施設のマネージャーの賃金っていうのは非常に高いんじゃないかなとまあそんなように感じてきたところがあります。そういう意味でいろいろの面でもう一度見直しをお願いしたいと思いますし、また聞くところによると生産者組合の中でもあまり対応がよくないなっていう声も実際に私の耳には聞こえてきますので、やっぱり人を見て対応を是非お願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。その点についてもう一度、しっかりあの指導をしていくということですが確認をしておきたいと思います。
町 長	まああのいろいろ考え方があろうかと思いますが、いずれにいたしましてもあのここでひとつの区切りを迎えるというようなことの中で、報酬の面については、格段のまあ今までの報酬よりもかなりまあ下がるというようなことの考え方もあるようでございます。それからまあ地域のため、それから道の駅の更なるこの発展ここまでまいりましたので、力をつけて名実ともにこの花の里の運営が将来に渡ってひとつ町のシンボル、情報発信の基地としていけるような努力をお願いしてまいりたいと思います。またそのことを期待してまいりたいというふうに思っております。
議 長 2番 宮下議員	他にございませんか。
	これは今度の24年度の一般会計にも通じてきているんですが、今町長のお話だと組合の方が今度は採用するということなんですね、そうした場合に新年度予算にも道の駅マネージメントで 3,600,000 余が乗っかってくるんですが、これは指定管理者制度の中のひとつのまあ補助という形の中でやっていくという意味合いでここに乗っかってくるのか、そのへんが今までとその今町長が、組合が今度は採用するっていうふうにおっしゃったんで、そうすると今までとなんか違うように聞こえてきているんですが、その辺も含めてちょっとお伺いしたいんですけども。
町 長	またあの明日の新年度予算の中で審議の中でまた触れられると思いますけれども、組合全体の支援の中の一環としてそうした項目を設けて必要な最低限度の支援はしていくという考え方で計上させていただいております。
町 長 1番 久保島議員	他にありませんか。
	今回までは3年契約であるというんですが、今度から4年に伸ばしたというこの経過に

産業振興課長	については何故なのでしょう、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。 今回の指定管理については施設の管理です。施設の管理について指定管理を利用組合の方にお願いをするということで、マネージャーの関係についてはまあ24年度、まあ先ほど町長言いましたように給料的には下がる予定でありますけれども、それはあの利用組合が採用しているということですので、あくまでも道の駅のマネージメントについては利用組合と契約をしていくということになりますので、個人の契約ではありません。そういうことなんですけれど、あの他の施設とのあの、ですので終わりが4年になっておりますので、それを合わせたということですのでよろしくお願いします。
議 長	よろしいですか。次に他にありませんか。 ありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありますか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第39号議案飯島町産地形成促進施設道の駅花の里いいじまの指定管理者の指定についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって第39号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。
	午後 3時32分 散会

平成24年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年3月6日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 第24号議案 平成24年度飯島町一般会計予算

日程第 2 第25号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 3 第26号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 第27号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 5 第28号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計予算

日程第 6 第29号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 7 第30号議案 平成24年度飯島町水道事業会計予算

○出席議員（12名）

- 1番 久保島 巖

3番 浜田 稔

5番 竹沢秀幸

7番 倉田晋司

9番 坂本紀子

11番 平沢 晃
- 2番 宮下 寿

4番 三浦寿美子

6番 北沢正文

8番 中村明美

10番 堀内克美

12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者（会計課長兼） 片桐邦彦 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長兼）
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者

- 議会事務局長 浜田幸雄
- 議会事務局書記 千村弥紀

本会議再開

開 儀	平成24年3月6日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 なお市村教育委員長から公務出張のため欠席の通告がされております。 本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。ここで議事進行についてお願いをいたします。これから提案になります第24号議案から第30号議案までの7議案についてであります、いずれも平成24年度予算に関わる議案であります。また案件の審議方法につきましては昨日議会運営委員長の報告で決定されておりますので、これを一括議題とし総括質疑の後、各常任委員会へ審査を付託することといたします。 それでは、 日程第1 第24号議案平成24年度飯島町一般会計予算。 日程第2 第25号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計予算。 日程第3 第26号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。 日程第4 第27号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計予算。 日程第5 第28号議案平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。 日程第6 第29号議案平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。 日程第7 第30号議案平成24年度飯島町水道事業会計予算。 以上24号議案から第30号議案までの平成24年度予算7議案を一括議題とします。 町長の施政方針並びに本7議案にかかわる提案理由の説明を求めます。 町 長 おはようございます。平成24年3月議会定例会を招集し、平成24年度の一般会計予算案をはじめ特別会計及び事業会計予算を含めた7議案を提案をするにあたり、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。約50分前後の時間をいただきたいと思いますのでよろしく願いを申し上げます。また併せてお配りしてあります書面をご覧をいただきたいというふうに思います。 先ず初めに甚大な被害をもたらしました東日本大震災から間もなく1年となります。現在も多くの行方不明者がおられ、また仮設住宅での生活を余儀なくされている方々も多数おいでになります。改めて亡くなられた方々のご冥福と被災されました方々へ心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものでございます。被災地の状況はメディアを通じ多くの情報が発信をされておりますし、私自身昨年9月に大船渡をはじめ周辺被災地を訪れる機会を得まして、津波により建物すべてが崩壊をし更地のようにってしまった町、また建物や道路は崩壊をしていないのに人が全く居なくなってしまった町など、想像もできない光景を目の当たりにしてまいりました。地震や津波という自然の力の脅威と原子力という化学分野への過信を痛切に感じたところでございます。また家族や生活基盤を失った悲しみの心、互いに励まし合う絆の心、そして故郷を愛する心など、被災された皆様の心を垣間見ることできました。この「心の絆」や「故郷を愛する心」があれば必ず復興を成し遂げられると確信をいたしております。昨年秋にブータン国王が来日をされ国会で演説をされました。その中で「われわれの物質的支援はつましいものです

が、われわれの友情、連帯、思いやりは心からの真実味のあるものです。両国民を結び付けるものは名誉を守り個人の希望よりも地域社会や国家の望みを優先し、また自己よりも公益を高く位置付ける強い気持ちなどであります。」というふうに述べられました。私もそうですが日本国民が自分自身を見つめ直すお言葉であったと感じております。

私は昨年多くの町民の皆様を支えられて、町政3期目の重責を担当させていただくことになり、平成24年度は最初の予算編成となりました。2期8年間の間に飯島町という大地に蒔いてまいりました様々な種や育った若木を町民の皆様とともに大切に育てあげ、実り多き飯島町の発展を目指して、お約束をした公約を着実に進めるため、初心に帰って精いっぱい努力をしてみたいです。わが国の政治情勢は一層混迷の度を極めており、経済状況におきましても未だ高水準にある円高やデフレ状態が続くなど、雇用情勢を含めて依然厳しい現状となっております。社会の情勢は目まぐるしく変化しておりますが、私は常に申し上げておりますように、飯島町に暮す全ての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せと生きがいを感じることでできる地域づくり、また子ども達が夢や希望を感じられるまちづくりを行うことが使命であると日々思い取り組んでおります。被災された方々の心やブータン国民の心を私自身の心に刻み込み、町政の運営に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、先ずもってお願いを申し上げる次第でございます。

それでは先ず経済情勢と国の予算編成についてであります、わが国の景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、総体的には最悪時期に比して若干持ち直しているとみられています。今後の先行きにつきましても、各種政策効果などを背景に景気の緩やかな持ち直し傾向が続くことを期待をする一方、欧州の政務債務危機が金融システムに対する懸念につながっていることなどから景気が下振れし、わが国の景気も下押しされるリスクが存在をしており、併せて電力供給の問題や原子力災害の影響、デフレや雇用情勢への懸念も依然として残っており注意が必要としております。こうした考えの下、平成24年度の国家予算は「東日本大震災からの復興」「経済分野のフロンティアの開拓」「分厚い中間層の復活」「農林業の再生」「エネルギー・環境政策の再設計」、この5つを柱に日本再生に全力で取り組むとしています。また地域主権改革を確実に推進をするとともに、既存予算の不断の見直しを行うこととしています。その結果一般会計予算規模では約90兆3,000億円となり、前年度比約1兆1,000億円、率にして2.2%の大幅減となっておりますが、東日本大震災復興特別会計、これはまだ仮称でございますが、として約3兆8,000億円が別枠で確保されている形となっております。その組み立てについては財源不足額を新規国債発行で賄う構図に変わりはなく、当初予算としては3年連続で税収入を超え、前年度予算額と同等の約44兆円を発行する形となっており、長期債務残高はますます深刻な状況となっています。また借金依存度も49.0%と過去最高となり、歳入予算のほぼ半額を借金で賄うということになっております。このような国家財政の現状を考えますと国民や地方自治体への負担を強いる時代が必ずやってくると予想されますので、この点に留意した町の財政経営を行っていく必要があると考えております。また現在の国勢は混迷を深めており、平成24年度予算の年度内成立が絶望的な状況となり、1998年以来となる暫定予算の編成を余儀なくされている状況ですが、町は町としてできることを行い、持続可能なまちづくり、また町内の産業が元気になるよう取り組んでい

かなければならないというふうを考えております。

続いて地方財政についてであります。平成24年度における国の地方財政対策では、企業収益の回復等により地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復をすることが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、経費全般について徹底した削減・合理化に努めても依然として大幅な財源不足が生じると見込んでおります。そのため地方交付税及び臨時財政対策債の発行などにより補填措置を講じ、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について確保するとしております。これらにより平成24年度の地方財政計画の規模は総額で約81兆9,000億円で、前年度比約6,400億円、0.8%程度の減となっておりますが、東日本大震災への対応分として約1兆8,000億円、緊急防災・減災事業分として約6,000億円が確保される組み立てとなっております。この内、地方交付税総額を見ますと約17兆5,000億円となり、前年度に比べて約1,000億円、率にして0.2%の増額となっております。また関連する臨時財政対策債につきましては財政力の弱い地方公共団体への配慮から、発行可能額を見直すこととされていますが、前年度に比べ約0.4%の減額にとどまりましたので、この2つを合わせた実質的な交付税総額はほぼ前年度並みの約23兆6,000億円が確保をされるということになりました。現段階では国家予算の成立が不透明でありますのでその動向を注視してまいりたいと考えております。

次に長野県の平成24年度当初予算案は、信州らしさを強化し、地域を元気にするために「経済・雇用対策の実施」「教育・子育て先進県の実現」「産業力・地域力の強化」「暮らしの安心確保」「県民主役の自立した県政の実現」、この5つを柱に編成をされました。その額は総額約8,400億円となり、前年度に比べて0.6%の減額予算となっております。歳入面では県税収入を前年度とほぼ同額とする一方で、地方交付税と臨時財政対策債は減額としたため主要一般財源総額は減少をしております。歳出面では義務的経費の増加など財政構造の硬直化が懸念される状況から、県債残高の縮減を進めるとともに徹底した見直しによる事業の廃止・縮小により財源を確保した形となっております。

次に町の財政見通しについてであります。平成22年度決算数値を見ますと、経常収支比率は地方交付税や臨時財政対策債の増により4%好転し77.1%となりました。また全基金の残高については不測の事態に備えるためにできる限りの積み立てを行い、前年度より258,000,000円ほどの増の約1,539,000,000円としたところであります。地方債に関係する指標である実質公債費比率につきましても、計画的に実施をしております起債の繰り上げ償還の効果もあって13.4%に抑えることができました。将来負担比率につきましても73.9%となり、健全化判断比率の4つの指標から見れば当町は健全なレベルであると判断をされております。しかしこれらの指標が好転したのは、地方交付税や臨時財政対策債の増額など特殊事情によるものであり、財政状況そのものが好転したとは言えません。また今後は下水道事業の据え置き期間の満了による元金の返済開始などにより、実質公債費比率は上昇をする見込みであり、将来負担比率についても毎年改善していますが、県下の他の市町村と比べても数値は高い方となっております。歳入面を見ますと税収入が歳入全体の4分の1程度にとどまるなど依然として自主財源の確保が難しい状況にあります。国からの譲与税や各種交付金については年々減少傾向にあり、地方交付税と臨時財政対策債についても減少傾向にあることから、当町の財政状況は極めて厳しい状況

が続いていると判断をしております。歳出面でも少子高齢化や社会保障費の自然増などは抑えられない状況にあり、上伊那広域連合によるごみ処理施設の建設など、広域的な事業への新たな負担も発生をしております。町が増加する一方の財政需要や現在の行政サービスの水準をいかにして維持し、どの様に対応していくかが最大の課題であり慎重に見極めしていかなければなりません。また大規模災害が発生した場合、即座に資金が必要となることが予想され、財政調整基金の残高確保は大変重要な要素となっております。このように当町の行財政運営につきましては、経済情勢は元より国の地方財政対策によって大きく左右をされるところであり、その見通しには不透明な部分もあるわけですが、引き続き情報収集と分析を行い、行財政改革を進めるとともに堅実な行財政運営に努めてまいります。

そこで予算編成の考え方とまちづくりの重点施策についてであります。平成24年度は町民の皆様と作り上げました基本構想にあります町の将来像「人と緑輝くふれあいのまち」を目指して2年目の年となりますので、一歩前に進め少しずつ成果を出すとともに、飯島町行財政改革プランによる行政改革も着実に推進をしなければなりません。新たな町の課題が発生した場合には柔軟に対応することも含めて、山積した課題に対応すべく住民参加と協働のまちづくりの推進と町民の皆様の暮らしを守る施策、及び人口増・活性化施策の推進を基本方針として、その中でも喫緊の課題である定住促進や、安全安心なまちづくり等を重点に置きまして予算の編成を行いました。

先ず1つ目に、定住促進、子育て支援を進めます。平成22年度に行われました国勢調査における人口の減少や、地元で買い物をする人の割合である滞留率の減少は、当町の課題を数字で表したものととなり、現実を突きつけられたものとなりました。しかし当町には素晴らしい環境と地域のぬくもり、絆があります。この魅力ある町を自信を持ってPRし、定住促進を図ってまいります。子育て支援に関しましても他の自治体に負けない支援策がたくさんあります。平成24年度にはいくつかの新たな取り組みも加えて、安心して子どもを産み育て、その子ども達が元気で明るく成長し、将来にわたってこの町で暮らしていただけるまちづくりを進めてまいります。

2つ目に、農・工・商のバランスのとれた産業振興を進めます。昔から当町は多くの水田に囲まれた農業の町であります。田植え前の水田に中央アルプスが映える美しい田園風景は先人から受け継がれてきた町の財産でもあります。この素晴らしい環境で水稻をはじめ、そば、大豆、果樹、花卉、野菜、と多くの農産物が生産をされ、農地も守られてまいりました。また商工業においても素晴らしい技術とその卓越した想像力で厳しい時代を乗り越えてきた力があります。これは農業、商業、工業ともに当町になくてはならない産業であり活力の源であります。町内産業を衰退させることのないよう諸施策を講じ、6次産業化による地域振興も目指してまいります。

3つ目に、安全安心なまちづくりを進めます。昨年も東日本大震災に代表される自然災害が全国各地で発生をしており、当町においても災害対策は大変重要な課題となっております。災害時の迅速かつ的確な情報伝達人命や財産を守ることにつながりますので、そのシステムなどを早急に構築をいたします。また道路交通網の整備や消防、防災、救急体制の充実、交通安全や防犯対策を推進するなど、安全安心で暮らせるまちづくりのための諸施策を講じてまいります。

4つ目に、環境に配慮した新エネルギーへの取り組みを進めます。地球温暖化対策は地球規模で取り組む最重要課題であります。ゴミの減量化などによるＣＯ２の削減に取り組むとともに、環境負荷の低減や資源節約のため自然エネルギーの活用を積極的に考えていかなければならない時代となっております。また原子力に頼らないためにも、太陽光発電の促進や小水力発電の可能性を検討するなど、自然エネルギーの活用による地球にやさしい循環型社会の実現を目指します。

5つ目に、基本計画に掲げた重点プロジェクトを進めます。人づくりはまちづくりの原点であるという考えの下、町を担う人づくりを進めてまいります。また当町の資源や魅力を様々な手段を用いて情報発信をすることで町のイメージアップを図り、産業振興や定住促進につなげてまいります。併せて地域づくり委員会の活動などにより、住民自治の発展と協働のまちづくりを進めてまいります。

6つ目、最後に国県の事業を促進をしてまいります。国道１５３号伊南バイパス及び主要地方道竜東線の建設、与田切川、中田切川の砂防の延伸、国直轄それから県営治山をはじめとする土地改良事業など国や県の事業推進を強力に働きかけてまいります。

以上が本予算での重点項目でございます。

それは提案をいたしました平成２４年度の各会計の予算概要について総括的に説明を申し上げます。各会計の予算規模であります、一般会計では 4,222,000,000 円で前年度に比べ１．５％の減、国民健康保険特別会計は約 897,000,000 円で０．６％の増、後期高齢者医療特別会計は約 111,000,000 円で４．９％の増、介護保険特別会計は約 1,029,000,000 円で１４．８％の増、となっております。また公共下水道事業特別会計は約 368,000,000 円で０．５％の減、農業集落排水事業特別会計は約 259,000,000 円で１３．６％の増、水道事業会計は約 344,000,000 円で１４．４％の減であります。これら７会計の合計予算規模は約 7,231,000,000 円で前年度に比べ０．７％の増として編成をいたしました。一般会計の当初予算が前年度に比べて減少したのは普通建設事業や補助費などの歳出減によるものです。国民健康保険特別会計は前年度の実績を勘案した予算編成を行った結果、前年度と同規模となっております。後期高齢者医療特別会計は保険料負担と事務費の増などによりまして増額となりました。介護保険特別会計は保険給付費の増額等によりまして予算規模も大幅に増額をいたしました。公共下水道事業特別会計は管渠工事がほぼ完了し、維持管理経費が主な内容となっておりますので大きな変動はございません。農業集落排水事業特別会計は伊南バイパス関連工事の増により増額をいたしました。また水道事業会計につきましては石綿セメント管の更新事業に対し国庫補助金が見込めなくなったことにより、事業の見直しを行いましたので予算規模が減少をしております。

それでは最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。町税は前年度に比べ０．１％の減額を見込みました。内訳としましては、個人町民税は年少扶養控除の廃止に伴う増税を見込み、たばこ税につきましても前年度の実績から増額をしたところであります。一方で法人町民税は企業業績の回復が見込めない状況などから減額とし、固定資産税につきましても評価替えの影響から５．５％の減額を見込みました。次に地方譲与税と各種の前に基づく交付金にあつては、国の地方財政計画や前年度までの交付実績などによりそれぞれ減額等を見込んでおります。次に地方交付税であります、普通交付税にあつては国の予算案は前年度同等となっていることから前年度並みの交付額が予想をされますが、

当町においては減額となる要素も含まれておりますので、その他様々な要件により左右されますので、予算編成時の情報を分析しながらも見積りを行ったところであります。特別交付税につきましては例年の予算規模に有害鳥獣駆除に要する経費の特別交付税算入分をプラスして予算を計上をいたしました。また地方交付税に関連する臨時財政対策債につきましては、国において地方財政の健全化を目指し算出方法の見直しが行われることから、大きく減額を見込んだところであります。国庫支出金につきましては子ども手当の制度改正による支給額の減などにより減額となっており、県支出金につきましては緊急雇用の創出事業の要綱改正により前年度より減額となったところであります。繰入金につきましては減債基金の繰り入れにより起債の繰り上げ償還を実施をすること、また勤労者福祉センターと老人福祉センターの取り壊しのため財政調整基金より必要額を繰り入れることといたしました。これらの施設は建築年から３５年以上経過しており、老朽化も激しく耐震性もないことから今後の活用も不可能であると判断をし、平成２３年度中に取り壊しを検討いたしました、国庫補助金を活用した施設整備を行った箇所があり、国の事務処理の関係上年度内の取り壊しが不可能あることから、その財源を一旦財政調整基金へ積み立てて、国との協議が完了する平成２４年度に必要な経費分を繰り入れることとしたためであります。昨日の補正予算の中でご提案議決いただいた内容でございます。千人塚公園のシンボリック存在で多くの方にご利用いただきました思いで深い施設でありますので、一抹の寂しさも感じるわけですが、管理や安全面、また公園全体の景観からも取り壊しはやむを得ないものと判断をしたところでございます。最後に町債でありますが約 337,000,000 円とし、前年度に比べて約 96,000,000 円、２２．２％の大幅な減少となりました。主な内容は臨時財政対策債と道路整備事業債の減少によるものであります。以上歳入について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより不確定な要素を含んでおります。現時点で得た情報を基に慎重に精査のうえ、それぞれの予算額を計上をしたところであります。

次に歳出予算の概要について、基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向に沿って説明を申し上げます。

第１「ふれあいときずなを広げるまちづくり」について、当町では人口減少、少子高齢化、商業の低迷など、多くの課題を抱えておりますが、これらの課題をみんなで知恵と汗を出して乗り越えていかなければなりません。また飯島町に住んでよかったと思えるまちづくりを進めるためには、町民の皆様や地域、企業、そして行政が対等な立場で良きパートナーとして協力し、自助、共助、公助によりお互いを補完しながらそれぞれが主体的に行動することが必要となります。平成２３年度には４地区すべてに地域づくり支援員を配置し、地域づくりのコーディネーターとして地域づくりや公民館活動を支援してまいりました。支援員の方々には１年目から精力的に活動をいただいております、地域づくり委員会が本格的に動き出したところであります。平成２４年度はそれぞれの地区で今後どのような活動に取り組むかを明確にするための年次計画を策定していただければと考えております。この計画策定に必要な経費は交付金として交付することといたしましたので、策定について検討いただきたいと思っております。策定にあたってはその地区に合った無理のない計画としていただき、少しずつ前進していくことで地域に活力と元気が出て住民自治や協働のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。また地域づくり委員会や区、耕地、自治会がその活動を対象とした損害賠償保険に加入した場合の保険料の一部補

助も継続をいたしますのでご活用をいただき、地域活動を活発に行っていただくことを願うところであります。また友好姉妹都市でありますブラジル・フェラス市との交流ですが、昨年松下議長さんと箕浦副町長、折山総務課長の3名がフェラス市を訪問し、交流を深めてまいりました。平成24年度はフェラス市長さんや議長さんをはじめ飯島町にゆかりのある方々を当町へご招待するよう計画をいたしております。

第2「誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり」についてであります。心身ともに健康で生き生きと暮らせることは子どもから高齢者まで性別や年齢にかかわらず誰もが願うところであります。お互いが助け合い、支え合い、健康で安心して生活を送ることのできまよう、保険・医療・福祉の連携の下に各事業を推進をしてまいります。先ず子育て支援の一環として行っております子どもの医療費軽減策ですが、昨日条例改正を議決をいただきましたが、平成23年度までは中学校3年生までだった対象年齢を、平成24年度からは高校生相当年齢まで拡大をすることとし、入院・通院を問わず受益者負担金500円を除いた医療費を町が全額負担することといたしました。これにより定住促進にもつながてまいりたいというふうに考えております。予防事業に関する取り組みとして、大切なお子さんを病気から守るため、平成23年度に引き続き子宮頸がんワクチンやヒブワクチン、及び肺炎球菌ワクチンの予防接種費用を町が全額負担をすることといたしました。これから対象となる皆さんは自己負担はありませんので是非ワクチン接種を検討をいただきたいというふうに思います。次に母子保健に関する取り組みであります。当町の出生率は依然として低い水準で推移をしており町の重要課題の一つとなっております。そこで3カ月検診に併せ、出産された家庭にささやかではありますが地元産の花束などを贈るよう新たに予算措置を行いました。子どもが生まれこの町で元気に育っていくことは町にとって大変うれしいことであります。併せて地元産の農産物の消費やPRにもつながてまいりたいと思います。また妊婦検診や不妊治療に対する補助につきましても継続をして助成をしてまいります。地域医療対策の関係では七久保診療所にデジタルX線画像診断システムを整備をすることといたしました。身近な医療機関で正確でより良い診断が可能となり、町民の皆様の健康管理につながるものと考えております。健康増進に関する取り組みとしましては、社会問題にもなっております自殺対策について平成24年度も取り組んでまいります。悩みを抱えている方々へのカウンセリングなど直接的な事業も行いますが、自殺へのサインに気づき、見守りを行い、専門の相談機関へつないでいく役割のゲートキーパーを養成する講座の開催など、できるだけ早期の対応が可能となる仕組みづくりも進めてまいります。また75歳以上の方々が人間ドックを受けられる場合に費用の一部を補助いたしますので、健康維持に役立てていただきたいと思います。保健センターの整備につきましては、その機能を併せ持つ高齢者ふれあいセンターを農村環境改善センター、いわゆるまあ西庁舎の方へ増設する形で今年3月中旬に完成をする予定であります。新しい施設となりますので気持ち良く検診や相談などを受けていただけるものと思います。町としましてもこれまで以上に各種検診や保健指導などに力を注いでまいります。

第3「みんなが支えあう福祉のまちづくり」についてであります。高齢者や障がい者の方々に対する理解を深め、町民の皆様一人ひとりが温かい心を持って接し、地域全体で支えあい、助け合うことのできる福祉のまちづくりを進めます。先ず福祉に関する取り組みであります。新たに策定をいたしました第6次高齢者福祉計画・第5次の介護保険事業

計画及び障がい者プランに基づいて施策を進めてまいります。高齢者や障がい者の福祉施策として給付を行っております介護慰労金につきまして、平成24年度より新たに要介護2、これは認知症の日常生活自立度がⅢ以上の方になりますが、この要介護者を介護される方々へも給付をすることといたしました。障がい福祉金につきましては平成23年度と同額を維持して給付をしていくこととしております。介護を受けられておる方も住み慣れた自宅で暮らせるという幸せを感じているのではないかと思います。在宅での介護は大変な部分が多かろうと思いますが、介護を必要とする方とその家族の皆様を皆で支えていくことが重要であるというふうに思っております。また介護をされている方の急病や急ぎの用事などによりまして、介護を必要とする方が急きょ通所介護施設へ宿泊した場合、その費用に対して補助を行うことといたしましたのでご活用いただきたいというふうに思っております。次に高齢者世帯や障がい者をお持ちの方を対象として救急医療情報キットを配布をいたします。これは救急時に必要となる連絡先や血液型、持病の有無や飲んでいる薬の種類などの基本的情報をあらかじめ記入した用紙をケースに入れ、冷蔵庫に保管をしておき、万が一の時に備えようというものであります。救急時にはこの情報が救急隊員や医療機関へ伝わり、的確な措置を行う一助になるものと考えておりますので、多くの方に設置をいただくよう努めてまいります。多くの皆さんにご利用いただいております地域福祉センター石楠花苑につきまして非常用電源設備の整備を行います。災害発生時には福祉避難施設としての役割もある施設でありますので、対策は万全にしておかなければならないと考えております。また福祉バスが老朽化しておりましたので、その購入費の一部を補助することといたしました。障がい者自立支援関係につきましては障がい者福祉サービスをはじめ年々大きな予算が必要となってきておりますが、地域において自立した生活を営めるよう支援をすることは欠かせませんので、各制度に従いまして町の負担する部分について対応をしてまいります。また買い物弱者対策についても研究を進めてまいりたいと考えております。さらに国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計などにおけます医療費や保険給付費等に対応する繰出金の予算措置も講じたところであります。特に介護保険特別会計への繰出金は毎年大幅に増加しておりますが、しっかりと予算を確保し対応をしなければならないというふうに考えております。また今後もそれぞれの特別会計の目的に沿った事業の推進に努めてまいります。

第4「人を育むまちづくり」についてであります。次の世代を担う子ども達が確かな学力と豊かな人間性、柔軟な創造性を身に付けて生きる力を育む学校教育を推進をするとともに、家庭や地域が一体となって子どもを育てる環境づくりを進めます。また町民の皆様の自主的な学習活動や、スポーツ・文化・芸術活動への支援も行っております。子育て支援への取り組みとして2年前から行っております療育支援事業は、平成24年度から県の補助がなくなりましたが、ここ数年、支援を必要とする園児が増加傾向にあり、また発達に特徴のある子どもが元気に明るく社会的自立生活を送れるようにするためには、療育支援は大きな役割を果たすこととなりますので、これは町単独事業として継続をしていくことといたしました。東日本大震災を受け防災対策への関心が高まっております。特に子ども達が利用する保育園や学校はその対策が急がれるわけですが、平成24年度は保育園にガラス飛散防止のためのフィルムを貼りつける工事を町単独事業として行うことといたしました。3園を3年かけて行う計画であります。なお小・中学校は平成23

年度に国庫補助金を活用して事業を進めてまいります。年度内の完了は難しいために平成24年度への繰越事業となる見込みであります。昨日の補正予算でお認めいただいたとおりであります。保育料につきましても平成23年度同様、第2子以降は保育料を3分の1軽減いたします。また2名同時在園の場合はいずれか1名の保育料を2分の1軽減をし、3人同時在園の場合はいずれか1名の保育料を無料とする措置を継続をして行っており、学校関係におきましては個別指導のための教科支援の教員の配置や、発達に特徴のある児童生徒へのきめ細かな対応を図るために引き続き小・中学校へ特別支援の教育支援員を配置をいたしてまいります。また時代に即した新たな取り組みとして、学校と保護者や地域の皆様が共に知恵を出し合い、熟議を重ねて協働の下に子どもたちの豊かな成長を支え、地域の絆をつなぐ「地域とともにある学校づくり」の調査・研究を進めてまいります。子どもの放課後の居場所づくりと豊かな心を育み、地域の教育力を高めることを目的とした子ども広場推進事業ですが、4地区でそれぞれ独自性、地域性を発揮した取り組みが実施をされており、多くのボランティアの皆様のお力添えに深く感謝申し上げる次第であります。生涯学習に関する取り組みといたしましては、「生涯学習まちづくり計画のパート4」と「スポーツ推進計画」を策定をいたします。生涯学習まちづくり計画では町民の皆様が豊かな人生を送れるよう、生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を作り上げていくための計画を目指します。またスポーツ推進計画では町民の皆様がそれぞれの年齢や体力、目的に応じていつでもどこでも自分からスポーツに親しむことのできるよう、その仕組みづくりや方向性を示してまいりたいと考えております。また教育委員会事務局を平成24年度から役場西庁舎へ移し業務を行います。今まで同様、社会教育、生涯学習情報を発信・提供し、社会教育、生涯学習の普及啓発を進めてまいります。地域文化面では「いいじま文化サロン」の取り組みを継続をいたします。日々の忙しい生活から一歩抜け出し、様々な分野の文化芸術に触れていただければと考えております。

第5に「地域の特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」についてであります。豊かな自然や農村環境などの地域特性と多様な地域資源を生かした産業の振興を図ります。また社会のニーズに合わせた対応を図るとともに、第1次産業と第2次、第3次産業を融合・連携させた第6次産業化による地域の振興を目指し、誰もが住みたくなる活力に満ちた魅力あるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。先ず農政関係の取り組みとしましては、平成23年度に引き続き農作物有害鳥獣駆除推進協議会が行う防護柵設置などの被害対策事業へ補助を行います。防護柵設置事業につきましては高遠原地区から中田切川までの約11キロに防護柵が設置をされます。これで西部山麓一帯から侵入するニホンジカやイノシシを食い止めることができるとなり、農作物の被害の減少はもとより農地の荒廃に歯止めがかかることを期待をするものであります。農地・水・保全管理支払事業につきましては新しい計画の初年度となりますので、本事業が円滑に行われますよう予算措置をいたしました。また農業を取り巻く情勢は農業従事者の高齢化や遊休荒廃農地の増加、T P P問題など大変厳しい状況となっておりますが、当町では全国に誇れる営農センターがあります。全農家参加による組織営農の実践を基本に、地区営農組合などの取り組みを更に活発化させることで、法人も個々の経営体も元気を出して乗り越えていけるものと確信をいたしております。町も営農センターの一員としてその役割を果たすと

もに、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。次に林業関係におきましては林道横根山線の改良工事を継続をして実施をしてまいります。この林道横根山線はシオジ平や越百山への登山道に通じる林道でありますので、現在通行止めとしておりますけれども、一日も早く解除できるよう取り組んでまいりたいと考えております。次に商工業関係におきましては、既存商工事業者の経営支援のための各種制度資金の充実や、補助の継続、振興策の検討を進めるとともに、その一環として現在商工会やJ Aなどで共通商品券の発行を計画しておりますので、その準備費用として補助を行います。また商工業分野と農業分野合同の産業まつりも計画をされておりますので支援を行うことといたしました。町の買い物滞留率向上に向けた関係者の努力に期待をするとともに、町民の皆様も町内の商店をご利用いただきますようお願いをするところであります。町といたしましてもできる限り町内業者を利用することや、受注機会の確保を行うよう配慮してまいりたいというふうに考えております。企業誘致策といたしましては、七久保柏木地籍での道路整備が平成23年度に完了いたしますので、本格的な企業誘致について積極的に進めてまいりたいと考えております。この取り組みが効果を成し、雇用拡大など地域経済の活力につながることを切に願うものであります。

第6「新たな時代の生活基盤と安全安心のまちづくり」についてであります。東日本大震災の教訓からも、災害時には先ず町民の皆様が自らの力で身を守り、地域で助け合い支え合いながら、初期の対応をしていただくことが大変重要となっており、行政といたしましても災害に強いまちづくりと、災害発生時から復興までの仕組みづくりなど早急に進めてまいります。また生活の基盤を整備することは、快適で活力のあるまちづくりを進めるために必要不可欠な要件となっておりますので、平成24年度においても道路・橋梁の整備、住宅、環境衛生、交通安全から防災に至るまで、生活基盤の整備を進めるための諸施策を講じました。先ず平成24年度には防災行政無線、これは固定系になりますけれども、この防災行政無線のデジタル化を行います。東日本大震災では防災行政無線からの情報により助かった方も多く聞いております。屋外子局の設置場所の検証と不感地帯の解消を行うことで、必要な情報を迅速に発信できる体制を整備したいと考えております。なお実施計画では4年間で整備するよう予定をいたしておりましたが、有利な起債が制度化をされましたのでこれを利用して2年間で整備を完了させるよう計画といたしました。また今年度行いました23年で行いました橋梁の長寿命化計画により、橋梁の劣化の程度が明らかになってまいりました。平成24年度はこの計画を受け、具体的な整備年次計画を策定し、順次、橋梁を長持ちをさせるための補修・補強工事を進めてまいります。道路交通に関する取り組みとしましては、国道153号伊南バイパスに関連します町道整備の事業費が減少をし、土木費全体の予算が大幅に減額となっておりますが、平成24年度では主に田切地籍の伊南バイパスと新しく建設をされます県道竜東線との交差点から国道までの間の道路改良と、七久保駅北の町道呂久保横線の道路改良を行うこととしております。また伊南バイパスの本郷から堂前線交差点までの間が平成24年度中に供用開始となります。これらの道路整備により町の活性化が図られ、新たなまちづくりに発展をしていくものと考えております。その他、交通安全・防犯対策につきましては平成24年度は2年に一度開催をいたしております安全安心町民大会を開催をしてまいります。安全安心への意識を高め、町民の皆様とともに安心して暮らせる環境づくりに努めてまいりたいと思いま

す。

第7「生活を豊かにする快適環境と循環型のまちづくり」についてであります。飯島町に住みたくなる住宅環境の整備や自然と共生する社会の実現により、快適で心豊かな暮らしのできる循環型社会の実現を目指します。町の重要課題であります定住促進への取り組みとしまして、平成23年度に産業振興課内に定住促進室を新設をし1年が経過をいたしました。初年度ということもありまして試行錯誤の中、新たな取り組みも行ってきたところではありますが、平成24年度はもうひと工夫し、Iターン者など町に定住していただく方を増やしてまいりたいと考えております。新たな取り組みといたしましては短期的に田舎暮らしを体験し、飯島町の良さを実感をしていただく取り組みを行います。また住宅建設利子補給事業や若者定住化促進住宅補助事業につきましても制度普及に努め、多くの方に利用いただけるよう予算の増額をしたところであります。今年1月に飯島町へIターンされた方が紹介される番組が民放で放送されました。放送終了後、町のホームページへのアクセス件数が許容範囲を超えてパンクしてしまうほどの大反響をいただきましたが、このようなチャンスを逃すことなく、おもてなしの心を持って定住へつなげるよう努力をしてまいりたいと考えております。住宅環境整備の取り組みであります、公共下水道事業につきましては平成7年度より実施をしてまいりました町にとって大事業でありましたが、多くの皆様のご協力により計画した管渠工事は本年度でほぼ完了となりますので、今後は農業集落排水事業と共に維持管理業務が中心となってまいります。下水道施設の有効利用のためにも、つなぎ込み率の向上は重要となってまいりますので、まだ接続をされていないご家庭にありましては住宅リフォーム補助金の予算を増額いたしましたのでご活用いただき、一日も早く接続していただくようお願いを申し上げます。次第であります。上水道事業につきましては平成23年度は国庫補助金を活用した石綿セメント管更新事業を積極的に実施をいたしました、平成24年度はその補助がなくなることから予算の範囲内での更新を進めることとしたために、予算総額が減少となりました。上水道事業は町民の皆様の生活に直結した重要な事業でありますので、安全安心な飲料水の供給と健全な経営に努めてまいります。住宅対策としましては町営住宅の耐震診断を行います。これまで県の基準により耐震性があると判断をしてまいりましたが、東日本大震災を受けその判断基準が変更となったため耐震診断を行うことといたしました。この診断後、年次計画により大規模な住宅改修と長寿命化工事を実施する予定であります。次に環境衛生への取り組みであります、原子力発電の是非が論議されている中、町としましては自然再生可能エネルギーへの対応など積極的に考えていかなければならない課題と捉えております。平成22年度より進めております太陽光発電システムの設置補助は地球温暖化防止としての大きな役割もありますので、当初予算を増額確保したところであります。また小水力発電の活用について検討を進めるなど循環型社会の構築を町の重要課題の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

第8「みんなで進める健全で開かれた行政経営によるまちづくり」についてであります。少子高齢化の進展、住民ニーズの多様化・高度化など町の行政を取り巻く情勢の変化に対応するためには、簡素で効率的な行政経営の確立が求められています。住民満足度や質の高い行政サービスを提供するとともに、財政の健全化とる行政経営の確立に取り組みます。財政健全化への取り組みでは、町税等の賦課徴収対策として長野県地方税の滞納整理機構

議 長
総務課長
建設水道課長
議 長

議 長

への負担金等計上するとともに、徴収事務の研修のため県地方税滞納整理機構に2年間職員を派遣をいたします。また緊急雇用創出事業で対応しておりました徴収専門の臨時職員を県補助はなくなりますが引き続き雇用をすることといたしました。町税等の未収金は年々増加してきており、未納となってしまう理由は様々であり、それぞれの事情に合った納税方法をお願いをしてきておりますが、中には納税の義務を軽視した事例も発生してきておりますので、徴収対策の強化を図るとともに県の滞納整理機構を活用した納税も進めてまいります。交際費関係では平成24年度も起債の新規発行額は定期償還額を下回る規模となっております、平成19年度より実施をしてまいりました起債の繰り上げ償還も減債基金を繰り入れて実施をいたします。減債基金の更なる造成に努めるとともに、今後可能な限り繰上償還を実施し健全財政に努めてまいります。また4月からは福祉関係の組織機構の見直しや、文化館の管理について指定管理者制度を活用して行うことや、これまでそれぞれ試行を重ねてまいりました行政評価制度、人事評価制度につきましても、飯島独自の考え方をもって本格実施をすることとし、行政サービスの向上と事務事業の効率化、職員資質と能力の向上を図ってまいります。最後になりますが、先に申し述べましたとおり国道153号伊南バイパス飯島工区、天竜川、与田切川、中田切川に係る治水、砂防、西部奥山に係る治山などの国直轄事業、及び、主要地方道竜東線建設をはじめ、県道改良、維持管理、農地整備、河川、治山などの県営県単事業につきましても、関係諸機関との連携を図りながら更に事業が促進されますよう強力に要請努力をしてまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算の大綱について申し上げます。

終わりになりますけれども、私自身3期目の行政経営を任せられ初年度の予算となります。冒頭でも申し上げましたが、第5次総合計画の2年目として計画に掲げたことを実践に移し、少しずつその成果を出していかなければなりません。人と緑輝くふれあいのまちを目指して、勇気を持って挑戦し、町民の皆様とともに感動と喜びを分かち合えるよう取り組んでまいる所存であります。また町長として町民の皆様の先頭に立ち、「安全安心で住みよい町」「暮らしやすい町」「活力のある町」づくりに全力を傾注してまいる覚悟であります。そのためにも町長以下職員が一丸となって厳しい現状を認識をし、更なる意識改革を進めて、常に町民の皆様との気持ちの融合を図りながら今後の行財政運営にあたっております。町民の皆様とその代表である議員各位の格別なるご理解とご協力を切にお願いを申し上げます。平成24年度の施政方針と一般会計並びに各特別会計等の予算概要の説明とさせていただきます。少し時間オーバーいたしましたけれども長時間ありがとうございます。

ただいま説明のありました提案理由に対する補足説明を求めます。

(補足説明)

(補足説明)

以上で平成24年度予算7義案に係る提案説明を終わります。

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時39分 休憩
午前11時10分 再開

議 長	休憩を解き会議を再開いたします。 これより7議案について一括して総括質疑を行います。なお質疑につきましてはこの後、各常任委員会へ審査を付託することになっておりますので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。なお事項別明細説明を省いておりますので、その点を考慮される中で質疑をされるようお願いをいたします。 それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
6番 北沢議員	それではあの総括質疑ということですが、若干細かい内容まで踏み込むかもしれませんがよろしくお願ひしたいと思います。3点についてお願ひをしたいと思います。先ず第1は町長の施政方針にありました農業政策の第6次産業化の問題であります。この中の問題、特にあの6次産業化をしますと、そこから発生した加工品等の販売こういったものが重要な位置付けになってくるかと思いますが、それに関連して一般会計の予算書の98ページ、道の駅花の里いいじまの管理費の委託料の内容についてお伺いをいたしたいと思います。先ずこの委託料の中の道の駅花の里いいじま指定管理運営業務が137,000円予算化されております。この内容についてお伺いをしたいと思います。道の駅につきましては飯島町産地形成促進施設の設置等に関する条例によりまして、昨日の議案の中で指定管理団体として花の里の利用組合を指定することに決定したわけでございます。この花の里の指定管理団体、これが実は条例上でいきますと施設の使用許可を受ける団体と指定管理団体、まあこれが同時に行われる団体というふうに条例上私は解釈をしているわけですが、そうなりますとこの137,000円これつきまして指定管理を受けるにあたって、137,000円はいわゆる指定管理料として委託をするにあたって不足する金額というふうに解釈いたしておりますが、これは総額で、例えば利用料であれば条例上、場所代と実費徴収、これをいわゆる使用団体等は払って、もちろん減免することもできるという条例もあるわけですが、それを収入として運営し、その不足する分が137,000円という解釈をするわけでございますけれども、元々の計画されているこの収支の中の親数字はいくらを想定をして137,000という数字が出されているのか。まあそれともしくはその利用料といわれる部分これは減免をされているのかと、まあそこら辺の内容についてお伺いをしたいと思います。まあそれに関連をしてですね下のところに道の駅マネージメント3,636,000円が計上されております。このマネージメントの委託につきましては昨日の説明で新しい方法による委託契約、こういったことが発生するというふうに想定をされるわけでございますけれども、誰に何を委託していくのか。まあこの内容によってはですね、例えば利用組合の方へ委託をするとすればマネージメントが独立をするのではなくて指定管理料の中に入る可能性もあるんじゃないかと、もしくはこれを個人に委託をするということになればまあ委託という性格よりはそのいわゆる人件費の補助金という性格のものではないかというふうに解するところではありますが、そこら辺の整理はどのようにになっているかお伺いをしたいと、これが1点目でございます。 それから2点目は、健全財政の確立と景気浮揚のための公共投資の関係についてお伺いいたします。今年度の予算、飯島町の予算概要と先ほどありました中で、主要建設事業の内容というのが16ページに示されております。まあこの内容を見させていただきますと、

	昨年がこの部分の総額が500,000,000円でございます、今年は430,000,000ということ、金額的には70,000,000ほど66,000,000ほど減額となっております。この内、デジタル防災無線とか町営住宅の関係、要するに町内企業に発注できる、まあ町内に資金が還流するというようなそういった関係の以外のものを引きますと、昨年在450,000,000、今年が280,000,000で160,000,000ほどの減額となっております。この理由等につきましては先ほど施政方針の中でも示されておりますので、大変苦しい財政の中で努力されている、このことは認めるわけでございますけれども、まあ町内に還流する資金がやはり今のこういった景気浮揚の中では必要であるというふうに考えるわけでございます。まあこの問題は財政の確立の問題と非常に大きく関わっておりますので、今回お聞きしたいのは健全財政の観点からみると基金と起債というのがまあこの部分で大きく関わってくるというふうに考えるところであります。そこで今回予算で計画されている起債の償還、この件について1点お伺いします。この繰上償還の結果どのような効果が表れるのか、と将来の見通し、それから更に今後繰上償還が必要となるということであれば、その財源の確保を如何様に行っていくのか、これが1点。 もう1点は先程からも強調されていましており財政調整基金というのは、まあ他の基金もそうですけれども非常に重要だというふうに考えております。まあ先般の被災をされた町村の中でも財政調整基金があったために独自の支援を、まあ全壊の倒壊の家庭に1,000,000円ずつ配ったとか、まあ災害の際の非常な貴重な財源になるということは十分承知をいたしておりますし、将来の町の安定的な財政運営には財政調整基金は欠かすことのできないものであるとこのような理解をしております。ただ飯島町の計画の中で前期の5カ年計画の中での財政調整基金の目標は確か700,000,000円だというふうに記憶をいたしております。これは1年目で既に達成をされているというふうに私は解釈しているんですが、まあそこら辺の今後の考え方、既に計画としては達成されているんですが、まあ私はある程度このバランスをとりながらこういったものを景気浮揚のために投資していくことが必要であるのではないかというふうに考えるところであります。そこら辺の基金の運用の考え方についてお伺いいたします。 3点目でありまして、今回防災上大きな役割を果たします防災無線のデジタル化、この問題が予算化されております。これは一刻も早くできることが良からうと私も考えるところでありますが、この設計の基本はどのように考えられておられるのか。要するに私の記憶によりますと前回設定されたものにつきましては、町内に屋外の子局が約30個ということでありまして、まあこれを完全にいわゆる解消するとなると約倍の設置が必要であるというふうに当時から言われております。まあそれを補完するのがまあ今まではエコーシティの放送であるという内容で設計されていたかと思いますが、今回の設計においてはそんな点をどのような設計の基準を置いているか。それとまあ観光的に言いますとマストがあるのはまあ町の土地利用計画でいきますと千人塚と日曾利地区であります。その他例えば今年度の予算等で計画されておりますシオジ平とか非常に奥まったところもあるわけでございますが、そういった観光面に配慮した防災無線の設置というものもこの設計基準の中に入っているかどうか、そういった点についてお伺いいたします。以上でございます。 それではあの最初の関係の道の駅の関係でございます。議員の方から言われたとおり先
産業振興課長	

ず 137,000 円の指定管理料は差額分でございます。年間総額で約 24,000,000 から 25,000,000 ぐらいの全体の費用、町施設それから県の施設含めましてそのぐらい掛かるのを想定をしております。そこからまあここに予算書でもございますけれども、県有施設の管理業務 1,750,000 これを当然引きます。それから後施設ごと光熱水費等々いろいろの部分が掛かってきます。それはあの実費徴収分ということになりますけれども、現実的には徴収をしなくてその分は差引きます。それから施設の使用料っていうのも当然引かれますので、それらを引いた残り不足額 137,000 円ほどがこれがあの要するに指定管理料っていうような形で利用組合に指定しているものでございます。

それからもう 1 点の道の駅のマネージメントの関係でございます。昨日も若干話が出ておりますが、今までは個人で農業開発機構の方と契約した個人と確認書をとっておりますけれども、平成 24 年度からは道の駅の利用組合にマネージメントをお願いするということで、基本的には個人ではございません。契約するのは道の駅利用組合になります。で、そのマネージメントというのは町の情報発信をしていただくということ、それからまああの道の駅全体のマネージメントをやっていただくっていうこと、等含めまして要するに部分的にやっていただくということじゃなくて、町の部分について情報発信、それから施設等のマネージメントをやっていただくということで、それを利用組合に委託するというそういうシステムでございます。以上でございます。

2 つ目、3 つ目のことに関して私の方であの最初だけ申し上げて、またそれぞれ細部説明申し上げますが、あの基金の問題であります。これはあの先ほども申し上げましたとおり、またいつも通り申し上げた通り、あの一にも二にも自治体の健全行財政運営へというものが求められますので、それに沿って過去もやってまいりましたし、これからもやっていかなきゃならないということでもあります。今後の借入金の返済に対する公債費比率等も含めて、今だいたいそうした計画通りやっておるわけでございますけれども、従ってあの新年度予算の中でも一部基金の繰上を償還をしていくという内容も含まれておりますし、それから財政調整基金の問題についてはあの第 5 次総合計画の一応の目標が 700,000,000 というような形でやっておりますが、先程のあの昨日補正をいただきました 40,000,000 積み増しますと 790,000,000 ぐらいに至ると、その内また新年度であの 30,000,000 近くまあ崩すというようなことで、少し 700,000,000 を超えておりますが、ただまあこの考え方につきましては多いほどいいことに越したことはないわけではありますが、ただその 700,000,000 というのが 1 つの自治体の標準的な考え方の中でまあ設定したという経過があるかと思います。その後こうしたあの震災でやっぱり備えるという 1 つの考え方を今後もしんなように強く持っていかなきゃいけないなあというふうに思っておりますので、700,000,000 以上できるだけまあ財政の状況を見ながら積み増していきたいというふうに私自身は思っております、そのようにあの予算編成でもまあ指示をいたしたわけでございます。

それからあの防災の関係につきましては今度の第 4 次補正の考え方で、大変有利な制度が出てまいりましたので、やはりこれはあの一日も早く整備するっていうことが今までの課題でございましたので、前倒して 2 年間でやってまいりたいと、特にあの今まで聞きにくいとか、難視聴といいますか聞こえない地域あるわけでございますので、その辺のところを今後十分あの今年からスタートする計画の中で十分まあ地域の実情を入れて、それ

からまた場合によってはあの地域の声も聞いていかなやいかんというふうに思っております。それから観光面でのまあ、あの里山近辺については千人塚も含めてできるかと思いますが、まあシオジ平までどうもちょっとというわけにはなかなかいかないのかなあというふうに思いますが、それは今後のあの検討のひとつの段階でまた十分精査していきたいというふうに思っております。若干あの細部のことはまた担当の方で申し上げます。

それではあの多岐にわたるご質問でしたので落ちがあったらまたご指摘をいただきたいと思います。先ずあの財政調整基金、具体的に予算書で 35 ページですか、繰り入れ 131,420,000 円を繰り入れて、また歳出の方でそれを公債費償還に充てていくという 24 年度の計画でございます。これによりまして見込みですが 23 年度末実質で 13.4% のものが、この繰上償還を行っても 14% までは届かないんですが伸びてしまうというような内容でございます。またこの部分の細かいことは財政係長同席させていただいておりますので数字的に申させていたきたいと思います。で、繰上償還することで 13% 台キープしたいこういった内容でございます。それから繰上償還の今後の考え方についても持っておりますのであの 25 年度以降の考え方についても財政係長の方でお答えをさせていただきます。

それから財政調整基金の活用、これはあの効果あるということで北沢議員のご認識は大変ありがたいことですし、町長の答弁のとおり、町長も常々から有事に備えて積み増してしておけという支持をいただいております。で、ご指摘の通り 700,000,000 円がその計画上の位置付けでございますが、その後の震災、それからあの国の経済動向の先行き不透明、こういったものを考えますと 700,000,000 で果たしていいのかという疑問が出てまいりました。で、24 年度では飯島町の今の状況の中でいくらかにすばいのかということをや 24 年度中に基金の再度計画を見直そうということで今財政当局では考えてございます。

次にあの公共事業に関わる部分でございます。財政的なまあ観点の中で公共投資というのが町内景気の浮揚策として効果があるだろうと、予算上建設関係の事業が少なくなっているがそこに対する考え方ということなんですが、あのいわゆる税を一般財源をそこへ集中をさせて今町内景気の浮揚を公共事業により図るほどちょっと財政にゆとりがないという実態が今 1 つございます。それからあのこの 24 年度で、町長説明と重複しますが、防災無線これはあの有利な起債事業の適用になりましたので急きょ前倒してきたということに合わせて、いつ起きるか分からない災害に早めに対応しようという両方の視点でもってこれ 100,000,000 前倒ししてきてございますが、これについてもあのまあできるだけ町内でっていうような視点でまた発注も、まあ受け手が町内には無いわけなんです、なんらかの材料購入、その他できないのかそういった視点でもこれからまあ発注にかけては注視をしていきたいということです。それからその他の事業につきましてはまたあの各所管の方で小規模事業でありますとか住宅改修、これがあのかなりあの大きく効果を出してきているのかな、件数も結構伸びてきているし、そういった大きいあのいわゆる町内景気浮揚っていう部分では大きいのかなっていうふうな見方をしてございます。

それからあと防災無線の基本設計的な考え方でございますが、今あるマストを全部ゼロにして新たにつっていうようなあの予算っていうのはなかなか厳しいかなということで、今あるもので不感地帯とか干渉地帯についての改良、それから不足するマストの増設を数基くらいっていうことの見込みの中で、これからあの実態調査から設計に入ってまいりたい

というふうに考えております。で、あくまでもあの可住地で普通の町民の皆様の安全安心を最優先をさせていただきまして、遠隔についてはあのいわゆるケーブルを引っ張るだけの設備は奥の方まで通っている部分もございますので、検討はそこでさせていただきたい、防災無線というのかエコーシティのケーブルになるのか、何らかの形のそういったものも検討の中には入れていきたいという、これはあのシオジ平の観光地化に合わせた中での費用対効果含めて検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それではあの、繰上償還に関わる部分と、それからもう1点、かねがね申し上げておりますとおり、いま国では防災面でかなりの充実を図るために有利な起債事業等を創設しながら降ろしてきてございます。それで予算もかなり担保してくださっております、24年度にあの確たる内容がなくて上げれなんでおりますが、24年度のいわゆる公共事業的なものの内容の中で防災に関わるもの視点の事業をいくつか抱いてございます。これについてはあの起債が認められた時点で実質公債費比率跳ね上がることも考えられますが、財政的には間違いなく有利な内容でございますので、躊躇することなくそういったものでできるものがあれば対応していきたいということなんで、そのくらいの事業のメニュー等、財政係長の方でお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは私の方から起債の繰上償還の先ず見通しといいますか考え方をお話させていただきたいと思います。先ずあの24年度も同様であります、起債の新規発行額これが償還額を超えない、これがあの今財政当局で考えている基本であります。それが1点と、もう1点はまあ起債の繰上償還を行っていくということでもあります。でこの起債の繰上償還の効果ということですが、今まで19年度からやってまいりまして利率の高いものっていうものはだいぶ償還が終わってきております。従いましてこちらで選定している借入のものとしましては、単年度の償還額が大きいようなもの、こういったもので負担を軽減するということで選定しております。24年度1本返すような計画でおりますが、その効果としましては利息が6,700,000ほど繰上償還することで経費削減につながると、で一応あの繰上償還の方なんです、今、減債基金が263,000,000、23年度決算見込みでございます。で24年度の当初予算の案で131,000,000繰入を行って繰上償還を行うということでありまして、25、26も減債基金を使って返すとすれば25年度で80,000,000、26年度で52,000,000ほどということまで今のところ考えております。従いまして19年度から26年、今の繰上償還の計画まで含めて効果を見てみますと、利息としまして約67,000,000ほど利息を払わなくて済むというような効果が表れております。

2点目のあの減債基金の確保というような形ですが、当初予算それから補正予算等で年度中途に積み立てというのは大変厳しい財政状況でありますので、決算の状況を見ながら可能な限り積み立てを行って、後年度、繰上償還の財源としたいというふうに考えております。またあの緊急防災・減災事業というのが計画がありまして、これに対する起債が大変有利であります。補助事業の関係でありますと補助残に対して100%充当の80%交付税措置ということですので、約8割の補助をもらってできるというような形があります。単独事業につきましても充当率100%、交付税措置が70%ということでありまして、現在あの24年度の当初予算にも載っておりますが保育園にフィルムを貼ります。これにつきましても、もしこの起債が活用できるようでありましたら財源組み換えでやりたいということで起債の申請を考えております。その他の事業といたしましてはあのまあ

各地区に防災倉庫等が建設できればそちらの方も起債対象となれば対応していくことも重要なと思っておりますが、緊急防災・減災計画というのに多岐にわたって事業が載っておりますので、順次優先順位を付けまして起債申請を行って財源を確保していきたいというふうに考えております。

他にありませんか。

予算概要のところの7ページですね、性質別の歳出のどこなんです、人件費がですね0.2%ではありますけれども、23年度に比べて上がっていると、全体のパイが小さくなったのに%が上がるということはですね、これはかなりきついなあというふうに思うところでございます。ちなみにですね21年度は22.7%、22年度は21.3%、23年度は20.0ということで下がってきているわけですね、ここでちょっと上がっちゃったということで、今後どうなのかなというところをちょっと心配するところでありまして、その辺の見通しということについてお答えをいただきたいと思います。

あとはですねちょっと細かいことになるんですが、予算書の方の69ページ、この扶助費の障がい者自立支援のところですね18,000,000ほど増えていてですね、どうも扶助費が増えているんですね。で非常にありがたいとは思いますが、この増えた内容がどこに回るのか、どのような使い道になるのかっていうことについてちょっとお答えをいただきたい。

それから更に71ページ、介護保険の事業の関係なんです、これやっぱり先ほど町長がおっしゃっていましたが、かなり増えてくるということでございまして、でちょっとよく見ていったらですね、繰出金の部分なんです、節の28の繰出金のとこですね、ここがですねかなり増えているということで、よく見ますとですね事務費これが23年度は17,000,000ぐらだったのが24,000,000に上っていると、これ事務費、人件費負担分ということなんです、これ何で増えちゃったのかなということで、人が増えたのかというふうに単純に思うんですが、その辺のところについてお答えいただきたいと、以上3点よろしく申し上げます。

それでは予算書の69ページの事業コード2255障がい者自立支援事業の関係の扶助費の関係でございます。議員おっしゃる通り扶助費の増加が見込まれております。扶助費の部分20節の部分で対前年21,000,000円ほど増加しているという状況であります。とりわけ障がい者福祉サービスのところ136,000,000余という数字になっておりますけれども、この中身につきましては障がい者の訓練等の給付費でございます。具体的には「こまぐさ園」であったり、町外でいえば「アップル工房」であったり、そういったところの給付を受ける方の人数、こちらの予想で現状で21人をみておるんですけれども、それが28人ぐらいになるんであろうということで、その対象人員の増加による給付費の増ということでございますのでご理解いただきたいと思います。

続きまして予算書71ページの事業コード2305の介護保険事業の関係でございます。これにつきましては介護保険の給付費が増加になっておりまして、介護保険特別会計の方で給付費が増になっているといったことで、これは一般会計のルール分の中で12.5%がその給付費を支払いなさいということになっておりますので、その関係で15,000,000円ほど増えてございます。それから人件費分につきましては大変あの福祉職場、大変あの

総務課長 忙しくなっておりまして、介護認定者数の増、またあのいろいろの制度改正等がございます。そういった関係で人数が2人から3人という予算、当初予算の配分はそういった形になってございます。そういった関係でございます。

人件費のいままで減ってきておるんだが23年度対比で24年度0.2%増になる、心配だというご質問でございます。実はあのちょっとあの職員数の推移でございますが、これちょっと特会も含めて町全体ということであのお聞きいただきたいんですが、あの平成22年退職者が15名ございました。で採用が11名でございました。4名減の中で平成23年度ちょっとあの行政全般を回してまいりました。でその中では緊急雇用で助けていただいたりとか、いろんな工夫を重ねながらまあ財源負担をせずに回してきたんですが、過日では人件費手当分、時間外手当分、数10万ちょっとまああの最後お願いしたところなんです、まあそんな状況の中で回してきたと、で今現在は定員管理の中で目標を下回ってございますかなり、で先程あの福祉職場を中心にかなりのまあ無理が生じてきていることの中、またあの年齢構成のバランスが極めてあのアンバランスである部分の是正をまあ時間をかけてやっていく、こういった配慮の中でこの23年度末には6名を予定し、24年度の採用が9名ということで3名増というようなことがございます。まあそういったことの中でまああの若い人が増えるということの中でまあ大きくは動かないんですが、あの若干増になっている。でまたあのこの予算書の中にあの平均年齢的なことを掲げてございますが、40.何歳ということで年齢バランスが平均年齢だけをとってみますと、あの20歳で就職して20年で40歳、40歳到達して20年で定年退職していくというとはばあの平均年齢的なバランスはとれておりますが、個々がどうかって言ったら調整をしていく部分がございますが、そういったようなことの中で今後はあの安定して人件費比率推移していくもの、あのこれ分母が大きく動きますと何とも言えませんが、あの普通の考え方でラス（ラスパイレス指数）が同じ、人数がその推移でっていうことになると思う大きくは動かない、しかしながらあの前にも申させていただきましたが、当町ではできるだけ職員の手で政策を行っていくという町長の姿勢でございまして、温かみのある行政運営をっていうことの中で物件費に掛けずに人件費で掛けて政策を運営している、お金ではなくて人で運営しているというような部分も他町村に比べると多々あるかと思うので、一概に人件費比率のみをもって飯島町の財政状況上どうこうというようなことには政策上からは言えないのかなというふうに考えております。以上です。

議長 総務課長 1番 久保島議員 いいですか。

町長からお叱りを受けましたので追加でご説明をさせていただきます。久保島議員からは人件費比率が上がっているよというご指摘について私今お答えしましたが、あのもう1点、町長の方は人件費の額は落ちているよということのご認識も同じように持っていただきたいということでございますのでよろしくお願いします。

全くその通りでございまして、だからパイがちっちゃくなったからお金が落ちても金額が落ちてもだめなんですよ。要するに比率が下がらないと意味がないということでございまして、先ほどですね課長の方から町税及び地方交付税の推移について説くとご説明をいただきました。細かくいただきましてありがとうございます。私もやっと解ったところでございますが、そこでね要するに全体下がってきてますよということで人件費もこれから

町長 抑えていかなきゃいけないかもしれないなというところのご認識っていうのはあるんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

まああのこの人件費総額、かつてはまあ10億を超えるような人件費で推移してまいりましたけれども、ここ数年まあ10億を切ってほしい8億前後で推移しております。特にあの公共事業、投資的な事業が今年新年度は減りますので、パイはまあ小さくなる、従ってあの年代構成の構成比率はいろいろ年齢差はありますけれども、全体的には人件費は抑えていきたいということでもあります。これがあの財政のまあひとつの効率的運用の中でどうしても人件費の占める割合が大きく作用します。とは言ってもやっぱりいろんなあの対応の仕事が増えてまいりますので、少しその総予算額が減ったからといってそれ毎年毎年コントロールをして人件費を人を動かすというわけにはまいりませんので、あくまでも現在一般事務部門で100名、それから特別会計事務部門で10名というような枠の中を堅持しながら、弾力的に方向としては人件費を総体的には下げていく努力を今もこれからもしていく必要があるとこういう認識でございます。

他にございませんか。

難しい質問が続いたのでちょっと息抜きに簡単な質問をさせていただきたい。あの予算概要の8ページ、国際友好都市交流費というのが計上されてまして、昨年あのフェラス市の新庁舎の新築の時にまあ全協ではこれは一過性の行事であるという説明をいただいたような気がしますけれども、今回は逆に招待ということでですね、一時休眠状態だったこの事業を今後どうするのかということは、私共も町民の皆さんから度々質問を受けているので、一度長期的なあの考えをお聞かせいただきたいなあとというふうに思うわけです。で私自身個人的には最初は無駄だと思っていたんですけれども、あとで調べてみると日本の1,700ぐらいの市町村の中でですね、BRICS（ブリックス）といわれる新興国に属するブラジルと友好都市を結んでいるのは50・60ぐらいですか、そういう意味で非常に稀だといいますか貴重なケースだと思うので、まあお金掛ける掛けないは別にしてですね、あの継続すべきだというふうに考えている立場からの質問でございます。以上です。

町長 まあこれはあの昭和でいきますと昭和50年、ブラジルのフェラス市と縁があって、縁というのはあの移住が取り持つ縁というまあことになるわけでありましたが、最初10年ぐらいまあいろんなあの研修生の派遣でありますとか、それから郷土出身者の里帰りの折りでのまあ交流、これはあの海外協力会を中心にいろいろと事業を展開して交流が図られてまいりましたけれども、その後まあ最近のこう30年間位はあのパラパラとというようなことで、あの全然途切れておったわけでもないんですが、当時のあの立役者であります井口市長さんも折にはみえてあれしておりますが、こちらから行くということはほとんどございませんでした。ここ30年間くらいになると思いますが。でこの度まあひとつの節目で向こうからのご案内もございまして訪問が実現したわけでございますが、そのまあお返しというか交流というか位置付けでまあ、4月へ入ったら早々になるかと思えますけれども、お迎えしたいということの予算で若干計上させていただいております。今後につきましてもですね、やはりあの国内はなんといってもこう身動きのできるこの交流ができるわけでありますけれども、大変長距離にある難しい面もあるわけでありますが、やはり

	このブラジルという1つの国、これからの21世紀を担う大変資源的にも交流的にも魅力のある国でもありますし、オリンピックやワールドカップといったような当面の1つのまた脚光を浴びるこのムード的な面もありますので、できたらあの行政だけの問題でなくてですね、一般にもこう働きかけをしながら、かつて商工会でまあ訪問団を募ってというようなムードもありましたけれどもちょっと立ち切れになっておりますので、あの商工業の関係、それから特にブラジルは農業の食糧生産の世界的な基地でもあります。これが即参考になるかどうかは別にして、貿易との関係もあるもんですから1つのこうした認識を皆でひとつこのグローバル的に共有していくということも大事ではないかということで、どういう考え方をしていくかはまた今度あの市の市長さんお見えになったときにも意見交流したいと思っております。ひとつ前向きに検討していきたいと、果たしてそれがどういうところで定期的にできるかどうかということはわかりませんが、気持ちだけはそんなことで考えていきたいというふうに思っております。
議 長 9番 坂本議員	他に。 3点お伺いしたいと思います。1点目としては行政評価制度の取り組みということでございますが、これはあの特に予算の中には盛ってはきておりませんが、所信表明の中で広範に出てきておりまして、まあ行政評価を本格的にやっていくということなんですけれども、それをどういう種目において行っていくのかということと、それともう1つは個別のそれぞれの政策ごとの個別の計画があると思うわけですが、その中でまあ計画を作る段階であのまあ住民にパブリックコメントとしてその計画内容を聞いていくという手法があって計画ができていくわけですが、そういう中でそのまあ行政評価制度とともにパブリックコメントも取り入れた形でやってほしいと思うわけですが、その手法と今後の取り組み方の予定をお願いしたいと思います。
	2つ目としては、協働のまちづくりプロジェクトということでまあだんだんとですね各区の取り組みが地域づくり支援員によってまあ出来てはきていると思うんですけれども、それにその中のまあ事業内容、挙がってきている事業内容をどのような観点で査定してそれで決定しているのか。それからまたその事業まあこれから今後のこととしては、まあ職員の配置の部分でもだんだんやっぱりその住民に即した形でのまあサービスというか、そういう点ではこの協働のまちづくりプロジェクトが発展していかないと、住民に密着した施策としてなっていないと思う中で、そのまちづくりプロジェクトをやってまああの今のは査定なんですけれど、その結果のそのやっただったかという反省地点の報告書というもののね、積み上げていくことが今後行政サイドにとってもまあ、各地域にとっても大切なことになっていくと思うので、その報告書、反省の報告書なんかはどういう形になって、まあ反省の報告書ですね、それがどうなっているかということと。
	もう1つ細かなことは登山道整備ということでトイレを新設というかまあ整備することになっているんですけれども、そのトイレがなかなか汲み取りというかなにかそういう形になると思うわけですが、バイオマストイレの利用なんかを考えているかどうか、その3点お願いしたいと思います。
総務課長	それではあの1点目の行政評価、これにつきましてはあの最終日の全協の方でご説明をさせていく予定でございますので、概要だけちょっと申し上げますと、基本的な考え方は

あの飯島町の場合、予算書があってこれ事業コードを付けて事業ごとの予算を明確にしてございます。それで今度はそれを受けて行政報告書で事業ごとの何をやったということまで明記をしてございます。であと決算書というリンクをしておりまして、これらに基づいて次の実施計画を策定をし予算編成に入っていく、こういったあのPDCAサイクルで回すようにしております。ここへもっていったって今回は行政評価というものを行政報告書を活用して、ここへ職員あのそれぞれの担当部署で先ず1次評価をし、係内、課内、庁議という形の中で目合わせをしてそれぞれ評価をしていくシステムにしたいというふうに考えておりまして、その内容をまあ最終日全協でご説明申し上げたいと思います。で、これについては今までも試行でいくつか事務事業を取り上げて、いくつといったような数の中でやってまいりましたが、先ずあのできるだけ手間をかけずに、しかもあの明瞭な全部の事務事業について行って、またそのことがすぐ公表をする中で住民の皆さんから「町はそう考えているけれど俺はそうじゃないよと思う」というようないわゆる認識を持っていたで、そういったような機会に結び付けていきたいということと、今回ご提案というか実施をする評価システムが完成版ではなくて、これを運用する中でとりあえずは目標指標を1回持ってやってみましたがあんなかを目標指標を作ることが仕事になってしまって、なかなか意味合いがよくわからなくなりましたが、これ1回外しまして、やる中でこれは目標指標を持たした方がいいんじゃないかといったようなものを選別しながら掲げていく、こういったような方向でステップアップ方式の評価システムをやりたいと思います。またいつまでも試行してはいけませんので24年度からは施行で住民の皆様に公表していくんだとこういうスタンスで臨んでまいります。また今度はそれ以降、25年度以降に外部の評価っていうこともこの評価の中へ視点として加えていくんだという確認まで過日の庁議では決定をしてございます。そこも含めて最終日にご説明をさせていただきます。またあのパブリックコメント、飯島町では既に運用をしてございます。で、議員申されましたのはこの行政評価システムを構築するときにパブリックコメントを求めたらどうかというようなご質問でしょうか？ だとしますと政策についてはあのいわゆる住民の皆様に利害の大きく影響するような骨格的なまあ政策についてはパブリックコメントを求めるわけなんです、評価についてはあのちょっとあの住民の皆さんからご意見をいただいても、手間のことそれに伴う効果のこといろいろな視点で1回はこういうふうに行っているというものを打ち出した中で、ご意見を賜ってまいりたいとそんな手順を踏んでまいりたいというふうに思います。

続きまして、協働のまちづくりプロジェクト、地域でいろんなまああの地域活性化、協働の事業をやっていただくときに、まあいろんな形の補助金が、総務課ばかりでなくて各所管の中であるわけでありまして。でこれ23年度のこのことに伴う反省報告はどうかというご質問なんです、これについてはあの9月の決算審査の時に詳しくまたあのご審査をいただけるように準備を進めてこの後まいりたいと思います。ただあの総務課で所管している地域づくりの事業に関わるいわゆる査定っていいですか、あの採択の基準っていうのはきちっと持っております。で、基本的な考え方としてはあのこの住民協働は何のために住民協働かって言いましたら、まああの飯島町が未来永劫飯島町として運営をしていくためにみんなで力を合わせよう、汗を流そう、そのことで行政コストを削減しようという部分がございまして。そのためにはやっぱり地域がまとまる活力を持っていないとできないと

いうことの中で、あのそういったところに通じる地域協働の活性化につながるような事業、こういったもので採択の方を基準としてさせていただいております。で、これについては今のところ各地区でこのような事業、これだけの人数で行ってあの例えばイベントができたよとか、住民協働の作業ができたよ、こういったようなことがあろうかと思います。それについての効果検証っていうのはなかなか難しく、だからこれで協働がどのくらい進んだかという数値化はなかなかできないと思うんですが、大変な仕事、困難な仕事を若干の助成の中で人々が力を合わせて行えるんだということがひとつもう地域の力の育成になっているのかなというふうにはその効果を期待しているところでございます。私の方は以上でございます。

産業振興課長 登山道の関係でございますけれど、平成23年度に緊急雇用を活用いたしましてシオジ平からアイオイの滝付近まである程度整備できました。で、今年度につきましては今の段階ではカモシカ落し、あそこが老朽化してきているということでカモシカ落しの整備と、先ほど言われましたトイレにつきましては播鉢窪の避難小屋です。そのトイレが2年に1回換えるようになっております。その整備ということでありますのでよろしく願います。

今お話がありましたバイオマスのトイレなんですけれど、今あの現在あの与田切川沿いに建設省の協力で1基付けていただいておりますけれど、そのことを言われているんだと思いますが、まああれもいいんですが、ただあの播鉢窪の避難小屋はやっぱりあのある程度使われる人がある程度ないとやっぱりバイオマスもあのダメになるっていうか、あの微生物の管理ですので、そこら辺の絡みであの検討しては見ますけれど、今の段階ではそういうことでトイレのタンク自体の取り換えという形で当面やっていきたいというふうに思っております。

議長 他にどうですか。

先ほどあの町長から施政方針を伺いましたが、であの農作物有害鳥獣の対策として防護柵の設置ということで高遠原地区から中田切までの約11キロということで設置をするというお話がありました。大変あの良いことだと思いますけれども、またそれだけの距離の長い中で設置された後の管理とか、今後のあのそうした見通しあり方というかその辺のお考えをお聞きしておきたいと思います。

それからあのまあ税金対策なんですけれども、あの未収金が年々増加しているというふうに先ほど町長もお話になりまして、県のあの滞納整理機構ということで昨年も対策機構をお願いをしたという例もあると思うんですけれども、もう少しその実態というか今後のその、これから県に対して県のあのどんな方向で行っていくというかその点についてお聞きをしたいと思います。

産業振興課長 防護柵の関係でございますが、あの付けた段階以降のまあ管理が一番大事になってくるということでお話ありましたけれど、まああの日曽利、それから高遠原地籍の状況を申し上げますと、設置する前にまあ緩衝帯整備というか、周辺の草刈り、雑木等の払いをしていただいて、まああの見やすくしていただくっていうのを当然ご協力してやっていただいております。であの設置後につきましても周辺の草刈りについても協力をしていただけるということでお話の中でさせていただいております。であの日曽利、高遠原につきましては

は23年度完了しておりますので、その事後の対策というか推進というかそこら辺のところも含めて先日研修会をしていただいたところであります。ですので今後平成24年度の関係につきましても、それと同様な形で地域の皆さんとともに協力体制をとっていただけるようにお願いをしていきたいというように思っております。

住民福祉課長 その後の県の滞納整理機構の状況についてというご質問がございました。当町からの引き受け額等につきましては、具体的には今年度5,740,000円ほど引き受けをしているところでございます。その収納額につきましてはまだあの中途でございますので、最終的には決算の報告の中でお話申し上げたいと思いますが、現時点で昨日補正を滞納整理分させていただきました。2,000,000円ほど入金が入っている状況でございます。またこれ以外につきましても今あのちょうど取り組み中ということで、結果につきましては決算の報告でさせていただきたいと思います。なお滞納整理機構につきましては昨年の4月から新たにスタートということで、6月から5月ベース、滞納整理期間も含めたそういったベースで進んでございます。職員数につきましては17名で対応しているという形でございます。なお当町から来年度予算の中で1名派遣をするという形の中での予算計上もさせていただいております。また24年度以降の引き受けの引き継ぎの額につきましてはまあ7〜8件というお話でございますので、そういった規模で、まだ具体的にあの県の方からまあヒアリング段階でございますので具体的な数字は申し上げられませんが、そういったぐらいの規模の引き継ぎをしていきたいというように考えております。以上でございます。

議長 他にありますか。

議長から申し上げます。昼食の時間ですけれども昼食を省き延会といたしますのでよろしく願います。それじゃ中村議員。

8番 中村議員

3点ほどお伺いいたします。先ほどの質問に関連した内容ですけれども、予算書の98ページ、道の駅花の里いいじま管理費の中の道の駅マネージメントの3,636,000円、これに関して先ほど利用組合に払われるという説明をお聞きしました。内容としましては町の情報発信と町の部分というこの簡単な説明でしたので、この詳細ですねこの中で金額の大きい内容というものが説明され、もししていただければその内容をお聞きしたいと思います。

それと104ページですけれども、この中で104ページ4141観光費の中で、JR駅構内観光看板検査という内容にありますけれども、この詳細をお聞きしたいと思います。

あと予算概要の2ページ、この中に重点項目として挙げられております定住促進の予算の中に、田舎暮らしリサーチ住宅の整備という中で、定住のきっかけとしてなっていく空き家の活用という内容がありますけれども、この詳細をお聞きしたいと思います。例えば個人負担がどのぐらいになるのか、町はどういう部分をこの180,000の中で行っていくのか等お聞きしたい。この3点をお願いいたします。

産業振興課長 それではあの道の駅のマネージメントの3,600,000ほどの主なものというか、まあ一応あの利用組合にお願いはするんですけれど、例えば人件費換算にしたらどのくらいかかるかということで出しました。ですのでまあどちらかというと1人の計算で見えております。であの、やると、今の形でいきますとほとんど休みがなくて年間勤められているというように含めまして、そこら辺を見た中で人件費比率が一番高い数値になっております。

それからもう1点、田舎暮らしリサーチ住宅事業の関係でございますけれど、まああの空き家等を利用した中で都会等の方が飯島に少しの間でということに来ていただくということでございますが、まあ最終的にはあの田舎というか飯島に定住していただければ一番いいんですが、そこを目的といたしまして田舎暮らしに興味のある方をこちらに少しの期間、まあ例えば1カ月とか2カ月の間来ていただいて、当面は、空き家っていうのはなかなかあの相對の話があったりするものですから、例えば教員住宅を活用しながら、空いた教員住宅ですね、空いた教員住宅を活用しながら田舎暮らしに興味のある方に1カ月ぐらいこちらに来ていただいて、当面、当然あのその家賃はいただきます。ただし町の方で手配できる家具類とかあの調度類とかいろいろありますけれど、その分についてはできる限り用意させていただくというような考えであります。ですので、負担金については家賃は当然必要になってまいります。あと個人の負担的には通常水道料とかそういうのは当然負担をしていただきますけれど、大きな調度類については用意しようじゃないかというような形で今検討しております。以上です。

議 長 駅の看板は？

産業振興課長 すみません。3つ目も自分のところでした。あの駅の看板の検査ってということであるんですが、あのやっぱりあの一般の方が通られるということで、老朽化してはいけないということで、JRの方からどうしてもそれをやってほしいということで検査をしてほしいということであります。ですのでそれをやる費用ということで、あの観光看板とかいろいろありますけれど、そこら辺の検査料ということです。以上です。

議 長 他にいかがですか。

5番 竹沢議員 本日、町長から平成24年度予算についての施政方針の演説をお伺いしまして、私も過去に一般質問で申し上げた高校生までの医療費の無料化など、新しい政策を厳しい財政の中で、一方で借金を返すという取り組みをしながら編成されるということで評価するものですが、新エネルギー問題について2点ほどお伺いをいたします。昨日もあの役場の組織の仕事の分担の改正がございまして、新エネルギー政策が住民福祉課の生活環境係ということで決まったわけですが、例えば飯田市なんかへいきますと地球温暖化対策課というのがありまして、ここがそういう事業やっておりますというふうに、今日この自治体におけるこの環境問題に取り組む姿勢というものはですね、極めて大切な重要な課題だと思うわけでありまして、まあ本当だったら定住促進室みたいなですね、室まで設けるようなそういうことができればよかったのかなあとということで残念に思うわけですが、そこで今後ですね予算の中でもあの講演会かな、なんかそういう予算が盛っておりますけれども、あのこれから太陽光発電以外の新エネルギーについて検討する場合にですね、例えば農林水産関係の補助金を取り込もうとか、あるいは水利権の問題の許可・認可の手続きだとか、そういうことをやっていく場合にはですね一課の係だけでやるにはその看板としてどこがその仕事をやるかっちゅうのを昨日決めたものでよいですが、横断的にこのプロジェクトとして取り組んでいかないとこれは事業が実現していかないというふうになると思います。そこで次は横断的な職員のプロジェクトチームですね、こういうものを立ち上げてやるべきであるということをひとつ提言しますがいかがですか。もう一つは過去に一般質問で申し上げておりますが、こうしたものを作るために町としての地球温暖化

の委員会もあるわけですが、これとは別にですねその新エネルギーを研究するための住民の方に参画してもらう組織ですね、これも含めて立ち上げていくことを是非取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、その見解をお願いします。

町 長 もう一つは過去の一般質問で申し上げておりますが、77県下ある市町村の中でメガソーラー、これは飯島町も手を挙げておりますが、77分の44くらいだかございましたが、私もあの飯田のメガソーラー直接行って見てきましたけれども、その後どうなっているか以上2点お願いします。

町 長 重点施策の中にもありますように、この新エネルギーに対するこの課題というものは大変あの重きを置いて考えてまいりたいというふうに位置付けしておるところでございます。ただあの24年度の新年度予算の発足にあたりましてですね、ハード的な部分も含めてきちんとまとまった考え方というものは予算化に至りませんでした。これはあのいろんなまああの経済の動きもございますし、それから売電単価が7月ごろには確定をしていくというような1つの受け皿の問題も出てまいります。それから長野県の考え方、それから私も所属しております長土連みどりネット長野のまた支援の考え方いろいろ出てまいりました。それから民間の先ほどの太陽光、まあ具体的にはソフトバンクの問題も出てまいりましたけれども、もう少しあの飯島町に合った形というものを見極めながら、1つの方向を生み出していきたいと、今年中にはそのことをやっていきたいということの中で組織を一部まあ整備をしましたが、当然あの一係の段階でこれを進めているというようなものではございませんので、各課横断的にそれぞれ連携をとってやってまいります。その庁内のプロジェクトという1つのこう組織だけでこのことを考えるんでなくてですね、今後半にもお話ございましたように、町では非常にあのそうした面での造詣の深い方、それから経験のある方、いろいろおられますので、当然のことながら職員も含めたあのこのいわゆる町としてのプロジェクト的な組織を考えてまいりたいと、そういうあのご意見も聞いておるやにあるものですから、もう少しグレードの高い部分でひとつ研究して、基本的にはあの町の新しいエネルギービジョンに沿った考え方をしていきたいと、その中でまあ小水力の町の資源をどう活用できるのか、それからきめ細かいまああの地元での小水力、本当にミニ水力的な個々の取り組みも含めてこの体系作りをしていきたいと、こういうことでございますので是非ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

住民福祉課長 それからメガソーラーの関係でお話がございました。県から照会がございまして当町も早速名乗りを挙げさせていただいたわけでございますけれども、その件につきましてはあのまあ候補地が農地であるということで非常にハンディキャップがありまして、その関係では即設置ができないという状況にあるということで、具体的な通知は来ませんけれども県が選定した中には入ってこなかったということでございます。ただ今後のあの先ほど申し上げましたあの固定価格買い取り制度の具体的な金額等が出てきますと、民間企業の中で具体的に取り組んでいきたいというような形の話があった場合、有力な候補地の1つであるという位置付けで考えておりますのでよろしくをお願いします。

町 長 メガソーラーのことにしましてはあの昨年でありますけれども、町もあの1つの、これはあの具体的にはソフトバンクですが、全国的にこのことをまあ候補地を絞って展開していきたいというようなことで、県を通じて正式に募集がありまして、町も1つにはあの春日平の地籍を要望した経過がございますけれども、結果的にはどうもお騒がせした割

	には尻切れトンボといいますか、非常に集約されたと今朝のニュースに出ておりましたが、全国で4カ所この太陽光の発電所を自ら建設するという結果に落ち着いたんではないかなというふうに思っておりますので、ただそれはそれとして規模は別にしても、先ほど申し上げたことの中へ組み込んで、そうした太陽光のミニソーラー的なことも含めた1つの研究機関としてまた検討してまいりたいというふうに思っております。
議 長 6 番 北沢議員	はい、他にございませんか。 若干細かくなりますけれども基本的な事項ですので、ちょっと所管も含めますがお願いをしたいと思います。1つはあの国の事務との関係でございます。1つの例をとりますと国民年金事務これについて歳入の方ですね27ページに計上されておりますけれども、昨年はここに事務取扱費534,000円というのがございまして、今年はこれが歳出の方では一般財源で全部、金額は少ないですが賄われておりますが、まあ本来国民年金事務というのは国の取り扱う事務でありまして、こういったものがそのいわゆる市町村へ財源をよこさなんで市町村の事務になるということは、金額は小さくてもですね私はちょっと注目しているところでございますが、これらが一般財源化されたのか、もしくはこういう制度がなくなって市町村が財源を持てよとこういう話になったのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。
	それからもう1つ、電源立地交付金の関係でございます。まあ私記憶するにこの財源は今まではまあ建設事業の方の財源として充当されていた部分でございますけれども、まあ今回予算編成の中でのまあいろんなやり繰りの中で使用区分が変わったかと思っておりますけれども、認可保育園のところに財源充当されております。まあこれは1つのアイディアとしてはあるわけでございますけれども、私の先ほどの1回目の質問の中にありますとおり、建設事業が少なくなっているわけございまして、この財源の変更というのは、これは単年度でなくて今後もこの財源充当枠、そういう方向が可能であるのかどうか。まあできればこういった財源は普通建設事業っていいですか建設事業の財源としてまあ基金へ積んでまあ2ケ年なり3ケ年貯めて使うとか、そういった方向で需要を果たしていただきたいと私は考えているところでありますけれども、そこら辺の変更方針の内容についてお伺いいたします。
住民福祉課長	予算書の27ページの国民年金事務の関係でございます。ご存じのようにあの国民年金事務につきましては算出につきましては基礎額と点数、それに調整係数等をかけまして算出されてきます。その中身につきましては人件費分、物件費分等でございます。で、年々あのまあ新任職員が担当するとかいう関係もございまして、額につきましては減少傾向にあるということで、特定財源には変わりがございません。で、その額につきましては人件費分も含まれているということの中で国民年金事務費の方へ充てていくという形でございますので、考え方は従来と変わっておりません。
総務課長	それではあの2つ目のあの電源立地のあの交付金の件でございますが、あの従来、北沢議員ご指摘の通りの方向で財源へ充当してまいりました。今年度の予算編成段階でもそういう目で予算の組み立ての中でこう眺めておりましたが、あのまあそこにふさわしい事業がなかったということの中で、また2ケ年3ケ年基金化をしておいてっていうこともなかったということの中で、本年度についてはあの保育園のその部分対象になりますのでそこ

議 長
10番
堀内議員

へ財源充当をかけさせていただいたということです。今後につきましてもあの実施計画段階である事業をこう眺める中で、毎年度あのやはりあの建設事業で使える財源に使えるようなもの、こういったものを中心に今後もまたあの計画してまいりたいというふうに考えております。

他にございませんか。

2点ほどお伺いをいたします。先ずあの伊南バイパス建設につきましては、今年の12月堂前線まで開通予定というお話でございますが、その関係でアクセス道路の整備もだいぶ進んできているということで、道路整備費が非常に減額になっておるところでございます。その以後26年には南割まで開通、それから28年度以降には駒ヶ根まで全線開通とまあそういう計画で今も中田切の4号橋ですか、約1,000メートルの距離のある4号橋、5つの橋脚工事が進められておるところでございます。そういうことであのあそこは橋の上が通りますと、バイパス沿線のところはまあ陽の当たる場所になるわけですが、橋の下というのは逆に陽の当たらない場所、あの太陽が当たるという意味じゃなくて、陽の当たらない場所になってくるとまあそんなふうに私思っております。それで竜東線の暫定供用の時も北河原・中平幹線ですか、あれを使って国道153の田切の信号まで暫定的に県道並みにということで地元もそれに協力しながらやってきておるところでございますが、まあそういうところへ陽の当たらない部分、そこらに対する是非光を当ててもらうことを町長にはお考えいただきたいと思ひまして、そのことについてのお考えをお伺いしたいと思います。まあ当時もあの道路改良についても条件もいろいろ出てそのままになっている部分がありますので、すぐにとはいいませんが将来的には是非そのお考えをお伺いしたいと思います。

それから飯島町の予算概要の3ページのところで新規事業が載っておりますが、ちょっと細かくなりますが、高齢者等の緊急宿泊に対する補助ということで、この対象が通所介護施設、デイサービスへ宿泊した場合だけに補助をいたしますって書いてあります。まあ特別養護老人他それぞれの施設にもショートステイというものがありまして泊まれる施設があるわけですので、なぜこれが通所施設に限定されているのかその点についてをお伺いをいたします。

もう1つ、すいません。予算書162ページ、7番のところで債務負担の中で越百園デイサービスこれの債務負担が載っておりますが、事業は確か今年度で廃止になるというふうに、デイサービス廃止になるというふうに前にお伺いしております。まだ8,000,000余の建設費の負担を町ではしていくわけですが、これについてはもう事業は終わっても町は負担するということになっておるんですか、それについてお伺いしたいのと、もう1つそのこのところの財源内訳で他のものはみんな一般財源へ入っているんですが、ここの財源内訳だけがその他のところに入っていますのでちょっと細かくなりますが併せてお願いします。

今進められております153号とそれから県道であります竜東線、それぞれこれまで大変長い期間に亘って地元の皆さん方にはその全線を通じてルートを発表以降協議をいただきまして、こうした形で工事が進んでまいっていたいておるということで本当に感謝を申し上げておるわけでございます。今後の土地利用それから有効活用というような面、そ

町 長

れからまあ陽の当たるというかあの橋の下の日陰という意味でなくてですね、あのそこに何らかの活性化が図られて、よかったなあというようなふうに思っただけのようなひとつの地域づくりにこの道路というものは役立てていかなきゃならないというふうに私も思っておりますので、あの道路の沿線ばかりではございません、これはあの町内全体に光の当たるような施策を行政をしていくのが行政の使命でありますので、今後あの施設的な面も出てくるかと思えますけれども、土地利用の面でまた地元とご相談をしながら鋭意、場所場所に合ったひとつの考え方の下で土地活用の活性化につながるような施策を講じてまいりたいというふうに思っておりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

2点目の関係でございますけれども、予算概要の3ページ高齢者等の緊急宿泊の事業でございますけれども、これにつきましては従来まで、急に介護者が都合ができてしまって介護ができない状況になったとき、従来までは介護者が負担をする中で急きょ介護施設へ宿泊をしていただいていたという経過がございまして、これにつきましては県の方に事業がございまして、地域福祉総合助成金交付要綱に基づく宿泊のための事業がございまして、町がそれに乗っかっていけば県の方の補助もあるというようなことで、こういった方々の個人の負担の軽減を図っていきたいというようなことで、今回この緊急宿泊の補助を行っているところでございます。ショートステイ等利用されている方は計画的にできるんですが、急きょそういった場合の緊急的なものでありまして日数制限等をさせていただいております。具体的には3日間×年間で4回までという内容でございます。

基本的にあの通所施設で宿泊をしていただくということでございますので、県の要綱に基づいて町も整備をさせていただいておりますので、そういった関係の内容になります。

それから2点目でございますけれども、越百園のデイサービスの関係でございます。今回デイサービスの関係の償還金につきましては、具体的に償還金は債務負担行為のとおり載っております。で、実際的には町が従来まで払ってきましたし今後もまあ払っていくという状況の中で、それに見合うものというのを上伊那福祉協会の方で一定の負担をしていただくことが必要ではないかということでございます。予算書の38ページをお開きいただきたいと思うんですが、38ページの諸収入の中の一つ下であります。越百園デイサービス償還負担金ということで、今後償還にあたっては債務負担行為の金額をイコールの額を行って来いにするというようなことで特定財源として計上をさせていただいておりますのでよろしくお願します。

10番堀内議員

そうするとあの越百園の関係につきましては了解をいたしました。概要の3ページの高齢者の緊急宿泊の件ですが、県の要綱にも通所介護施設つきり対象にならないということになっているのか。先ほど言いましたのはショートステイという施設は特養でもあります。そこに空き部屋があればそこへ緊急でも入ることはできると思います。で、その他の施設にそういうことがあるんですがなぜその通所が、県もそれつきり補助金が出ないのか、町が通所だけを指定したのかそれをお伺いしたいと思います。

住民福祉課長

通所施設にもってそこへ宿泊した場合に補助が出るという形の内容でございます。で、町の方であの越百園の中で緊急宿泊、あの要綱でございますけれども、それも利用することも可能でありますのでお願します。

10番堀内議員

よくわからない内容ですが、今、越百園の緊急宿泊もできるということは、あそこは通所施設ではありませんので特別養護老人ホームというので、この通所っていう問題はちょっとどうもいろいろお聞きしていると意味が違うんじゃないかなと思いますので、あの今日でなくても結構ですのでまた確認できた段階でお願いしたいと思います。

住民福祉課長

あのこの1つの要綱の中でお話する中では通所施設なんですが、もう1つの要綱の中で越百園も使える要綱も別にありますのでそちらも使えることができるというお話をさせていただきました。

議長

他にございませんか。

2番宮下議員

ちょっと町長にお伺いいたします。今あのまあ国の方ですね国家公務員の給与の削減ということをおっしゃっております。それに準じて出てきた話が同じく地方公務員においても同様ではないかというような中で、まあそれに付随していくと地方交付税も削減していくというようなまあ話がもうちょっと出てきているわけです。これが24年度はまあ地方交付税としてはまあ前年度並みというように見ていらっしゃるんですが、まあ今後のことになっていくと思えますけれども、その辺を町長としてどのような捉え方をされているのか、ということをお伺いします。あの地方公務員の給与の削減もと国の方で言っているわけですねあの考えがあると、いうようなことがこう取りざたされてきておるわけです。そういった時にその関連していくと地方交付税の削減もしていくんだということをまあニュース等でも出てきておりますので、その辺もし何か捉えている部分がございましたらお聞かせ願いたい、これが1点。

町長

それともう1つですね、先ほどあの施政方針の中でIターンをされてまあ紹介されたあの件は私もちょうど見ておりました。大変うれしいことであるなというふうに思いました。ただ残念であったのはですね、最後にこの問い合わせ先というのがポンと出てきたんですね、そうすると飯島町の86の3111なんですよ。あれはやはり今回例えば定住促進室というものを作ってもらってこれからやっていくんだというようなことでまあ1年来たわけです。そうした時にですね86の3111これ代表番号ですけども、そこからこう經由していくのではなくてですね、私としてはあそこに直通の電話番号というものがあっていいんじゃないかなと、あのホームページだけではなくて直接お話を聞きたいということも当然出ているはずですし、ああいったものがどんと全国的に出てきた場合に、だれでもパソコンを持ってインターネットをやっているわけではございませんので、特にまたちょっとあの少し年配になれば持っていらっしゃらない方もいる、じゃあ電話番号でちょっと見えたから電話したいっていった時にですね、できればワンクッションではなくてですね直接に「はい、飯島町定住促進室でございます」というようなそういったことができないんであるかと、そういった事をちょっと私あれを見ておって最後感じたんですがその辺についてもちょっとお話を聞かせたい。

町長

国家公務員が給与においてですね、あの町が実施をいたしました人勸の内容も含めて給与法の改正で過日成立をいたしまして7.8%ですか、2年間削減をするという1つの法律が施行されました。ただその附則で地方公務員に対してもそれを期待するやの1つの規程が盛り込まれたということになっておるわけでございますが、この扱いについては現在

のところそれぞれの地方団体まだ見解が示されておりません。ただ非公式であると思いま
すけれども、それをもし実施をしなかった公共団体に対する給与費の含めた部分の交付税
というものは削減ということも考えるというような報道もあるわけでございますけれども、
確かなことはわかりません。そのことは全くこの心外な考え方であろうというふうに思っ
ております。基本的に地方の給与は地方で自ら決めるという形でございますし、またこの
ことを飯島町に当てはめた場合には職員にはこれまで何回にもわたって自主削減のこれを
協力してもらってきた経過もございますので、簡単に右へ国へ倣えという心情では私はな
いというふうに思っております。ましてや交付税とリンクにするなんていうことはあつて
はならないというふうに思っておりますので今日のところはその辺のコメントで。

それからあの確かにひとつのアイデアだろうというふうに思いますし、インパクトを与
えていく部分でありますので、ただまあ土日の紹介に対するまあ問題だとかいうようなこ
とも、直通ですぐそこに職員というわけにはまいりませんので、ちょっといろいろな取り
組みを検討してまいりたいと思います。出てくる情報については適切にやっぱりお答えを
していくことがひとつのこのことにつながるという考え方でございますので、当直の問題
も含めたり、それから直通の問題も含めたりということで、あるいはホームページの問題
も含めて少しあの検討させていただきたいというふうに思います。

他にありませんか。

あの社協の問題なんですけれども、まああの社協に対しては現在あの事務局長として1
人派遣しているわけなんですけれども、今後の形の中で社協自身も社協自身の経営そのものは
黒字経営になっていますし、そこには町のお金も入っていれば、住民一人ひとり耕地加入
者から入っているわけで、あのまあ社協自身が自立していく方向性をまああの監査の方か
らも求められつつあるんですけれども、今後あのその局長とかまああの事務方として
派遣している状況を今後もどんなものにしていくかとか、そういうあの社協自身の経営自
身は社協が考えることですけれども、まあその派遣している人材に関しては今後の計画と
してはどのような考えを持っておられるかそれについてお尋ねしたいと思います。

社協につきましてはこれはあの独立した社会福祉法人としての歩みをしていくというの
が原則であります、その組織体制作りの中で発足以来、幹部職員につきまして町の方か
ら派遣支援というような形でやってまいりまして現在にまあ至っておるわけでございます。
できれば人材等も含めて社協自前のひとつの組織でやっていっていただくことがいいこと
でございますけれども、いろいろあの意見交換の中でまだまだやはり両面で行政が支援を
していくということが、町が設立をいたしましたこの石楠花苑福祉施設でありますので、
今後の状況を見守りながら必要な対応をしながらまた、必要な場合には職員も派遣も含め
てやってまいりたいというふうに思っております。

はい他にございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案を付託するにあたり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。

(審査区分説明)

お諮りします。予算7議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長の説明の審

査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって第24号議案から第30号議案までの平成24年度予算7
議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦勞様でした。

散会時刻 午後 0時43分

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者
北 沢 正 文
坂 本 紀 子
久 保 島 巖
平 沢 晃
堀 内 克 美
竹 沢 秀 幸

○出席議員（12名）
1 番 久保島 巖
3 番 浜 田 稔
5 番 竹 沢 秀 幸
7 番 倉 田 晋 司
9 番 坂 本 紀 子
11 番 平 沢 晃
2 番 宮 下 寿
4 番 三浦寿美子
6 番 北 沢 正 文
8 番 中 村 明 美
10 番 堀 内 克 美
12 番 松 下 寿 雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫 芝 守 会 計 管 理 者 片 桐 邦 彦
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山 田 敏 郎 教 育 次 長 宮 沢 卓 美
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良 雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者
議会事務局長 浜 田 幸 雄
議会事務局書記 千 村 弥 紀

本会議再開

開 議
議 長

平成24年3月8日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
なお、片桐会計管理者より義理のため欠席の通告がありましたので報告いたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。

北沢議員

6番 北沢正文議員
それではあの今議会最初の質問でございますので質問の前に一言申し上げたいと思います。昨年の3月定例会中に3.11の大震災が発生をいたしました。この役場庁舎の中で新年度予算の審議中に思わず机にしがみつくような揺れを感じたわけであります。テレビを通じて報道される現地の状況は惨たんたるものでございました。あれから1年が経過いたしました。現在報道される復興の足音の歩みは遅く困難さを感じております。政府には原状回復だけでなく新しい日本の再生に向けて力強いリーダーシップを発揮され、その下で一刻も早い復興を祈るものであります。われわれと同じ第一線で頑張っておられる行政、議会の皆さん、それから住民の皆さんに対しお見舞いを申し上げるとともに、この大きな犠牲を無駄にすることなく心に留め、できうる限りの支援の継続と安全安心のまちづくりを進めることの大切さを痛感している今日であります。
さて、飯島町を見ますと有事の際に緊急輸送路として伊那谷の背骨となる国道153伊南バイパスが、先日の町長の施政方針でも触れられておりますとおり、本郷から堂前線までの間が24年度中に開通されるとしております。飯島町にとってはこの開通に大きな期待を持っており、この開通を織り込んだ国土利用計画、また飯島町第5次総合計画がスタートし1年が経過したわけでございます。この間、町民の意思は計画実現に向けて高坂町政の3期目に期待の意思を表示したわけでございます。そこでお伺いしたいのは土地利用計画に示されている町内の土地の発展的活用の政策であります。町内の土地は個人の私有物であるとともに公共の福祉の増進のための土地であります。そして国土利用計画法、都市計画法、農業地域振興法などの手法によってその活用の方向が縛られておことはご承知のとおりであります。しかしながら町民生活の諸々の条件によって如何に時代の要請に応えていくかが、この見極めが大切な選択であります。飯島町第3次国土利用計画では計画的な宅地や民間活力などの目標が示されておりますが、これらの政策は必ずしも予算を伴わないために予算審議の中ではあまり、まあ審査の項目から見られないわけでございますけれども、しかし私は民間の事業所がまあこのところ閉鎖されるなど、今日の飯島町の閉塞感を前向きに施行するにはこうした将来展望を示し活力を引き出す政策が必要であるというふうに考えているところであり、今考えうる特徴的な具体的カンフル剤を必要としていると考えるところであります。具体的政策が新年度に示されるのか町長の所見をお伺いしたいと思います。

町 長

それでは北沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。土地利用計画これを実現するための政策展開についてということでございまして、特に土地利用計画策定後1年をまあ経過しようとしておるわけでございますけれども、これらの実現化に向けた具体的な特徴的な施策についてのご質問でございます。お話にございましたように土地利用計画は町土、町の土地の利用に関する行政上の指針となるものであるとともに、全国の計画、あるいはまた県の計画との整合性を基本としながらも飯島町第5次総合計画の基本方針に則して平成22年12月に策定をしまいりました。ご存じの通り、町の総合計画の重点施策として人口増の活性化を挙げておるわけであります。それらに対応できるように土地の宅地化や商業地化を進めるために、活気ある賑わいエリアというものを設定をしまいりました。この活気ある賑わいエリアというものは今後計画されています国道153号伊南バイパスの全線開通これをはじめ、主要幹線道路沿線や周辺地域を中心にエリア設定を行ったということになってございまして、北沢議員もご承知の通りこれはあの全戸配布をされました飯島町の第5次総合計画並びに土地利用計画があるわけでございますが、特にこの土地利用のエリア設定につきましてはこの要約版の最終ページのこれに図化してお示しをしておるわけでございます。そのためにまあ町では現在基幹道路の整備を計画的にまあ進めておるとともに、道路沿線の宅地化を想定した生活基盤整備でもあります上下水道、あるいは歩道の整備も併せて関連事業として進めてまいりました。今後も幹線道路の整備に合わせた生活基盤整備に力を注いで事業を進めていく考えでおります。またあの宅地、住宅地の供給につきましては町といたしましては当面大きなまあ宅地分譲等の計画はしておりませんけれども、民間業者との連携を図りながら空き家の問題それから住宅用地の相談についての受付や斡旋に努めてまいりました。町といたしましては今後ともこうした考え方に立って、このゾーン別の誘導策というものを講じていくということになるわけでございます。なおまた土地開発公社、町の土地開発公社が抱えております分譲地については若干まだ残っておりますけれども、分譲住宅の紹介謝礼金制度というものもあるわけございまして、いくつかのこうした実を結んだ事例も今出てきておりますので、こうしたことも広くまあPRをしながら鋭意努力して民間と併せてこの宅地化の売却に努めてまいりたいというふうに考えております。それから工業ゾーンの問題でございますが、この関係につきましては具体的には現在七久保の柏木地籍へ新工場の進出に向けた対応する土地の確保、それから進入経路、まあアクセス道路、それから周辺の環境も含めた改良整備を今進めておるわけございまして、これからがまあこの事業については本番を迎えるという形になりますけれども、こうした工業進出によりまして税収の増加や地元雇用を期待をしておるというところでございます。今後も土地利用計画に示されておりますこの構想実現に向けて誘導施策、それから土地の整備を順次推進をしていくという所存でございますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

北沢議員

只今の答弁の中ではこれからゾーン別の誘導策を計画していくということですので、まあ私の質問の趣旨がそこら辺のところにありますのでその点についてはいいわけでございますが、あのまあ例えばあの市町村によっては、ただいま言いましたように土地開発公社が宅地分譲をして積極的に団地開発を行っていくと、こういった施策をとっているところもありますが、飯島町の場合にはこの土地利用計画によって民間活力を大きく使っていくんだと、こういう方向が示されております。従ってあのその具体的な誘導策、そう

	いったものを考えるときに、まあ今までの飯島町の1つのまあ欠点とは申しませんけれども政策の中で、なぜこの土地が動かなかったのか、こういった点を十分反省してみる必要があるんじゃないかと、まあその点の1つに非常にあの土地の可住地域の中がいわゆる振興政策ですね、まあこれは国県のものもございすけれども、まあ極端に言えば農用地こういったものに非常に大きくその制約を受けていたと、こういった点がありまして、なかなかそういった部分が進まなかったんじゃないかということがあるわけでございます。そういった点においては民間の力を発揮させるという点においては、まあ例えばあの今町長の言われたとおり工業ゾーンまあこういったものについては土地開発公社がしっかりそのいわゆる説明ができるような体制ができているわけでございますけれども、宅地の部分そういった部分についてはまあ転用が難しいというイメージしかなくて、なかなかそういった部分が難しいとまあそういったものをいわゆる相談窓口を設けるとかいわゆる誘導策の中に盛り込んで、いわゆる飯島町の中でもそういうことが可能であるところといったイメージを持ってもらうことが必要であるというふうに考えるところでありますが、そこら辺のところも含めてもう一度確認をさせていただきますが、ゾーン別の誘導策、その中では宅地開発の問題についても民間活力が発揮できるようなそういった誘導策の検討をされると、こういったことでよろしいかどうか伺います。
町長	まああの確かにおっしゃいますようにあの町の宅地化に向けての考え方というのが、農地保全との関係で町の農業立町としてのまあ歩んできた歴史の経過の中で、ややもするとそういう面もあったかとは思います。ただこれはあの農振法に対する基本的な解釈というものは全国どこでも変わっておるというわけではないと思いますので、ただこうしたあのキチンと計画に位置付けられた道路幹線網との関係の中での土地の流動化というものにつきましては今それなりきの理解をしていただいて、これが図られておるというふうに認識をしておりますので、具体的なその、もう農地のど真ん中に持って行って住宅をすると宅地化するというようなことは到底これはあの考えられるべきものではございませんけれども、そうしたあの基本的な考え方に沿っての流動化っていうものは今現に図られておるということで、何らそんな色はないだろうというふうに思っておりますが、これはやはりあの農地との保全との十分な整合性は当然図っていかなきゃなんというふうに思っております。まあそういう認識の上に立ってもう一つあの今日もある町村の新聞の記事に出ておりますが、公共団体が自ら宅地造成、分譲をしていくという考え方もまあ一部にはあるわけでありましたが、町もそうした考え方でやってまいりました。ただこれはあの最近のこの住宅を建てるそれぞれのひとつの個々の皆さん方のこの求めるその理念というものが、やはりあの1区画にこうきちんと区画された整備された宅地ということじゃなくてですね、やっぱり周辺の環境の問題だとか個々の生活のゾーンを重きを置くということもございまして、いわゆるまあオーダーメード的な発想がないとなかなか画一的な分譲というものはどうも好まれないというふうに風潮が変わってきておるんじゃないかというように思いますので、今町の基本的な考え方はやっぱりそうした反省の上に立って民間活力を導入した形の取り組みの中でできるだけのお手伝いをしていくと、こういうことの考え方でございすのでそんなようにご理解をいただきたいと思います。
北沢議員	まあ民間活力の活用については町のそういったいろんな総合的な考え方、そういったものを広く情報公開をしてまあ民間が動きやすいような情報を与えていくことが必要だとい

町長

うふうに考えておりますので、そういった誘導策、まあこういった中でそういったことを盛り込んでいただくように検討をしていったらどうかというふうに考えるところであります。

次に、次の問題でございますけれども、まあ先程もございましたように国道153伊南バイパス、これも関係の皆さんのたゆまぬ努力と国県の理解のもとに24年度には町内で供用開始になります。町長もこれらの道路整備により町の活性化が図れ、新たなまちづくりに発展していくものと期待を渗ませた施政方針が出されております。こうした状況を踏まえたときに、この国道という巨大な投資に対してかつてから言われているとおり、この道路の果たす役割、道路の開通を機に町の活性化をどう図っていくかと、こういった問題が当面の大きな課題でございます。今日飯島町を取り巻く商業関係は非常に厳しいものがあり、今日の状況をただ待っているだけではとても民間活力を活かせる状態にはないと思われます。そこで誘導の具体政策をどのようにするか大きな課題であると思いますが、この課題にどう取り組むのか町長の所信をお伺いしたいと思います。

まああの具体的に伊南バイパスの飯島工区の一部供用開始というものが現実の問題としてまあ見えてまいりました。同時にまたあの2年後、それから更にまた数年後という形で全線開通に向けてのまあ期待をしておるわけでございますし、併せてまたあの竜東線というものも1つの主要地方道としての役割を果たしながら、この国道との大変まあ関連付いたルートの中で、これもまあ着実に進めていくということで期待をしておるわけでございます。そうしたこの新しい幹線道路網とこの町の活性化、賑わいの位置づくりということになるわけでございますが、当然のことながらこれはあのなかなか日陰と日向の部分があるろうかと思ひますけれども、既存の中心商店街との整合性、こちらが寂れて向こうが発展というだけではまずい、しかしまた単なるこの新しい道路が通過交通だけであっても困るという、なかなかまあいろいろあの難しい問題もあるわけでございますけれども、全体としてはそうしたことが連携する中で相乗効果の中でまあ町が賑わいのあるこう発展をしてほしいというふうにまあ持っていかなきゃなんというふうに思っております。中心商店街につきましてはあの今農協さんもああした形で新しいまあ商業集積もつながる部分としてやとっていただきます。そこにまあいろんな施設がまた相乗効果の中でやっていくことをまあ期待しておるわけでございますが、伊南バイパス飯島工区の部分につきましては、これはあの将来開通していく駒ヶ根境も本郷も含めてですね、今いろいろとあの基本的には1つの景観協定というものがあるわけでありましたが、これはあの何らそうしたものの進出を度外視したものではないと、むしろそういうものを受け入れることを前提としながら秩序あるその景観を維持していこうとこういうことでございますので、これは十分地元の皆さん方も調整を図っていかなきゃなりませんけれども、そこであの今現在もいくつかのプロジェクトがそのことを想定して公式、非公式に話がきておる事実もあるわけでございます。そうしたことをまあ土地利用との関係でどういうふうに配置をして、また当然あの当事者の皆さんの事業家の皆さん方のいろんな想い、それから立地条件、戦略的な部分もあるかと思ひますので、そうしたことを総合的に判断をして、やはりあの様々ないろんな条件も付いてころうかと思ひますけれども、何としてもまあ中型スーパー的なことも含めてですね、それが立地できるような形、それから町もまた地域とともに考えていけるような地域の促進センター的な1つの施設づくりもひとつのこれから課題として上ってまいり

北沢議員	ますので、その辺を十分またバランス感覚のなかでひとつ積極的に進めてまいりたいというふうに今考えております。 まああの今言われていることは七久保地区における開発が非常にまあ飯島としては成功したということでございまして、非常に賑わいのあるエリアが道の駅を中心に七久保地区は発展しているわけでございます。あれも県道飯島飯田線ですか、このいわゆる路線が開通したことによりましてまあその道を活かすという点では成功した事例ではないかというふうに考えるわけでございます。まあ振り返ってみますとまあ単純に考えて道というのはそういう効果があると、従って今度の153のバイパスもそういったことに非常に大きな期待を持っているのは事実でございます。まあそういった成功の事例を1つの糧としてこの新しい道について十分検討していく必要があるんじゃないかということでございます。 ただこの計画が国道この分がもう24年に開通するという事実、また28年度以降駒ヶ根まで通じるという事実はまだ既に言われて久しいわけございまして、国土利用計画法この内容がそれを含んで策定されてから1年経過しているわけでございますが、この間商工会に対する懇談だとか、今町長の口から出ました中型スーパーの誘致、こういったものの働きかけ、こんなようなことがこの1年間の中で行われてきておりますでしょうか。そういった点についてもしここでまあそういった内容について発表できることがあればお話をいただきたいと思いますが。
町長	まああの153号の沿線、特にあの今年度中にまあ一部供用開始する飯島工区の部分についてのそうしたあの立地的な部分についてまああの幾つかのものが出ては消え出ては消えというようなことがございましたが、今あの確たる決定されたものの、まあスーパー的なもののことを今日ここでお答えできる段階にはございませんけれども、かなりのまあ確信を持った1つの今取り組みの中で今後とも煮詰めていくという段階のものはあるわけでございますけれども、今後まだまだ流動的な要素が非常にございますので、今日ここで具体的にそれ以上のことは申し差し控えたいと思います。
北沢議員	この問題も先の宅地開発と同じことでございまして、まあそういったものに対する町の姿勢がある程度まあ積極的に公開されていなければ、そういったものが発展するきっかけとなるような民間活力の導入が難しいという点がありますので、是非そういった情報、町の動きこういったものをしっかりいろんなマスコミ等を通じましてPRしていくことが必要ではないかというふうに考えるところであります。またあのこの現在国道の姿が具体的に見えてまいりまして、関連する取り付け道路も立派に完成をしてくれておるわけございまして、まあそういったものが見えてまいりますと地元としてもこの後どういうふうになっていくんだとこういったことの非常に期待と不安が入り交じった状態になっているわけでございますので、先程の景観協定の件もでございます。早めにまあそういったところとの懇談を進めながら民間が動けるようなそういう体制を町としても積極的にとっていくことが必要であるというふうに考えるところであります。 次の問題に移らせていただきたいと思います。次の問題については、職員の思考回路を前向きに置くためにはどうするか伺いたいということでございます。行政は前年踏襲型でなく前向きに物事を考えていく思考回路を如何に維持できるかということが必要だと考えますが、町長はどうお考えでしょうか。われわれはともすると日常的な繰り返しの中で疑問を感じず時に流されがちですが、そこに現実とのギャップが生じる恐れがあります。先

	日の防災計画の見直しの説明会の日程変更の件は行政の中で他の部署とのこととは言わず、十分な検証が行われる必要があると思っておりますが、行政を進めるにはある程度の緊張が必要であり、やはり日常的に前向きな思考回路を維持していくことが必要であると思うのであります。そこでそういったことを考える上で1つの例題として伺うわけでございますけれども、日常業務を行っているときに生じる事務改善、こういった点についてこの提案や改善の実態はどのようになっているかお伺いをしたいと思います。このことは思考回路に刺激を持つ最も日常的な身近なテーマでありまして、刺激としては適当な素材であると考えからであります。まあこういったことを繰り返していくことによって職員の思考そういったものが作られていくんじゃないかというように考えるところでありますが、実態はどのようになっているでしょうか。
町長	2つ目のご質問、職員のまあ思考回路、意識改革を含めて前向きにまあひとつ姿勢でとらえていくべきというご質問でございます。職員には常々、常に町民の皆さんの目線に立って、その立場に立ってものを考えサービスを提供していくようにと、それには常に汗と知恵を出してそして意識改革の下にやっていく必要があるんだということを説いてきております。職員は自ら学び考えて行動する職員、これを育てる目標に掲げております飯島町人材育成の基本方針というのがございます。この2の中で職員像の1つとして常に問題意識を持って改善や改革のできる職員を目指していこうという位置付けがされておりますので、今具体的なご質問でございますまあ事務改善等のことについては副町長以下中心に取り組んでおりますので、そちらの方から説明をさせていただきたいと思います。
副町長	それでは私の方から少し具体的な部分について答弁をさせていただきたいと思います。町の方ではあの町の総合計画を住民の目線に立って執行していくというこう基本の路線がありますので、これに基づきまして実施計画それから予算編成を行ってきっておるということであります。先ずあの年度初めに理事者懇談というのを課長、係長、課毎に行っております。で、この中では今年の予算に盛られた事業をどういう日程でどういう目標で実施していくのかということを課で掲げたものについて懇談をし、年間の計画を先ず実行ベースに乗せていくということを行っておりますが、このためにも職場会、言ってみれば課毎それから係毎に計画を立て、実行計画を立てながら開催をしていくというような年度中途における進行管理も行っておるところでございます。まあ年間通じてはPDCAのサイクルの中でということでもありますので、一つ一つの事業をこなしながらまた次の展開へ向かっていくということが基本ということでやっております。まあこういった目標だとか行動を職員間で共有するというのが職員全体で日常的な問題意識を持って、それに対して自ら改革改善を実施しているということにつながってきているということでございますが、これがあの具体的に目に見えたものになっているのか、小さなものの積み重ねになっているのかということはまあいろいろのものがあるわけでございます。まあこういったあの全庁的に取り組むための方策として大きなあの計画が2つ町の方では持っておりますが、それがあの行政改革プランであり人材育成方針であります。まあこの中で職員提案制度を謳ってございましたので、24年度から新たな要綱を定めまして職員の提案制度を実行していきたいということであります。まあ今までのこういったあの考え方はなかったのかということであればそういうことではなくて、まあ常に提案を受け入れるようにはしておりましたけれども、まあなかなかあの制度的なものがないと、いつどういうふうにやるのかとい

	ったそういう手順も定められておりませんでしたので、今回そういったことを制度としてやっていきたいということでございます。先ずあのこの制度としては自己の所掌に関する事務事業の日常的な業務改善の取り組み、まあ実践を行います職場改善実践活動とそれから自己の所掌にかかわらない、いわゆる外から人の仕事を見た場合の企画及び改善を提案する職員提案、こういった二本立てをもって職員提案制度を創設し事務改善に取り組んでまいりたいということでございます。職員提案制度の中では職員一人ひとりのアイデアや意見を仕事に活かしまして住民サービスの向上、事務改善の推進を図るということでございます。またあの優秀な提案につきましては町長からの表彰ということも規程の中に盛り込んでございまして、職員の積極的な改善を求めているというふうに思っております。なおあの常々あの町長は1月4日の仕事始め、それから4月1日の年度始めの訓示の中で、常に自分の立場を住民の立場に置き換えて物事を考えろ、常に問題意識を持って考えて、先ず出来ないという発想でなくて、どうしたらこの問題が解決できるのかといった角度から物事を考えてほしいということは町長の方から常々申し上げております。まあそういったことで職員にはまあ自己啓発も求めているということでございます。なおまたあの実施計画、予算編成の中では係、課の中で知恵を出し合って工夫をして、提案をしてきてくれるようにということを申し上げており、町長は常に挑戦という言葉でこれを職員に求めています。で、これはあの失敗を恐れないようにいろいろなことの積み重ねの中で前へ進んでいこうとそういったあの前向きな考え方でやっていこうということでございます。それから第5次総合計画発足にあたりまして4つのプロジェクトチームを昨年4月から発足しております。つい先日1年間のプロジェクトの中の取り組んできた内容について町長ともチームリーダーとの懇談をしたわけでございますが、そういった結果を当初予算にも反映していこうということで、小さな気付きではありますが一つひとつそういったことで反映をし、職員の思考回路も柔らかくしながら、また町長の政策に沿った問題提起もしていただくようなそういった取り組みをさせていただいておりますので併せてご報告させていただきますと思います。 私の質問の内容、そういったことを受けて非常にあの前向きな政策がとられると、こういったご答弁でございました。ただあの今最後に言われた4つのプロジェクトのまあ反省、まあそういったものが行われると、これは非常に良いことでありますので、まあそういったものをですね、あのまあ政府のなんとか災害のときに公式記録がとられていなかったということがありますが、まあそういったものは当然あの記録として残されていると思いますが、町民のみなさんもそういったことを職員が一生懸命やっているんだと、こういったことをまあ町民の皆さんとのこのやりとりができるような形、要するにまあそういったものをですね情報公開していくと、積極的に公開をして、こういうことをやっているんだと、また職員と住民とのそういった部分でのこのやりとりができるような、そういった部分についてそういったものをまあ公開をしてですね積極的に町民に、職員としてはこういうふうに考えてこういうことをやっているんだと、こういったことを公開していくそういったお考えがあるかどうか伺います。 具体的にいまプロジェクトの検討の内容というものを、やっぱりかなりの重さを持ってまあ進めていくべきだというご意見でございます。そのとおりだというふうに思います。あの先日の新年度予算の重点施策の中にもプロジェクトのひとつの提案考え方、取り組み
北沢議員	
町 長	

北沢議員

町 長

についても積極的に進めていくんだということを申し上げてここに掲げてございますので、当然あの新年度予算以降のことにつきましてもあの町の広報等で内容を十分お知らせしていくこととなります。その中にプロジェクトの取り組みの内容もご紹介申し上げながら広くひとつ住民の皆さん方にもご理解をいただくような努力をしてまいりたいと思っております。 私はあの予算書の中に示されております毎年4月1日現在の平均年齢というのをちょっと調べてみました。21年の4月1日で44.7歳でございました。これは一般会計のみでございますけれども、それが今年の予算書、新年度の予算書24年4月1日では40.9歳、平均年齢が3.8歳若くなっているという状況でございます。まあしばらくの間、飯島町の職員の構成は頭でっかちだというふうに言われてきたわけでございますけれども、まあ毎年年々平均年齢が若返っているということでございます。是非あの若い皆さんの柔軟な頭を最大限活かせるようにそういった取り組みをしていただくことが必要であるというふうに考えるところであります。 次の問題に入らせていただきたいと思います。次の問題は森林づくり県民税を身近なものにするためにというテーマでございますが、林業関係や自然保護、自然エネルギーなどについて今年は質問を行ってまいりましたが、今回は長野県が全国に誇れる森林税について触れてみたいと思います。この税は24年度で期限を迎えるわけでございます。この間当町の里山整備などにこの財源が大きな成果を上げていると思いますが、私は森林の整備はまだまだ手入れを必要としており、森林づくり県民税の存続によりこれからも森林整備が進むことを願っているものですが、そこで税の理解を進めるために森林税の交付金の一部を財源として木材の消費に対する分野、特に身近で効果が大きいであると思われる新入生の机、椅子を木製としたらどうかという提案をいたすものであります。山林を所有しない県民にも森林が私たちの生活に果たす役割を理解願い、この税制が成り立っているわけであります。実際に事業を実施している町でも広く県民税を更に理解してもらおうとともに、町の土地の70％を占める森林の町にあって木の温もりの環境で心豊かな子どもの育成に資する、一石二鳥の効果が期待できるのではないかと、こうしたことを通じ県に森林づくり県民税の存続を働き掛けることが必要であると思うのですが町長の所信を伺います。 次のご質問は森林税、この財源を活用した中での町のまあ森林資源の保全・育成の取り組み、それから更に具体的にはこうしたことを更にまた助長するための活用方法として、学校での机や椅子の木製品化というようなことに触れてのご質問でございます。お話にございましたように長野県では平成20年度から導入をいたしました森林税については、長年まあ放置された荒廃の進んだ森林の整備を目的に導入をされまして、長野県の森林づくり県民税基金として基金を設けて管理をされて、県内の森林整備に活用されて大変大きなまあ効果を果たしてきたというふうに言われております。当町では基本この基金を活用いたしまして平成20年度からこの23年度までの間、里山整備として民有林、これはあの区有林を含めた個人有林を含むわけでございますが、町有林以外という解釈でございますが、これを130ヘクタールこの年度間で行ってまいりました。これが財源としては森林税というものが大変多くウエイトを占めておるわけでございまして、約30,000,000円これに充てられるというまあ見込みでございます。その他にあの森林税の一部を各市町村へ配分をされるべくその推進支援金というのがございまして、市町村が独自にこの地域の課題	
---	--

に沿った森林づくり関連に要する経費に対して交付される支援金ということになっておりまして、こちらの方は飯島町は 3,200,000 円これまで交付されてまいりまして、今年度までにこれはあの主に町有林にかかる部分、それと関連施設にかかる部分になるわけでございますけれども、約 3,200,000 円、これには町有林の間伐事業50ヘクタールでありますとか、その他に林道、作業道の開設、補修、それから与田切公園や中田切の町有林等の松くい虫防除、対策にもこの財源を充当させていただいてまいりました。そこであのご質問の森林税の配分の一部を木製の机や椅子ということについてでございますけれども、まあ現場のいろんな考え方も聞いておるわけでございますが、現在あの木造以外の使用してあるこうした備品も今現実問題としてあるわけでございますので、一気に全部を替えていくというようなことはなかなか難しいということと、それからあの単価の問題でやはりどうしてもこれは3倍ぐらいになってしまうというひとつのこれがあるわけでございます、その辺のところは1つ悩みのタネかなあというふうに思うわけでございますけれども、あの今後、後ほどまた現場の考え方は教育長の方からお答えをさせていただきたいと思いますが、やはりこうしたことも1つの思いを寄せて取り組んでいく必要もあるのかなあというふうに私自身は思っております。ただあのその他の面としては過去にも、例えば名前を申し上げますと中平や追引、それから新屋敷、北街道のこのいわゆる集会所、地域交流センター、それから千人塚では公園のトイレだとかいろんなあのベンチの関係、等々県産材、森林を利用した県産材をほぼ100%に近い形で取り入れて整備をしてきた経過もございます。大変あの温もりのある大きな評判もいいというようなことにもなっております。であのこの森林税、平成24年度の5年間のひとつの目途が新年度で終わるわけですが、いろんなあの存続についての世論調査もなされておりました非常に多くの県民からは継続が非常にあの理解を持って受け止められておるというふうにまあ報じられておまして、私もそのとおりだなあというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても今後ともあのかげがえのないこの森林資源をいかに有効に活用し、それから手を入れて後世にこの資源を存続していくかということは、もうこれは長野県というよりも地球規模の1つの大きな課題でございますので、そこに住む人々のひとつの理解を得ながら引き続いてこうした取り組みをしていきたいというふうに考えておるところでございます。なおまたあの新年度、24年度予算、一部予算にもお願いをしてございますけれども、更なるこの活用した森林手入れ73ヘクタールほどまたあの予定して、委員会でもたご審査いただきたいと思いますけれども、活用した事業に取り組んでまいりたいというふうに思います。学校現場での考え方につきましては教育長の方からお答えをさせていただきます。

それではあの私の方からお答えをしたいと思いますけれども、今あの議員のご質問、町長のお答えをお聞きしていながら、かつて私が使った机、学校の時に使った机にはですね人の名前が刻んであったり、下敷きを使わないとうまく字が書けなかったり、時にはですね彫刻刀で厭けたとおぼしき穴が開いていたなあということを思い出しました。まあそういう机を導入するかどうかは別といたしまして、現場ではどういうふうに考えるかということをお答えしたいと思っております。あの長野県ではそれほど多くはありませんけれども木材産地である木曽郡の木祖村の小・中学校では児童・生徒が使っているようです。当町ではあの日本工業規格の基準に合わせたメーカー品のものを使っておりまして、子ども達は現在、2小学校、1中学校はまあ規格品を使っております。木製の机はまあ暖

教育長

北沢議員

教育長

かさとかやすらぎといったソフトなイメージ、まあ環境に負荷を与えないといったメリットもありますけれども、一方ではこれはあの岩手県の工業試験場の実際にあの木製の机、椅子を使っている研究調査であります、それによりますと一番問題はですね重いということ、それから傷つき易いということ、それからサイズがなかなかあのJIS規格に沿ったものができにくいというようなこと等の課題があるようであります。またその裏返しとしてその木製の椅子、机を選ぶには子どもにとってどういうものがいいかということでは挙げられる理由として、まあ選ぶ理由として丈夫さ、使い易さ、運び易さということを観点で選んでいるというそういうあの研究報告もあります。まあいずれにしてもあの先ほど町長もお答えしましたように、価格がまあ3倍程度するということもあります。まあ今後こうした問題が解決されてですね改善されたら導入については研究あるいは検討してみたいというふうに思っております。議員のご質問のありました森林税の税の理解のためにどうだ、1年生、低学年にそういうどうだということでありましたら、むしろあの特別教室とか全校が使うあの教室の机、椅子については税の理解を促進するために導入することは意義があるのかなというふうに思っております。いずれにしても研究をしながら進めたいというふうに考えております。以上です。

町長のあの先日の所信表明の中でも重点施策であります定住促進、この1年の中で当町には素晴らしい環境と地域の温もりがあり、この魅力ある町を自信を持ってPRし定住促進を図ると、まあこういった強い決意表明がなされております。また子ども達が元気で明るく成長し、将来に渡ってこの町に暮らしていただけるまちづくり、まあこういったものをしかるべく表明されているところであります。いま町長の答弁、教育長の答弁をお聞きしていても木の持つ温もり、まあこういったものの効果、こういったものについてはいわゆる考え方を共有するというふうに考えるところであります。子ども達の心身の健全な成長を促すことは明らかでありまして、まあ既に学校の校舎内の木質化、まあそういったようなことは進んで行っておりますので、まああの子ども達がこの木の温もりというものを感じているということは明らかであります、まああの更にまあこういった身近な机、椅子があることによりまして、この飯島町の良さというものを子ども達が日常感じて将来に資すると、まあこういった点については机、椅子、その他のいわゆる当町の特色でありますので活用していくということがいいんではないかというように考えるところであります。こういった具体的体験を通しまして素晴らしい環境、こういったことを身近に感じさせると、まあそういったことによりまして魅力ある町を自信を持ってPRする子ども達が育っていくのではないかとというふうに考えるところであります。従ってまあ先程価格的には3倍ということがございましたが、これは考え方の上で3倍も投資効果があるというふうに考えれば非常にあのいいんではないかと、これがいわゆる私の言う前向きな考え方でございます。そこら辺のところを配慮いただいてもう一度、再度先ほどの件についてまあ将来に渡ることでも結構でございますけれども答弁いただいて質問を終わりたいと思います。

あのおっしゃることとてもよくわかります。自分たちのこの飯島町が森林に囲まれた素晴らしい町である、その一部を使って自分たちが使っている学校の用具がこの森林材を使ってできたということについては大きな教育効果があるかと思います。いずれにしても3倍の投資はともかくとしまして、どういう町の環境を子ども達に長く使うということが教育効果が高まるかというそういう視点で考えたいというふうに思っております。

北沢議員

終わります。

議 長

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(暫時休憩)

議 長

会議を再開いたします。

9 番 坂本紀子 議員

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問をいたしたいと思います。初めに救急医療情報キットの取り組みについてであります。これは昨年9月の一般質問で同僚議員が一人暮らしや高齢者の方々を守る方法として医療面での薬の処方せんの情報や、救急連絡先などの情報を救急隊員に伝えるために救急医療キットというものがあるが町でも取り入れたらどうかという質問でした。町長のお答えはできれば伊南4市町村で揃って実施したいので伊南行政組合へ提案したいという答弁でした。それが今年度早々に予算提案されていますので、この事業が実施された後も発展性のある事業となるためにも、具体的な内容について一般質問させていただきます。それでは実施するための事業目的と救急隊員に伝える情報はどんな内容にする予定なのかをお尋ねしたいと思います。

町 長

坂本議員からは救急医療情報のキットの取り組みについてでございます。目的とこの伝える情報の内容ということに関してでございますが、若干前段申し上げますけれども、この高齢者だけの世帯や障がいをお持ちの方々など、この方々が急病などによりまして救急車を呼んだ際に、なかなかこの救急隊や搬送先の病院で必要となるこの救急の親族はじめ連絡先、それから掛かりつけ医や持病などの医療情報などの基本情報がなかなか確認できないために、適切なこの処置を開始するまでに時間が掛かってしまうという事例が発生しておるわけございまして、これらの場面において必要となるこの基本情報を記入した緊急情報シート、その情報やそれから健康保険証の写し等、あらかじめこの専用の機器に入れまして、それから冷蔵庫、まあどこのお家にもある冷蔵庫に保管をしておきまして、万一の際には救急隊がこれらの基本情報を容易に入手することができる仕組みを作っておく、これがどうも必要であるということでご提案をいただきまして、そしてまた緊急連絡先の把握により救急情報シートに無い情報の収集や、親族などへの一早い連絡により協力が得られることも可能になるというふうに思われます。こうしたことによって高齢者や障がいをお持ちの方の皆さんが日々の安全安心を確保しようと、こういう目的でございます。提供する情報といたしましては本人の生年月日や血液型をはじめ、掛かりつけ医のお医者さん、それから持病があるのかないのか、それからいつも飲んでる薬は何なのか、それから加入をしておる健康保険などの保険証や医療情報、出来る限りのその方の個人情報を入れて、連携の中にこれを救急医療にひとつの役立てていくと、こういう目的のもとに検討してまいった事業でございます。

坂本議員

平成22年6月の一般質問では議員提案があり、箕輪町では12月で予算を取り実行しています。そしてまたあのこれに取り組もうとしている駒ケ根市があります。で両町とも一応どういう形でやるのかということを開きに行ってまいりました。それであの最初に取り組んでおります箕輪町に関しては、いろいろ考えた結果、情報内容の責任はだれが持つかということに非常に消防署の方たちとの話の中で問題になりまして、それで結局はあま

町 長

りにも突っ込んだ内容では箕輪町は実施しなかったということであります。それでまあ箕輪町はこういう簡単なものなんですね、こういう形になっていて、あと救急カードっていうので、この中には今町長が言われました血液型という項目はございません。それでまたこれには何かあった場合に一応掛かりつけ医というふうな形では書いてありますけれども、あの救急隊の判断によっては掛かりつけ医ではなく救急病院によって違うところに行くということも要綱の中には含まれているようでございます。で、駒ケ根市の場合はまああの消防署や昭和伊南総合病院が加わり、もう少しこの箕輪町より踏み込んだ内容にしていくという中でいま検討中ということで、実施はあのまあ24年度ということですがまあ後半になるかそれとも、翌25年になるかということはまだ具体的にはまあ決定していないということでございます。まああの最初のあの質問の中では、4市町村ともにやっていきたいというようなお話でしたけれども、まあそれがうちの方が先行するような形になってきておりますが、お守り、箕輪町のやり方の方法を見ますと、非常にまあお守り的な形でやるという形ではありますが、この情報の信頼性を作った後も、まあ私がその実施するにあたりまああの委託先の方に、ここのあのまあまちづくりセンターに聞きましたら、まあ今後ともそれを情報網内容を確保していくというようなこともおっしゃっていましたが、この情報の信頼性を作った後も町はキットをもって行く方々と共に確保していくという内容でこのキットを作るという考え方でいいんでしょうか。その点についてちょっとお聞きしたいんですけども。

あの情報キットについて一連のあの通告をいただいておりますわけですが、今、委託先のことも先に出てきてしまったりしてどう整理していいかわかりませんが、一応あの統一してまあ実施をしていくかというようなところから入らせていただきます、これについては。あのそうした議会での提案もありましたので、昨年でございますけれども、伊南の4市町村、それから昭和病院の事業管理者、企業管理者ですね、それから消防関係では消防庁、これがあの常に議会の前段等では集まる機会がございまして、昨年の6月頃からでございますけれどもこのことを提案をさせていただきました私の方から。それで特にあの昭和伊南の病院側、酒井管理者さんからは非常に病院としても得たい情報を与えている機会ができて大変あの有効でありありがたいという発言もございまして、それからまあ伊南行政の組合長である杉本駒ケ根市長も中心になって、できたらこれはやっぱりあの伊南行政、それから消防署、昭和病院とひとつの、まああの必ずしも昭和以外にも緊急、第2次救急の搬送があるわけでございますけれども、主にはまあ昭和病院という形になりますので、連携してまあ取り組むことがいいんじゃないかと、しかもできれば4市町村歩調を合わせてというようなことで検討してまいりました。そんなことやってまいりましたが、後ほどまた質問とも関連いたしますけれども、過日あの担当課長会議、あるいは担当者会議でいろいろその辺のところを予算編成に向けて協議をしてきたわけでございますが、若干あの中川村と宮田が準備の関係で少し遅れるというようなことも聞いておりますが、当面まあ駒ケ根市と飯島が先行してやっていくという形になりました。必要な予算をお願いしてあるところでございます。でこれはあの今箕輪の例もいろいろお話がございましたが、血液型が載っていないというのはちょっと私の素人考えでもいかなものかなあというふうにも思いますけれども、できる限りの情報をそこに入れましてですね、それでその判断が救急士、それから病院側、できるように、100パーセントというふうにはなかなか

いかないかもしれませんが、十分あの下検討する中で、できれば、できればという
かあの今駒ヶ根と特にその様式やそれから内容やというものを統一してやっていこうとい
う形で今担当レベルで今協議中でございます。でまたあのそれに対するあの今度は個々の
暮らしておるお1人の方、障がい者の方についての現場の問題についてはやはりあの、町
の職員が全てのことを網羅してというわけにはいきませんので、必要な情報というものは
連携をして提供する形の中でこれはあの当然守秘義務というものは重大な問題として関わ
ってまいります。個人の個人情報に関わっておりまして、そこら辺はやっぱり町としても
慎重に対応しながら、新たなまちづくりセンターが現場に赴くいろんな事業を展開してま
いりますので、安否確認の一部も含めて、それからまた地域の民生委員さんの立場もござ
いますので、その辺の連携もどうするかも含めて今後も駒ヶ根市共々にこの共通した指標
の中で取り組んでいきたいということの今の考え方でございますのでよろしくお願いした
いと思います。

坂本議員 一番最初の時の質問でまああのそこそこの内容についておっしゃっていただいたんです
けれども、まああのこの事業の対象者は、もう一度どんな方々でまあ町内での人数はどれ
くらいになると把握していらっしゃるか。またはあの対象者全員に行うのか、それとも希
望する方々に行うのか、無料にするのか、例えばまあ箕輪の調査では約あの材料代だけで
は320円ぐらいだそうですけれども、いくらか有料にするのか、そこら辺の細かなところ
もお答えいただきたいと思います。

住民福祉課長 それでは対象人数等についてお答えをしてみたいと思います。緊急医療情報キット
の支給対象者といましては70歳以上の高齢者のみの世帯に属する方、身体障害者手
帳、療育手帳、精神障害者保険手帳、これらの手帳を交付を受けている方で重度の方、ま
た日中独居となる健康上の不安がある65歳以上の方等を対象にしております。で具体的
な数でございますけれども70歳以上の高齢者のみの世帯約600世帯ほど現在ございま
す。また手帳交付を受けている方は200人余りというふうになっております。4月以降
希望をとりまとめまして、希望者に対して無料で配布をしてみたいというように考え
ております。平成24年度の予算においては400世帯ほどの予算を計上させていただ
いております。なお、日中独居の状態になる健康上の不安がある65歳以上の方につきまし
ては、実態の把握をしてございませんのでご本人やご家族からの申し出により柔軟に対応
していきたいというように考えております。以上でございます。

坂本議員 わかりました。それではですねその医療キットの保管場所を冷蔵庫ということですが
けれども、それ以外にあの希望された方がどこの世帯なのかというか、まあ電話が来て初めて
消防隊員が行くわけですがけれども、その場合の目印のシールということでまあ箕輪ではそ
れを玄関に張っておくと言っておりましたけれども、それはどういう形になっているんで
しょうか。

住民福祉課長 具体的な方法についてでございますけれども、緊急時に必要となる基本情報を記載した
緊急情報シート並びに保険証の写し等は、プラスチック製の筒に入れまして各ご家庭の冷
蔵庫に入れて保管するということになります。冷蔵庫の扉にはこの情報保管容器が入っ
ておるよというような目印、マグネット式のシールですね、ペタッと扉に張っていただく
ということで、この中に情報が入っているよっていうことがわかります。また救急隊員がこ
うそのご家庭に来たときに、このお宅ではこういう情報がありますよっていうことが分か

坂本議員

町 長

坂本議員

るように、今箕輪でもお話がありましたように、玄関の扉や戸の内側ですね、外側はちょ
っと情報が洩れてしまいますので、内側にそのステッカーを張りつけておくということに
して、救急隊員が出動した際にはそこを先ず見ていただくということで、そこにシールが、
玄関の扉の内側にシールがあれば冷蔵庫を探していただいて冷蔵庫のそのステッカー、マ
グネット式のシールを見ていただく。そうするとその中に筒入りの情報が入っていると、
そんなような形で実施してまいりたいというように思っております。まあこれはあの全国
的なあの普及も今しつつあるという状況でございまして、こういった形の決めごとについ
ては統一した形でやっているというような状況でございます。以上であります。

このあの今言われたような情報キットはどういう発端でできたかということ、もともとは
あの警備会社が発案されて都会の中で独り暮らしや高齢者を支え合うということで作られ
たような形らしいんですけども、あの冷蔵庫っていう発想があったっていうのは災害、
例えば土砂崩れとか、家が地震で壊れたりした場合でもまあ鉄というか固まりなので冷蔵
庫は壊れないということで冷蔵庫の中にということがその中で発案されたそうです。でま
ああのそれは非常に今後まあ災害ということを考えると非常に冷蔵庫ということは有効な
手段と思います。まあこの事業は主体的には福祉係が担当するということですが、
あの配布したりとか、このキットの筒を配布したり、また記入する内容が例えばあの記入
できにくい、手が震えるとかそういうお手伝いなどをするということで、福祉係ではなく
委託先が一般財団法人のまちづくりセンター飯島に委託するということを伺いましたが、
どうしてまちづくりセンター飯島になったのかその理由をお尋ねしたいと思います。それ
を何故委託先を町内全体の福祉を担っている社協にしなかったのかそこら辺のことをお尋
ねしたいと思います。

まあこれはあの主体的にはあの責任については町に町当局が福祉の一環としてまあやっ
ていくという基本は変わらないわけでございますが、実践のあのまあ巡回の問題、それか
ら現場の管理の問題、それから中にはあのデータの更新の問題も現場的には出てくるわけ
でございますので、そのための職員を増員配置をしてまでとはなかなかいかないだろうと
いうこともございまして、今度新しく再スタートいたします一般の財団法人のまちづくり
センターが発足をいたしますので、このセンターの1つの事業といましては買い物弱
者に対するひとつの宅配的な事業も併せ持ってやっていきたいというようなことを今考え
ておりますので、そうしたことの連携の中で現場的には非常に訪問する機会も多いという
この機動性の面からひとつにそうした考え方を持ったわけであります。ただこれはあの現
場管理の問題と、それからデータ掌握のこの町部局の問題とうまく連携がとれていないと
なかなかトラブルにもつながる要素があるというようなことで、慎重にやっていかなきゃ
ならんと思いますけれども、その辺を十分まあこれからの制度構築の中で実践をする駒ヶ
根市との連携も含めてですね、同じような考え方の中でこの委託の問題については各町村
のいろいろの考え方があろうかと思っておりますけれども、完全なまあひとつの個人情報の確保
の問題も含めて慎重な中にそうした方向で考えてまいりたいというふうに思っております。

まあ慎重にというお答えでしたけれども、まちづくりセンター飯島には現在どういうメ
ンバーが今後関わるかわかりませんが、現在のまあ振興公社のメンバーの中がそれ
がそのまままちづくりセンター飯島にいましたとしたら、福祉に対して知識のある方は
おらず、もともと観光とか施設管理を中心にやってきておりまして、私としてはこれをそ

町 長

こに委託するっていうのは非常に無理があると思われます。また今後の管理によってはケアマネジャーなども関わり、その都度例えばあのまあ70歳以上の高齢者の方というお話で障がい者の手帳を持っている方たちということで、それがその方たちが主体の事業ということでありますと、まあその都度病状によっては情報などを1年経たないうちに書き換えなければいけない方も出てくるかと思います。またあのパーキンソン病など手の震えのある人や認知症が始まっているような人とかそういう方もいらっしゃると思ひまして、このキットをお願いする方の中にはいろいろ方がいらっしゃると思ひされます。ある程度病気の知識とか障がいに対する知識など必要と思ひられます。まちづくりセンター飯島では私は難しいと思っております。でまあ調べた中ではまあ駒ヶ根市は高齢者係が担当して行きました。それで箕輪町は福祉課が担当して行って、まあ最初は福祉課ではなく民生委員にお願いするっていうようなこともお話したらしいんですが、非常に民生委員の方から反発がありまして福祉課がやったということでございました。私たち住民は税を納めまして町に国の出先機関としての事務と、それからまたこういう安心安全に暮らせるその他の行政事務を任せております。このキットはまあ共同事務の方に当たりまして内容は福祉に関することです。財政効率を優先するあまり一般財団法人のまちづくりセンター飯島にキットを委託するというのは、長期的に水準低下に、この事業の長期的なことを考えると水準低下、この事業が余り良い方向にはいかないのではないかと私は考えております。福祉課だけで出来ないのであれば、できれば専門的な知識を持っていなくても守秘義務をいつも仕事の中で行っている社協に任せた方がいいかと思ひますけれども、町長はどう考えていらっしゃいますか。

このあの現場的なひとつの事務をまちづくりセンターのひとつの取り組みとして入れ込んだというのは、考えたというのは、先ほど申し上げましたように買い物弱者に対する同じような方が非常に重なっておられるんじゃないかというようなことと、それから訪問する宅配する部分が非常に重なるんじゃないかというようなことと、それから福祉の考え方、技術だけでこのキットというのは、やるということではないわけですので、そうしたことはあの十分福祉サイドとは町部局とは連携をとりながらやっていかなきゃならないということでございます。従ってあのまあ社協というような考え方もございましたけれども、そういう非常にあの町内を巡回訪問する機会が重なる機会が多いというようなことの中で、ここにまあ着目させていただいたということになります。最初からまあ決めつけてこれはだめだということではなくてですね、いろいろ試行錯誤が出てこようかと思ひますけれども、先ずとにかく取り組んでみて、それから悪いところは改善をして、それからこのセンターの方にも、特別あの看護師だとか保健師だとかそういう身分の方を増強するっていうわけではございませんけれども、常にこの連携の中で人員を若干増強することを今考えておりますので、そうしたことの素養もその担当には担っていただきながら、十分あの連携の中でやっていけるんじゃないかということで、とにかくそういう考え方でスタートしてみたいと、悪いところがあればまたこれは当然改善していかなくはないということでございます。

坂本議員

まああの発展的に考えてという言い方は私も最初からしておりますけれども、まあとりあえずやってみるという今の町長の答弁でございました。1人増員する方がどういう方なのかはちょっとわかりませんが、是非そのまあ、まちづくりセンター飯島に委託す

町 長

るようになった場合のその方法とかまあそういう医療的な知識ということも考えて、あのこれはまあまだ近隣ではやっておりますので、新しい試みとしてで始まるのでありますから、是非そういうところを注意してまあ守秘義務の問題もあります。保険証をコピーするというようなことも聞いておりますので、まあそれをやる中でそういうところを注意しながらこの事業をやっているっていただきたいと思ひます。

それでは2つ目の質問に移ります。審議会や委員会の役割と政策ごとに作られている個別計画のあり方についてであります。町では10年に渡る大きな骨組みの第5次総合計画があり、それから前期5年、後期5年と分かれております。前期も後期も行財政改革プランによって3年から5年における施策別の個別計画が立てられております。例えば国土利用計画や都市計画、防災計画、環境基本計画、森林整備計画、地域複合営農への道1、000ヘクタール自然共生農場基本計画、水道ビジョン、地域福祉計画、障害者福祉計画、生涯学習まちづくり計画、次世代育成支援行動計画、男女共同参画プランなど、多くのこのような計画がございます。以前私が平成21年6月の一般質問で、委員会・審議会は手当てを払って出席してもらっているのだから会議内容を充実し公募枠を広げてほしい、また出席しやすい時間帯に会議を開いたり、会議内容の事前配布をしてほしいと要望しました。町長答弁は委員会・審議会は自治法に基づいた位置付けで、必要な会議は必要回数や出た意見は行政運営に取り入れていくとのお答えでした。しかしあの自治法に位置付けられている重要な会議であるという認識で出席されている方々ばかりではないのが現状の実態であります。まあある審議会に出席されている方からこんなお話を伺いました。一言もしゃべらない方がいらっしゃる。また既に計画ができているようで住民サイドの意見が反映されにくい状態であるので何のための会議なのかと思うときもある。介護したこともないので介護のことを尋ねられても分からない。介護計画を作るならば実際に携わっている人を委員にすべきだ。というようなお話を伺いました。これはそれぞれ違う会議に出ていられる方のお話でした。審議会や委員会の役割とは作られた施策の検証や見直し、そして次の施策を作るために会議回数が決められていくと私は思っていたんですが、行政側では現在どのような位置付けの中で審議会や委員会の役割を捉え、会議回数が決められているのでしょうか。それについてお答えいただきたいと思ひます。

次のご質問は審議会や委員会の役割と個別計画のあり方ということで、そのそれぞれの委員会等の位置付け回数でございます。繰り返しになりますけれども、今もかつての質問の中で触れましたが、それぞれ行政の執行機関、町も含めてでございますが、この付属機関というのがあります。これはあの自治法の138条の規定で、普通地方公共団体は法律又は条例の定めるところによりまして執行機関の付属機関として、例えばまあ自治紛争の処理委員、それから審査会、審議会、調査会、その他の調停・審査・諮問又は調査のための機関を置くことができるという、この根拠法令があるわけでございます。この規定に基づきまして町でも基本構想審議会など多くの条例で定めた設置委員会等があるわけでございます。で、この付属機関の権限はやはり自治法の規定によりまして、普通地方公共団体の執行機関の付属機関は法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停や審査、それから審議又は調査を行う機関とするというふうに規定しております。このうちの審査とは付属機関が一定の事項について結論を導き出すためにその内容をよく調べることで、それから審議とは執行機関の諮問に応じて

調べて論議をするということ、それから調査とは事実関係を調べることと規定をされておりまして、町の付属機関についてもこれらのそれぞれの考え方に基づいて審議を行っていただいております、かなりの委員会はこうしたことが重ねてまあいろいろ議論なり審査なり調査なりを行っていただいておりますということが多いわけでありますけれども、そういう位置付けでございますのでひとつご理解をいただきたい。それから会議の回数でありますけれども、当然のことながらこれはあの任期もございますし、それから諮問や調査の内容によって一律ではないことはもう当然のことでございます異なっております。それから一方であの首長が私的に学識経験者などから個別的に意見を聞く、いわゆるあの私的の諮問機関というふうによく言われますけれども、これらにつきましては例えば飯島町健康づくり推進協議会、これはあの坂本議員もこの委員長としてまあお勤めいただいておりますけれども、このように設置要綱等でその目的が定義をされておりまして設置をされておるわけでございます。で、私的諮問機関等の場合にはその事業推進のための会議等を開催しておるわけございまして、いずれにしてもあのちょっと難しいことを申し上げましたけれども、それぞれの委員会審議会の設置条例、それから設置要綱で決められておる根拠を持つものでございますし、またその事案がなければこうした会議をする機会もないというようなものもいくつかあるわけございまして、しかしながらこれはあの上位の法律等によって設置が義務付けられておると、必要な場合には大勢がすぐ動けるような形で設置をしておくようにという規定もございますので、いろいろまちまちでございますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの任期の中で必要に応じて開催をしまいたいというふうにございます。いくつかの大変多くの計画もあるわけでございますけれども、ほとんどのものがこうした委員会や審議会の議論や審査や調査を経て策定をされておることございまして、今あの必ずしも専門的な知識がないために行ってもその存在意義が果たせないというようなご意見もあろうかと思えます。決してあの専門知識がなければできるといふものでは必要ないわけございまして、これはあのむしろ純無垢なひとつの考え方の中で意見を申し出ていただくことも非常に有意義な有益なことであろうと思えますし、あの必ずしもこれはあの公募の方の考え方も含めて広く開かれたその組織であるということを是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

ただいまのまあ町長の方からの具体的に自治法の内容をおっしゃっていただきまして、まあそれぞれの会議の在り方とかもよく解ったわけでありますけれども、まああの先程のあの住民の方からの意見の中ではまあそういう意識の違いの中で出席されている方々もあるわけで、まあそれをまとめていく司会者の力量も問われるところでありますけれども、まあその平成21年の6月以降そのまあ私の一般質問以降何か会議内容を充実したものにするための方策をとってきたかということをお尋ねしたいと思えます。あの議員も各種委員会や審議会に加わる見直しを平成21年4月にしております。なるべくその会の会長職にならないようにして、会そのものが住民サイドで行われるよう努めてきております。公募に関しては以前から集まらないということで、私としてはあの完全に公募だけに止まらず、まあ区長推薦とか、まあ今、一自治会長というかそういう形になってきておりますが、そういう推薦もあってよいのではないかと考えております。会議前に事前に資料を配布してほしいという要望も提案しましたが、まあそのときのご意見としては発送代が掛かって出来ないと言われてしまいました。でその後ですね私はあの過去の10数年前のお

坂本議員

話を伺う機会がありましたら、その当時としては会議出席者、その当時としてはまあ発送又は会議以前にあの発送が間に合わなければ持って来てくれていましたよという、まあ会議に出席されている方からお話も伺っています。ので全部を発送するということは難しいかもしれませんが、なるべくですねそういう努力をしていただきたいと思います。で、それはどういった形でかといえば耕地担当制という制度がございますので、この制度を使いまして事前配布はできないものでしょうか。宮田村では一応あの郵送ではありませんけれども事前配布をされておると伺っております。それからまあもう1つあの委員になられた方にですね、あのまあ住民の代表としてやっていただくためにもまあ初回の通知の中にですね、あのこの会の目的と開催される会議内容のおおよそのことを知らせ、まあそのための情報を会議、まあ通知があってから開催されるまでの間の中で多少なりとも生活の中で集めておいてもらうような、そういうような通知の仕方というものもあるかと思えます。でまあ特別職報酬委員会の答申ではこの委員会・審議会の在り方を考えた方がよいという意見が出されておりますが、再編成の見直しとか会議のやり方を見直しなど考えられていますか。以上3点についてお答えいただきたいと思います。

会議内容の充実、それからあの公募による選出の方法、会議の資料の事前配布、そういったものについての質問でございます。公募の方法につきましては条例、要綱等で定められた内容に基づいて公募をさせていただいておりますし、またあの委員の趣旨によっては各地区の区長さんに区を代表した選出をお願いするという事例もございます。それからあの配布資料の会議前の配布、これはあの職員の方の事務手続き上の問題もあるかと思えますが、なかなかあのボリュームのあるものと事前に配布して見ておいてもらった方がその時の会議もスムーズにいくというようなこともあります。まあ個々の会議の中でもそういった要望もあり、できるだけそういうことに努めておるわけでございますけれども、場合によってはちょっと当日配布というようなものも出てくるんじゃないかというふうに思えます。なおまたあの資料の配布の時に耕地担当制の職員を使ったらどうだというご提案もございますが、基本的にはあの耕地担当制の窓口というのは耕地との連絡を密にしていきたいという趣旨でございますので、基本的には耕地総代さんと行政とのつなぎ役を中心として考えております。またあの職員の意見も聞きながらまたその辺については更に検討を進めてまいりたいと思えます。なおまたあの議員の皆さんがその選ばれた審議会等の長にならないようにということは議会の方からもそういった申し出もあったりしながら、今かなり数も限定をされてきているかと思えますが、会議の趣旨によったりあるいは法律上定められたものによっては公益的な代表というお立場で長をお願いしていかなきやならないというものもございますし、なおまたあの会長、副会長という立場はその審議会の互選によるというのが1つの大きな趣旨でそれぞれ定められておりますので、その会の委員の皆さんの意向もその中に現れてくるんじゃないかというふうに思えますので、こちらの方から一方的に議員さんは選考から外してくださいということはなかなか言いづらい部分もございます。そういったことで少しずつ今の提案も受けながら改善できるところはしてまいりたいと思えますのでよろしくお願いします。

それでは次の質問に移りたいと思えます。個別計画は絞り込んだ内容にするか、数値化することはできないかということでございますが、政策ごとの3－5年の個別計画ですけれども、男女共同参画プランや生涯学習まちづくり計画のようなソフトな事業は住民協働

副町長

坂本議員

	の中で計画を作り実行して、1年ごと検証し見直しをしていかないと計画はなかなか進んでいかないと思います。あの今のこれらの計画は作る中で住民たちが参加して作られた計画ではないからで、どちらかというこの行政サイドから計画されたものだからでありまして、まあそれとは別に障害者福祉計画、高齢者福祉計画のように過去から現在まで住民の実態の認識をきちんと捉えて、当事者の方々にも加わってもらい計画を作り実行し検証し見直すというようなあの丁寧な作業をしないと、すぐにでも困っている人たちの手助けとなる計画はできないでしょう。まあそういう中で計画と現実との間に乖離ができてしまうような計画のあり方ではなく、もう少し計画自体を住民サイドに落とすような形はできないかと思うわけです。で、あの計画を作る中で優先順位を決めたり、1年毎の検証を義務づけたり、まあその検証つけた内容を％で表すことはできないのでしょうか。またあの計画を作る中でサービスを受ける方々、まあこういう福祉関係なんですけれども計画策定に加わっているかどうかということをお尋ねしたいと思います。 町 長 それぞれのまあ個別計画が絞り込んだ内容にするのかどうかというようなことでありますが、これはもう当然のことながらあの総合計画、長期計画・中期計画含めた総合計画を具体的に絞り込んで行って策定するのが個別計画ということで当然でございまして、そういうふうにご理解いただきたいと思いますが、それとまああの数値化の問題についてであります。でこのそれぞれ多くの個別計画はそれぞれの個別の施策の推進や実現のために、これはどうしても欠かすことができない大変重要な計画でございます。施策の目的、それから現状と課題、施策の具体的な取り組みなどを計画の中に盛り込んでおるのが個別計画であります。で、そのため計画によってはかなりあの分量も多くて住民の皆さん方には読むことに非常に抵抗を感じるというような方も大変おられるかと思えますし、その通りだろうというふうに思います。なかなか馴染めないという部分もあるわけでございますけれども、できるだけあの分かりやすく、それから場合によっては要約版でそのことを解説をしながら短編的にまとめていくというようなことも今努力をものによってはしておるわけでございますけれども、極力今後とも簡素化という方向も大切でございますので努めてまいりたいというふうに思っております。それから類似するような計画が幾つもあるということも非常に紛らわしいということでもございますので、この辺はやはりあの常に整理を図っていく必要があるということでございます。例えばあの今回策定をいたしましてまた最終全員協議会の中にお示しをいたします障がい者プラン、これらは以前は別々に策定をされました飯島町障がい者計画と飯島町障がい者福祉計画ございましたけれども、これは構想から実践計画へと関連付けを1つのプランとして整理してまとめた経過もございます。今後関連する計画や効率的に整理できる計画については段階的に見直しを図ってまいりたいというふうに思っております。で、当然のことながらこれはあの計画でありますので、どんびたりこれが何年後その通りにいくというわけにはまいらないわけでありすけれども、それぞれの現在の状況から情報を把握する中で、出来る限りぎりぎりの線まで見直しをして、それを町民の皆さん方の声を聞いて、それから実践計画に個別計画に移していくという手法でございますので、決してこれはあの全然意見が反映されていないというようなことはないわけであります。パブリックコメントとの関係もございすし、それからそのために代表者の委員をお願いして十分検討をして成果としてまとめたものであるわけでございますので、要はこの内容というものを住民の皆さんが如何に共有をしていただい
--	--

坂本議員	たということの努力が大切だろうということでございますので、また折りに触れてその辺のPRも啓発もしていかなきゃなんということでございます。それからあの数値化の問題についてでございますが、これはあの出来る限りこの達成目標とするところを数値化することによって分かりやすくなるということは当然でありますので、そのまあ努力目標も含めた限りの数値化というものはその表現を心がけて見通しを立てていくということが大変大切でございます。これまでもあのいくつかの計画においてはそうした数値目標も盛り込んでおるものもあるわけでございますけれども、今後それぞれの見直しをする中で数値化も含めた考え方の中でまた策定を進めていくということで考えてまいりたいと思います。 政策には非常にあの今言った個別計画というのは非常に多岐にわたっております。まあそういう中であのまあ大きなジャンルごと、例えば社会教育、子どもの教育、福祉分野、それから産業関係というか、そういう大きな括りの中であのもう少し計画自体を集約した形で分かりやすい形にしていった方が、まあそういうふうにあの変えていくっていうことは非常にあの条例の問題もあるとして簡単なことではないと思うんですけれども、この計画を作ることに要される時間というのは非常に1年を掛けるとかそういうことになって、日常の業務に差し障りっていうんじゃないですけれども、職員が少ない中で計画を立てながら日常の業務をやっていくってことは非常に大変なことだと思うわけです。これからはですねもう少しその個別計画そのものの作る意義を住民とともに、行政だけではなく実際あの個別計画を立ててやっていくのは行政の側の人達とそれから住民と共にあるというふうに私は思うわけであるので、個別計画の意義を住民と共にもう一度考えて、まああの職員の人材も予算も限られた中で何を選択し、何を重点的にやっていくかということを絞り込んでいく必要がこれからはあると思います。で、これはあのまああのひとつ今後の提案なんですけれども、あの宮田村はここ2年くらい前にその長期計画において住民参加型の長期計画を作っております。そしてそこにはですね大学の先生を呼びましてアドバイザーに呼びまして、司会は住民サイドでやるんですけれども、その住民の人数は約20名くらいなんです、それで長期総合計画を作りました。これは2年掛けて作られたもので、まあ人件費と印刷代と全体で約 2,000,000 円ということです。でこれで1つのポイントとしては様々な意見が出ますので、その中で意見が錯綜しないで振り分けていくことにこのアドバイザーの大学の先生が非常に重要な役目をしてきて、いい形の中で長期計画が出来たと聞いております。でまあこれは今後の飯島町の課題なんですけれども、あのすぐに長期計画なんていうふうな感じにはいかないと思いますけれども、まあ個別計画の中でもう少しその住民とともに作っていくというようなことも考えながら、個別計画のあり方というのを考えていただきたいと思いますがもう一度町長の答弁をお伺いしたいと思います。 町 長 今あの宮田の総合計画の策定についてのお話がございましたけれども、町はこの平成23年度からスタートする第5次総合計画の策定にあたっては宮田に先行した考え方で取り組んでまいりました。と申しますのは、もう素案段階から職員と住民のキャッチボールを重ねた上で懇談会を重ね、それからまた専門家の講演会等の機会も得て素案策定委員会というものを編成をいたしまして、都合まあ50人余りから成るこの素案策定委員会を中心にしたプロジェクトの中で進めてきて素案を策定し、更にそれをまた今度は成案に至るまでに住民懇談会を重ねましてですね、これはまあ各全耕地手分けで回ってそれを説明して
------	---

ご意見を聞いて、作るまでにほぼまあ足かけ3年ぐらいのひとつの段取りを経て策定したということでございまして、この手法については飯島町は誇りとしていいんではないかと、宮田の例を言われるまでもないというふうにお考えをいただきたいというふうに思います。当然のことながらこれはあの各個別計画についても全てあの総合計画のようなわけにはまいりませんけれども、審議会等を通じ、それから内容をお示しをすることによって、やはりあの住民の意思というものがどこにあるかということは当然会得しながらやっていかなきゃなんということで、そのことについてはおっしゃるとおりであろうと思います。今後ともそうした姿勢の中で努力をしまいたいというふうに思っております。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

1 番 久保島 巖 議員

久保島議員

それでは通告に従いまして質問を始めてまいりたいと思います。昨年3月11日、12日に起きました東日本大震災及び長野県北部地震が発生いたしまして早くも1年が経とうとしております。津波によるあの悪夢のような惨劇をいまだに昨日のここのように思い出されるところでございます。胸がかきむしられるような思いがしております。被害に遭われた皆様に改めてお見舞いを申し上げるとともに、尊き命を落とされた皆様のご冥福を心からお祈りを申し上げるところでございます。一日も早い復旧、復興を願うところでございます。それにしてもです福島原発の状況ですが政府見解では事故収拾の一定の目途がついたというようなですね発表がなされました。とてもそのように感じるところでございます。避難所生活を余儀なくされている方、またですね自宅の立ち入りも制限されているというようなこともございまして、大変な状況は続いているというふうに認識するところでございます。当時の総理大臣の過剰な介入がですね初期対応策に大きな誤りを生じたんだというような民間の調査機関の発表が先ほどもなされたところでございます。改めてリーダーのですね、誤ったトップダウンというのが道を誤る恐ろしい方向に進むということを懸念するところでございます。幸い当町におきましては、手堅い歩みと堅実な手法によりまして進められているところに関しましては感謝を申し上げるところでございます。あの私的に言いますとですね、まあもう少し冒険してほしいなあというところはあるんですが、まあそれは欲だと、欲深いものだなあというふうに思うところでございます。まあいずれにしても住民の安心安全ということについてはあらゆる場面で基本的なものになってくるということになっておると思います。町長3期目のマニフェストでも「活力と安心への挑戦そして絆」というふうでタイトルが付けられて掲げられております。まあその大きな中の大きな2番目にですね、みんなが支え合い健康で安心して暮らせるまちづくりというのがございまして、ここに7つの項目が挙げられております。昭和伊南病院を核とした1次2次の医療体制の確立、そして安心して子どもを産み育てる保健医療の充実、それから高齢者社会を支える健康と生きがいづくりの対策、そして障がい者、要介護者、生活弱者の

町 長

支援、そして高校生までの医療費の無料化、循環バス等の充実による交通弱者への対策、などが挙げられております。これがどのように今平成24年度の予算の中に盛り込まれてくるのかということに関心の持たれるところでございます。第5次総合計画でも掲げられました8つの柱、まああの最近のはやりの言葉で言いますと飯島町の船中八策とでも言いましょうかね、その八つの柱に沿った町長のこのご認識だというふうに思います。平成24年度の予算編成そして町長のマニフェスト、みんなが支えあい健康で安心して暮らせるまちづくりということをどう進めていくかということについて具体的にお話をお伺いしてまいりたいというふうに思うところであります。

まず最初にですね医療費の件なんですが、このところメディアとか厚労省関係者とかあのコメンテーターとかっていう方々から急速な高齢化に伴って医療費が高騰しているというふうに言われております。確かに団塊の世代、われわれから下の世代の方々がですね高齢者に入ってきますと、それはまあ高齢化率は上昇することは間違いないだろうというふうに思います。町も同様な傾向にあるだろうと、まあしかしその人たちがみんなそろってお医者さんに掛かっているわけじゃありませんので、それが即医療費の高騰につながるのかというふうに私はちょっと疑問に感じているところであります。そこで町の医療費の推移とですね今後の予測について町長はどのようなご見解をお持ちなのか先ずその点からお伺いをしたいと思います。

それでは久保島議員の質問にお答えをしまいますが、先ず医療給付費の予測対策、今後のまあ推移、予測に関してのご質問でございます。先ずこの飯島町が運営をしております医療保険であります国民健康保険特別会計の医療給付費の状況でございます。町の国保医療費の給付費の推移といたしましては、医療保険制度が変わった平成20年度以降、総額は520,000,000 から560,000,000 円の間で推移をしてきております。このところここ1・2年非常に安定しておるというふうに見ておるわけでございますが、しかしながらあの1人当たりの医療費というのを見てみますと、平成19年度243,000 円であったものが22年度は257,000 円と若干増えてまいりました。多くのまあ市町村が抱える国保保険者医療制度の中で同じようにまあ医療費は上昇傾向を示しておるということが言えるかと思えます。まあこのような状況ではありますけれども平成22年度の飯島町の国保の医療費給付費の給付水準、これはあの長野県の順位になりますけれども、長野県内77市町村国保の中では高い方から57番目、これがあの前年度の21年度では49番目であったわけでございますけれども、まあお陰様で約8ランク位まあ良い方向に下ったということにまあうかがえるわけでございますけれども、長野県の国保の1人平均当たりは284,000 円でありますので、大変まああの平均よりも下回った状況で推移をしておるということでありがたく思っております。それから国民健康保険は協会健保などの被用者保険に比べまして今お話にもございましたようにあの大変高齢者が構成をしておるわけでございます、健康上の理由によって被用者保険を脱退した方の加入割合が非常に高いという特殊性を持っております。従ってまあこのことがあの今久保島議員の見解、若干あの食い違いかもしれませんが、トータル的にはやはり1人当たりの医療費がこうした構成が高くなっていく要因にはなっておるということは全国的には言えるというふうに見ております。それから現在の加入者数、約2,500人ほどということで非常にあの少ないわけでありま

いいですか難病も含めてですね、こうした高額医療のレセプトの枚数、それから時と場合によってはあのまあ時によってはその感染症の流行というのが一時的にある場合があります、そうしたことの有無があるかないかによって医療費の増減というものは大変あの著しくこの上下をいたします。そういうまあ特徴もあることも事実でございます。まあそうしたことの中であの医療給付費の今後の予測を行うということは非常にまああの容易でない部分もあるわけでございますけれども、当年度２３年度の抛出状況それから過去の町の医療費の伸び率等を踏まえて、急激な上昇というものは特別のこのない限りまあ、急激なものはないけれどもやはりあのトータルとしては右肩上がりに上昇していくんだらうという見方をいたして、新年度の予算編成もそんな形で今検討しておるわけでございます。それから一方で７５歳以上の方はこれはあの後期高齢者保健医療制度に一括りて入っておるわけございまして、飯島町の被保険者数、医療費ともにこれはあのやはり高齢化の進行に伴って増えていくというところでございます。しかしながらこうしたあの増加傾向の中でもありますけれども、こちらまあ国保と同じように平成２２年度は県の平均770,000 円に對しまして当町では 690,000 円台であるということで低い医療費となっております、これも県下７７市町村のうちの５９番目、高い方から５９番目ということでまあ低い方に位置しておるということでございますので、まあいづれにいたしましてもこちらの方も国保同様に今後ともやはり上昇傾向は変わらないだらうというふうな見方をしておるところでございます。まあ冒頭のお話にもございましたように、やはりあの飯島町は今後とも町民の皆さんが如何に元気で健康で、そしてそれぞれのこの人生を真っ当していくかということが非常にあの町としましても基本的な政策に掲げてございますので、町民の皆さん方に対しては行政として各種の検診の徹底や啓発事業など保健予防活動を通じて町民の皆さん方の健康を第一義に考えて、そのことがやはり結果としては医療費の増大に歯止めも掛かる要素になるんじゃないかというふうに見ておりますので、町民のみなさんも自分の健康はやはり自分で守るということを是非ひとつ思いを寄せていただいて、行政も共々にひとつこの健康づくりのまちづくりというものをひとつ進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

久保島議員　確かにおっしゃるとおりですね自分の健康を体は自分で守るということが大事だということはその通りでございます。私もそういう線に沿ってお話を進めてまいりたいということでございます。ただいまもお話ありましたように、国保の点に限って言いますとですね520,000,000、ちょっとあの総額でいきますと 550,000,000 ぐらいというふうな２０年度はございましたけれども、で、高齢化率の話なんですが平成２０年度は２９．８％、２１年度が３０．３％、で２２年度は３０．６％いうことで２０年から２２年を見ますとですね０．８％の上昇をしております。一方ですねは国民健康保険の総額給付、医療給付でいきますとですね平成２０年度は554,500,000 円余りと、それから２２年度は582,720,000 円ということで５％伸びているということでございます。そうするとですね高齢化率と医療費の伸びがですね合わない、まあ今町長もおっしゃったようにですね、確かにそれは感染症があったり、それから高度医療があったりして多少上下があるんだよいうことでございまいしょうが、確かに２１年度はですねごとと上がって 590,000,000 万以上になっているんですが、どうもですねその高齢化と重篤化だけではですねないと、それで福祉医療ももちろんあるでしょうがそれまたいたした額ではないというふうに思っておるんですね。もち

ろんあの病院をサロン代わりにしているよっていうようなことがよく話に聞くんですが、そんなこともですねまあ似たようなこともあるかもしれませんが、それもそんなにはないだらうというふうに、そうするとですねどうも原因がよく分からないということでございまして、なんかその辺のところをもうちょっとしっかり分析するとかですね、なにかまあ町長がおっしゃったように健康に気をつけてもらうしかないんだよっていうことなのか、それとももっと何か原因があるんじゃないかということをもうちょっと分析する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

町　　長　　まああの総体的な傾向としては右肩上がりていくという、まあこれはパーセンテージはいろいろ捉え方があろうかと思えますけれども、でまあこれはあのキチンとその分析をしてですね細部的にこの結論を出すというわけにはいなかなかいかないと思えますもう。その時々、先っきも申し上げたような要因にもよって、あの多くの方は健康維持をされておりますけれども特殊な要素でもってそのことがすぐこうはね上がったたり下がったりするということもございますので、ただあの傾向としては掴んでいかなきゃならんというふうに思っておりますけれども、そうしたあの特殊事情に加えてあの医療費の報酬単価の改定というようなものの中には制度的にあるわけでありますので、その辺のところもあの実際に掛かった医療費給付のものと、それからそうした制度的な部分とが重ねあわってまあそういうことで、高齢化率のアップ、進展の率と必ずしもこれはイコールにならない、当然これはイコールにならないと思えますけれども、そういうことも要素にあるということもひとつはお含みいただいて、全体としてはやっぱりあの保健予防の徹底の中で少しでも抑えていきたいという努力をしまいます。

久保島議員　確かにですねあの完全には合わないだらうというふうに思えますけれども、まあその辺のところがですね主な原因が高齢化だというふうになるとちょっと疑問があるなということでもちょっとお話をさせていただきました。町長のマニフェストの中でですね安心して子どもを産み育てる保健医療充実ということ、これも私非常に感動するところでございます。更に高校生までの医療費無料化、これは平成２４年度から既に実施をするということで予算計上がされました。これも非常に大変に評価をいたすところでございます。これらが大きく医療費を増大させていくっていうことはまあそれは考えられません。まあ現に課長の方の試算によりますとこの高校生までの医療費無料化はまあプラス 2,500,000 円ほどに止まるだらうということでございますので、これがですね方々に定住促進とか若者定住とかということにつながってくると非常にありがたいというふうに思っているところです。で、ちょっとですねここに面白いデータがございまして、職員の皆さんの中にはですねちょっとお話ししたら気付いている方もいらっしゃるようですが、実は教育委員会のですね、保健体育費とですね医療給付費の関係がございます。保健体育費が減るとですね医療給付費が増えと、これはこじつけだと言われるかもしれませんが現実には数字がございます。で、そうは言ってもね、あの保健体育費を増やしたから医療費が減りますよっていうことには端的にはいかないと思うんですが、平成２０年度からですね先ほど町長もおっしゃったように体系が変わったもんですから退職者被保険者ですかね、それが変わったもんですからちょっとデータが取りにくかったもんですから２０年度からにしてありますけれども、先程も言いましたが２０年度は554,500,000 円余り、それから２１年度は595,500,000 円、ちょっとこう高くなりましたね。で、平成２２年はちょっと下がって 582,270,000 円という

ことであま多少凸凹はあるんですが、さっきも町長もおっしゃったように右肩上がりという事は間違いないということです。一方でですね教育委員会の保健体育費はどうかって言いますと平成20年度は55,600,000円あったんですけども、21年度は51,780,000円と、で22年度はこれは体育館の飯島体育館の耐震化をやったもんですからどんとああしているんでその分は削らせていただきました。これもね保健体育の振興に役だっているんだといえましょう、私の理論です。で、引きますとですね44,892,000円ということで下ちゃったと、ですがこれはまああの予算のシーリングということもあったでしょうし、まあその辺がね少し予算を抑えましようよということの中でそういうことがあったんだろうというふうに思います。そこでですねまあちょっとね強い言い方をさせていただきます私なりに。そうするとこの社会体育いわゆるスポーツ振興ということをしてですねケチってきたために医療費が増えたんじゃないのっていうところを言いたいわけですよ。あとで取り上げるんですが例えばですねマレットゴルフの愛好者の方はですね月曜会だ、水曜会だ、そして各種土日には大会があつてですね、毎週いろんな大会があるもんですからもう忙しいんですね、で週に3回ぐらいの大会をこなしてますから寸暇を惜しんで練習をしてもう忙しくてですね病院なんか行けないと言ってるんです。もちろんその毎日結構な距離を歩きますからあの愛好者の人たちは健康そのものだと、先ほど町長もおっしゃったように病気をですね要するに防ぐというよりも、いわゆる自己の健康っていうことに考えてもらいたいよっていう話がありました。私もその通りだと思います。だから病気を防ぐっていうことよりもですね健康を培う対策、つまり保険医療費（保健体育費）をですねもう少し増大させてスポーツ振興を図っていくということがですね医療費削減に多少効果があるんじゃないかなというふうに私は考えるんですが町長はこのデータをどう捉えますか。

町長 ご質問は保健体育費の推移、またその事が医療費との相関関係にあるんじゃないかという指摘でございます。まああのいろいろとお考えを披れきされてのご質問でございますが、まあ100%これが保健体育予算を膨らませることによって医療費がその分減るという形に即結びつくものであれば、現在提案しております新年度予算も差し替えまでお願いして少しというふうに考えますけれども、なかなか現実はそのとはいかないんじゃないかなというふうに思うわけでありまして。そこであの保健体育費につきましては平成13年度からその推移を見ますと、ご質問がありましたのでちょっと調べてもらいましたけれども、今お話があった大規模なハード事業、この特別的な事業の支出を除きますとやはりあの年々減少しておるといふ伺いが見れるわけでございます、今グラフにあったとおりでございます。あの特別にこの施策的にソフトの部分の取り組みで意識的に減額しておるわけではございません。必要な保健体育事業を網羅しての中での減少傾向ということでございますので、これはまたあのちょっと整理する必要があるかと思いますが、そこであの一方でこの医療給付費につきましては、1人当たりが先程来申し上げておりますように右肩上がりという形になりまして、やはりあのご指摘の通り両者になんらかの相関関係があるのかなというふうにも見受けられるわけでございます。そこであの保健体育事業による健康への影響について、これはもうあの理屈を申し上げるまでもなくてですね、非常にあの肥満防止だとかそれから心身ともにひとつの活力のある体づくり、健康づくりというものにはスポーツ・運動というものは欠かせないということはもうこれは当然のことでございます、その基本的な1つの考え方として厚生労働省が示しております健康指針の第一にこの

運動が挙げられておるということでございます。それからもう1つあの生活習慣病の発生要因、これも最近まあ特にあの取りざたされて強調されておるわけでございますけれども、この原因になる原因の必ず一番トップの方には運動不足ということがまあ入ってきておりますので、こうした面も含めますとやっぱり運動、保健体育というものはかなり医療費との相関関係は深いだろうというふうに見ております。とは申しながらまああの一方でこの医療給付費というものはやっぱりあの分析してまいりますと、その推移の中では先ほども申し上げましたようにあの年齢構成のまあ問題もございすし、それから感染症の流行があったのか無かったのか、それから医療費の給付費の適正化事業の問題、保健指導の問題、いろいろ要素もございす。高額な医療費の一部の支給給付というものも影響してまいりますので、なかなかこれはあの先程申し上げたようにあのまたいろんな統計データの中で検証してまいりたいと思っておりますけれども、一概にこれを結び付けることは難しいなあという実感でもございます。しかしながらまあ現実の問題として健康な身体でもってまあ毎日の生活を送るということは大変大切なことでございますので、先ほどとの繰り返しになりますけれども、住民の皆さんが自らひとつこの健康づくり、運動量も含めてですね取り組んでいただいて、それから町のいろんな保健予防事業とタイアップしていただいて、総体的にそのことが健康づくりに結び付けていくと、で結果として医療費の動向がそれに関わってくるというようなことが見えれば大変ありがたいということでございます。以上です。

久保島議員 そういうことでですね多少関係性があるかもしれないなということをご認識いただきたいと思います。そこでですね今年度施政方針で町長の方から「生涯学習まちづくり計画パートⅣ」、それからスポーツ振興計画っていうのの策定ということがですね載ってまして、わが意を得たりというところで感を持っているところでありますが、マニフェストの中にもありました「心と体の健康づくりの事業の推進」ということが挙げられております。これがですね先ほど言いましたその計画づくりパートⅣ、それからスポーツ振興計画ということなのか、それとも他にも何か具体的な事業がおありなのかちょっとお話をお聞きしたいと思います。

町長 まああの具体的な健康づくりの1つの取り組みといたしまして、平成24年度以降、これはあの長期構想にも掲げられておるわけでございますけれども、心と体の健康づくり事業というものを掲げさせていただいております。これを是非まあ着実に実践をしていきたいと、で、その取り組みのまあ重要な項目、狙いといたしまして栄養の問題、それから食生活、体の活動身体活動、それから心の健康の問題も入ってまいります。それから歯の健康、それから生活習慣病の予防の対応の問題、それからたばこやアルコール、それから特にあの母子保健についてはライフステージに応じたこの健康づくりというものを捉えて推進を、総合的にまあ推進していこうというのがここでまあ要約して「心と体の健康づくり事業」というふうに総称しておるわけでございます。平成24年度の事業につきましては大きなメニュー的な変更はございませんけれども、23年度までの事業の成果と課題を考慮しながら住民の皆さんの健康づくりのための事業として更に充実をさせて、継続をしていくということで予算の中でもいくつか具体的にまた掲げておりますのでまた審査をいただきたいというふうに思いますが、その中でも特にあの心の健康づくりといたしましてこの4年目となります取り組みから、自殺対策ですね、この自殺対策の緊急な課題が大き

	な社会問題になっておるわけでございまして、こうしたことにつきましてもあの国では14年連続のもう30,000人を超えておる、長野県でも500人以上がこうしたあるということの現実の中で、やはりあの心の相談の問題、それからこれをサポートする体制です。ね支援者の育成を継続して、それから学校や地域あるいは職場それぞれの職域というものを連携して取り組んでいく必要があるというようなことで今具体的な取り組みを新年度には始めさせていただくということでございます。若干あの細部掘り下げた取り組みの内容内容事業内容を担当課長の方から申し上げますのでよろしく願います。
住民福祉課長	それでは具体的な内容につきまして私の方からお答えを申し上げたいと思いますが、この健康づくりにつきましては今年度策定をいたしました健康づくり計画がでございます。これにも重要な課題として心の問題、また体の問題と運動の問題も含めまして計画をさせていただいておりますけれども、まあ具体的には先ほど町長からお話がありましたように、心の健康につきましては自殺対策の強化事業を継続して推進していきたいということでございます。またあのそれぞれの機関とも連携していきたいということでございます。また体の健康づくりにつきましては、先ず、がん体策でございます。それといたしまして予防早期発見の普及啓発活動、各種がん検診の受診率のアップ等に取り組んでいきたいと思っております。また胃がんの撲滅キャンペーンでございますけれども、これにつきましては今年度でまあ一定の年度ということで終了をいたしますけれども、まあその重要性を考えまして新年度においてもまあ規模は縮小されますけれども継続して実施してまいりたいということであります。具体的にあの新成人者、節目検診の方等を対象といたしまして検査料金の助成や啓発活動を継続していきたいというように思っております。また体の健康づくりの第2といたしまして若い世代からの生活習慣病の予防の取り組みです。ね、これを進めていきたいと思っております。子どもの健康づくり事業、また町単独事業でございます39歳以下の循環器の検診などを継続し、特定検診、特定保健指導の受診者を増やす取り組みをしてまいりたいというように思っております。また個人に合わせた個別支援も実施し、75歳以上の検診や人間ドックの補助も継続してまいりたいというように思っております。更に禁煙の支援であるとか、慢性じん臓病の予防、これらの取り組みも継続して実施していきたいというように思っております。なおこの健康づくり事業を推進するためには耕地の健康推進委員さん、それから食生活の推進協議会、健康づくり運動会議など地域の皆さんにもご協力をいただくことも大変重要でございますので、今後ともよろしく願いたいというように思っております。また、学校、保育園、地域包括支援センター、子育て支援センターなど関係機関と連携し、住民の皆様の健康課題に適した活動を実施していきたいというように思っております。なおこの4月から役場西庁舎に保健センターが移転をいたします。新しい施設を有効に利用しながら子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりの取り組みをしてまいりたいというように思っております。以上でございます。
久保島議員	それではですね次の項目にまいりたいと思います。スポーツ振興計画はですね、町民の皆さんがそれぞれ年齢や体力、目的に応じていつでもどこでも自分からスポーツに親しむことができるように仕組みづくりや方向性を示したいというふうに述べられておりました。そのためにですね町長のマニフェストの中にも高齢社会を支える健康と生きがいづくりの対策の充実ということも挙げられております。高齢者の健康増進というためにですねスポーツ振興という点もたぶん含まれているのではないかとこのように思いますけれども、こ

町長

の辺の具体的な対策等ございましたらですねお伺いをしたいと思います。

次のご質問は特にあの高齢者スポーツの取り組みでございまして、高齢者の健康を支えるこの生きがい対策の充実の具体策ということでございます。ただいままでの質問は町民全体のまあ健康づくりを通じての運動、取り組み事業というようなこともあったわけでございますけれども、特にあのまあ高齢者と申しますか高齢者の定義は65歳以上ということになっておりますが、まあもう少し年齢を上げたような見方もしてもよいかと思いますけれども、いわゆるまあこうした高齢者の方の地域における介護予防の拠点施設整備のために、国のこの補助制度を使いまして各地域に様々なまあ介護空間事業を通じて高齢者の支えあい拠点施設というものを建設をしてきたことはもうご承知のとおりでございまして、この件につきましても大方まあ23年度をもってひとまず終了と整備完了というような見方をいたしておりますけれども、是非まあ今後はあのせっかく出来たこうした各地域の施設を有効利用をいただいて、そのことがまあ健康教室であるとか若干のあの室内での高齢者の方の小スポーツ等はできるかと思いますので、ご活用いただいてまた交流を深めて健康づくりをしていっていただければというふうに期待をしておりますのでよろしく願いたいと思います。それから生涯学習センターが開催をしております寿学級がでございます。これをはじめとして高齢者が心身ともにその健康で生きがいを持って生活できるような各種の講座というものを充実してまいります。あわせて若干の現場での運動機能的なことのあれも出前講座も含めてこうした各種の講座の中にカリキュラムとして取り組んで職員対応してまいりたいというふうに思いますので、この辺につきましてもご活用いただきたいと思います。そしてまあ地域のあの高齢者の方々同士が交流を深めながら、やはりあのおしゃべりをするのが非常にあの有効に言われております。それぞれの近況を語りあいながら、それから少し体を動かしながら、少しまたあの食事や副食も食べながらということの取り合わせの中で、ひとつこの施設の中にやっていくことも非常に高齢者の、何もグラウンドへ出たりゲートボールやそうしたあの屋外だけでなくです。ね、それはそれで必要でありますけれども、こういうこともキメ細かくまあご活用いただくことがいいんではないかというふうに思っております。それからそれぞれのまあ個性の中でまた取り組んでいただくことが必要であります。特にあの生きがいを持って社会と関わっていただくといつまでも、そういうあの意識も大事でございますので、そのための仕組みの1つとして現在あの伊南のこの駒ヶ根伊南シルバー人材センターというのがあるわけでございまして、ここの中でも特に健康な方は引き続いてあの会員として加入して、様々なあのこの取り組む作業の中で、まあ趣味っていいですか実益も兼ねてそれぞれの体づくりにも役立っていただいておりますので、是非こちらの方も引き続いてご支援方入っていただいて一緒に活動をお願いできたらというふうに思っておりますのでよろしく願います。以上です。

積極的にですねご支援をいただきたいというふうに思います。何分にもですねほったらかしではどうしようもありませんので、出前講座も含めてある程度ですね手をかけていただくということが重要なんだろうというふうに思います。で、私はですねその高齢者のスポーツとしてマレットが非常に有効じゃないか適しているなあというふうに思うところであります。であのゲートボールはですねチーム戦ですので非常に精神的にも圧迫感があるということでございまして、まあマレットはあのそういう意味では個人戦ですので非常に楽だと、ただしちょっと千人塚のマレットクラブの登録者数も減っているという状況でご

久保島議員

	ざいます。なぜ減っているかといういろいろあるでしょうけれども、年会費の元が取れないよという方もいらっしゃる、それからコースがちょっと難しくてねっという人もいらっしゃる、それから上位入賞する方は上級者がいてなかなかできないんで勝てないから面白くないよっという方もいらっしゃる、というようなことでこの辺をですね健康増進と結び付けていくためには多少ですねテコ入れをする必要があるんじゃないかというふうに思っています。で、あのどうですかね6 5歳以上の方には千人塚マレットゴルフ場の年間パスポートみたいなものをプレゼントするというようなことにして底辺を広げる、それから町ではですねクラス別っというのを設けたらどうだろうかと、スキーのバッヂテストみたいなものを考えているんですが、まあ3級、2級、1級、準指導員、指導員というような形でやって、そのクラス別の大会にするとかというようなことをすればですねまあ勝てることもあるだろうと、まあそういうことによって目標もできるしルールとかマナーの向上にも役立つっというふうに思うところであります。まあ幸いあのクラブの運営についてはですね各競技会等の皆さんが集まってやっていただいておりますので、そこに振興会議というなもので少し集まってですね良い振興策っというのが出てきたらいいかなと、まあマレットゴルフの発祥の地としてですねもう一度再振興というんですかね普及活動を図って、底辺拡大して町民の健康増進っということに図っていったらどうかというふうに思いますけれどもその点はいかがでしょうか。
教育長	それじゃ主にあのマレットゴルフを管理しております教育委員会の立場からお答えをしたいというふうに思っております。あの町内のスポーツ団体におきましても、今お話のありましたように高齢者の皆さんが中心となって様々なスポーツに取り組んでいる団体が数団体あります。まああのお話ありましたようにゲートボール、それからあの有志で集まった最近広がりつつあります囲碁ボールなどがあります。その中で今ご指摘がありましたマレットゴルフにつきましては、まああのスポーツ連絡協議会の中でマレットゴルフ部というふうに明確に位置付けて、その皆さん方による活発な活動をしております。まああの大会もですね例年あのファミリーマレットゴルフというふうに銘打って幅広い年代層、性別を超えた大会を企画しておりますし、町民さわやかマレットゴルフ大会なども運営しております。それから今お話がありましたように、今年度は更にですね満6 5歳以上を対象とした高齢者が生き生きと生きるために、まあ皆さんで集まってプレーと親睦、交流を図るということを目的に高齢者親睦マレットゴルフ大会を開催いたしました。まああのこのように高齢者を意識した取り組みもなされております。まあこのようにあの大会をですね特化した大会運営など工夫して、まあ新たな内容を盛り込みながらマンネリ化しないようなあの大会、スポーツの広がりということを考えていきたいと思っておりますし、今、議員からあのご提言のありましたまあ年間パスポート、バッヂテストというようなあのまあおまけ付きとは言いませんけれども、工夫した内容も考えていきたいというふうに思っております。まあいずれにしましてもあの皆さんから会費をいただいておりますが、それは十分いろんな運営それから施設の改善に還元しておりますので、教育委員会の主導ということは申しませんが是非地域の町民の皆さんがふるって自分たちの力で多くの皆さんが参加していただきたいということは願っているところであります。
久保島議員	それでは4番目の話にまいりたいと思います。以前ですね私があのスポーツ振興財団を提案いたしました。その際にですね教育長から総合型地域スポーツクラブ設立を視野に入

	れているんだという話がございます、是非進めてほしいよという話をしました。昨年からですね飯島フットボールクラブの皆さんが中心となって飯島町総合地域スポーツクラブの設立というようなことを活動が始まりました。現在の進ちょく状況ですね、それから見通し、認可されるのかどうかっということはどうなのかと、それからですねあの2番目3番目はちょっと時間がありませんで一緒に言っちゃいますが、まあ伊那市で先進地で始まっているんですが、かなりですね苦労したということがありまして、飯島でもですねかなりそのバックアップをしないと難しいのかなあというふうに思います。それでその行政としてですねどのように支援態勢をとっていくのかっということをお伺いしたいところです。それから最後にですねもしこれが認可されたとしてですね拠点となるところがどこか必要だろうというふうに思いますね、そこでまあどこかを事務所にするのかそれとも教育委員会生涯学習センターのところに位置付けるのか、その辺のところもどうなのかと、それからあのスポーツクラブですので体育施設、例えばグラウンドですとか体育館ですとかそういうのもですね、あの今、弓道場が弓道クラブに運営委託されているようにその体育館やグラウンドもこれからはですね委託っということもそのスポーツクラブにですねしていったらどうかあというふうに思っているんですね。でまあそれには教育委員会それから生涯学習センター、その総合スポーツクラブと今あるスポーツ団体とのですね住み分け、どこがどういうふうに担当していくのかっということがですねできていないとうまくいかなあかなあというふうに思うんですね。伊那市の場合ですとその文化事業までやってますよね。そこまでそのスポーツクラブ飯島F Cの皆さんにお願いをするのかどうか、その辺も含めてですね今後の対応についてお答えをいただきたいと思います。
教育長	それではあのご質問のありました地域総合型スポーツクラブの支援体制、今後のあり方、それから施設管理を含めて3点まとめてお答えをしたいというふうに思っております。総合型地域スポーツクラブの設立については以前はかなりハードルが高くてですね、マネジャーを置かなくてはならない、運営は年間どのくらい何日以上やらなくてはならないとかかなり厳しい制約があったところであります。今お話のありました伊那市の総合型スポーツクラブの設立についてはかつて私も関わったことがありますので、その大変な内容は承知をしているところであります。まあその後あのそのそうしたハードルがかなり緩和されまして、内容も改善されたといえますかそれぞれの市町村に合った運営が認められるようになったということから、飯島町でも今後設立に向けてということで今年度の4月からですね、まあ仮の名前ではありますけれども、飯島町総合型地域スポーツクラブとして来年度の末にその設立を目指して、飯島町サッカークラブを中心に準備委員会、運営委員会を立ち上げて事業を推移をしまいいりました。これまで各種教室等の他地区のですねスポーツ教室の開催あるいは先進地の視察、それから上部団体の講習会等にも関係の職員あるいはあのクラブの皆さんに参加していただきました。これはあのいずれにしても設立に向けての準備であります。で、1月の末には議員もご出席いただいたというふうに聞いておりますけれども、先進地のスポーツクラブのクラブマネジャーから講演会をいただきまして、今後のスポーツ環境の整備を図っていくため講演会を開いたところであります。まだまだあの飯島町に合ったスポーツクラブのあり方というのは手探りで進めているところでありますので、幾つかの課題があろうかというふうに思っております。支援体制についてでありますけれども、こうした経過を踏まえて今申し上げたように会議の出席等を行った

久保島議員

りしているわけですが、今年度はですね保育園児を対象とした幼児サッカークリニックというような事業を調整して行いましたし、あの小学生を対象とした水泳教室には資格を持った担当職員がおりますのでそれに出向いて指導した、支援を行ったというところでもあります。まあいずれにしましてもあの教育委員会が主導していくということにある程度今までのその他市町村の様子を見ますと、なかなか限界があると、やっぱり職員もいつまでも関わっているわけではない、異動もあるということからやはりあの性格上スポーツクラブが主体となって皆さんの力で運営していくという、そういう方向でないとなかなか立ちゆかないという例が報告ありますので、いずれにしましてもそういうスタンスで今後取り組んでいきたいというふうに思っております。それから３点目の施設の管理運営についてはということでございますけれども、まあ委託に関しては契約等結んではおりませんけれども、まああの今までのスポーツ連絡協議会の所属団体に管理を運営していただいておりますし、利用団体で多く利用しているスポーツ団体には、例えば田切野球場については管理をお願いしているというところもあります。あの今後スポーツクラブの設立について一括してという考えもありますけれども、なかなか一元化するというのは相当な負担がかかるのではないかなというふうに思っております。まあ難しい面もありますのでまあ地域総合型スポーツクラブが設立した折には、まあその皆さんにはある程度使用を多くする施設については管理をお願いしていこうかなというふうに、まあ一挙に全てを変えるというのはなかなか難しいところもありますので、暫定的にじゃあこのところはクラブの皆さんに管理をお願いするというふうな方向は考えております。

かなりですねあの飯島ＦＣの皆さんはやる気で頑張っておりますので、是非ですねご支援をお願いしたいというふうに思います。体育施設につきましてもですね任せれば必ずできるだろうというふうに思いますので、是非取り組みをお願いしたいというふうに思います。であの委託っていうのはですね、どうも今までの考え方でいきますと段階的に要するにまあレベル的なもので委託をしていくっていうことが多いんですが、事業的にスパンとですねもう上げてしまいますよっていうふうな分割の仕方もあるので、その常に職員のですねいつも手が掛かっていて、しかも委託はしているんだけどその管理はしなきゃならないというようなことではなくて、もう頭から全部お願いしちゃうというふうなやり方にして、職員の手を掛けないような方法が望まれていくんじゃないかというふうに思います。是非ともですねこの高齢者スポーツも組織化、地域総合型スポーツもですね是非進行してですね、町民が健康で暮らせていけるようにというふうに思いまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後１時３０分といたします。休憩。

午前１２時００分 休憩

午後 １時３０分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

１１番 平沢 晃 議員

平沢議員

初めに、間もなく東日本大震災から一年を迎えようとしております。大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所の事故は全世界に大きな衝撃を与えております。大津波により死者１５、８５４人、行方不明者３、２７１人の多数の尊い生命が失われ、人家のみならず道路、鉄道、港湾設備などあらゆる社会基盤が破壊され、今も国民生活また経済活動に大きな影を落としております。改めて被害なされた皆様にお見舞いとお亡くなりになられました方々にご冥福をお祈り申し上げます。今後の日本経済、社会はどうあるべきか、野田政権は混迷の繰り返しで、未だに進まぬ復旧・復興に向け一日も早い本格的な安定した生活ができるように強く願うところでございます。

それでは通告に従いまして以下私は大きく２点について質問を行います。平成２４年度飯島町当初予算案がまとまりました。町長の施政方針では特にまちづくりを重点とした住民参加を強調しており、住民に求められる的確な成果を出せるか以下４点について質問を行います。２つ目としては平成１８年に改正された教育基本法にある、わが国の伝統文化を尊重するという目標に沿って改正された学習指導要領に基づいて武道が位置付けられ、平成２４年、今年の４月から中学１年生と２年生の体育の授業で武道が必修となることから、その対策について以下５点について教育長にそれぞれお伺いいたしますので、率直なご答弁をお願い申し上げます。

最初に厳しい財政情勢や人口減少などにより自主財源の確保は依然として厳しい状況にあります。このような中であって、平成２４年度予算案は住民参加と協働のまちづくりの推進を基本方針として、特に定住促進や安全安心なまちづくりに重点を置いて、まあ町長のマニフェストに掲げた「活力と安心への挑戦」の年で、１期、２期目で蒔いた種をしつかり育てて、その成果を１つずつ検証する年であると私は信じております。そこで依存財源が大半を占める当町の財政は楽観できないと認めざるを得ませんが、町民の皆様の第５次総合計画の実施計画に基づいた要望に応える予算編成が出来たかと町長はお思いになっているか先ず最初に所信をお伺いいたします。

町長

それでは平沢議員から新年度の予算編成を通して、この求められる確かな成果ということで、町民の要望に応えることが出来たかどうかということでございます。お話にございましたように町の財政は決してあの楽観できないわけでございますが、また楽観をしているわけでもないことは一昨日の新年度予算提案の中で縷々申し上げたとおりでございますが、大変厳しい状況にあるという認識は同じかと思えます。町の財政状況はお話にもございましたが、税収入が歳入全体の４分の１に止まるということなどで、自主財源の確保というものが大変厳しい状況が続いているということはどう明らかでございます。一方また歳出の面におきましても社会保障費の自然増など財政をまあ言ってみれば硬直化させるひとつの原因が多々存在をしておることも事実でございます。更にまた危機的な国家財政、なかなか不況から脱却できない日本の経済の状況を見ましても、これからの経済運営経営というものは大変厳しいというふうに判断をいたしております。このような中で私も３期目の目指したこのいろいろと考えを巡らすこの中で、多くの方々と接しをし、様々なご要望やご意見をいただく機会を得まして心を新たにして就任をさせていただき、それから新年度の予算編成に臨んだところでございます。平成２４年度は私の３期目として最初の予算編成となりましたので、こうして多くの皆様からいただいたご意見等を念頭に入れながら編成を行ったところでございます。しかしまあ財政状況は厳しい折でございますが、全

ての要望等をお応えできるという予算編成は大変難しいものもあったわけですが、その中でもいくつかの新規の取り組みや予算の増額を確保するなどして精いっぱい町民の皆様 の立場に立った予算編成に努めてきたというふうに思っておるところでございます。併せてこれからの町の発展を目指した事業にも取り組んでまいらなければなりませんので、これらのバランスを考慮に入れながらお話にございました住民参加と協働のまちづくりの推進、町民の暮らしを守る施策、そして人口増活性化施策の推進という、これらのことを編成の基本方針として編成をしてお示した予算内容になっておるということを是非ご理解いただきたいというふうに思います。

平沢議員 ただいま基本構想にあるこの町の将来像、まあそれを目指して一歩ずつ前へ進めて成果を出して、行財政も着実に推進するというようなお言葉をいただきましたが、財政問題に対してはもうちょっと後段の方でもう少しやらしていただきますので、次の項目に移ってまいります。次に人口増活性化対策としてのあの再三私申しておりますが、この婚活の大事さについてちょっと町長の意見を聞きたいと思いますのでよろしく願いいたします。この婚活の取り組みについて先ずお伺いいたします。第5次総合計画の定住を促進する施策、これはまあ最重要施策として謳われております。その中に若者定住化住宅補助金、それから住宅リフォーム補助金、企業誘致費、U・I・J ターンの推進等が今年の大きな重要施策として謳われております。それですが何か私はこの何か片手落ちの感をぬぐいきれません。何故ならばこの今この人口は本当に激減の一途をたどっておりますので、これはどこの市町村でもこの人口増活性化対策はまあ躍起になって取り組んでいる政策の1つであります。従ってこの飯島の町、この町うちから人口を確保するもうこの時期が完全に来ていると私は思っております。そこでこの人口増活性化対策にしてまあ当町の取り組んでいる定住促進室がまあ去年設立したわけでございますが、これとまあ同等のとは言いませんが、このような問題を対応する婚活対策室といえますか、このような部所がこの庁内にあってもいいんじゃないかと私は思って町長の考えをお伺いしたいと思います。

町 長 人口増活性化対策としての1つの考え方として婚活の取り組みということでございます。大変まああのなかなか難しい問題であるわけでございますけれども、とにかく良き伴侶、カップルが誕生して子どもが生まれる、そして子育てが始まる、町には子ども達の元気な声が響き渡ると、これは大変まあ賑やかで元気な町ともうイメージとしてもだれもがイメージする素晴らしい明るい姿であろうというふうに私も思います。しかしながら近年は独身の男性や女性が増加をいたしてきておりまして、結婚活動いわゆる婚活といった造語までが誕生するような状況にあるわけでございますけれども、それぞれの家庭の事情も、それからそれぞれの個々の異なる価値観やまあ人生観といったものがあるわけございまして、なかなかこの異性の中から生涯の伴侶を求めていくということが大変さがあるんだなというふうにも思うわけでございますけれども、まあしかしこのなぜ結婚をしないのかというようににまあなっていくわけでございます。そしてまたその対応を本人当事者のみならず、やっぱりこれからは地域としてあるいはまた行政の一部としても捉えていく必要があると、このことはまあ取りも直さずひとつの活気のあるまちづくり、それから生涯持続可能なこのまちづくりにもどうしても欠かせない考え方ではないかというふうに思っております。そこでまああのこれまでもいろんな面であのそうした取り組みをしてきておるわけでございますけれども、1つにはその結婚に向けた出会いの機会の創出の場として、

平沢議員

社会福祉協議会にまあ中心となっていております結婚相談所の開設、それからJ A 上伊那さんでは結婚相談活動というものもまあ実際にやっけていただいております、それから最近はあるの特に民間主催で町の中にもまあそうしたことが見受けられるわけですが、この婚活のパーティーといったようなこと、それからティーパーティー、茶会、お茶飲み会みたいなことを通じて、こうしたことが行われるようになりまして、お聞きしますと若干その成果が出てきておるというふうにも言われておりまして、しかしながらまあ全体的にはこの結婚に至った数はまだまだ少ないというふうなことでございます。そこでまあ多くのこの出会いを場面を創出する中で、広範囲からまあその参加を求めて、まああまり肩張らずして気楽なこの気さくな機会で何かこう参加をして、そこから1つの結果が見い出してくるというようなことがこれからのひとつの大切な考え方であろうというふうに思うわけでございます。それで先ほど申し上げましたように具体的に今町内では民間のある事業の方がそうしたことに目を向けまして、実際にあの取り組んでいただいて、大変あのインパクトがあるというようなこともお聞きしておりますので、そんなことを含めたまあ行政の対応の問題、それからあの過日今年度の上伊那広域連合の広域観光というこのステージの中でJ R 東海さんがまあ提携をして、郡内のいくつかのまあ市町村がこれにまあ参加の意向を示しながら、飯田線あるいは中央東線、それから一部にはあの名古屋の方からのまた乗り入れというようにことで、このふれあい婚活列車というものをまあ計画をしたいという発表計画がございました。それであの町といたしましてもこれは非常にあの先ほど申し上げましたように、あの町はいろいろあの秋のさわやかウォークに関連してのJ R 東海さんとのこの取り組みもありますけれども、特にあのそうした趣旨が婚活という1つのテーマをその列車に付けるということであるかどうかちょっとまだわかりませんけれども、趣旨はそういうことのようにありますので、是非ひとつ飯島町としてもこれに社協等とも相談をしながら参画するような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。どういうふうに行政の役割がそこへ介入していくかどうかちょっとまだこれから関係町村と協議してまいりたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、あのまあそうしたことは新しい今の若者向けするようなひとつの考え方ではないかというもので期待をいたしております。それでこれまでのようにあの型にはまったお見合い的っていったやあ失礼でありますけれども、そうした場面でなくて本当に気楽な気さくなこの場面を創出しながら、またそこにはグルメ志向といったようなことも取り入れながらやっていくというのが今のこの気流の流れに合ったというふうに言われておりますので、そうしたことも含めながらあの町も定住促進協議会というようなことも1つの人口増活性化に向けての取り組みをしていただいておりますので、ここともまあ連携をしながら今後少しあの私のマニフェストにも項目として入れてありますけれども、やはりあの婚活というものをしっかりとやっていかないとけんという考え方でおりますのでご理解をいただきたいと思います。

 答弁をいただきまして、私の理念と方向が共通する点がありますので、もう少し突っ込んでお話を聞きたいと思います。この婚活問題は本町のみならずこれは全国的な問題として大きな悩みであります。まあ最近では経済的に自立ができることから結婚を希望しない女性も増加の傾向にあるともお聞きをしております。まあ結婚というのはまあ極めて個人的な問題であるので、まあこれは町長以前私が質問したときにまあ行政にはなじまないというようにことも申しておりましたが、まあ今日の見解の中ではまあだいぶ前進したかなあ

	というふうにお聞きをしておりますが、この問題についてはまあ行政では限界があるとか、人の心を扱う問題はこれは行政にはなじまないんだといったような意見も確かにありました。しかしこの次代を担う若者が住みやすい町づくりを進めることは、これは私は行政の責任であると理解しております。それでこの人口増の根底はやっぱり結婚をせしめよう、そういう環境づくりを行政が行うことに尽きると確信をしております。それでこの婚活問題は従来も、先ほど社協と言っていましたけれども、これは無策であったとは私は申しません。この本町ではやっぱり先程申したとおり社会福祉協議会にこの結婚相談窓口を設置して対応していることも私は認識しております。しかしその結果はまあ今一だともお聞きをしております。それでまあ先ほど町長もちょっと見直すようなちょっとニュアンスのことも言いましたが、私もこの今後の従来通りのままで社協にお願いをしておいていいのかという問題であります。それでこの充実改質をするためには町長どんなお考えかということ、それからまあこの問題は本当に奥の深い問題でありますので、ここで私と町長と水掛け論をしておっても始まりません。それでひとつ私はご提案を申し上げておきたいと思いますが、この各市町村ごとの取り組みにはもう限界があります。それで先程もJAとかあるいはその個人の結婚相談所もかなり活躍しておりますが、やっぱり私は根本的にこの町の人口の固定化を考えるならば、やはりこの結婚適齢期の皆様の意識改革、それから家族の皆さん、町民、あるいはそういう方々たちの意識改革を促す、この手法は行政として考えなければならない問題であると思います。それでちょっと先ほど広域的な話も出しましたので、私も一応提案はこのやっぱり伊南行政組合、この範囲ぐらいで広域的に情報交換またはイベントを企画し、この交流の場を提供する。まあいろいろマスコミあたりなんかその農村と都市の交流ってというような形の中でかなりイベントの取り組みが報道されておりますが、まあそういうことまで併せても要素にはあるわけですが、新たなですねこの飯島バージョンの新たなこの町コンとかあるいは合コン、この対策組織を立ち上げて、まあ伊南行政範囲内でこういうことが情報交換できるっていったような、そのようなご提案を申し上げて町長の意見を聞きたいと思いますが、その社協の関係の充実改質の考えと今の問題を併せて2問ご答弁いただきたいと思います。
町長	まああのいろいろと今までも町も社会福祉協議会に委託をするような考え方の中でまあ連携をしてやってまいりましたけれども、なかなかまあ思うような結果が得られなかったと、ただあの1つのそうした考え方は飯島町全体として社会福祉協議会の考え方も入れて取り組んでいくことはこれから必要であろうということで、連携はしてまいりたいというふうに思っておりますが、少しあの今までの手法と変えていかないとどうもこれはもう180度変えた形でないとうまくいかんというふうなことも感じてまいりましたので、どうまあ仕掛け作りをしていくかという形になります。決してあの今までのこのお見合い的な行政の持ち掛けるような形でなくて、自然体のような形の中でこの肩の張らないうまい仕掛けができないものかというようなことで、過日そうした新しい取り組みについても定住促進人口増プロジェクトの中で指示をいたしまして、具体的にはあの産業振興課定住促進室になりますけれども、ここでひとつ他の町村と連携をしてしっかりまあ取り組んで考えるようにということを指示をいたしておりますので、今ここでどういう形でというようなことのちょっと具体的にはまだまとまりませんけれども、そうしたさっきちょっと申し上げましたような婚活の列車運行等のような機会も活用しながら、その仕掛けていく、仕

平沢議員

掛けていくというかまあ取り組んでいく方策を詰めて、必ず実践をしていきたいというふうに思っております。

ただいま本当に前向きなご答弁をいただきまして本当何か私も希望が甦ってきたような気がいたしております。あの、ちなみに先ほどちょっと広域的な問題もありました。広域観光の問題もありましたが、県のこのサポート事業がこれが県で拡大しております。県行政による登録制の出会いサポート事業、これに全国で30県以上がまあ実施しておるといようなこともお聞きしております。それでこの市町村や各諸団体の活動を支援して広域の情報発信も行っているとのことでもありますので、まあ本町としては町長の先ほどの前向きな意見の中で、まあ先進的に他町村より先に取り組むよう提言して次の問題に行きたいと思います。

先ほどちょっと申した今度はまた財政問題に戻りますが、財政健全化に向けてのこの長期展望についてちょっとお伺いをしたいと思います。まあちょうどこの予算時期でございますので、本町の財政状況は先程も申したとおり楽観は許されません。今年度の予算案も、まああの昨日いただいた実質公債費比率13.4%、それから将来負担比率が73.9%と、まあ数字的には健全レベルとまだ判断されております。しかし平成22年度23年度はこの国の臨時交付金や地方交付税の追加交付などにより、まあ各種事業に取り組むことができました。が、今後はこの国の最優先課題であるこの東日本の問題ですね、この大震災からの復興のために今までのような交付金は期待できないと思います。また税収入にしてもまあ依然としてまあ厳しいこの経済情勢から増額はこれは難しい状態がしばらく続くんではなかろうかと思われます。歳出を見ましても前段でまあ同僚議員の質問にもありましたように、この社会福祉費の自然増などはこれはまあ抑制することができない経費の増額が見込まれております。それから社会福祉費もこれは自然増を見込まれ、これの投資的経費に充てる十分な財源確保は非常に厳しい状況にあるとまあ推測いたしております。従ってこの堅実な財政見通しの上に立って町政運営をしなければならないとまあ私懸念するところでございます。そこで町としてこの財政健全化に向けた長期展望についてどのように考えているか町長の所信をお伺いしたいと思います。

町長

町の今置かれております財政事情、それから将来展望に向けてのこの健全化に向けての基本的な考え方でございます。お話にもございましたけれども、町では一にも二にもこれは財政の健全化ということを主眼におきまして、行財政改革プランに基づきまして事務・事業の見直しや経常経費の削減などに取り組んでまいりました。そういうまあ足元の部分とそれからまた町に活力を与えるような施策、これは当然あの予算とも絡んでまいりますけれども、そういうことをうまくまあどうコントロールをして健全財政に結び付けていくかということが、住民要望と相まって大変まあ難しいことではありますけれども実践をしていかなきゃならないということでもあります。そこであの第5次総合計画では実質公債費比率18%、これはひとつの基準でございますので何としてもこれはまあ守っていかねばならないんですけれども、若干あの有利な財源を得ての弾力的なものについては取り入れていく必要もあるというふうに思っておりますし、それから財政調整基金の問題も予算の説明の折りにも議論が出ましたけれども、一応目途としては700,000,000円造成という形で今少しそれを上回っていきますので、今度の震災等の対応を見ますとやっぱりできるだけ更なる積み増しも現実的には必要ではないかというふうにあります。いずれにして

もこれはあの目標の指標に向かって確実に維持していきたいというふうに思っております。常にこうした目的意識を持って財政運営を進めてまいります。それからもう1つ、今あの東日本の大震災他災害復興に今後何年か非常にあの国の財源がそちらの方へシフトされるということで、厳しい状況が他の地方には回ってくるというようなことで、基本的な認識はその通りだというふうに思います。まああのただ現実問題として今年度の予算編成の折りにもそうございましたけれども、地方6団体全国の並べてこれはあのそれとこれとは全然別次元の問題であって、震災復興約18兆円ぐらいの巨額を投資して行くわけでございます、これはまあ粗方この起債、借金でございます。まあ復興債とかいろいろあるわけでございますけれども、そのことをもって地方にこの財政運営の支障があってはならないというまあ強い要望を、特にあの全国町村会、これはあの会長は長野県の川上村の藤原会長でありますけれども、私どもも一緒になって要望してまいりました。お陰様でまあ何とか交付税、臨時財政対策債等の抱き合わせの中では維持できるだろうということでございますが、これもまあ数年先のことまではどうも予断を許さない面もあるかと思いますが、常にあのそれとこれとは別であるということを私どもは主張を今後ともしてまいりたいというふうに思っております。それでいくつかの指標についての考え方もご質問ございましたので、総務課長の方から基本的な指標の部分の今後の見通しの考え方について補足をさせていただきたいと思います。

総務課長 それではあの平沢議員のあのまあこれから財政健全化に向けた展望について、2つの数字を使いながらご説明を申し上げたいと思います。先ずあの実質公債費比率、これはあのまあ支払っていくお金の中で借金返済に充てる部分これの割合になりますが、これまであの今までの議論の中でもご承知置きいただいておりますとおり、計画的に繰上償還、利率の高いものをこう繰上げて償還をしてまいったり、あるいはあの1つの考え方として毎年度払っていくお金よりも、新たに起こす借入のお金の額を低くするというような考え方の中でずっと運営をしてまいりました。その結果、現段階で実施計画はあの3カ年間の財政計画を行うんですが、更にその2年先まで5カ年で実施計画・財政計画立ってきますが、そこまでに計画に組み込んだ事業を実施していても16%くらいの中で、いわゆる制限の18%を下回った運営ができていくのではないかと、またそういうふうにしていきたいということで進めてございます。またあの一方財政調整基金、これは困った時にそれを取り崩して運営に充てていくという性格の基金でございますが、これにつきましてはあの過日あの議会の冒頭で3月の補正予算でお認めいただいた積み増しの部分、また只今ご審議をいただいております新年度予算において一部取り崩すといった計画がお認めをいただいた今段階の前提でいきますと、24年度の年度末におきましては760,000,000円ほどになるという計画でございます、先ほど町長の答弁の通り、総合計画で位置付けた目標については達成をできていくというふうに考えております。しかしながらあの町長と一部重複いたしますが、この後に緊急防災減災事業といいまして一旦は借入はするんですが、その後あの例えば借り入れた8割、元利含めて国の方で財政補てん支援をしていただけるという有利な制度があのございます。これはあの実施計画の中で組み込んでいる事業について、そういった制度の中へ組み込みが認めていただければ、この計画を超えた実質公債費比率上昇したとしても町にとっては大変財政的に有利になりますので、これについては利用していきたいといった一部不確定な内容もございますが、まあそういったものは積極的に活

用して町内の事業を起こしてまいりたいというふうには考えてございます。またあの今後ですぬ議員ご指摘の通りあの自然増、年々増加してくる社会保障費だとか、またあのこれからあの下水道関係事業の償還のピークを迎えていくわけでございますが、そういった起債償還の負担の部分、また上伊那広域連合では大きなあのゴミ処理施設の建設を現在計画しているなど、今の段階では額がまだ不確定な要素でしかも多額を要するといったような支出っていうものもこれから織こんでいかなければならないこういった事情、それからあの財政調整基金は確かに基本構想の数字としては目標値に達しておりますが、過日の大震災、この時の状況を見てみますと、やっぱり震災後の住民の生活支援、こういったものではすぐ現金が必要となってまいります。そうしますとそういったことを想定するとこの760,000,000円の基金残高がそれで十分かどうかという、そういった経費も更に織り込んだ積み増しを進めていかなければならない、そういったような考え方でもって進めて参っております。いずれにいたしましても先ほど町長の答弁のとおり、自主財源、税でありますとか自主的な財源の増についてもこれから鋭意努力をする中で、町民の皆さんに福祉を後退させることのないような安定した行政運営、そのための基盤となる財政計画、こういったもので努力をしてまいるつもりでございますのでよろしくお願いいたします。

平沢議員 ただいまご答弁をいただきました。ちょうど今起債、基金の問題が出ました。まあ事業の取り組みによってはまあいろいろの形の中で償還のピークも変わってくると思います。しかしこの社会医療費等や扶助費や国民健康保険などの給付費も非常に増加だということに、先だってお聞きをしております。従ってこの中長期的な展望に立った計画的な財政運営を行うためにも、先程申した起債や基金、この適正管理をまあ積極的に進めるように要望をして次に進みます。

町 今度は事業評価の仕組みのあり方についてお伺いいたします。まあ本町の行財政運営はまあ前期基本計画と行財政改革プランを基本として進められていることは私も認識をしております。問われるのはこの予算案に盛った事業の成果を確実に得ることだと思います。そのためにもこの町民の声を十分に生かせるこの事業評価、この仕組みを築くことが何よりも大切な時だと私は思います。まあ先日の説明ではまあ人事評価制度も行政評価制度もまあまだ道半ばだということにお聞きしております。それでこのまあ事業評価の取り組みについてもちょっとひとつお聞きをしたいと思いますが、もう1点、この社会情勢やこの国の財政状況によっては町税や地方交付税が変動することが考えられます。まあ従ってこの毎年度、今年のような予算案が組めるとは一重には言い切れません。だからこそこの単年度毎に事業の効率を高めていくことが欠かせません。達成目標を明確にしてこれまで以上に厳しく評価していく必要があると思われます。先ほどの同僚の質疑にありましたようにプロジェクトを4つに分けてといったようなこともお聞きしておりますが、この町が提案してこの議会が認めたこの事業の途中経過、これを積極的に目配りして審査する、このような事業評価の抜本的な見直しの考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

町 事業評価の仕組みのあり方についてでございますが、この事業評価制度の導入の背景につきましては、計画策定や予算確保に今まで重きが置かれがちなの企画偏重行政への反省があるということでございまして、今後の事業評価の導入にあたりましては企画から実施、評価、改善と、この一連の先の質問にも出ておりますけれども、PDCAのマネージメントサイクルこの確立を進めるところに意義があるということでございまして、これは

当然のことながらこの内容をもって町民の皆さん方に知らしめて、明らかにしていかなきゃならないというひとつの位置付けがあるわけでございます。で、特にまあ効果的な効率的な行政経営、それから成果重視のこの行政運営の問題、それから透明性の高い行政運営、これを目標に24年度から事業評価を本格実施していくということで申し上げておるわけございまして、この本格実施につきましてもそれ以降必要に応じてこれは見直しというものは常に図っていかなきゃならんという位置付けでございます。実施にあたっての具体的な内容につきましては総務課長の方から申し上げたいと思います。

あこのこれまであの試行を重ねてまいりました。でその試行の中でちょっと出た反省はこういうふうなことがありました。あのなかなかあのやっぱり良い評価を作ろうということにウエイトを置きますと、その評価書をつくるためのエネルギーがものすごいボリュームがいるということ。で、従いましてこの4月から施行するものにつきましては極めてシンプルな内容にいたしました。それでまたあの職員も今ここに目の前にある仕事をして、一旦頭をリセットしてからその評価事務に入るとものすごく大きなエネルギーが掛かるんですが、あの先ほど町長申し上げましたとおり行政報告書っていうのは1年の自分の仕事を振り返る時期なんです。いくらお金を使いどの事業をどういうふうに行ったかというのを行政報告書として作り上げるわけなんです、そのこと、まさしくもう振り返りなんです、そのタイミングでさあその仕事はどうだったかということを評価しますと極めてエネルギーを使わずに率直で良い評価ができると、こういう考え方の中で行政報告書これは全事業を記載してございます。従いまして評価も今までのように幾つか選んでやっていくという方式ではなくて、全てひとつの事務事業の行政報告を作成したらその直後にもうその評価をするんだと、先ず自分でしてみる、それを係で行う、課で行って、最終的には全庁で庁議的な考え方の中でそれを評価してといったようなことの中で、先ずその過程を通りますと自分で1回振り返って評価をする、人と話をしながらこの評価どうなんだろうという会話を持つ、こういう繰り返しになりますので、人を育てるという意味あい、あのうちの人材育成の方針にも沿うということの中で、いわゆる職員の能力評価ともう1つ側にあります実績評価、この実績の部分も併せてそこでできるという合理性を持たせたいというふうに考えてございます。で、先ずあの今度はそれで行った評価っていうものはそこで止まってしまうたらもう意味のないものになります。今度はその評価したものを9月の時点で議員の皆様へ評価した結果をお示しをし、直後にもう実施計画に入ります。次の年度を展望してまた5カ年に入ります。そうするとその評価を終えたその意識と情報を持って実施計画に入っていくわけでございますので、必ずこれが生きた形としてまたつながっていくという、先ほど町長の申し上げましたPDCAのサイクルがここで完成するという見方をしてございます。従いましてちょっと従来試行を重ねてきたやり方とは違いますが、そういった方向で行政評価システムを構築し施行してまいります。この後は24年度中にもうその内容はすべて町民の皆様へ公表させていただきます。そうすると町民の皆様からいろんなご意見も賜ると思いますので、もうこの評価システムは完成版ではなくてその評価、町民の皆様からいただいたご意見によりまた一步進めた、いわゆるシステムアップしていくような形の行政評価というふうにしたいと思います。またそこでは指標を持ち込んだ方がより明確に目標を持てるし、実績の評価もできる事業があれば数値化した指標をそこへ目標として設定をこの後にしてまいりたい。またその先には長期の計画やなんかに反映さ

総務課長

平沢議員

教育長

平沢議員

せるための住民の皆様、外部の皆さんからの評価っていう考え方もこの24年度以降展望してまいっていきたいというふうに考えてございます。

縷々ご答弁いただきました。まあこれは大事な問題でありますので慎重にまあ抜本的な見直しっていうか、まあこれからでありますからしっかり考えていってもらいたい問題だと思っておりますのでよろしく願いいたします。ちょっと時間が押していますのでこのぐらいにしておいて次にまいります。

まあ次に教育基本法を受けてこの中学1年生と2年生の体育の授業で武道が必修になります。これにあたりこの柔道の指導体制と事故防止、また安全対策について質問を行います。最初にゆとり教育からの転換を図る新学習指導要領が中学校で完全実施になるこの4月を控え、中学1・2年生の体育の授業で武道が必修となり、年間まあ10時間ほどが割り当てられる見込みで、まあ柔道、剣道、相撲から選ぶ形になるとまあ理解をしております。改正された教育基本法を受けての措置ということで必修化に復古的な色合いを感じておる人もいるかもしれませんが、特定の価値観の押し付けはまあ戦後隠しつつ子ども達の学習の幅が広がる良いきっかけになればと私は思っております。この日本の伝統的なスポーツの魅力に触れたり、礼儀から始まり礼儀で終わる、また裸足で運動をするこの心地よさを知る良い機会になるとも考えておりますが、教育の現在の現状を踏まえてどのような方策で臨むお考えか教育長の所信をお伺いいたします。併せてこのいま3点、柔道、剣道、相撲、この形からと言いましたが、飯島中学ではこの取り組みについてどう取り組んでいくのかも併せてご質問いたします。

それでは平沢議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。今お話にありましたように、平成18年に教育基本法が改正されて、翌年、学校教育法を含めていわゆる教育三法、それから関係の諸法令が改正されまして、平成20年に今年度から完全実施と小学校では完全実施となりました学習指導要領が改訂され、平成24年この4月から中学校にも完全実施ということになります。まあ教育基本法の中にあります第2条第5項においてまあ日本の伝統文化を尊重するということが述べられておりまして、その理念をまあ学習指導要領に盛り込まれたわけですが、体育に限らず国語それから社会、その他の関係の教科において日本の伝統文化を学ぶ内容が盛り込まれて、その取り扱いをするようにということが示されております。中学の体育科ではご指摘のように新たに武道が加わりましたけれども、中学校ではまあ学習指導要領に示されました内容に従いましてまあ体育科で武道を必修していくことになっております。飯島中学校では柔道、剣道、相撲の中からどれを選ぶかということですが、これまで飯島中学校では選択体育という中で剣道を取り上げて、もう既に10年ほど子ども達は選択の中で扱ってきております。武道の内容や特性を考慮してまああの剣道を導入してきたわけですが、これまでその10年の指導の内容、ノウハウを蓄積してまいりましたので、来年度からの完全実施に基づく体育の授業、まあ年間体育は105時間、その内今お話がありましたように武道は10時間あるわけですが、だいたい2学期の終わりから翌年の1月にかけて設定しているようでありますけれども、剣道を子ども達は必修するということで現在進めております。

詳細なご答弁をいただきまして、まあ飯島では剣道に取り組むということでもう10年来取り組んでいるということでございますが、平成24年度です、ね当初予算案にこの新たな取り組みとしての予算計上が見当たりません。まあ施設の改修とか備品の整備はどう

	進めるおつもりか。まあちなみに剣道用具ちょっとお聞きしましたところ一式、まあこれは胴着と胴、籠手、竹刀で約 60,000 円、柔道着は中学生用がまあ 1 着 10,000 円ぐらいとお聞きしております。まあ飯中にはまあどれぐらいの用具がお持ちであるのか。と合わせて心配されるのはこれは授業中の怪我です。特に柔道は重大な事故が起きているリスクが非常に大きい。まあこれは他の武道にも共通の問題があります。指導者や管理者の過失を問う訴訟が相次いでおりまして、皆さんも新聞紙上でご存じの通り松本市、横浜市あたりでまあ柔道練習中の事故をめぐる裁判で教諭の過失が認められる事件がありました。まあ先日 2 8 日の県会一般質問でもこの全国で子どもの重大事故が相次いでいる柔道に対しては、県教委は一部の投技は中学校 1 年では教えないっていうような通知を出すと、その程度なんですよ。こんなことで重大な事故が防げるとは私は決して思いません。それで教育現場で担当なさっている先生方はどう受け止めているのか。ということと併せて先ほどの予算の関係について教育長の答弁をお願いいたします。 先ずあの剣道の施設のところからであります、これまで剣道の授業は体育館で行っておりまして、体育館は教室から近いということもありまして移動の支障もない等で特別の問題はないというふうに思っております。まあ施設の改修とは従ってそういうことは考えておりませんが、また防具につきましてはまあ 1 0 年来、1 0 年前から選択で取り組んで、その折りにです。ね既に 3 5 セット用意をしてあります。まあ新たにまたその他に数セット予備もありますので、例えばまあ壊れるということはないと思いますが、場合によってはその予備を使って補っていくことで十分かなというふうに思っております。またあの修繕が必要なまあ部分的な修繕が生じたときにはまあ体育科教師が心得ておりますので、その場でできるあるいはまた業者をお願いすることもあろうかと思いますが、それにつきましては体育科の予算の中で対応できるというふうに考えております。続いてその授業中の怪我、あるいは安全対策ということですが、まあ剣道は今お話がありましたように、柔道とは比べて比較的怪我の心配はそれほど大きくはないかなというふうに思っておりますし、これまで 1 0 年間特段のこう剣道によっての大きな怪我あるいは事故という報告はありません。まあそうは言ってもあの初めて子ども達は経験するわけでありまして、全員が必修しますのでまあ事前の安全指導はしっかり行うというのは当然のことです。防具等にあるいは用具等に不備があった場合には事前にチェックをするなどの対応をしておりますし、あの剣道の突きというんでしょうか、私もあまり剣道心得ないんですけども、突き等の禁じ手は中学生では指導しないというふうに考えておるようであります。またあの県からの安全指導の手引き、それからあのこれから講習会等があろうかと思うので、そういうところには体育科教師の研修の督励をするというような教育委員会としての支援もしてまいりたいというふうに考えております。 ちょうど良い機会ですが、ちょうど 3 月 6 日の新聞にです。ね柔道大会の第 3 2 回全国少年大会の県大会にまあ飯島柔道クラブの小学生が県の夢舞台に臨む記事が掲載されておりました。まあ 5 年ぶりに代表権を獲得したということで上位進出を目指してのご健闘をこの場をお借りしてお祈り申し上げるところでございます。それで今教育長申したこの県内の公立中学校、まあ 1 8 6 校の内の現時点で柔道のみを選択する方針の学校は 4 1 校、それから柔道、剣道の両方を選ぶのが 1 8 校で、まあ双方合わせて 5 9 校、まあこの内の教員の有験者がいる学校は 4 7 校、というようなデータが出ておりました。それで有
教育長	
平沢議員	

教育長	験者の指導なら安全だという県教委は考えているようですが、先程申した事故を防ぐカギはこれは指導者の力量にあると私は思っております。武道の技だけではなく教える技術に優れた、医学的な知識も知っておく必要があり、剣道、相撲を含めた武道の授業が、初めての教員もいると思われますので安全面には十分に目配りをさせていただきたいと思います。それでまあ本町ではまああの県教委も柔道、剣道のみならず空手や柔道もいいというようなことも言われておりましたので、本町では空手や柔道もかなり盛んでありますので、まあ指導者も多く危険も少ないと思われますので安全対策に万全を期して講師の養成に取り組むお考えはお持ちかどうか、新学習指導要領に対する教育長の理念をお伺いして質問を終わります。 あの指導にあたる体育科の担任はまあ幅広く一般的な体育の科目を習得してきておりますので、特にあの剣道に精通しているということは言えません。まあ機会があれば今お話にありましたように、必要な場合には外部講師を招いて指導をお願いすることも出てくると思います。あの学校支援地域本部事業の中にスポーツに関わる指導者の登録をお願いしているところもありますので、また町内にも剣道に心得のある方、また子ども達を指導していただいている剣道指導者もおりますので、協力できる方には登録をお願いして学校の剣道の時に様子を見ながら指導をお願いするということも考えていきたいというふうに思っております。 質問を終わります。 1 0 番 堀内克美 議員 通告に基づきまして飯島町地域防災計画見直しについてを質問をいたします。先ず今回この質問を行うに至った経緯について申し上げます。作成中の飯島町地域防災計画見直し素案、これにつきましては 2 月上旬に議員に対する説明会、その後地区ごとの説明会が予定をされておりました。説明会の直前夜間電話により説明会延期の連絡があり、またその後地区説明会延期のお詫びという文書がそれぞれ届けられました。その後まあ連日説明会中止のお知らせの放送が流れておりました。耕地総代、住民の皆さん、それから役場職員の O B の皆さん、年度末を控えたこの時期にこのような事態に至ったことに対して進行管理を指摘する声や緊急時の対応に対する不安、これを訴える声がございました。また合わせまして 2 月の議会全員協議会、その際には町当局の説明が行われましたが、私もそうですが議員の皆さんも多くの議員のみなさんもその説明に腑に落ちない部分があった、まあそのようなことから今回この問題について質すことにいたしました。なお説明の内容につきましては 2 月 1 7 日の議会全員協議会でいただいた説明資料、それから担当係からいただきました資料を参考にして説明をいたしますのでよろしく願いをいたしたいと思います。 それでは初めに今回の地域防災計画見直し作業の目的についてをお伺いをいたします。高坂町長は昨年の 3 月、3 ・ 1 1、東日本大震災以降、地域防災計画の見直しを強調されておりました。また昨年 6 月には私の一般質問に対しまして、緊急時の体制整備や防災訓練のあり方これらを含めて地域防災計画、これの見直しについてを強調されておりました。そこで今回の見直し作業は防災計画全体の見直しを行う計画であったのか、あるいは
-----	--

町 長 災害時、緊急時のマニュアル等緊急被害対策等に重点を置いた見直しであったのか、それについてお伺いをいたします。

それでは堀内議員から飯島町の地域防災計画の見直しについて、多くの項目にわたっての質問をいただきました。先ず今回の見直し作業の目的でございます。昨年の3月11日に東北地方太平洋沖で発生しました大地震、それから津波、福島原発事故による放射能汚染によって未曾有の被害に見舞われたこの東日本大震災を教訓に、国はもとより県や市町村などの地方自治体も県民や町民の安全安心のために従来の防災計画を見直すという方向になってまいりました。私も直後から現在の飯島町の地域防災計画ではこうした未曾有の災害対応にできないということに思いをいたしまして、喫緊にこれを見直す作業が必要であるということで指示をいたしまして着手を作業をしてきたところでございます。当然のことながらまあ町のいろんな懇談会の折りにも、特に昨年のあの地区懇談会の中でも出ておりますけれども、やはりあの町民の皆様が当時も今もそうだと思いますけれども、この行政に対する一番の関心事はやはり、あの大地震を想定した、踏まえたことに連動をしてこの東海地震など、まあ想定を超えたこの災害が発生が予想されることに対しての不安の問題等が大きな関心事として受け止めておるわけでございまして、特にこうした伊那谷特有の、また飯島町の河岸段丘田切地形の固有のまあ地形的な状況を改めてまあ見つめ直しまして、この地域が如何に安全で安心な確保ができるかという観点で早急に計画の見直しが必要であるというふうに判断をしたものでございます。しかしながらまあ所管する危機管理の部署がこれまで3人体制から2人体制になったというようなこともありまして、その後こうした震災の対応が必要になったというようなことの中で、大変あの地域防災計画の見直し作業というものを人的にどうするべきかということがひとつの課題になっておりましたところに、この国の緊急雇用対策事業というものが採択をされてコンサルタントへの委託事業として着手をしてきた経過がございます。そして計画では昨年末までに素案を完成をさせて、1月に4地区で懇談会を開催をし、町民の皆様の意見をうかがって、案にこの素案に反映をさせて、それから2月には防災会議で検討をして成案させる予定でございました。今もお話、触れていただきましたけれども、この所管部署の進行管理の甘さもはっきり言ってございました。こうしたことから議会や行政内部のヒアリング、あるいは地区ごとの懇談会の開催を中止せざるを得ないという事態を招き、大変まあ皆さん方に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことをここに深くお詫びを申し上げ、また過日の区長総代会自治会にもそうしたことのお詫びを申し上げた次第でございます。で、このことの主な原因でありますけれども、やはりこれはあの国県の見直しに伴う整合にまあ時間がかかったというようなこと、それからその結果1月時点での素案段階ではこの地域、地区固有の状況を対策とする内容が非常にあの未熟なものであったということがはっきりいたしまして、そこで予定しました素案の地区懇談会ということ延期をしてですね、年度内に一旦で現段階までの国や県の防災計画と整合を図ったうえで、そしてそれぞれ地域のあるいは地区の個別の対策やマニュアルに結びつくような、この暫定案を完成させて制定をするように方針を変更することといたしました。従ってまあ次年度、間もなく4月に入りますけれども、以降はこの暫定案をもって議会や町民の皆様との懇談を重ねて、国県の追加見直しを反映して、最終的には25年度に国から示されておりますけれども、被害想定に合わせた地域防災計画というものを段階的に提案をしてまいる予定でございます。そうい

う意味であの一部にはまだ国県の固まっていない部分でのこの3月の1つの案という形になろうかと思います。それから順次また出てまいります国県のそうしたかなりまあ被害想定も含めたことは追加して計画に盛り込んでいって、次第にまあこの最終的な案になるまで煮詰めて、都度情報をお知らせして、二段構え的な1つの形の中で計画策定にという考え方でおりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

堀内議員 これからの予定の全部話をいただいておりますんで一応質問に若干影響がありますが、予定した範囲の中でいくつかそれではお伺いしていきたいと思います。委託業務の仕様についてをお伺いをいたします。いただいた資料を見ますと、現在の地域防災計画の中で特に6項目についてを中心に案を検討をしていただくということになっておるということでございますが、特に今回重視した内容については何だったのかをお伺いをいたします。

町 長 まあ最初のあの質問の真のこの見直しの内容ということに関連して、最初の私の発言でございましたので総体的なことに触れてお詫び方々申し上げたつもりでございますのでちょっとご容赦をいただきたいというふうにと思いますが、以下あのかなり個々の問題に入ってのご質問でございますので、また担当課長の方から申し上げてまいりたいと思いますけれども、特にあの次のこの委託業務の仕様分け、重視したということでございますので私の方から申し上げておきますが、この仕様につきましては現行の計画内容に今度の東日本大震災の被災状況なども照らし合わせながら、まあこれはあのなかなかまだ全容がつかめないわけでありますけれども、可能な限りデータとして報告をされております内容というものを見直し内容のこの中に当てはめてカ所を洗い出しをいたしました。それから該当するカ所には従来よりより具体的な対策や対応などを補完する記述を加えさせていただくという手法をとっております。それから特にまたもう一つ重視した点につきましては、地域の災害の特性というものがございます。特に飯島町はこうした地形のなかで土砂災害の問題、それから大小河川を抱えております洪水、それから当然まあ襲ってくる地震のことも想定をする、それがまあこのライフラインでありますとか救援物資とどう連携をしていくかということの分析を盛り込みたいということの中でまあ捉えておるわけでございまして、なかなかあのひとつの想定をするには難しい面もあるわけでございますけれども、可能な限りこの避難所の見直し等も含めてマニュアル作りというものをしっかりとやってですね、そして町民の皆さん方が、まあこれはあの浸透していかないことにはどうにもならないわけでありますけれども、そうしたことを含めてこの有事の際のより実践的な効果の上がるような、ひとつ防災マニュアルという形で重要付してございますのでご理解のいただきたいと思います。

堀内議員 それでは次に委託契約の内容についてをお伺いしてまいりたいと思います。見積りにつきましては何業者をお願いしたのか、また業者の名前、それから随意契約にまあなっておりますかと思いますがその理由、落札比率、それについて簡潔にお答えをいただきたいと思います。

総務課長 委託契約の方法につきまして見積り業者数、及び業者名、随意契約の場合のその理由でございますが、株式会社ぎょうせい1社の見積りによる随意契約でございます。理由でございますが、株式会社ぎょうせいは飯島町の例規に関わる部分、かなりあの過去に担っていただいております。それからあの今度の事業で一番あのポイントは緊急雇用を創出する

	という全額国庫負担による事業でございましてかなりの制約がございます。で、株式会社ぎょうせいは22年度、23年度において80余の緊急雇用創出事業を各自治体から受けて実施をして参っております。またあの近隣ではこの緊急雇用によって防災計画の見直しに着手しているところが辰野町、箕輪町、宮田村、飯島町、この4つを株式会社ぎょうせいが今現在進めておるといったようなことで、まあこの地域での行政に対する信頼度がかなり高いということ。それからあの町長申し上げましたとおり、緊急雇用もう最後の年度でございまして、県の情報を得てまだ事業費に余裕があるよという情報を得たすぐ直ちに申し入れをして採択をいただいたという関係で、もう時間が残り少なくなっていたというような状況の中で、なかなか業者を幅広く選定していくと作業の時間が圧縮されてしまうと、いろんなまあ諸々の事情の中でこの1社に随契をさせることが町民益に一番かなうんではないかという自治法の規定に従って行ったところでございます。落札率は設計額の99%でございました。
堀内議員	それでは次に緊急雇用創出事業ということでございますのでその辺についてをお伺いをしてまいりたいと思います。先ず事業の採択基準、それから2つ目として緊急雇用の募集の方法、及びその応募される方の対象者、またこの事業よその町村では若干問題があったことが新聞等に報道されていますが、そのようなことがなかったか、についてお伺いしたいと思います。それから併せましてこれで頂いた資料によりますと今回の事業による緊急雇用者は伊那市と駒ケ根市と松川町の方、まあ4名全て町外の方ということになっておりますので、何故飯島町の住民がこの中に含まれなかったのか、またもう一つはこの作業についてはどこの場所で行われていたのかについてをお伺いをいたします。
総務課長	只今のご質問に順次に申し上げてまいりますと、募集方法、これにつきましては緊急雇用でございますのでハローワークを通じて募集することが義務づけられております。あの過日問題になったところはそこの手続きを踏んでいなかったということで問題になったということでございます。それからまたあの何故、ハローワークを通じて募集をかけておるところなんですが、何故町民が採用されなかったのか、これはあの募集もすべて委託の中でお願いをしておったわけでございますが、実はあの町が独自に募集するものについても町民の皆様からいつも応募があるわけではございませんでした。といいますのはあの今回の事業については先ずあのパソコンに精通していただいていること、エクセル、ワードをこなしていただけるといったような条件とともに、まああの計画の見直しというちょっとまあことがあったんで、見る人から見るとちょっと門が狭いのかなというような気がするということと、緊急雇用は1回だけの雇用でまた複数の緊急雇用にまたその能力のある方がなかなかお就きいただけないというような事情、こういったようないろんな背景の中で町民の皆様からの応募がなかったというふうなことでございます。またあの作業場所でございますが飯島町の農村センターの方の会議室の方をお借りをして作業をしていただいているのが主で、あと一部、東京での採用者、向うと連絡をとりながらの連携、国の情報を得る関係で東京へも緊急雇用者を2人といったような状況の中で作業を進めてまいりました。
堀内議員	それぞれお答えいただきましたが、次の質問項目については冒頭あの町長の方からもお答えの中で触れておりますので次に移らせていただきます。それでは次の質問に入りますが、2月の議会全員協議会ではこの会は町長は今月欠席でございましたが、副町長、担

	当課長がそれぞれ出席されまして、副町長からは説明会延期のお詫び、担当課長からは説明会延期に至った経緯とまあお詫びということで説明が行われました。この中で今回の委託業者に示されました見直し計画書について、まあ中間検査に当たって素案が関係者や地元説明の資料に堪えれない内容ということで4項目の補強補完を指示してあるということ でございました。またこの中で<u>原因</u>につきましては3点を挙げられておりました。また今年度先程も町長から話がありましたが、今年度は一応成果品を受け取って来年度に入ってからいろいろ住民のパブリックコメントなんかいろいろ手続きを踏んでいくということになっておりますが、それからまあそういうことでそういう説明会があったわけでございますが、しかしまあその説明の中でお詫びのお話があったんですが、議員との質疑の中では見直し作業につきまして委員に議員を加えて検討する場を設けてほしいと、そういう議長名の出された要請文、これにつきましてはどうも見た記憶がないというようなお話でございました。それから地域防災計画の設定は飯島町防災会議が行うということで、まあ言葉の中では議会としての意見はお伺いするが最終的にはそこらからというようなふうで、のようなお話が控えてございまして、私としては、また他の議員さんも感じたと思いますが、なんとなく後味の悪い説明であったまあそんなように記憶をしております。まあ今回の地域防災計画見直し事業につきましては予算は昨年9月の補正予算で計画をされました。議会としても先の東日本大震災など参考に町民の命と財産を守るための重要事項として地域防災計画見直し作業に対する検討組織の整備と住民参加の要請、これを議長から町長あてに提出をしております。そこで議長から9月27日発信の飯島町地域防災計画見直しにまあ（要請）この文書について承知をしておられるのか、まあ当日副町長と担当課長にはお伺いはしておりますが、それぞれ3人の皆さんから改めてお伺いをしたいと思います。また、もし承知をしておるということになればそれに対しまして議会に対してどのような対応を行ったのか、それについてをどなたでも結構でございますのでお答えをいただきたい と思います。
町 長	今度のこの防災計画の見直しにつきましてはあの議会の皆さん方からいろいろまあご意見をいただきたいという前提の中で進めてきておりまして、議会としてもまあこうしたことを受け止めていただき、昨年の9月の27日付、今お話にあったとおりでございますが、をもちまして提出をいただいておりますことを私も確認をいたしております。あの過日の全協でどういうふうにあの申し上げたか、ちょっと私あの会議が重なっております出席できませんでしたがけれども、これが正式な1つの私どもの受け止め方でございますので誤解のないようお願いをしたいというふうに思っております。で、この全体のその検討組織につきまして飯島町の防災会議にも条例で謳ってございますけれども、委員の定数20名以内という形になっておりまして、議会からはあの今のところこの委員としては総務産業委員長さん、これがお一人委員としてなっておりますけれども、見直しに係る委員会の構成員に議会議員を加えることとして、各地区から3名ほどの議員を選出をいただきまして、計4名の委員を含めて協議する方向で進めておりますけれども、そうした前提で考えておったわけでございますけれども今回のまあスケジュールの遅れによりまして、新年度において新たにこうした考え方の下に防災会議を編成をいたしまして、順次検討をいただくというふうにしておりますので、そんなことでひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

副町長

ただいまの質問の議長さんからの町長宛ての要請文書については、あの時点では私も承知をしておりました。で私のあの考え方といたしましては議員の皆さん方の意見を聞くそのタイミングの問題だったかと思うんですけども、業者に委託したものの成果品の出た後、それを基準として議会の皆さんのご意見をお聞きするのがタイミング的にはいいのではないかというふうに思っておりました。従って2月6日の業者の方からの説明を係長以上で聞くという予定でおりましたので、できたらその席に同席をしていただいて一緒に先ずお聞きをいただき、その後あの議会の皆さんからの意見を聞く機会を設けたらどうかという手順で私的には考えておったわけですが、その前段の部分が欠けてしまって大変皆様にはご迷惑をおかけしたということで、私の方ではこの要請に基づきそんな手順を描きながら作業を進めさせていただいておりますのでよろしくをお願いします。

総務課長

3人からあの時の発言についてのと言われましたので、私あの時には見ていないというふうに申し上げました。見た記憶がなかったと言ったことは正確なんです、あのこれはこういうことです、その場で言いましたけれども、松下議長さんの方から直接私は話をお聞きしておりまして、そこであの二人の間で「そうですね、そういうふうに進めていかなきゃいけないですね」という合意ができておりまして、それが極めて印象的でございましたし、その後に理事者から防災会議の中へ議員の皆さんを、松下議長さんからは2人くらいというようにすることをお聞きしたと思うんですが、理事者からは各地区ごとについていったようなことの中でこうあの具体的な指示がもう既にございましたのでそういった考え方を持っておりました。従いましてその全協としての文章のちょっと記憶がなかったんですが、明確に私のハンコを押したものが出てまいりましたので、大変あの嘘を言って申し訳ございませんでした。で、これからのことなんです、もうあのこの間申し上げましたとおり作るのは防災会議が策定するというで法律で決まっております。それで防災会議のメンバーは町長に作ったものに意見をいうのではなくて、それを作り上げていくお立場になりますので、まさしく議会の皆様とこの後一緒に作り上げていく、株式会社ぎょうせいをお願いする部分は住民の皆様の声をできるだけ入れた段階の概案ということで受け取ってまいりたいというふうに考えております。

堀内議員

だいぶこの間とはムードが違うというように私は感じております。まあそういう気持ちでやっていることを是非お願いをしておきたいと思います。それでは次に今回地元説明会を含めてまあいろいろお聞きはしていますが、質問事項になっていますのでもう一度伺いますけど、説明会を中止にした理由3つ挙げられておりますが、挙げるとしたら一番どれが問題であったかお聞きしたいと思います。

総務課長

率直に申し上げて一番先に大きいのは私だと思っております。と言いますのはあの入り口部分で何でこれに見直しに入ったかというのは皆さんと思いは一緒でございます。被災地へ直接行って4日間にわたる作業をしてまいりました。そのときに一番受け止めたのは、うちの防災計画というのはいつも役場の職員がここに備えていて本部機能を有しているんな職員が総出で部長の指示のもとに町民の皆様のお手伝いができる、こういった基本的なスタンスがあったわけですが、向うへ行ってみましたらもう何もないんですね、職員さえいないんですね、その状況の中から町民の皆様を守るということを考えたときには、またあの懇談会の中で町民の皆さんの一番の不安はそこにございました。従いまして株式会社ぎょうせいへ発注する段階では国県については出てきた状況によって、とりあえずは

堀内議員

飯島町固有の状況の中でどんな見直しができるのかここから入ってしまいました。で、国県が小出しに、最後に3月に出てくればもうそれを見ずにいったわけなんです、小出しに情報が伝わってくるようになりまして、途中で私の方で無理を言って差配させてくれということを付記を付け加えてしまいました。その結果の作業の遅れっていったようなことがございましたので、私の展望の甘さとまあ進行管理の不行き届きこの2点が一番大きい責任だかと思っております。

総務課長

今の課長は東北の災害直後に行かれて自分で見て非常にそういうことを感じたことと思います。それではあの次の質問でございますが、あのこれも先程の中でほぼ出ておると思いますが、後に23年度の事業にするのかこれについてはまあ今までの話だと防災会議にかけるのが年度が変わってからということですので、このチェックが庁内であるということはやられると思うんですが、そこをどこで一応今回の計画書のチェックを行うのかそれをお伺いしたいと思います。

現在この、先日もちょっと一回途中のチェックをかけておりますが、今の段階はこういうふうに考えています。地域防災計画、飯島町の地域版というのは町が何をするか、国と県のいわゆる想定、対応に整合させながら飯島町として何ができるのかっていうのが本来の地域防災計画であります。しかしながらそれでは不十分だと考えまして、今見直しをさせているところが地域の声は全部違うからそれぞれの地域がこれからマニュアルを自分たちで作っていただく必要がものすごく感じます。で、そのマニュアルを地域の皆さんが自身で作っていただくための地域ごとの課題の洗い出し、少なくともそこへつながっていくような地域の固有の特性を表現した内容であるかどうかの点検、それから何もないところで地域の皆さんに作ってくださいといってもこれは無理だかと思しますので、それの検討になるような標準的な行動マニュアル、こういったようなものを追加をお願いしてございますので、そこまでの段階を総務課の係長以上で全員で点検をさせていただく中で納品を受けて、事業完了としてまいりたいと思います。いずれにしてもそこで事業完了を受けて納品を受けないと国からの予算がこれで執行してしまいますので、何としてもそこまではそういう形で一旦は受けたいというふうに考えております。審議については慎重を期したいと思っております。

堀内議員

まあそれぞれ多くの問題につきまして伺いいいたしました。先ずあのまあ委託業務については問題ないということでございますが、株式会社ぎょうせいに対する1社指名、まあこれが随契で行われたということでございます。まあ経験豊富な業者だということを判断材料とするところであります。また併せて事務費が10,000,000以上ということになりますので、これも含めると随契でよかったのか、その点について、まあ特にこれにつきましては役場の中に指名選定の内規というものがあるようでございますので、私どもにはわかりませんが、その本当によかったのか、特許とかそういうものがあれば随契することはあると思うんですけども、そのことについて業者指名選定の委員長は副町長さんがお就きだと思しますので副町長さんにお伺いしたいと思います。

副町長

先程あの総務課長の方から随意契約に至った説明がございました。あの内容を指名業者選定委員会の中で議論をした結果というふうにそのままでございます。特にあの緊急性また時間的な余裕、それからあの資料あるいはデータの収集から内容分析というような、非

堀内議員

常に期間が制約された中での内容でございましたので、平成18年に手がけた株式会社ぎょうせいにやっていただくことが前処理というか前段の準備、この部分が省略できて成果も良いものが出来るんじゃないかとそういう期待も込めまして随意契約を全員で承認したところでございます。

まあ一応そういうことで随契1社の指名の随契ということであったようですが、まあそうは言っても1,000,000以上の事業ですし、特に公平な競争が求められる時代だと私は思います。一般競争あるいは指名競争等、競争の原理を働かせて結果として多分そうなれば落札率もさっきの99%がもっと落ちるんじゃないかと、そうしますと負担というものは少なくなるとそんなように思います。まあそういう意味で今後は是非一般競争入札や指名競争入札など複数の業者を入れていろいろな選定の方法を希望しまして次の質問に移りたいと思います。

次の質問が先ほどもうお答えいただいておりますので、ちょっと触れさせていただきますか。実は緊急雇用の町内募集のことについてをお伺いしたかったんですが、先程まあ町内から応募がなかったというようなことでお答えがありましたので、まあその点についてはまあそういうことになればやむを得ないかなとまあそんなように思いますが、今回やっぱりあの地域の問題がわからなかったということでは、やっぱり町内の人を雇っておればまだ地域のことは少しはわかったんじゃないかなと、まあそういう意味ではもう少し努力してもらったり、あるいは地域のまあ役員の区長さんあたりをお願いして、うまい人はおらんかなあということも含めてその人に応募してもらうとか、まあそんなことも是非やってほしかったかなとまあそんなふうに思いますが、先ほどお答えしていただいておりますのでこのところは飛ばさせていただきます。

それから次に今までの答弁や資料から総合いたしますと、お答えからすると今回の地域防災計画の見直し作業による計画書は、年度内は暫定計画として受けて、それを審議会に次年度に諮るということで予定をされておると、その以後、4地区での説明会という予定だというふうにお聞きしました。またそれに合わせて先日のお話の中では、地区の防災訓練、これを実施した中でそれぞれ問題点を洗い出して、また国県の改定、これらがだんだん出てくるということで、それを調整した上で更に防災会議に諮って25年度の暫定計画ですかまあそういうことに決定していくということのようでございます。それからこれも先程もうお答えいただいておりますので前へ進めざるを得ないんですが、まあ新年度は住民を加えて審議を行うとそういうことになっておりますので、是非そのようにお願いをしてまいりたいと思います。

それでは先へ進めさせていただきますが、多くの質問をしてまいりました。実は私は時間を心配して非常に来んですが、まあ先にいろいろとお答えいただいってしまったんで時間が余裕があるかなとまあそんなようにも思っております。住民の安全安心を確保するため、災害時など有事に備えたより実践的な防災計画を見直し、町民の命と財産を守り、暮らしを守るため、町、地域、住民、それぞれの協働による住みよい地域づくり、それが今回の見直し事業であったかとまあそんなふうに私は思っております。ただ今聞ק中でも非常にあのお金との相談の中で急いだという部分がありますが、まあ結果的にそのことが見直し作業の成果がうまくいかなんだというところにあったと思いますので、まあこれからこの事をちょっと話してみたいと思います。まあ見直し作業につきましては時間がかかって

町長

も業者委託じゃなくて、職員と住民が手作りの見直し、そういうことをやったらどうかと。委託の場合には町の考えも委託先にきちんと伝えて、受託した業者がきちんとできるような手法が適切な手法が必要ではなかったかなと、まあそんなように思います。またまあ定期的な協議などによりましてこの計画書の進行管理も中途途中でやっていくと、そういうようなことが必要ではなかったかなとまあそんなように思います。まあ併せて先ほども申し上げておりますが、1社指名の随意契約この弊害も果たして無かったのか、まあそれらについて検討委員会の設置、これについても早期にやっておくとか、そんなようなことがあればこのようなことがなかったのではないかなとそんなように思います。またあのこの事業は県の全額交付金ということで、町のお金は入れられないということでありますが、そうは言っても国民の貴重な税金によって賄われておると、まあそういうことも併せて考える必要があるんじゃないかなとまあそんなふうにも思っております。まあ国県の改訂作業の遅れが理由のひとつとして挙げられておりますけれども、今までの昨年春からの災害以降の国の対応、これを見ますとなかなかいろいろの対応が遅れ気味だと、まあそんなふうでございますので、まあこの点についてはあまりにも国県を信用し過ぎたっていうかそういうところがあったのかなと、まあ是非真剣に対応していただきたい、まあそんなふうにも思っております。議会としましても昨年の東日本大震災の惨状を目の当たりにして、まあ大変重要な問題と捉えまして、まあ住民の検討組織への参加をお願いしておったところでございます。災害はいつ襲ってくるかわからないとはいえ防災計画見直しに対する町の方針をしっかり持っている対応が必要であったのではないだろうか、以前のように国県の状況、また町の事業に対する準備不足などから判断すると、まあ今回この見直し作業につきましては飯島町は取り組みが少しまあちょっと早すぎたんじゃないかなとそんなふうに私は感じております。きちっとした成果がきちっと上がっていればそこまでのことはないと思いますが、国県の問題等含めてそんなふうに考えております。町長のその早くに体制整備をとという気持ちはわかりますが、それについてをお答えをいただきたいと思います。

まあ今度のあの大震災を目の当たりにしての町の防災計画の見直し、平成23年度4月以降の町の対応としては、やはりこれはあの速やかにこうした見直しをして、町民の皆さん方の不安を少しでも払拭をしていかなければならないという、その使命感から指示をいたしまして見直し作業に着手することに致したわけでございます。今度のまあ作業、委託も含めてちょっとあの特殊的な部分もありました。緊急雇用のこの予算の問題もございましたし、また随意契約によっていくというようなこともいろいろありましたけれども、これはまあこれとして反省の中に見つめて、ただあのかなりの財源の部分はそのことによって賄うことができたということは、これはひとつのまた一方で、ひとつの成果そのものの部分ではあったかなというふうに思いますけれども、やはり基本は行政当局と住民の皆さん、あるいはまた防災関係の皆さん方とのこのキャッチボールの中で計画というものは煮詰めていかなきゃならないということでございますので、今あのいくつかご提案をいただきましたことをその通りだというふう思います。大変遅れてしまったことは申し訳なくお詫び申し上げるわけでございますが、この遅れを福に転じるようなひとつの新年度対応、日程調整をしてまた作業を進める段階で議会の協力をいただきながら、防災会議でお示しをして、そしてまたあの、できれば国県との整合性を図ることが一番ベターでありますけれども、なかなかそうもいかない部分も今年1年間ぐらいの中ではあるんじゃないかとい

堀内議員	うふうに思っておりますので、その辺も順次あの状況を判断をしながら、更なるまたあの一部見直しというようなことも作業の中では出てまいりますけれども、そんなことで進めてまいりますのでご協力をいただきたいというふうに思っております。 町と議会とは車の両輪である。まあこの言葉はよく昔は言われていたんですが、最近あまり聞かなくなりました。まあこの言葉は町と議会の関係をよく表した言葉だとまあそんなように思っております。お互いに如何に飯島町を良くするか、このことについてまちづくりにかける情熱には変わりがないもの、まあそんなように思います。今回の防災計画の見直し説明会の延期を通じ、事業に取り組む事前準備は工程管理の重要性や連携の大切さ、また行政と議会との連携など立場の違いはありますけれど、町民の皆さんからは議会も町も一体のものと捉えられているんじゃないか、まあそんなふうにも思います。今、市町村議会の多くの議会で議会基本条例の制定など活性化が進められております。当町議会でも他の議会に先駆けて様々な活性化を進めてまいりました。現在はこのことをまとめた議会基本条例、その制定についての検討を進めて、議会の一層の活性化に取り組んでおります。現在町村を取り巻く環境は大変に厳しいものがありますが、町と議会の両輪がお互いに切磋琢磨して力強く前進することが今大切ではないでしょうか。今回の私の一般質問は冒頭に申し上げたことからこの内容についてお伺いすることといたしました。やはりまあわれわれもそうですが町当局の職員の皆さんもそれぞれのものに対する配慮というものはやっぱり必要ではないかなとそんなように思います。まあ議会に対する配慮も是非していただかないと、このことが町民にも同じような結果をもたらすものじゃないかなあと私はそのようにも思います。町長には今後も安全安心の飯島町の前進のために国県の改定作業に対応しまして、まあ次年度以降になると思いますが、早急に防災計画の見直し作業を進めていただきまして、町と議会が両輪となって行政運営が進むことに対するお考えをお伺いして質問を終わりたいと思います。 まあ今度のあの防災計画の見直し作業を通じてですね、反省すべきことはして、それからまた議会とのこの連携も図りながら、お知恵を拝借して、よりよい防災計画の樹立、このことが町民の皆さん方の安全安心の地域づくりに必ずつながるという前提の下でより良い計画が進めれるようにご協力をいただきたいと、そのつもりでございます。
町 長	
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻を午後３時３０分といたします。休憩。 午後３時０９分 休憩 午後３時３０分 再開
議 長	休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。 ５番 竹沢秀幸 議員
竹沢議員	早速ですが通告に基づいて具体的な質問に入ります。第１の質問ですが平成２３年４月１日より役場の組織機構改革に合わせて、第５次総の重点プロジェクトであります定住促進のための定住促進室を設けたわけですが、この成果と課題についてお伺いいたします。東日本大震災による移住者は飯島町にどれくらいあったのか、またこれ以外を含め

町 長

て人口増加となる具体的な成果はあったのかについて、それから１年間定住促進室を置いていろいろな取り組みをなさってきたと思いますけれども、今後に向けての課題は何かについてお伺いをいたしたいと思います。併せて関連がございますので、施政方針の中にもあったと思いますが、１月７日の日に我が家でも家族で見ましたけれども、飯島町へＩターンされた方について、テレビ朝日「人生の楽園」で南信州飯島町の番組が放映され、飯島町のホームページにも掲載されていますが、その反響はいかがであったでしょうか。加えて問い合わせランキングで土地の問題だとかいろんなあの問い合わせに対する項目があるんですけども、４番目に我が町の生活環境、具体的には買い物に対する問い合わせ、すなわち商店があるかどうかというそういう意味の問い合わせが多いということでありまして、これは本日冒頭の同僚議員の質問にもあったと思いますけれども、飯島町のまさにこの弱点じゃないかというふうに私は思います。商業振興というのは極めて大事なことでというふうに思いますけれども、外から見てもそういうふうに映るのかなと思うわけでありまして、このことを含めまして、またあの以前にふるさと大使の宮沢さんからも南信州という言葉を使えと、要するに東京から見た場合に飯島町はどこかわからないから南信州というと、われわれ地元におると飯田のすぐ横みたいなイメージであまりいいイメージがないのかもしれませんが、東京からはそう思うわけでありまして今回もテレビではテレビ朝日では南信州飯島町というふうにしております。わがホームページの中でもそのことを引用して記事に載しております。で、ここら辺を含めて定住促進室の成果と課題、細かいことも含めましたがご答弁をお願いします。

竹沢議員からは組織として設定してまいりましたこの１年になろうとしております定住促進室、これの取り組みと成果、課題ということに関しましていくつかのご質問をいただいております。先ずあの東日本大震災等によります当町の受け入れ状態と課題、それからテレビ放映に関連してのこの反響の問題でご質問をいただきました。東日本大震災のこの被災者の方々の町内での受け入れに際しましては、特にアパート経営等の住宅関連業者の皆様によるこの住居に関わるご支援、それから一般の皆様からの家電やお米などの物資をはじめとする様々なご支援などで、町を挙げての取り組みとして展開することができまして、それぞれ感謝を申し上げておるところでございますが、今日現在町内で２８世帯４８人の方がそれぞれの事業活動や生活再建に取り組まれておるわけでございます。この内４０人が既に転入手続きを終えられまして住民基本台帳上も飯島町の人口というふうに加わって来ていただきました。それからまたお二人については町に永住の意向というふうに通っておるわけでございまして、大変これもありがたく思っております。町といたしましても今後できる限り必要とされる支援を行ってまいりたいということでございまして、新年度予算の中でもその考え方を一部をお示しをしておるということでございます。それから震災やこの放射能の汚染関連の自主避難の方々を除きますと、実は主には定住促進室で対応をしております移住等の相談業務を通じてのものや、それから次年度の町の職員採用の内定によるもので、既に町内に生活をされている方、居住を予定をされている方が８世帯現在この他におるわけでございまして、これもまあ１つの人口増の対応につながっているんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。そこでまあ本年度あの震災という特殊な対応ではございましたが、新設の定住促進室では町の情報発信と述べ１００件の個別の問い合わせに対応してきたところでございます。この１年間でございます。で、こ

産業振興課長

これらの取り組みに対して少なからず反応のあることを実感をすることのできる初年度であったというふうに、内々ながらまあ評価をさせていただきたいというふうに思っておりますが、まだまだ道半ばということでございますので、これから更にインパクトを持ったこの定住促進につなげる対策室を中心にしての事業展開をしてまいりたいと言いふうに思っております。

それから、その半面でありますけれども、いつもこの言われております耕地や自治会加入という問題がそれにまあ付きまとう課題があるわけでございますが、この田舎暮らしを希望される多くの方が定年前後からこれ以降の世代であるという今後のまあ人生の歩みを、この原風景の環境の良いこの地で暮らしたいという大変なご希望であるわけでございますけれども、まあ現実問題としてこの間も区長総代会の中でも出ておりますが、そうした来ていただく方の思いとそれから地域として受け止めていただくひとつの思いというものが、いろいろあの金銭的なことも含めてです。ね現実としてあることはまあこれはあのやむを得ないかなというふうには思いますけれども、やはりこれはあの双方のやはりあの気持というものを理解し合いながら、時間をかけてそのことを定着して、やはりあの包容力を持って迎えていただくということも必要ではないかというふうに思っておりますので、その辺のところはまた町の行政として間に入って、これはあの紐をつけてこう強制的に引っ張って加入というわけにもなかなかまいりません。特にまたあの都会的な今までの住んでおった慣習というものもありまして大変難しい問題でありますけれども、その点は是非また地域のまた代表する方々のひとつ胸に置いていただいて、最終的にはやっぱり地域の一員としていろんな場面で活躍していただきたいなというふうに思うわけでございます。

それからもう1つご質問の1月の日に7日でございますが、テレビ朝日系列全国放送されました「人生の楽園」でございます。舞台となりました飯島町の美しい映像とともに楽園の住人として紹介されました、個人的には古谷さんという方でございますが、近所のそれぞれの方々と一緒にまあ田舎暮らしの番組として登場をいただきまして、大変まあ大きな反響がございまして、この全国放送の威力というものを目の当たりにしたところでございます。町のホームページにもパンクするほどのアクセスがあったというふうに聞いておりまして、その辺のところはまた担当課長の方から状況をご報告をさせていただきたいというふうに思っております。とりあえず以上でございます。

それではあの今町長がお話させていただきましたテレビ朝日系の方で全国放送されました「人生の楽園」の反響につきまして、まあ数字的なことを含めましてご報告させていただきます。先ずあの町の公式ホームページへのアクセスの状況でございます。夕方6時の放送であったわけですが、その放送時間帯6時台の放送時間帯には約400件ございました。それから1月7日この放送当日合計では約7,100件という数字に達しております。過去に例のない想定外の件数でございました。その内容の主なものでございますが、飯島町のホームページ内の「田舎で暮らしてみませんか」これはあの空き家の情報を載せているものでございます。それと「人生の楽園をご覧いただいた皆様へ」ということで飯島町の紹介をさせていただいておるものがございますが、その2つが7,000件のうち半数以上となっております。それから現在飯島町も含めまして全国610の団体が加盟しておりますポータルサイトに、「全国田舎暮らしガイド交流移住の勧め」というものがございますが、その中での飯島町へのアクセス、放送日の翌日ですが全国ランキングで第4位を

竹沢議員

町長

記録をしております。それから放送を見ていただいて映像を見ていただいた電話による問い合わせでございますが、数日間の間で10数件ということでまああの比較的少なかった状況でございます。内容的には飯島町の状況等の問い合わせから、変わったところでは画面に出てまいりましたリンゴの話、それから見られた方はご存じと思いますが、まき割り機の話も問い合わせの中で出たところでございます。それから放送日以降でございますが、過日の2月11日12日に飯島中川定住促進協議会が主催となりまして田舎暮らしの体験バスツアーということで開催をされておりますが、その申し込み者24人ございました。そのうち6人がこの人生の楽園の放映を見て参加されたという状況でございました。いずれにしても全国放送によりましてテレビ放映の反響の大きさには驚いたというそういう状況でございます。以上です。

定住促進室を拝聴いたしまして多くのまあ成果があったということで報告がありまして、共々に町民の皆さんと共に喜び合いたいと思いますが、まあ課題もあるということでまあ自治会加入の問題等々につきましては時間をかけてやっていただきたいのと、後段の部分では想定以上のアクセスがあったということで、これをですね是非きっかけにいただいて、なお一層飯島町に多くの方が住んでいただけるような取り組みをしていただきたいと思います。なおあの南信州のことについては問い質しましたが、お答えがなかったけれども念頭に置いていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次にあの通告では2つに別れておりますが、一緒にやりますが、町ではIターンなどの新築住宅へ補助金や資金融資、利子補てんをする制度がありますけれども、事務局にお伺いすると新年度から一部見直しをするというようなことが聞いておりますけれども、その概要はどうかということと、それから町民の若いお父さん、20代、30代の方の声の中にこういうのがあります。Uターンに対して今支援しておるんですけれども、Iターンの方にも同様に助成が受けられるようにしないとおかしいじゃないかという不満の声があります。何故かと言いますと、町長はですね成人式の折りに必ずこういうことを言っておりますね、飯島町を出てですね外で勉強して社会的に活躍することは大いに結構なことだと、だけどいずれ是非飯島町ふるさとへ戻ってきてほしいということを毎年言っております。そういう中で現在の制度ではよそから来るIターンの方を優遇しておりますけれども、飯島町出身であってもですねいずれふるさとへ帰ってきて一緒に生活してくれるなら、その人たちも同じ土俵の中で支援していくっていうことが大事じゃないかというそういう町民の声があります。ので、このことについて如何かお伺いいたします。加えてよその事例ですけれども新聞報道でも明らかなように、こうした住宅を新しく建ててですね生活している方を支援するために5年間固定資産税を納めていただいたようにそれをバックするというそういう制度をやる村もあるようでありますが、こうした政策を含めて検討していただけるかどうかについてお尋ねいたします。

若者定住を促進する意味でこの現在町が進めておりますIターン、Uターン者に対する支援の問題でございますけれども、ご質問にありましたようにIターン者、これはあのこちらにはあまり所縁もないわけですが、例えば都会の方からこちらの地を好んで新たに住んでいただくというようなことが想定されるわけでございますけれども、これにつきましては新年度の予算編成にあたりまして、飯島町の住宅建設資金の利子補給交付金要綱というのがございまして、これをまあ改正して4月より施行をいたします。改正の内

容につきましては支援対象住宅の明確化、それから申請や審査事務を処理の整理を行うためのものをございまして、基本的にあの支援内容の内容を変更するものではないということをございます。それから更にこの要綱につきまして昨年の４月から特に若い世代の町外への流出の抑止というようなこと、それからＵターンの推進を目的に従前のこの飯島町の勤労者の住宅建設資金の利子補給金交付要綱というものもありまして、お話にございましたけれどもこれはあのＩターン者以外のこの町出身の所縁のある方が戻っていただく、このＵターン者に含めたこの皆さんの住宅の建築やこの取得に対する支援を充実する中で今現在も施行をしてきておりますので、町民の皆さん方にご意見があるというふうにお聞きしましたけれども、あの若干それはあの郷土の出身の方と新たに入ってくるというようなこととニュアンスの違いはありますけれども、総じてあの同じような目線で支援策は講じておるということを是非ひとつ町民の皆さん方にはご理解をいただきたいというふうに思っております。それから４０歳未満等のこのＩターン者の要件を満たす場合の最大支援は400,000 円、それからＩターン者以外のまあＵターンの方については５０歳未満を要件としておるものをございまして、これについてはあの先程の少し考え方の中で 250,000 円とこういう内容になっておりますので、まあ一応この考え方で当面進めてまた必要があればいろいろと研究していかなきゃなんというふうに思っておるわけをございますので、是非あのＩターン、Ｕターンともにご活用をいただきたいというふうに思っております。それからこれらのまあ施策の考え方の１つに、直接家屋なりの固定資産税を免除する方式が他の町村ではあるではないかというようなことで、私もそのことは承知をいたしておりますけれども、これはあのそれぞれの考え方が自治体にはあろうかと思います。これはあの宮田の例になろうかと思いますが、そういうことが今年まあ少しあの珍しいような例として報道されましたけれども、決して飯島町のこの現金給付や側面支援を含めた支援が見劣りするものではないというふうに思っておりまして、むしろこの直接軽減措置のある住宅に対する税の減免よりも手厚いというふうに結果的にはなるんだというふうに、あの大きさにもいろいろよりますけれども、そういうように考え方を持っておりますので、町は町としてオリジナルなこの手法をもって支援していくことといたしまして、当面あの他の町村が一部始まったので飯島町もついうようなことの考えは今のところを持っておりますのでご了解いただきたいと思います。

竹沢議員

それぞれ答弁がありました。そこで固定資産税の云々の話はまあいいとしてですね、あの金額補助でＩターン 400,000 、Ｕターン 250,000 ということ差があるということで、このことについて町民の皆さんからおかしいよという意見がありますので、今後ですね是非検討する場があったら是非検討していただきたいということで次の質問に移ります。

第２の質問ですけれども、町長の企業訪問を実施をしたその現状を踏まえて課題等についてお尋ねしたいと思いますが、３月６日日銀松本支店は長野県の景気動向について引き続き足踏み状態だというふうにしております。町長、ここ数年多忙の中を日程を割いて町内の企業を訪問し、経営状況や雇用、設備投資など企業経営者と懇談していることは先ず敬意を表すものであります。そこで企業訪問を踏まえて現状と課題を把握したいと思いますので、差し支えない範囲で公表をいただきたいと思います。

町 長

過日行いました私以下の企業訪問についての捉えた課題、現状等を少し触れてお話申し上げたいと思います。今年もまたあの１月末から２月にかけて町内企業約３５社ほど訪問

をさせていただきました。まああのこれは毎年こうした予算編成時期にお伺いをしたりして、その動向をひとつ見たいというような思いもあり、また激励という、まあ激励に値するかどうかはわかりませんが、そうした気持ちも含めてお伺いをしておるわけをございます。で、特にまあ今年はあの震災の影響でありますとか、それからタイの洪水の問題がありまして、そのことが飯島町内の各企業にも少なからずのこの関連した影響もあるというふうに思っておりまして、案の定そうしたことが非常にあの影響がしておるということが大変多く聞かせていただきました。更にまたあの原子力発電所に対する問題でありますとか、それから電気の電力の問題が果たして供給不安であるというようなことが、今後の設備投資の事業展開の対応に対して非常にあの悩むところであるというようなこともお聞きしたわけをございます。で、まあ相変わらずこの厳しい状況の中にあっても、ほとんどの企業の経営に当たられる皆様は大変がんばっておられるということをまあ目の当たりにさせていただきまして、ほんとにあの敬服をして、逆に私自身が元気をいただいたような感もございます。いくつかあの気付いた点を申し上げますと、特にあの東日本震災の影響は少ないものの、長野県では現在この長野県産ということの中でグローバル的、世界的には外されるという貿易の面ですね、いうこの影響があるということが深刻であったということをございますが、これはまあひとまず終息に向かったという形でまあ安堵しておるところをございます。それからこの特にこの輸出商品である食料品関係事業、これにつきましてはあの商品が放射能に影響されていないとの証明にかかる費用が増大したというお話も特異なケースとしてございましたし、それから先程タイの洪水の問題、これに日系企業の被害に関わる影響につきましては思ったことのほか大きな影響があったというふうに思っております。これはあの自動車、電機、精密、その他ほとんどの分野になったわけをございまして、そのことが町の内陸型の中小企業には大変関連がございましたので、もう元が止まればずっとこの地方の影響にも出てきたというふうに受け止めておる、この辺のところが顕著でございましたが、少しこれも落ち着いてきたということで明るい希望も持っておられるようでございます。それから逆にあの被害企業が納入をしていた部品の代替品の受注を受けまして、いわゆるこの復興特需というようなものにも結び付いてきたということをございますが、この特需関係がひとまず終了すると次のこの事業がはたして続くかどうかということの心配もあるんだというふうにお聞きしたところをございます。それから必ずしもあの経営的余裕を持ったものばかりではないものの、いくつかのこの企業で設備投資の意欲が検討されておることは大変ありがたいことをございましたし、それから従業員につきましても大多数の企業が何としても地域の雇用を守ることの中で、ただあの不幸なちょっと状態も１・２、また後の質問にもありますが、いま稼働されておる従業員については現体制を確保していこうという強いまあ意欲の表れもお聞きすることができました。今後まあ町といたしましても従来のこの制度資金の問題や、それから商工会等との連携の問題、それから指導事業連携しながらできるだけまあ資金調達の支援や設備投資の新設に対する補助制度等も活用して頑張っていただくようお願いしてまいりましたし、それから従業員の皆さんの頑張りもご支援申し上げてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。

竹沢議員

それぞれ企業訪問を含めての現状また課題等について報告がありました。あの私も感じたのは飯島だけではないですけれども、町内でいろいろな製造をしている企業もそうです

が、まさにこのグローバルな中で動いているんだなあということを改めて認識したわけでありまして、そういう意味でそういうグローバルな状況の中で行政の支援する役割というのは逆に重要ではないかなということを改めて感じたところであります。そこでもうちょっと具体的な話になりますけれども、町内業者あるいは支店のある事業所がですね赤字経営で運転資金も融資をいただくことができないというような形の中で、多額の負債を抱えて倒産あるいは事業所閉鎖というようなことが昨年から今年にかけて数件町内にあります。私の取引している町内の某小売店もですね、戦後まもなく合資会社を設立しましたが、これまで地域に貢献してきたところでありますけれども、先ごろ倒産いたしまして2月に弁護士からお詫びの文書が私の家にも届きましてちょっとショックを受けたところであります。要するにこの町の中で町長も企業訪問をしてきたと思いますけれども、表面には出ないですけれどもこの経営難で苦勞している経営者も必ずいるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、こうしたあの結果が事業閉鎖だとか倒産という形で悲しい結果として生まれてくるんじゃないかというふうに思うわけでありまして。例えばある市では発生直後にですね、こうした事態が生じた場合に商工会議所や金融機関と行政でとりあえず集まって対策会議をするということで、まあ実際に行政は何ができるかっていうのはいいですけれども、行政の姿勢としてですねそういう即対応するというそういう姿勢が私は必要じゃないかなあというふうにも思うわけでありまして、まあ今後こうした事態があまり起こらないことを私は願うわけでありまして、こうした現状を踏まえて町長はどうお思いになるかお答えをお願いします。

町 長 確かにまああの本年度中でございますけれども、町の中では建設業の関係の方1社、それから製造業種、これはあの飯島工場と称しておる会社でございますけれども、これが閉鎖をし、それから別の製造業種の飯島工場が町から撤退と、これはあの倒産整理というようなことではございませんけれども、3件ほどのそうした大変残念な結果が生まれておることは事実でございます。で、特にあのまあ言葉ではこの破産や整理というふうにまあいうわけでございますが、こうしたことが実行されるケースではなかなかその事実把握というものがこの処理の後になってしまうということなどから、事前での対応がなかなか不可能でございます。波及する被害の対策が大変まあ困難だなあということを、ほとんどの部分がそうまあ後で感じるわけでございますけれども、やはりこれはあの破産や整理などが実行されることは従業員の生活そのものにも直撃をする問題でございますし、それから今お話のあったような予断を許さないこの世界的な規模の中でのグローバル影響、経済状況下にあっても、なかなかこの経営をされる責任のトップに立つ方皆さん方は、その経営責任としてのまた手腕等も問われるという大変厳しい状況にあるわけでございますけれども、まあ日頃、企業の自らの努力は当然のこれは企業責任であるわけでございますけれども、町といたしましてもそうしたことの情報は常にあの、特にあの商工会や金融機関等とは連携会議と称しまして前にもお話申し上げておりますけれども、その情報分析はいたしておりますして、それに対する必要なあの制度資金の問題等も銀行の方にも、危ない企業だからこそかえってその資金手当てをしにやならんというようなことも、お願いも含めてやっておりますので、今後ともそうした形でやってまいりたいというふうに思っておりますけれども、やはりまあ大方のケースの場合今度のこうしたものを見るにつけて行政自らのこの未然防止というようなことに対するこの対応というものは、自ずから限界があるのか

竹沢議員

なあということを強くまあ実感しておりますけれども、一日も早くまあ経済も回復して今後できるだけそういうことのないような形でまあひとつ景気浮揚が図られるこの日本の経済状況になってほしいというふうに思っておる次第でございます。

それでは3番目の質問ですけれど、通告には町民の声からということで幾つか項目を挙げてありますが、町民の皆さんからいろんな要望意見とかありますので、項目が多いので答弁は簡潔に分かりやすくいただければと思いますし、また関係する方も傍聴に来ておりますので申し添えておきます。最初ですけれど、後刻報告があると思いますが、町は第5期介護保険事業計画、及び障害者プラン、第6期高齢者福祉計画を策定しました。同計画は高齢者懇話会に諮り策定したものでありまして、われわれの同僚議員も委員に参画しておりますので計画そのものについていろいろ異論を申すものではありません。この計画によりまして新年度予算に挙がったなかでも介護慰労金の要介護度2の介護者への給付、介護をされている方の急病や休養などを理由に介護使用者が急きょ通所施設等へ宿泊した場合の費用の補助ですとか、高齢者世帯や障がいをお持ちの方を対象にして、午前中同僚議員の質問にもありましたが、救急医療情報キット配布などが予定されておまして、この予算についてはまた来週それぞれの常任委員会で審議されて、それべしの結論が出るのかなあと思います。ところであの質問は簡単なことですから5期の介護保険予防計画で入所待機者数などについて過大な見積りはないかということについてであります。あの多くても別に問題はないですが、多ければ大きいなりにですね介護施設とかそういうものが必要なあということも考えられるわけですが、まあ町の中を見ますとまあ最近ですねこうした施設もまた増えつつあるという状況であります。まあもっと全体を見ますと上伊那も全体を含めて見ますとまだまだ官・民を含めたこうした介護等のですね福祉施設が十分ではないということで、どうかそういうことも必要なかなとも考えますがそこら辺についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。それからあの国全体の介護等に関係する政策についてもですね、どちらかというあの施設型から在宅介護と、あるいは医療も在宅医療というような方向にシフトされようかなあというところでありまして、町長さんに個人的な見解でいいので伺いいたしますが、ご自身ですねまあ今健康でございますけれども、将来ですね仮にその介護を受けなければならなくなったときにですね、施設型の介護を選択されるのか、いや在宅介護を選択されるのか、お聞きをしたいなあと思います。これは町長さんの人柄を含めて、実はあの国会でですね以前に麻生総理大臣に対して同僚議員が質問した経緯もございます、私見を含めて伺いしたいと思います。

町 長

それでは次のご質問はあの町民の声からということで、幅広い分野の中からいろいろいただいております、あの長くなるので簡潔にというふうに言われましたけれども、ちょっとこの問題だけは少しあの背景をご説明しないと、この過大であるかどうかということがわかりませんので、若干あの申し上げてまいりたいと思いますが、第5期の介護保険計画、事業保険計画でございます。これはあの介護保険特別会計の中でもう既に予算提案させていただいて、詳細に渡ってあの条例の、まあ付託されておりますけれども、なっておりますけれども、担当課長の方からも説明をさせていただいておりますので、そこであのご質問にございました第5期の計画の中の上伊那圏域におけます特別養護老人ホームの整備計画でございますが、これにつきましては圏域と長野県として検討をして決定をされております。向こう3年間で204床の増床計画ということで、大枠的にはそ

	れを上伊那に取り組んで管内でどう配分するかということで、8市町村ごとの高齢者数、それから入所者数、それから待機者数、総合的に判断をして施設整備をしていくということになっておりまして、第5期の介護保険事業計画も町もこうしたことに伴っての1つの考え方がそこに繁栄をされておるということと同時に、町独自におきましてこれはあの介護給付の額、それから介護の給付を必要とされる方の数、それから介護サービスの内容そのもののまあグレードアップというようないろんな要素が重なってまいりまして、更にまたこうした今の上伊那全体の圏域の要請を受ける形で待機者等との関連の中で施設整備も更にまあ見込んでいくべきであるというような考え方の下に、今度の介護計画をお示ししたと、その計画に基づいて介護保険料の標準設定をさせていただいたということでございまして、4,980 円という1つの想定をしたところでございます。従ってあの決して過大ではないというふうに思っておりますので、是非ひとつその辺のところをご理解いただきたい。それからまあ今後増大していくこの施設介護の問題と在宅介護の問題、なかなかこれはあの高齢化が進んでまいりまして、それからこうしたあの介護を必要とする方も増えていくことはもう当然でございますので、その施設整備と在宅介護のあり方とをどうバランスをとっていくかということは大変重要でありますけれども、人それぞれでございす。従ってあの施設整備もしていかなきゃならないし、それからやっぱり期待するところはやっぱり家庭できちんとこの在宅介護で看取ってやっていくということもやっていかないと、なかなかこれは施設だけでは当然あの賄いきれるものではないということで、大変あの家族の方ご苦労等も多いわけではありますが、そうしたことに對するまた支援も一部やっていかなきゃならんということで予算計上させていただいております。でまあ私自身の見解も問われたわけでございますけれども、わたし自身のまあ思いといたしましてはですね、やはりできればあの自宅で看取られたいなあというふうに思っておりますが、全く将来の自信もございせんし見通しも立ちませんけれども、そんな気持ちでおりますけれども、やはり現実的にはあのそうした介護の手当てをする家族もいない場合も多くございすし、それから人それぞれの考え方もございますので、やはりあの全体的には在宅介護というものを更に充実をしながら、施設整備と合わせてやっていく必要があるとそういうふうに思っております。以上であります。 ご答弁いただきました。それではあの次に通告にありますがあのアパート活用の問題はまた次回にやらさせていただいて、昭和伊南総合病院ですがご案内のように回復期リハビリテーション病棟がこの4月から35床でスタートいたします。同病院はご承知のように国の地域医療再生事業の財政支援を受けまして、先進地地域リハビリテーションセンターとして発症後リハビリを必要とする患者さんを2カ月間治療いたしまして、自宅へ退院できるように在宅できるようにとするための施設でありまして、このため国の財政支援を受けて病棟の改築やスタッフの増員を図って4月からスタートするものであります。そこでお伺いしたいのは回復期リハビリテーションの病棟ができたことによりまして、退院後の患者さん、引き続き訪問リハビリ、またあの現在町内で在宅治療している方で外来でリハビリを受けるというようなことも病院としては支援していくふうに聞いております。ので、問われるのはその病院と行政との連携の問題であります。従って町としてまた社協を含めて巡回訪問リハビリの受け入れ体制、現状はまだ対応策はないかもしれませんが、必要な課題だと思いますので今後検討されますように、提案をいたしますがいかがで
竹沢議員	

町 長	しょうか。 まあこの点につきましてはあの竹沢議員も伊南行政組合議会の議員さんの一人として、都度あの回復リハの取り扱い、取り組みの問題については説明を受けていただいておりますというふうに思うわけでございますけれども、昭和伊南総合病院これはあの長野県の医療再生計画の1つのモデル的なケースとして、この中間リハの病棟整備をいたしまして受け入れていくということになりました。入院をして治療をして自宅に帰るには少しまあちょっと不安があるということの中の中間リハでもってそのことを支援していくということでございまして、4月1日から4階でありましたか、あそこへ増築をして受け入れ態勢を今整えたところでございます。専任のお医者さんも1人でましたが、できれば2人ほどほしいということでございます。看護師その他のスタッフも今順次整えてやっております。で、これをどういうふうにあの各市町村の連携でもって、例えばあの地域包括支援センターとの連携をどういうふうにしていくかっていうことはちょっとまだ確定が出来ておりません。試行錯誤を繰り返しながらのまあ対応ということになろうかと思っておりますけれども、当面はその昭和なり他の医院で、退院はするけれども自宅まで帰すにはいかないというのをちょっと中間的に預かってリハをするということと、その後のあの在宅リハの問題についてもこれはあの地域包括支援センターと十分各市町村連携をとって、これから策定していく、色付けしていくということでございますので、ちょっとご容赦をいただきたいというふうに思いますし、それからまた将来的にはあのスタッフを整えて、在宅の介護、リハというものを直接昭和病院が手掛けることも検討していきたいと、いうことも今言っておりますので、是非そのことを期待をしておるわけでございますし、そのことがあの先程にも関連をいたします施設の問題と在宅とのこの介護やリハやということにつながる、非常にあの密度の濃い地域医療が対応ができるんじゃないかと期待しておりますのでよろしくお願いします。 ただいまの件は課題として受けとめていただいて、病院との連携をとりながら検討いただきたいと思います。次に循環バスについてであります。明日、同僚議員が質問いたしますので詳細は同僚議員に譲りますが、1つだけお願いしたいなあと思います。町民の声としてですね、飯島町は松川町と接近しておりますですね、松川町では乗車料金が65歳以上は只でありまして、あとの人は200円と、飯島町は現在すべて200円であります。ですからご提案したいのは率直に65歳以上、あの後期高齢者なら75歳ですし、70歳ということもありますが、いずれにしてもお年寄りを只にするということでやれば、もうちょっと利用が増えるんじゃないかということで提案をいたしたいと思います。私自身あの循環バスにつきましては議員1年目の折にですね、当時まあ合併しても自立しても循環バス、公共交通の確保というのは重要な課題でありまして、合併しても自立しても重要な政策課題としてやろうということになっとったわけでありまして、町に対して私はこの実施計画で確か数年先にやるというのを前倒しをしてやってほしいということを提言をいたして、社会実験をいたして町内で実施できるようになりましたし、また運行方法につきましてもデマンド方式を提言いたしましてデマンド方式も取り入れていただいて今やっておりますわけでありまして、要はあの明日までおと思いますが、利用者が多くなればですね活きた循環バスになるということでありまして、とりあえず1つだけ65歳以上只にできませんか。
竹沢議員	

町 長 今この時点でこの高齢者の方を無料ということはちょっと考えておりませんのでご理解
いただきたいと思います。

竹沢議員 もう1つ町民からのご意見で、これは七久保のお父さん、お母さん、またおじいちゃん、
おばあちゃんからの要望ですけれど、中学校への通学の時間にですね合わせた運行の希望
があるんですけれども、ここら辺を検討していただけることはできるでしょうか。

町 長 まあこれについてもあの是非そうしたことに道を開きたいというようなことで、あの学
校現場といろいろ打診をして協議した経過もございます。PTAの保護者の方も含めてで
すが、実際あの結論を得たものは、ちょっとあの学校教育の1つの方針のこともありまし
て、この循環バスは利用しない方向でいくという方向が出されておりました、現在もその
やに聞いております。従ってあのちょっと現場の状況、教育長の方からご答弁させていた
だきますが、それから今のような振り返ったような問題で高齢者の方をまあ無料というよ
うな形になりますと、ほとんどの方が今高齢者の方がいろんな面でご利用いただいておる
というようなことでございますので、ほとんどまあ無料運行バスというような形にせざる
を得ないということでございますので、慎重にまあ対応をさせていただきたいと思います。

教育長 学校と協議してですね、できる限り子ども達には歩かせたいということであります。

竹沢議員 時間が少なくなつてまいりましたので、メインの話に入りたいと思います。飯島町に本
店を置く建設関係会社7社で構成する、飯島町災害対策建設協力は昨年3月11日発生
した東日本大震災などの教訓を生かして、いずれ発生が予想される東海沖地震など想定さ
れるあらゆる災害が起きた場合にですね、被害の拡大防止、被害施設の早期復旧のため同
協力が保有する建設機械資材など及び労力などによりまして応急対策活動を行うため、
災害時応援対策活動等に関する基本協定を飯島町と協定すべく、去る1月28日頃に書類
を同協会の代表の方が副町長に協定書案を7社の署名捺印の上提出されたというふうに伺
っております。これはあの町からそういうことをしてくれって言うてお願いしたことじゃ
なくて、町内の各法人の代表者の方が、温かい思いやり、また有事の際のこと、また心の
絆と申しますかそうした思いで協定を結ぶために書類を出されたというふうに思うわけで
ありまして、本日は3月の8日であります。提出された皆さんは町にどのような事情があ
るか知りませんが、1カ月ほど経過しておりまして、関係者の方は大変憤慨されておいま
す。本日も議会傍聴なさっております。この件に対して今後町の対応方法によりましては
ですね、各新聞社等へ記者会見なども辞さないというふうにも申しております、今回の
文書は受理されておるわけでありまして、未だに提出者に対して何の連絡もないというふ
うに聞いておりまして、これは如何なものかと、まあそれなりの理由があるのではないか
ということは推察いたしますが、それは何故かと言いますと過去2年ほど前ですか、当時
の町内6社の建設業者がですね先行して災害防災協定を締結したことは私どもも承知して
おります。まあ昨年1社が事業停止したので現在5社かなというふうに理解いたしました
が、そのことといささか関係があるのかどうかわかりませんが、まあこんなことはないと
思いますが、飯島町に本社を有する建設関係の業者はですね、大きいから小さいからで区
別するんじゃないで、町の公共事業につきましてはそれぞれの立場で皆んな協力してい
ただいておるわけでありまして、大も小も仲良く仕事ができるようなそうした町長としての
リーダーシップというものが求められるわけであります。そういう意味で関係する協力の
会

町 長 この災害防災協定の問題につきまして、今お話のように具体的に2月にあの飯島町災害
対策建設協力会、これはあの代表の方は有限会社三徳さん、笠原信男社長さんでいらっし
やいますが、他7社、7業者連名によるこの関する基本協定の申し入れをいただいたとこ
ろでございまして、大変町といたしましてもありがたく感謝を申し上げておる次第でござ
います。同時にあの今お話にございましたように、平成21年の9月にこの飯島町の建設
防災協会というのがございまして、こちらの方からもそうした申し出をいただきまして、
こちらの方は具体的に防災協定を取り交わしておるという形になるわけでございます、
まあ今後あの、先ほどの防災計画の関係にも触れてまいりますけれども、その震災対応と
いうようなものを防災という面で考えたときにはやはりあの、どこが境目ということとはな
かなかあの難しくなつてこようかと思ひますので、できればあの一本化した1つの協定内
容でもってこれが機能的に動くことが一番理想的ではないかなという、内部検討が今して
おるわけでございます、ちょっとその辺の扱いが当事者の皆さん方に遅れておることは
大変恐縮に思つておるわけでございます。そんなあの思いがひとつあることだけはひとつ
ご理解をいただいて、いずれにいたしましてもこれはあの調整を進めて早急に対応してま
いりたいというふうに思つておりますので、是非ひとつよろしくご協力をいただきたいと
いうふうに思ひます。若干その内部的なことを総務課長の方から申し上げます。

総務課長 傍聴に見えている方もご理解いただけると思ひますが、今はあの地域防災計画の見直
しを進めております。建設業にかかわらずいろんな事業者の皆様との協定を結んでいく必
要があります。でその内容についてはある程度骨格となる町の計画が出来て、その内容に
振り向けるという部分もございますので、そういった観点であのちょっと共々にやってい
きたいと思ひます。それからあのただいま町長の方で申し上げましたすり合わせの部分、
これにつきましてはこうに考えてございます。簡単に言うとその地域は谷を背負つており
ますので分断される恐れがあるということで、全部の業者さんとのある程度協定を進めて
いかないと、ある地区だけがそういう機動力がないという場面も想定されますので、やっ
ぱり大きい観点の中で全、例えば建設業でいけば全員の方にご参加いただく中でのやっぱ
り協定が一番有効なのかな、地域の皆さんもご安心になるのかなというような観点で、逆
にこちらからもお願いしたいというような気持ちでございます。なおあの今申し上げまし
たとおり、一本化できればこれが一番上手な協定になろうかと思ひますので、先ず町とし
てはその段階の努力を一回、積まさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお
願ひいたします。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時22分 散会

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者
中村明美
三浦寿美子
宮下 寿
浜田 稔

- 出席議員（12名）
- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿 |
| 3番 浜田 稔 | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸 | 6番 北沢正文 |
| 7番 倉田晋司 | 8番 中村明美 |
| 9番 坂本紀子 | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

- 本会議に職務のため出席した者
- | | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 浜田幸雄 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

本会議再開

開 議
議 長

平成24年3月9日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
8番 中村明美 議員

中村議員

おはようございます。初めに3・11、12より1年、震災を乗り越え、その先に未来に夢を抱き希望を持ち勇敢に歩んでおられる方々の生活環境が一日も早く元に戻ることを望む次第です。そして本年も震災を受けられた方々に当町においても何らかの支援をすることを申し上げまして、通告に従いまして一般質問をいたします。

1. 震災について3点質問いたします。被災者支援システム導入への検討状況は。昨年6月の質問で災害の際、被災者支援や復旧復興に対応するために被災者支援システムの導入を求めました。町長は前向きな検討をしたい、担当課長からはこのシステムを高く評価しつつも動作環境や人的対応の程度が未知の部分であり、しっかり検討し有事に備えたいとの答弁でした。その後どのような検討がなされたのか導入を考えているのか伺います。

町 長

おはようございます。中村議員から災害対策について、先ず被災者支援システム導入への検討状況でございます。万が一のまあ災害に備え、避難所ごとの人数やそれから食事等の集計や、それから雇災証明書これが発行できる被災者支援システムの導入をいたしました。2カ月ごとに住民の最新データを取り込んで、いつでもシステムが稼働できるように今準備をしています。現在見直しを行っている部分もございますけれども、今後はこの防災システムをきちんと地域防災計画の中へも盛り込みましてですね、職員のシステム操作、研修を随時行いながら災害時に万全に備えてまいりたいというふうに考えております。

中村議員

その導入にあたってなんですけれども、まあ県とデータの連携は県と行うところが大変多いようですが、当町も県との連携ということではよろしいのでしょうか。

総務課長

とりあえず飯島町の今の規模で出来るということの中で、町のあのデータの中で運用できる範囲のシステム稼働ということで職員の訓練も始めておりますが、徐々にまた出来るところを拡大していこうというステップアップで考えております。当面は今町長の言った業務のみで考えております。

中村議員

災害というのはね、いつ起こるか分からないものですので、後悔先に立たずという諺もありますけれども、なるべく早く対応できるようにしていただくことを望みます。次に地方防災会議委員に女性を登用すべきとの質問に移ります。東日本大震災では避難所で女性が着替える場所がないなど女性の視点が欠落している実態が浮き彫りになりました。発災後浮かび上がった問題点、平時における防災の検討や避難所運営など災害現場での意見決定に女性が参画していないため、防災、震災対応に女性の視点が入らず配慮が足りなかったこと。都道府県防災会議には女性が占める割合が3.6%、避難所運営の中心を担う自治会長の96%近くが男性、防災会議において女性の参画が少なく、女性目線の施策が取

町 長

り入れられないことが多いため、女性目線を大事にする防災会議の在り方が必要となっています。当町では地方防災会議委員に女性がいません。先に申し上げたことから男女共同参画からも女性委員を3人以上は登用する必要があると考えますが、検討しているかどうか伺います。

防災会議に女性委員を登用すべきというご提案でございます。飯島町の条例での防災会議の委員の構成は、専門委員として指定地方の行政機関から国の国土交通省の天竜川上流河川事務所長さん、それから上伊那の地方事務所長、伊那建設事務所長、伊那社会保険事務所長、これらは県の関係の方々であります。それから駒ヶ根警察署長、指定公共機関の東日本電信電話、要するにNTTであります。この長野支店の災害対策室長という方、それから中部電力株式会社の駒ヶ根サービスステーション所長に加えて、これはあの今伊那が管轄いたしておりますけれどもその所長さん、それから知識経験者として町の職員の一部、それから学識経験のある方を委員として町長が任命することになっておりまして、現構成員の中ではお話の女性の登用はございません。お話のように今回の大震災から見ましても避難所生活等における女性から見た視線も大変まあ重要な意味を持つわけございまして、考慮していかなければならないことは大変まあ大切なことというふうに考えておりますので、今のご提案を大変重く受け止めております。今後は女性の意見も十分取り入れた形の中で防災会議に必要な、昨日もあの堀内議員の質問に関連してお答えしておりますけれども、この防災会議の組織を変えてまいりますので複数の女性委員を登用した上で、入っていただいた上でこの組織の見直しを編成を考えてまいりたいとこのように今思っておりますのでよろしく願います。

中村議員

是非、女性委員の登用をしてですね女性の目線からきめ細かな防災対策の充実強化を進めていくことを望みまして3つ目の質問に移ります。24年度の防災訓練、救急法講習の計画は。昨年の防災訓練は大震災が起きたことで近隣での避難経路の決定など、先ず自助に重点が置かれたように感じました。他町村では避難所生活の体験をしたところもありました。災害時の被害や混乱を最小限に抑えるには日頃の訓練にあり、そのことは東日本大震災で明白です。災害はいつ起こるかも知れません。時間帯や季節を変えるなど、また避難所体験も重要と考えます。24年度の飯島町の防災訓練は何に重点を置くのか、またAEDの導入も増え救急法の講習も回数を増やしたり、多くの住民が実践できるよう取り組むべきですがどのように計画しているのか伺います。

町 長

新年度、平成24年度の地域防災訓練、また併せて並行して実施いたします救急法等の講習会の計画でございます。平成24年度の町の地震総合防災訓練につきましては、新年度は9月の2日に実施をするように計画をいたしておりますが、訓練内容等の詳細につきましては平成23年度に実施した防災訓練の反省事項等を十分考慮して、それからまた今度の大震災あるいはまた長野県の栄村、あるいは松本市等で発生いたしました巨大地震等に対応する考え方を取り入れまして、そこらを含めた早い時期に区長さんや耕地総代さん、自治会長さんを交えての全体的な打ち合わせを行いまして、実のある訓練になるように考えてまいりたいというふうに、より実践的な訓練になるように考えてまいりたいというふうに思っております。それからいろんなあの救急法の講習につきましても、この有事の際には当然のことながらこれは生命を助ける一助として有効な手段でありますので、全地区全町民の皆さんが、まあ扱える皆さんは全てこの講習を会得しておいていただくこ

	とが一番いいわけでございますので、そんなことも考えながら、ひとつこの今後の救急法の講習というものは重きを置いた訓練にしまいたいということも考えておる次第でございます。その他まあ講習には地区からの要望も踏まえまして、消防署の職員、消防団の救護隊の協力をいただきながら、応急手当や心肺蘇生法などの学ぶ機会を設けまして、訓練にも活かしてまいりたいというふうに思っております。
中村議員	わかりました。その防災訓練の中で２３年度の反省を考慮してということは今言われましたけれども、反省点の中で大きなもの、もし今答えられるようでしたら挙げて聞かせていただけたらと思います。
総務課長	防災訓練の各地区で実施した状況をご報告いただいております、取りまとめて、ちょっと私詳細に承知しておりませんが、それをあの区長、新年度に入っの区長さん、耕地総代さんの集まり中でご報告申し上げながら２４年度の訓練の展望をしていくこういう流れになってございます。ただあのやはりあの大事にしたいのは耕地ごとの主体的な訓練、例えばあの耕地単位で一斉にこう避難をしていってそこで救急法を今年はやりたいとか、今年は消火活動の部分を重要視したいとか、あるいはあの弱者の避難にどういうふうに皆で協力できたかとか、いろんなまあ課題が出てくるかと思っておりますので、耕地ごとでもその自分で２３年度に行った訓練の反省のもとに、たぶん来年はこんなことをしたいということがあれば、それを主体的にこちらではサポートしていくような組み方をしていきたいなど、地区も同様だかと思います。で、ちなみに町、ここの職場の訓練を申し上げますと、あの私ども被災地に行ってきた状況の中で究極にあの厳しいのは、冬の寒さの時にもう本部機能が無くて一度にこう襲われたようなとき、これはあの被災地の避難所を見てきましたらお年寄りの皆さんがコンクリートの床の上で段ボールを敷いた上に毛布を重ねて寝てらした、余震があるから火は焚けないんで寒い中でお暮らしになっていた、まだあのガスやそういうものがライフライン通っていませんでしたので温かいものが飲めなかった。いろんなことを町の職員４名見てきておりますので、そういったことを応急の場で活かせるような内容をまた２４年度お伝えをしながら訓練実施してまいりたいと思います。
中村議員	なるべく反省というのはね、そのことが終わったら早急にですね反省をし、そしてそのデータを上げていくという事がね、早めに手は打て、早めに次年度の計画ができる充実したものになると思っておりますので、今年度からは訓練が終わったら早急な反省、また課題というものを上げるようなそういう方針でいっていただきたいというふうに思います。今後この２４年度の防災訓練が災害に強い町につながる内容になることを望みたいと思います。また若い世代に命の大切さを学んでもらい、救命率の向上を目指そうと中学３年生に普通救命講習会を実施している自治体もあります。飯島中学校でも同様の目的を持ち普通救命講習会を実施することを考えますが教育長に伺います。
教育長	教科としては保健体育の保健の部門でですね、止血の仕方それから包帯の仕方を実習を通して学ぶということが盛られております。内容の取り扱いにおきまして。ただ心肺蘇生法については別項となっております、心肺蘇生法という方法があるということを知るという部分で止められております。すなわち中学生に心肺蘇生法を行わせることは相当ではない適当ではないという国の考え方であろうかと思います。しかしながらＡＥＤの取り扱いの方法について、こういう器具があって救助するということは必要かと思われまので、機会を見て、もしそのような消防署の方、あるいは関係の方が来て説明をするということ

中村議員

については考えていきたいというふうに思っております。

若いうちから学んでいくことで救命意識が高まり、大人になっても抵抗なく救命対応ができるものと思いますので今後検討をお願いしたいと思います。次に学校に設置の太陽光発電に蓄電池整備をについて質問いたします。文部科学省の２４年度、再生可能エネルギー補助制度の拡充に非常用電源として活用できるよう太陽光発電池設置校を対象に、蓄電池単体池整備が補助対象となりました。策定割りは２分の１、上限額 10,000,000 です。当町では３校がこれに該当しますが、予算の関係もありますので全校とは難しいと思います。大変に良い補助だと思います。蓄電が出来ることで発電不足時や夜間等の安定的な電力供給が可能となり、個人的には中学校に設置してはと考えます。教育委員会にこの件に関して内容をお伝えしましたが、蓄電池整備などをどのように考えているか伺います。

教育長

それではあの蓄電池の整備について太陽光発電と関連して設置というご意見であります、一応太陽光発電を設置した経過も報告を含めてお話をしたいと思います。一昨年の８月より太陽光発電稼働を始めたわけでありますけれども、１年間で１３０、０００キロワットの電力効果、それから 4,000,000 円相当の経済的な効果が得られました。このことについては過日全協でお話をした経過もあります。加えてですねその太陽光発電を設置した半年後に大震災それから原発事故が発生いたしました。まあ子ども達は日本の将来のエネルギーにこのことから関心を持つようになり、太陽光発電設備を備えたことによる教育的意義をもたらしたのではないかなというふうに受け止めております。まあこのところエネルギー政策や災害時の緊急時の電力確保という面から今ご指摘のありました蓄電池が新たに関心と注目を集めておるところであります。まあ既にあの設置の太陽光発電施設にこの蓄電池を加えてというご質問ですけれども、単にあの学校だけの防災設備だけでよいのか、総合的な当町の防災対策とも関連することもありますので関係部局と協議をしているところであります。その具体的な内容については次長よりお答えいたしますのでよろしく願います。

教育次長

それではあの検討の状況等についてお答えをいたします。議員ご指摘の通り、小・中学校の太陽光発電施設には蓄電機能、いわゆるあの電気を蓄える機能はございません。従って停電した場合ですとか夜間、これにはこの太陽光発電による電力を学校施設で使用することはできません。非常用電源の確保対策として議員ご提案のように蓄電機能を付加すること、これは大変あの有効な方法の１つであるわけではありますが、その他に役場に設置してあるようなディーゼル発電機、これによって非常用の電源を確保する方策もあるわけがあります。太陽光発電に蓄電機能を付加する場合とディーゼル発電機を設置する場合の費用、これを比較しますと設置に掛かる初期投資これは大差はありません。太陽光発電に蓄電機能を付加した場合にはその後の維持管理費用、特に蓄電池でありますのでその寿命による交換こういったものを考慮する必要が出てまいります。そこで維持管理のし易さ、あるいは維持管理費用、こういったものを総合的に勘案をしますとディーゼル発電機を設置をして非常用電源を確保することがより現実的な方策と考えているところでございます。町では緊急防災減災事業計画、これはあの地方単独の起債事業でありまして充当率が１００％、交付税措置７０％という大変有利な起債でございますが、この起債事業の計画を国に提出をしてあります。この計画の中に小中学校３校及び保育園３園に非常用発電機の設置を盛り込んであります。こうしたあの非常用電源の設置、安全安心のまちづくりのため

中村議員	に優先順位は高いわけでありますので、町の財政状況を勘案する中でできるだけ早く設置を進めていくよう調整をしております。以上でございます。 わかりました。非常用発電機の方が費用的にコスト的にも、その後の管理においても非常にコストが安いということで、そのような専門的な検証をされていることとお聞きいたしました。では3番目の質問に移ります。子ども議会要望に応え、中学校グラウンドに照明灯設置をについて質問いたします。昨年12月子ども議会を傍聴し、純真な瞳、真っ直ぐな心で質問する姿を見て大変に感動いたしました。子どもの瞳は未来の飯島を見つめていると感じました。質問の中で飯中グラウンドのナイター整備において前向きな答弁がでなかったことは大変に残念に思いました。今の照明灯では十分でなく、日が短い季節は部活に支障が出て満足な練習ができない、僕達が努力して飯島町をスポーツの盛んな町にしたいと町に貢献したいとの健気な姿勢に熱いものが込み上げました。昨今の子ども達が考える町の環境や将来像への知恵の豊かさには感銘を受けることが多々あります。それには教育現場や地域ぐるみの子育て活動が充実してきたことにあらうれしく思います。子ども達の未来像には町に活力を見いだす鍵があるように思います。町財政が厳しいときに高額な要望をすることに恐縮しつつも、実現したら実力アップに努め期待に応えたいとの気概が伺えました。現に飯中サッカー部は実績を上げており、本年も飯田大会で優勝しています。要望に対し財源不足と頭ごなしに断念を促すのではなく、子ども達の努力と未来への夢や想いに町は耳を傾け実現できる方法を検討すべきではないでしょうか。国の補助制度の活用、また省エネ製品等も出ております。どうかそのようなことを考慮しながら多角的に検討すべきだと思います。また中学グラウンドは避難所でもあり照明灯設置は不可欠と思えます。教育長に見解を伺います。
教育長	それではあの照明設備の設置ということにつきましてお答えをしたいと思います。まああの今お話にありましたように、子ども議会におきましても下平議員から要望がありました。まあ照明灯設置についてはその折にもお答えしたとおりであります。あの飯島中学校が非常に各種の競技大会で活躍していることは大変承知しておりますし、生徒たちの心身の健全発達を喜ばしく思うと同時に、町の誇りであるというふうに私も思っております。これから子ども達の活躍を大いに期待したいというふうに思っているところでありますし、まあ文武両道というのは私から常々言っているところでありますので、そういう気持ちは大事にしたいなというふうに思っております。あの高校ではですね夜間の照明設備は整っているわけでありますけれども、中学校の全教育課程の中で夜間照明をしてまで取り組む必要があるといいいますか、そういう教育活動はありません。むしろ社会体育を中心とした学校教育の枠外での取り組みというふうになります。まああの少年サッカークラブも社会体育の皆さんが指導に関わってくださっているという経過もありまして、社会体育が充実すればそれと連動して中学校の運動部活の技能が高まるという側面があることは確かであります。しかしながらあの照明設備が充実し十分な練習ができることにより、逆にですね平日の夜遅くまで練習が過熱しないか、あるいはあのそのようなことで運動部活動の教育的な側面を超えたものにならないかどうかということを私は懸念するところであります。あの社会体育はまあ任意参加でありますので、まあ子ども達の自主性が更に及ぶところでありますけれども、一方において学校体育の学校教育の中の運動部活が終わって、その後移行するということにですね無言の圧力といいいますか、集団的な強制力が個々の生

中村議員

徒に及ばないか、そのことによる心的負担が子ども達にかかるのではないかなということであります。まあ本来教育的な側面を重んじるべく学校教育における運動部活動が勝利至上主義に陥ることにもなりかねません。まああの中学生は発達途上でありますし、骨格や体力が完全でない中学生が夕食もとらずに練習をし、本務であるべき家庭での学習や翌日の授業に影響を及ぼさないかどうかということをお心配するものであります。あの中学校の体育連盟、いわゆる中体連からそうですね、指導の行き過ぎについては歯止めをかけよう、あるいは練習についても休日の指導はできる限り控えようという方向で動いております。まあこれらを踏まえて適切な運動部活動のあり方、まあ指導のあり方、生徒の状況を総合的に判断しながらあの検討してまいりたいというふうに思っております。まああのそういうことはないというふうに私は信じますけれども、社会体育の指導者が子どもの言葉を借りて自分たちの要望ではないということを私は信ずるものであります。いずれにしましても照明設備を作ることによって子どもに過剰な負担がいくようであつては、これは逆の教育効果になるのではないかなというふうに考えますので、このことについては慎重に考えていきたいというふうに思っております。

教育長の言われましたことは大変よくわかりました。しかしあの時間とかそういうものをね制限してやるという方法をとれば、あの全くこれが子ども達に害を及ぼすとか教育に支障が出るとかということもないと思います。まああの過剰になることもよくないですけども、またあの子ども達の声も今後ですねまた学校側とも検討しながらあの良い方向に行くことをお願いしまして次の質問に移ります。

4番、不育症治療者の経済的負担軽減に町公費助成を。人口増子育て支援につながる一環として取り上げてみたいと思います。不育症とは妊娠はするけれども流産や死産を2回以上連続して繰り返し、結果的に子どもを持てない状態を不育症と呼んでいます。女性の年齢によりますが、妊婦の15％程度が流産になるといわれています。名古屋市立大学の研究では毎年約30,000人が発症していると考えられるとのことです。原因は医学の発達により解明されてきましたが、原因不明が65.3％と最も多く、胎児の染色体異常に起因すると思われています。原因が分かっている治療の中ではへパリン投与を行うことで不育症でも85％の人が出産可能です。へパリンは妊娠が分かってから出産まで毎日朝夕の合計2回注射をしなければなりません。治療費は本年1月から保険適用となり自己負担額が軽減されましたが、身体的精神的に大変負担となります。また保険適用となっても備品などに費用がかかり、医療機関によりますので正確な数字ではありませんが、出産までに150,000から200,000円ほど必要になります。不育症は適正な検査と治療をすれば多くの人が出産できます。まだ不育症への認識は十分ではありません。まずは相談できずに悩みを抱えている人への窓口を広くし、婚姻届の際に不妊、不育症相談サービスの告知を務めることを求めます。また今後35歳以上の妊娠も増える見込みで不育症者が増加するとみられています。当町はかねてより子育て支援など献身的にされており評価いたします。今までに不育症相談はないようですが、個人的に聞いたところによると悩んでいる人はいます。まだ自治体独自で公費助成を行っているところはごく稀です。県内にはありません。しかし先にも申し上げましたが不育症治療、特にへパリン投与には身体的精神的負担が大きく、そのうえ治療費負担も高額ではとても大変です。安心して元気な赤ちゃん誕生を迎えられるよう町は治療費の面で支援してほしいと思います。少子化対策の一環としても前

町 長	向きな検討を求めますが、町長のお考えを伺います。 次のご質問は不育症治療の方に対する補助ができないか、公費助成の問題でございます。大切な命が適正な医療によって守られて誕生することは極めて重要なことでございます。お話にございましたように、この妊娠はするんですけれども流産や死産を繰り返して、結果的にまあ子どもが持てない場合、これをまあ不育症とまあ呼ばれておるわけでございます。その方々が全国的には30,000人ぐらいおられると今お話でお聞きしましたが、この専門治療によって無事出産を迎えられる方が何割かがいることが分かると、それで国では、これはまあ厚生労働省の関係でございますが、平成20年度から子どもの家庭総合研究事業の一環として研究班を立ち上げてまして、その実態や治療による再評価、新たなる治療法の開発などに今現在取り組んでおるというふうに聞き及んでおります。またあの医療保険では今年の1月1日から治療法の1つである今お話にございました皮下のへパリン注射というものが保険適用になりまして、長野県では不育症相談窓口設置の検討をしているなど不育症対策が整ってきておるというふうにも聞いておりますが、県独自のまだ補助制度は確立をされておられません。ご承知のように町では平成18年度から不妊に悩む方への特定の治療支援事業実施要綱というものを定めまして、この支援を行っております。要件を満たした不妊症のご夫婦への支援を行っておりまして、無事出産を迎えられたご夫婦も現におられるということでございまして、大変ありがたいことだなというふうに思っております。このご質問の不育症治療に対する支援は、まあ本来あの私思うにこれは国が責任もって対応していくべきもの、少子高齢化、まあ高齢化といえますか、少子化社会に対応する国の施策が基本ではないかというふうにまあ思うわけでございますけれども、そんなこともございまして町といたしましては今後町内でまあ何人ぐらいこの該当者がおるかということのははっきりした数字は掴んでおりませんけれども、母子手帳からくるこの流産等の届け出等のデータを見ますと1名ないし2名というようなこともまあ推測されておるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもまあ今後国県のこの制度設計への要望というものをまた関係団体と強力に推し進めて要望してまいりたいということと、そうした国が県が対応する動向を見ながらまあ今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思います。それからまた不育症については一般に認知度が低いために保険予防の中で啓発活動を進めるとともに、流産や死産によりうつ状態になっているという方もおられるというような情報も聞いておりますので、この辺に対するこのメンタル支援の面にも、直接補助というような形でなくてですね、ソフト的な側面的な立場からのこの支援をして取り組んでいくことが必要ではないかとこのように考えておりますのでよろしくお願いします。
中村議員	確かに町長がおっしゃる通り、命は皆平等でありますので本来は国が行うべき施策だというふうに思います。そして確かにあのまだ認知度が大変低いのでね、町としては大きくこれからですね相談窓口をあの住民の方にですねあの情報として流していくとか、また子育てをしている方々にお伝えする方法を是非取っていただいて、なかなかこれは自分からね、あの言っていくことっていうのはできないものです。ですからそういうことを町の方から随時出していただくことをお願いいたします。一生懸命小さな命を守ろうと努力しているお母さんへの支援をですね、今後は是非町も検討されることを望みまして最後の質問に移ります。

町 長	病気予防への取り組み強化を。当町の予防事業では先進的な補助もあり、最近では他県からの視察も来ています。町の取り組みが良き波動となっていることはうれしく高く評価する次第です。今月は自殺対策強化月間です。昨日の町長の答弁でもありましたが、警視庁は先月集計した2011年の全国自殺者数は30,534人で、なんと交通事故死亡者数の6.6倍で、14年連続で30,000人を超えております。そして自殺の動機は健康問題が15,802人と最も多く、またどの世代でも自殺が死因の上位となっている深刻な事態であります。町長の24年度施政方針で健康増進の取り組みの中で、自殺サインに気付き専門家に繋いでいくゲートキーパー養成講座の開催を言われました。これは早期での対応ができ自殺防止への大きな力になると思います。先ごろですね、長野県木曽町のNPO法人「きぼうのにじ」の視察をしてまいりました。担当課にはその資料を届けてありますが、法人は地域住民の福祉向上を目的に福祉ネットワークの構築を目指し、特に自殺に結びつくうつ病対策に力を入れ、医師や医療機関、メーカーなどとメンタルヘルスプロジェクトを組み、「こころのものとさし」と題して健康セミナーを展開しております。これは大変好評を呼んでおります。精神の悩みに関する内容で大変に興味深いものでありました。心の病が増加しており予防ケアが早急課題と感じます。是非当町でもこの「きぼうのにじ」の講演要請をすることを望みます。また病気は予防によりかなり発病を防ぐことができることは言うまでもありません。検診、予防接種等は早期発見、感染予防に欠かせません。次に大事なことは病気になりにくい健康な体づくりでしょう。そこで今後は病気予防事業の中の啓発活動に更なる強化を図り、町民一人ひとりに健康管理を意識付ける取り組みが重要だと考えます。従来の情報発信にとどまらず、各地区耕地ごとに声をかけ、小さな単位で、そして健康管理の指導をすることを提案いたします。そのことによって大勢の中で聞きにくいことも少人数なら、また気心の知れた仲であれば気軽に聞くことや個人的な相談もできます。高齢者支えあい拠点施設も今回補正のものを加え22カ所になりました。その気軽に集まれる施設を有効に使い、健康推進委員の協力もいただき、病気予防指導や健康教室を行い健康管理の啓発に努めることを考えます。このような対話ができる小単位の病気予防指導に努め、より多くの人たちに健康に対する意識を高めていくことにより、方針での誰もが健康と笑顔で暮らせるまちにつながっていくことと確信いたします。昨日の町長答弁の中でも高齢者の健康対策の中で言われました。このような小さい単位で、またふれあい施設を使ってですねやっていきたいというようなことを答弁でお聞きいたしました。そこで同じ方法だということを認識いたしまして、そのやりたいとの、やっていきたいとの思いはわかりますが、お題目だけで終わるのではなく、どのような方法でですねそのような小単位の健康推進というか教室を進めていくのであるか、その辺の詳細をお聞きいたします。 病気予防への取り組み強化ということで、ただいま中村議員からいろいろとあの取り組みのご提案も含めた考え方が言われましたけれども、まさにあのそうしたことの考えに沿って町は新年度も様々な保健予防、健康づくりへの取り組みということを、予算上も含めてですね展開をしていきたいということでございますので、先ずもってよろしくお願いしたいと同時に、当然のことながらこれはあの町では妊娠期から高齢期までのこの全てのライフステージ、それから生活スタイルに応じた、またその時々的心と体の健康課題についてきめ細かな実践活動、啓発活動に取り組んでいるところでございます。それぞれの地域
-----	---

では健康推進員が中心となりまして、耕地や自治会それから地区のご協力をいただいて実施をしております耕地の健康教室、それから地区健康教室がございますが、今年度平成23年度は延べで40回、1,200人余りの方の参加をいただいて実践をしまいいりました。また学校、保育園との連携では「翼の会」や「子リスの会」そうした子ども時代からの健康づくりに取り組みまして、特に23年度は学校からの依頼によりましてPTA対象に子宮頸がんの予防の啓発教育も行ったということでございます。その他に保健センターでは耕地の女性部、それから高齢者クラブなど団体の健康教室、それから商工会、それぞれの事業所・会社の健康祈願祭の折、また国保の組合、子育て支援センターなどで健康教室を随時まあ行っておりまして、また地域包括支援センターでは「はつらつ健康教室」などの高齢者対応の教室も実施をしておりますところでございます。更にまた町の「生き粋出前講座」のメニューに健康、スポーツ、福祉の項目を設けておりまして、この他に地域の医療機関や県内の大学などで出前講座を設けていただいておりますところもございまして、特にあの昭和病院では無料の出前講座を実施しております、耕地などで医師の講演会なども実施をしておりますところでございます。これがあの昨日申し上げたまた地域介護福祉空間施設を有効に使っていただいて、更にこのようなそれぞれの講座を少しでも多く開催していただくことを期待しておりますというふうに考えております。それから健康づくりの重要な要素として地域の草の根活動がございます。継続した地道な活動が町全体の健康志向に繋がってまいります。今もお話にございましたまあ自殺の問題も大変深刻でございます。心と体の健康づくりの拠点としての保健センターがございます。高齢者の心身の健康にしましては地域包括支援センターがその役割を担っておりますので、今後ともそうしたそれぞれの機関も連携の上に立って、今後とも担当職員が窓口になりまして町民のニーズに合った、また地域の病気の傾向に合わせた啓発や学習活動を実践してまいりますので、是非ひとつ多くの皆様方の積極的なご参加をいただきまして、いつも申し上げておりますように自分の健康は自分で守るというこの原点に返ってひとつそれぞれの町民の皆さん方が積極的に取り組みをいただきたいというふうに思っております。なおあのお話にございました木曽の例の「きぼうのにじ」でございます。またあの健康づくり町民大会等々いろんなあの事業もございますので、またできれば講師としてお願いして、そうした考え方の講演も是非お願いしたいなというふうに思っております。以上であります。

中村議員 数々の健康教室、予防教室等が行われていることをお聞きいたしました。そのことも私自身も承知しているところでございますが、24年度はですね本当にこの有効にこの高齢者支えあい拠点施設を使ってですね、高齢者のみならず、子どもから働く人たちそして高齢者へとですねきめ細かな健康推進、または病気予防というものを取り組んでいただきたいと思います。それには行政でこういうことをやっています、希望するなら町の方へ連絡をくださいというこの一方的な連絡を情報流すだけではなくですね、先ほど担当職員というふうに町長言われましたけれども、これは各耕地にいる耕地担当職員のことでしょいか、この担当職員がいると思いますのでね、是非各耕地のまあ健康だけには限りませんけれども、そういうことも連携をとり健康推進員と連携をとり、この耕地はやっているけれどもこっちの耕地はもう1年間ほとんどやっていないとか、まあ1年に数回しかたっていない、やっけていても少人数しか出ていない、ということではね本当にあの町民全員の健康に繋がらないというふうに思いますので、そういう所の監視はしっかりと行政がマニユア

ルを作って進めていくことをお願いしたいと思います。そして健康管理への啓発は中学校時期が重要だと思います。先程の不妊症、または不妊症などは若い時からの食生活にあり、極端なダイエットや体の冷えが原因であることが大きいと専門医の先生にお聞きいたしました。これは学生たちにしっかりと教育していかなければならないことだと思います。飯島町の子ども達が心身ともに健康で未来の夢に向かって育むことができるよう、保健係と学校側との連携をとり子ども達への病気予防に関する指導に今後も重きを置くことを求めますが教育長のお考えを伺います。

教育長 健康教育、保健教育についてはまあご指摘いただいたとおりでありますし、あの言うまでもなく学校教育の中に重要な位置付けがなされております。併せて早寝早起き朝ご飯、それから生活習慣の実態調査毎年アンケートをしているところでもありますし、近々またお示しすることになろうかと思えます飯島町の食育推進計画もほぼ終わりに近づいて、またお示しできる時がありますので、総合的に子ども達を含めて小さいうちから健康づくり、それからあの保健医療予防については挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

中村議員 今教育長が言われましたけれども、近々出来る食育推進基本計画によりですね、一層、子ども達の健全につながることを期待いたしまして質問を終わります。

議 長 ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
(暫時休憩)

議 長 再開いたします。
4番 三浦寿美子 議員

三浦議員 それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回は買い物弱者の実情に合った支援策についてと、もっと利用しやすい循環バスの運行はできないかということで、2つの項目についてお聞きをしたいと思います。最初に買い物弱者の実情に合った支援策について質問いたします。買い物弱者に対する支援の必要性については全国各地で議論や支援の取り組みが行われています。当町でも早急な対応が求められていると実感しております。12月定例会で買い物弱者対策、移動販売車の導入についての質問がされております。先日町内の介護施設の方とお話をする機会がありました。その方から配食サービスの利用者が増えていることや、部屋の中までそのお弁当を届なければならない方がいることや、また買い物をしてほしいと頼まれることもあるということをお聞きいたしました。残念ながら買い物をしてあげられないと言っておられました。どちらの立場でも大変につらい思いをしていると思います。実は今回の質問にあたってはこのようなお話をお聞きし、かなり深刻な状況があるのではないかという認識をいたしましたので質問をさせていただきます。町長は12月定例会の質問にアンケート調査の結果から65歳以上の高齢者の内、約400人が買い物弱者となっているのではないかと、きちんとした町の買い物弱者の実態を把握する必要がある、制度を考えていく中できちんと調査をしていきたい、と答えておられます。その後約3カ月が経過しております。買い物弱者の実情を把握しているのかどうかその点について先ずお聞きをしたいと思います。

町 長 それでは三浦議員のご質問にお答えいたしますが、先ずあの買い物弱者の実情に合った

三浦議員

支援策ということで、この買い物弱者といわれる実情を人数等把握しておるかということに関連してのご質問でございます。今お話を申し上げ、またあのかつて答弁もいたしましたけれども、今のところ町独自での実態調査は具体的には行っておりません。ただこれはあの時にも申し上げましたけれども、今後あの1つの買い物の配達業務といいますか移動購買者事業を推進を準備をしていく中で、そのことを合わせてまあ準備段階で把握をしていくというようなことでございますので、今後まだその全貌の制度が固まっておりませんので、今後年明けとともにまた県の補助金申請に合わせるような形の中で準備をしてまいるということでご容赦をいただきたいというふうに思いますけれども、ただあのもう一辺繰り返して申し上げますと、長野県の商工労働部が平成22年の12月に公表しました65歳以上の高齢者の方を対象にした買い物環境等に関するアンケートというものを行っておりまして、その時にまあ公表された生活の必需品の買い物環境実態調査という結果でございますけれども、いわゆる買い物に不便を感じている方を広い意味での高齢者の買い物弱者というふうに位置付けておりまして、更にその中で商店が500メートル以内に無いとか、それから徒歩や自転車で買い物に行けないとか、自転車を運転できない、しないというこの3つの条件の、条件と申しますか事由を満たす方を高齢者の買い物弱者というふうに定義をした結果があるわけでございます。でその結果、県内における高齢者の買い物弱者は52,000人、それから80,000人というふうに非常にまあ幅もあるわけでございますけれども推定をされております。これらのアンケート調査の結果から当町の買い物弱者への数値を年齢別階層等から判断をいたしまして推計をいたしますと、昨年11月1日現在の65歳以上の高齢者人口3,040人という数字が出ておりますけれども、これに当てはめますと約400人の方が買い物弱者となっているのではないかとというふうに思っておるわけでございます。従ってあの実際にまあ今後そうした希望取りまとめも含めましてこの制度設計をしていく段階でしっかりした調査をいたさなければなりませんけれども、いずれにいたしましてもあの今、車やそれからまあ自転車等で買物ができておられる方々も、いずれはこの年の経とともに重ねるとともに買い物弱者に入っていくというようなことも予想されますので、この数字は今後さらにまあ増えていくと、増加傾向に行くということは当然こうあるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

それではあのまあ現在どの様な支援が必要かということで私あの次の項目で質問しているわけですが、あのしっかりした調査はこれからだというふうにお話を今お聞きをしたところなんです。そこで認識をしているかというふうにお聞きすることも如何かと思いますので、そのまま次の方に移っていききたいと思います。先程あの紹介しました、部屋の中までお弁当を届ける必要がある人のように、援助がなければ自宅から買い物に出られないという方や、近くなら出かけることができる人、また循環バスなどを利用して買い物には行けるけれども自宅へ荷物を持って帰ることが大変に困難だと言われる方もおいでになります。大きく分けるとこのような方々が買い物弱者と私は言われる立場ではないかなというふうに思っております。そういう点から言いますと、近くまで品物を運んでくれて自分の目で品定めができる移動購買車、私はあのあえて買物をしていく立場で見ますと移動販売車というより移動購買車と言いたいなと思いますので移動購買車と言わせていただきますが、それは大変有効な手段だというふうに思っております。で、それでは自宅から出られない人の買い物の支援をどうすればいいかという問題もあります。また、まだまだ意

副町長

三浦議員

副町長

欲的に買い物に出掛けられる人の支援をどうすればいいか、ということもこれからの課題になってくるのではないかとというふうに思っております。実際にどのような支援があれば買物ができるのかが私はこれからの買い物支援について重要なポイントになると考えております。先日実は私飯田市にある閉店をしましたスーパーを利用して、会員の方が注文をした品物を用意をしまして取りに来てもらうというシステムで近くの買い物弱者の方を支援しているところに、その取り組みについてお聞きをしに行つてまいりました。注文は会員さん自らできない人のための有償のサポーターさんがいて注文の手助けをしているということでした。注文を取りに来る日にはお茶会をして会員さんに限らずご近所の方まで集まっているということです。でそこで次の注文をして帰っていくというような地域的なサロンの役割をしているというふうにもお聞きしてまいりました。このサポーターさんですけれどもほとんどが60歳以上の方で有償なので雇用の場にもなっているというふうにも言っておられました。他にも全国的にはいろいろな取り組みがありまして、地域の足のないお年寄りのためにお年寄りを募って買い物にお連れしてお送りをするというようなことをしている取り組みとか、注文の品物を協力店に置いてもらって預かり所としてその場所に品物を置かせていただいて提供をするというようなことをしているところもあるそうです。それから注文の品物を宅配するとか、あと自治会で出資金を募ってスーパーを経営しているということも先日四国の愛媛ですかね紹介をされておりました。どのような支援が住民の皆さんや町内の業者の皆さんを元気づけたり、引きこもりを減らしたり、また買い物をする喜びを感じてもらえるかというような、当事者の立場に立って検討をする場を作ることが先ず必要ではないかというふうに私は考えております。この点で具体的にこれからどう取り組んでいくのかをお聞きしたいと思います。

只今、議員が例として挙げられたように、一人ひとりの事情がありその把握をこれからしていかなければならないと思いますし、最大公約数、どういったサービスを住民の皆さんにしていけるか、これがあの新たな課題だと思います。今ありましたように、まあ家から出られない人については注文票をあらかじめ書いていただくなり、その場で必要なものがあれば買ってきて届けてやるかというようなサービスも可能かと思います。荷物を重くて持ち帰れないという人には、まあ買物の楽しみはしていただくけれども家までは送り届けるというような方法等いろいろ考えられるかと思います。まあそういったことを新たな今度の移動購買車のどういう運行形態をするのかというところで今いろいろと案を練っておるところでございますので、ただいま出ましたような例も参考にしていきながら、更に住民の皆さんの状況を把握し実効をあげていきたいとそういうふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

今、副町長から今案を練っているというふうにお聞きをいたしました。どの様な皆さんが集まって今その案を練っていらっしゃるのかその点についてお答えいただきたいと思います。

先程あの町長申し上げましたように移動購買車につきましては県の方の事業に今手を挙げておるところでございます。でそれが採択になるかどうかということもまだちょっと不透明な部分がありますので、今現在は事務サイドでいろいろなケースについて検討しておる段階であり、あの大勢の人に相談を掛けているという状況ではありませんのでお願いいたします。

三浦議員

今まだ事務サイドというふうにお聞きをいたしました。今後のことについてそれでは少し例を挙げながら方法について提案をしたいと思います。私のあの知り合いですけれども、お独り暮らしをしておりますして時々買い物に困ると、いろいろ冷蔵庫の中食べる物もなくなって、どうしようというような相談を受けまして、たまには買い物に付き合うというようなこともやっております。その方は耳がご不自由で補聴器のあの時々あの修繕というか、メンテナンスにあの行っているんですけれども、そこではあの補聴器を見てほしいというふうに電話を入れますと、迎えに来てくれて、で直してもらって、その後買い物に寄るけれどよければ寄りますよと言ってくれるので、帰りに買い物をさせてもらって帰ってくるんだと言って、本当にありがたいことだと言って喜んでおりました。そんなあの親切さがとてもあの嬉しいというふうにあのお聞きをしております。であの、やっぱり買い物弱者の方の支援っていうのは当事者が本当に先ほども副町長もそう言うておられましたけれども、何を必要としているかということを先ず把握をするということが先決ではないかというふうに私思っております。その上でその結果を受けてどのような対応をしていくかということがないと、せっかくいろんな施策を講じてみたけれどもあんまり使い勝手が良くないとか、いろんな苦情も出たりなんかしてなかなかあの思うようにいかなかったというふうになってしまうことはとても残念なことですので、先ず仕組みを作り上げていく段階というのがとても私は重要なんだと思います。あの先程も申したような例のように、やはりあの自宅から出られない方も、本当は買い物も楽しみたいけれども足がないからという方も、あとはあの大勢で出てきて買い物をしておしゃべりをして、お昼を食べたりお茶を飲んだりして、今日は楽しかったねと言って家へ帰るという、そういうあのただ買い物だけに行くというだけでない、あの心のメンテナンスというか元気で暮らしてもらうための仕組みというのも大事じゃないかなと、それはあのやっぱり飯田の方たちの取り組みを見ましても、そうやって皆でおしゃべりをしていくことがとても元気に暮らしてもらっている1つになっているというふうにも言うておられましたので、そういうことも含めたあのトータル的な高齢者の皆さんの元気で過ごしていただく仕組みとして、この買い物弱者の支援というものを考えていく必要があるのではないかなというふうに私は思っております、是非そういう幅の広い検討を今後しながら進めていただきたいなというふうに思いますがいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

副町長

ただいまのお話の中ではあの移動購買車だけでは対応できない課題も出て参っておりますというふうにお聞きしております。従いまして町内の商業者の皆さんともまたあの意見交換をしながら、あの購買車に限らず町全体として買い物弱者をどう支えていくかという視点からもまた検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

三浦議員

是非あの実態を把握して、やっぱりそうした皆さんと普段お付き合いがあるそういう関係者の方、またあの把握のできる立場にある方の入ったそうしたあの研究会というか準備会と言うのか、まあ言い方はこれからお決めになると思いますけれども、そういう会議を開催する必要があるのではないかというふうに思います。要するに福祉の関係者の方や在宅支援を行っているそういう施設の関係者の方、地域の中でサロンなどを開いて高齢者の方の支援を行っている、身近にそうした人たちの声を聞く機会の多い方には是非参加をしていただいて、実際にどんなことに困っているのかというようなことも是非掴んでいただいで、こういう制度を作ってくれて本当にありがたいと本当に言うていただけるようなそう

町長

いう仕組みを是非作っていただくようお願いをしたいと思います。

次にあの移動購買車のあり方ということはどう考えているかということについてお聞きをしたいと思います。今あの県の事業ということで手を挙げて、それが実際にそう取れるかどうかということはまだ明らかではないというふうに言うておられましたが、大変あの地域の中で有効なこの移動購買車というふうに思っておりますので、その点でお聞きをしたいと思います。あの12月の定例会で町長は事業主体を振興公社に位置付けたいとしました。現在のまちづくりセンターいいじまが担うということになるのかなというふうに思うんですけれども、その時に関係する商工会、JA、町内の商店、地区組織、営農組合や法人、全体を網羅しながら町としてどういう形がいいのか立ち上げに向け準備をしているとしております。そして十分時間をかけて築き上げていきたいという答弁をされております。その後の進捗があるのかどうかお聞きをしたいと思います。

それぞれあのお話申し上げてまいりましたように、移動購買車事業を24年度に立ち上げてまいりたいと、そして買い物弱者に少しでもお答えをしてまいりたいという前提で、今事務的な部分为中心でありますけれども準備を進めております。まああの繰り返しになりますけれども、この移動購買者事業のメリットといたしましては町内どこにでもまあ行けるこの身軽さと、買い物をされる皆さんとの対面販売になるために、先ほどのいろんなおしゃべりの面も含めてですね、そうしたことに対応するまた感想やご意見等をダイレクトに聞くこともできるというメリットもあるのではないかというふうに思っております。そこで今後のあの準備段階のひとつの骨子になりますのは、この実施事業を当然のことながらこれはあの町と連携してやってまいりますけれども、その委ねる先を、委託先を新しく発足をいたします一般財団法人のまちづくりセンター、現の、現と申しますかかつての飯島町振興公社が母体になるわけでございます。ちょっとあの組織の方もだいぶ様変わりをしてまいりますけれども、ここの取り組む事業の1つにこの移動販売事業等の事業を組み込んでまいりたいという形でございます。これはもう昨年のうちから商工会やいろんなあのスーパー、農協さんなんかも含めてですね事務的な打ち合わせをしてきて大方の線でひとつの合意形成がなされております。今後は県のその補助事業を採択する中で如何にあの実戦的な部分での組み立てをしていくかということにまあなっていくわけでございまして、これがどうも半年ぐらい、いろんな制度設計をしていくには係るのではないかというふうにも思っておりますし、県の内示もどうもそのくらいが目途であろうというふうにも思っておりますので、その辺を総合的に判断をして、できるだけ早い時期に年度内に立ち上げてまいりたいと、でこれもまあ今お話のようにいろんなニーズもあると思いますし、それから様々なこの取り組み考え方というものもあります。できるだけその要望にお答えしてまいりたいと思いますけれども、何かこの移動スーパー的に何でも揃えてというわけにもまいらないかと思いますが、試行錯誤を重ねる中で、そしてまた住民要望を聞く中でだんだんとまあ制度構築をしてひとつの形にしていくことがいいんではないかということでございますので、少し時間をいただきながらこの定着していくことを期待をしておるところでございます。以上です。

三浦議員

ただいまお聞きしますとまあ商工会さんとかJAさんとか、町長さんと昨年からの合意形成ができていうことで、あのまちづくりセンターいいじまが運行をというふうにお聞きをしました。まあそういう合意形成ができていうことであれば、あの先ずし

	っかり引き受けていただいてやっていただくということが大事ではないかなというふうに思うわけですが、今度は運行について、まあ運行をして利用したいと考えている人たちの期待している内容というものを前もってやはり掴んでおくということも大事だと思いますし、無駄をなくして商品を提供する側の利益を資することも大事だというふうに思っております。それであのまあ利用者としては、先ほど前もって注文をというような話も、あの自宅からね、副町長からも似たニュアンスの話もありましたけれども、前もって欲しい物を注文することのできるセンター的な受け皿を作っておくということでもかなり無駄が省けるのではないかなというような気もするわけで、あのそういうことも検討の中には是非加えていただきたい、いっぱい持っていかなきゃ皆さん満足できないということではなくて、あのそこに行くときにその地域の人たちが注文をされているものを特にきちっとそれは持ち、あとはまあ普段の一般的な物も用意するというようなことも必要ではないかなというふうにも思いますので、その辺はやはりあの先進地へ行って検討してくるとか、具体的にあのそうした皆さんの商業者の皆さんとの話し合いの中で良い物を良い形に築いていただきたいなというふうに思うところです。なおあのやはりあのまあ買い物をしたが自宅まで持っていくことが大変だという方も移動購買車が近くに來れば当てにしてやっぱりあの来ていただけるというふうに思っております。そうするとそこへのサポートもありがたかなというふうにも思いますし、まあ先程もあの集まればサロンのこゝろ集えるところもほしいかなあと、そういうような場所があるところで購買車が販売をすればまた違うそうした場所にも提供も考えることができるのかなというふうなことも思います。またそういう面では人が集まれば安否確認とかいろんなところにもつながっていくのかなあなんていうようなことも私は考え、そんなふうになればいいなというふうにも思っておりますが、そういうことであの先ほどの買い物弱者の対策もそうです。これも移動購買車もそのうちの1つですけれども、やはりあの単なる移動購買車というだけの位置付ではなくて、町の抱えているそうしたあの買い物弱者支援だけでなくこう地域の高齢者の皆さんの集える場所というか、いろんな意味でのあのことも含めた施策として検討していただきたいと、そういった意味で十分な時間をかける必要があるというふうに私思っております、ですので一番最初に議論されるべきことはやはり買い物弱者の皆さんの困っていることの把握、何を求めているかの把握だというふうに思いますが如何でしょうか。 あの今こちらの方で内部的にまあ関係機関と協力の下にそのどういう制度にしていっていかんことを検討しておりますけれども、当然のことながらこれはあの実際にその受益の方々のご意見を聞いて、それに沿った形でいくことがやっぱり一番いいだろうというふうに思っておりますので、これからの作業になりますけれども極力そのようにして対応してまいりたいというふうに思います。それからまたこの移動購買事業を通じてですね、昨日もまああのお答えしておりますけれども、ご承知のこの情報キットなんかのことも組み合わせしていくことも意義あることでございますし、それから安否確認の問題もそこで自然な形でできると、今日もテレビでいろいろあの孤立死のニュースが大きく報道されておりますけれども、そういうことのひとつの未然防止のためにもお役に立てるのではないかなというふうにしておりますので、いろんな面で検討を総合的に判断をしてまいりたいというふうに考えております。 是非あの買い物弱者の、そういう地域の皆さんの立場に立った対応を今後望みます。で
町 長	
三浦議員	

町 長

こうしたあの先程も言いましたけれども、そうした皆さんを支援するサポーターさんを、飯田の方に行きましたらやはりあのそういう皆さんには有償で、ちゃんと日当を払って支援をしてもらっているというふうにお話を伺いました。雇用が生まれるということも生きがいと、働いてそういう人たちの支援をしながらまあお給料、お金をいただけるというようなあの本当に生きがいにつながるそういうあの場だと思いますので、そういうことも含めた是非あの検討をしていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移っていきたいと思います。次はもっと利用しやすい循環バスの運行ができないかということで質問をしたいと思います。平成19年7月から循環バスの運行が始まりました。期待は大きかったものの利便性など様々な課題に直面し、何度かの見直しがされてまいりました。現在の利用状況からみれば町内送迎福祉バスの利用者を1,000人ほど上回っております。病院線は2月の締め切りで約4,300人の方が利用をしております。西部線と東部線を見ても循環バスになってからの利用者は増えております。頻繁に動いていることで利用者が少なく見えることもあります。効率で判断すれば無駄が多いという結論になってしまいますが、しかし誰でも乗ることができ、送迎福祉バスのように曜日指定がないことで土日祝日を除き毎日利用ができること、病院線では昭和病院へ通院も負担が軽くなったと喜ばれていることなど、そういう意味合いでは循環バスは送迎福祉バス以上に町民、特に交通弱者の皆さんの足としてその目的を果たしているものと私は評価をしております。そこで現状の運行状況と利用状況をどのように見ているのか、それから利用者の皆さんからなどの要望とか意見、苦情にはどのようなものがあるのか、また改善について具体的に検討をしているかどうか、この3点についてお聞きをしたいと思います。

循環バスに関係するご質問でございまして、現在の運行状況と利用状況でございまして。お話にございました平成19年度から開始をいたしております現在のこの町の循環バス運行、基幹路線の定時定路線運行、この病院線が昭和病院と七久保の間を1日4往復、加えて予約方式のデマンド方式を取り入れた運行路線が東西の2路線の3路線でもって運行しております。今お話にございましたように19年以降年々増傾向ではきておるわけでありましてけれども、たまたま今年度23年度は特にこの冬場にまいりまして寒かった経過もあるかと思いますが、今日現在は対前年比若干減というふうになっておりまして、今年度の利用者総数は病院線で4,700人、デマンド運行の東西線が1,300人、結果的には昨年を若干でございまして、これはあの100名前後くらいになろうかと思いますが下回っております。特にあの今申し上げた冬期間の利用者の減がこれに結びついたと、それから運行当初から病院線の利用者全体が利用全体の7割を占めておるということでございまして。東西線は利用者数が少なかったために平成22年度より定時定路線運行から予約方式のデマンド運行に切り替えたということになっておりまして、このことがあの経費的にはかなりまあ節減が図れたという結果にもなっております。それからまた平成23年度からは町内のタクシー業者が委託業務に参画をしていただきまして、西部線につきましては乗り合いタクシーとして運行を始め、それからワゴン車から乗用車に運行車両が変わりまして予約もしやすくなったということは挙げられます。また利用者増のための方策といたしましては、デイサービスは増えたものの町内の買い物客等の利用者は減ってきておるといふ傾向が伺えるところでございまして。

それから利用者などからの要望、意見、苦情についてでございまして。常にあのそうした

要望、意見をお聞かせ願って取りまとめておるわけでございますけれども、特にあの利用者からの問い合わせで最も多いのが「循環バスの運行時刻が分からない」というものでございまして、時刻表は全戸に配布しておるわけでありまして、なかなかこの高齢者の方は手元に時刻がないということが家庭の中で多くて、町のホームページ等も見られないということでございますので、大変この辺の問い合わせが多くなっておりますが、ご紹介があった都度、丁寧にこのことはご説明をしてご利用をいただいておりますのでございます。それから次にあのデマンド運行の東西線についての部分ですが、なかなかこの予約先が分からなかったり、1便の予約は前日の予約となっていることが分からないというこの制度的な部分があったりするわけでございますので、この辺はまたかなりあのこちらもう少しその周知方法も考えて、浸透をしていく必要があるんじゃないかというふうに担当の方では今いろいろと検討しておるところでございます。それから利用をされている皆さんの意見、苦情等でございますが、病院線の増便や駒ヶ根市への買い物のための停留所の設置要望が大変まあ多いということではありますが、これはまああのドア to ドア、その乗る場所から降りる場所のところに近い形でバスの停留所を是非というような、ございますけれども、なかなかこの辺についてはあの運行ダイヤの工程が決まっておりますので、必要に応じてはその状況によって判断をして下車等ができますけれども、この辺の苦情が多いということもございます。

それからこうしたことも踏まえて更なる改善について具体的に検討をしているかどうかということもございますけれども、このことについては常に見直し改善を図っていくというのがこの循環バスのあり方でございますので、従って平成24年度からは国のまちづくり交付金の枠からも外れるということに伴いまして、更にまたご案内の12月ぐらいをまあ一応期待をしておりますけれども、本郷飯島間の国道153号伊南バイパスこれが開通をすることに合ったまたダイヤというものも検討する必要があるということで、更なる利便性と利用者増を目指してまいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましてもまあ今後そうした内容を整理をして常に分析をして要望をお聞きして、町では生活の交通確保の対策協議会というのが組織されておりますので、常にこの辺のところは検討いただきましてまた周知をして運行計画を立ててまいりたいと、それからもう1つあの特にバイパス等との関係もございまして、中川村のこのバスとの連携を今考えております。特にあの昭和病院等については非常に共通路線でもございますので便数も増え、それからあの共同運航によって経費の節減にもつながるというようなことで、あちらの村長さんも非常にあの前向きに捉えとっていただきますので、今事務レベルでその辺のところをやっておりますが、まあこの辺についてはあの運輸事務所と申しますか、それからタクシー業界等とのまたいろんな関係もございますので、ちょっと難しい部分もあるわけでありまして、なんとかこれを実現したいという形で今は進めて検討させていただいております。よろしく願います。

ただいま現状の状況、それから利用者さんなどの要望や意見、苦情など、また今後の改善策などについてお聞きをいたしました。あのバスの運転手さんというのはあの利用者さんから直接いろんな会話を、まあ大勢乗っていないということも時にはあるので、まああの普段のお話からいろんな会話をするようですけども、そういう中でいろんなそういう意見だと、こうあったらいいなとか、そんな話は耳に入るようですけども、なかなか

それを今度はあの文面にして報告をして出すということは簡単にはできない仕事で、というふうにも言うておられましたので、あのいろんな声が運転手さんには入っているのかなというような気もいたしております。であの私の耳にいくつか入っていることを少しご紹介をしたいと思います。先日あのお行き会いた方なんですけれども、あの循環バスというって利用していいのかどうかはそのところはまた判断と思いますけれども、まあ桜があらでこちらでこれからとてもあの楽しい時期がくると思いますけれども、その桜の咲くころに花巡りのバスを出してもらったら本当にあの嬉しいというようなお願いをしたんだけど、返事がないねえというようなことがありまして、あのそんなのがあったらうれしいというふうにも言うておられました。それからあのまあ祝日ですね、お休みの日にはいろんなイベントがあるわけです。であのそうしたイベントに出て来たいんだけど休みの日にはバスが動かないと、あの家族がいたりそうした足がある方はねえそれがお休みの日は十分それで間に合うかもしれませんけれど、やはり交通弱者といわれる方たちのあの自分ではなかなか出られない方たちが循環バスを当てにしているわけですので、そうしたイベントのあるときにはバスを使いたいというのでなんとかあのそういう時に動かしてもらえないかというお声もあります。それからあの東西線ですけどもやはりあの予約は難しいというお声も聞いております。それであの曜日を、何曜日は必ず来るというような曜日を決めた便もあると間違わずにそのバスにその日をたわめて乗れるのではないかというような声もお聞きをしております。あの実はあのデマンドですと予約をしますね、予約するときはいいんですあの予約する方側、言いたい放題自分はどうしたいとか聞きたいことを一方的に言いますけれど、あのなかなか今度は答えてもらっているその声をちゃんと把握をしてそれに受け答えをするということがなかなか高齢になりますと、耳の遠いせいもあるかもしれませんけれど、なかなか難しいということが出てまいります。ですので私もよくそんな電話を受けますけれども、一方的に自分のしゃべりたい放題しゃべってこちらの言うことは何も聞かずによろしくと言って電話を切ってしまうというようなこともありますので、あのそういうことを考えると予約方式というのが本当にいいのかどうかということがやはり課題だと思いますので、それを補完できる方法というものをやはり考えていかなければならないんじゃないかというふうに、そのお話をお聞きして考えるところですので是非これは検討の中に入れていただきたいなというふうに思います。それからあのまあ電車を利用する方ですね、乗るときそれから降りてから利用をしたいということで電車のダイヤに合わせてほしいというのはあちらこちらで聞かれる要望です。であの私も以前に駅前の駐車場におりましたら電車が来ました。入ってきました。であのバスが飯島の循環バスは電車が入ってきましたが、その時間が時刻表通りに運行しますと電車から降りてくる人を乗せずに行ってしまいました。で中川のバスはちゃんと降りてくる利用者さんを待って、それから出ていきました。というようにあの、それで降りてきた方がバスはないのかというようなことも以前にはありました。ということでやはり電車を利用してそれから移動したい方の利便性を考えれば、やはりあの電車の時刻に合わせてと、合わせるといってもあの少し余裕がないと電車が入ってきました、出ていってしまいました、では何の役にも立ちませんのでその辺の余裕とか、やはりちゃんときちっとしたダイヤと合わせた運行を考えるべきではないかというふうに思います。電車のダイヤはそれからあの時々改正がされまして時刻が変わる時もありますので、やはりそういうことも敏感にキャッチを

町長

して利用者の方に不便のないような取り組みも今後必要ではないかというふうに思います。そんな声も入っておりますので是非受けとめていただいて今後に生かしていただきたいというふうに思うところです。12月の定例会で同僚議員の質問に町長は「交通弱者のために利便性の向上を図り、利用者の利用しやすいように是非考えていきたい」というふうにしております。であの全てに応えられるわけではないというふうに思いますけれども、是非いろんなそういった声を検討のテーブルに載せていただいて、買い物弱者の方の足、また交通弱者の皆さんの足となるような工夫を是非していただきたいというふうに思います。今後のあの運行の見直しの目途というかどんなふうに、先程少し町長からはお話をお聞きしましたが、具体的にどんなふうに進めていくのかということについて、日程的なこともありましたらお答えをいただきたいと思います。

三浦議員なりきのお聞きされたこの要望等を一応あの受け止めさせていただきましてけれども、あの細かいことにつきましてはさっき申し上げましたように、あのそうしたことを含めて整理をして交通確保の対策協議会の中でダイヤ改正も含めた検討をしていくという建前でございますのでご了解をいただきたいと思いますが、ただ基本的にこの循環バスがその行事あるいはお花見等ですか、あの併せてその要望を満たしていくことはちょっとこれはできないということをここで明言させていただきたいと思います。これはあのそうした目的に沿ってまいりますと基本的にこの道路交通の許可認可の問題にも触ることになるかと思いますが、それから限られた車両バスと運転手の中でそうした運行まではとてもできないというふうに、私なりきに思いますので、そんなことでご理解をいただきたいということと、それから東西線のこのデマンド方式予約方式、これもまあいろんな議論の中で時間をかけて町民の皆さんからの要望にお答えする形で実現した制度であろうかというふうに思います。如何にあの無駄をなくして有効的な効率的な運行のためにこの知恵が出てきたのがデマンド方式、各町村のこの循環バス等は今これが主流でございまして、非常にこのことはもう定着していくんだろなあとというふうに思っておりますので、その2つについては基本的な部分でございましてここで明言申し上げておきたいというふうに思います。あの当然のことながらあの電車のダイヤに少しでも合わせてというような要望の中でそうしたことをやっておりますが、あの時間が決まっておって電車が来る前に何分前に出るなんていうことはもう普通じゃ考えられないことでございます。これは何かの間違いがあったのかどうかわかりませんが、これはあの電車の時刻に合わせて運行ならばそれは当然そのことは守られておるわけでございますので、ちょっとまた後日確認をいただければというふうに思っております。いずれにいたしましてもこの循環バスはこの発足の経過から踏まえてですね、基本的にこの足の交通手段を持たない方の利便性を確保というものを如何にするかと、それでそのためには常に利便性の向上というこの一途な思いでもってこれは運行しておるわけでございますので、決してあの利用者の要望に背くようなことは考えておりませんし、ただそれにはあの限られたひとつの時間帯や車両の都合やという1つのルールの中での部分がございまして、そのところはひとつ履き違えないようにひとつまた、もし三浦議員そうした個々の声をお聞きになったら、そのことも含めてまた社会文教的な立場でもひとつお答えいただければ大変ありがたいと思っております。それからそうしたことを含めて今後の見直しでございますが、今申し上げましたように24年度中に整理をして、もし改善するところがあれば、先ほどの道路交通の路線の

三浦議員

議長

議長

宮下議員

町長

問題も絡んでまいりますので国道の問題が、25年の4月からというような形になろうかと思ひます。またその辺のところについては改正した部分は徹底をしていかなきゃならない、そういうことでございますのでよろしくお願い申し上げます。

住民の皆さんのまあいろんな要望があったことはお繋ぎをいたしましたので、まあ私があのそうしろと言ったわけではなく、そういう要望があったということでお繋ぎをいたしました。であの是非あの24年度にはあのそのための準備をしっかりしていただくということです。ので、住民の皆さんのご意見などしっかり聞いていただいて、良い運行の見直しができるように期待をいたしまして質問を終わりたいと思います。

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分といたします。休憩。

午前10時48分 休憩
午前11時10分 再開

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
2番 宮下 寿 議員

それでは先ず前回の12月定例会におきまして、私通告をしたにもかかわらず急に身内の不幸が生じまして一般質問を辞退してしまいました。この件は議会の規範となる前例がなく、議長そして議会運営委員長はじめとする同僚議員、並びに事務局にもご迷惑をおかけしただけでなく、私の通告に対しまして準備をしていただいた町長はじめ課長以下職員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りいたしまして改めてお詫びを申し上げます。

それでは通告に従いまして順次質問をしてまいります。最初に生協診療所飯島の建て替えについてお聞きをいたします。現在飯島町民の安心を支えていただいている医療機関の現状を考えますと、昭和伊南総合病院は私が言うまでもなく各自治体の追加負担と病院内の経営努力が功を奏し、徐々にではありますが良い方向に向かっています。が、事、1次医療を見たときに飯島町は歯科医院を除けば今後大変厳しい状況にあるのではないかと云々ざるをえません。そこで議会では昨年12月の5日に上伊那医療生協と懇談会を持ちました。町長にお伺いをいたします。この生協診療所飯島の建て替えの計画についてどこまで現状把握されておられますか。お聞きいたします。

それではお答えいたします。生協診療所の建て替えということでございまして、町長としてどこまで把握しておるかというご質問でございます。上伊那生協飯島診療所この建て替えにつきましては、地域の医療課題のひとつとしてこれまで私自身、それから担当課にも若干連携ございますけれども、上伊那医療生協の関係者の方から、口頭ではありますけれども現在の施設が手狭であり一部老朽化していること、またデイケアに入浴施設がないというようなことから建て替えを検討しているということをお聞きをいたしております。上伊那生協の飯島診療所の計画としましては合わせて医療と介護一体となった複合的な機能を持つ施設を是非検討したいと、こういう口頭でのお話をお聞きしておる段階でございます。

宮下議員

その12月の5日の懇談会におきましてのまあ内容についてでございますけれども、この診療所の現状といたしましては今町長の方もおっしゃっていただきました。デイサービスでお風呂の対応ができないとか、既存の建物を利用して開所をしたためにやはりもう建物の傷みが激しくなっているということで、建て替えの時期にきていると、またあの医療生協が開所をして16年目になるそうでございます。診療のほかにデイサービス並びに訪問介護を実施をされておると。そこでこの建て替えにつきましてはまだこの場所など詳細はまだ決まっていないと。また建て替えの時期については平成25年前後を予定しておると。また中には場所として駒ヶ根市からも移転ほしいとの声もあるそうで、まああの過去の飯島に開所をしていただいたというこういったいろんな経緯もあるということで、生協さんの方では飯島町に作るのが基本であるというふうに考えていただいております。デイサービスの規模については現在15人、今後建て替えた場合には多少増やしたいということだそうです。今も町長おっしゃってましたけれども、診療所、デイサービスなどを兼ね備えた小規模多機能施設こういったものを検討されておるようです。現在のまああの敷地70～80坪あるそうですけれども、建て替えにおいてはこの3倍くらい広い、そういったものを必要ではないかというふうに考えておられるようであります。それからできれば町の中心部に土地が確保できればそちらの方にいければというようなお考えもあるそうです。また議員の中では他の地区のところでのこの行政の助成なんかはどんなものであろうかという問いに対しまして、箕輪町です、これが1所当たり100,000円くらい、総額で4,000,000円くらいの行政の助成をいただいたと、というようなこととお話されておりました。それではこの建て替え計画に対しまして飯島町行政としてはどのような対応、またあるいは支援というものを町長はどのようにお考えになっておられるかお聞きをしたいと思います。

町長

仮にまあこの計画が推進をされるとしたならばの町の行政としての今後の対応でございます。最初にあのお答えしましたとは別にですね、その後になるかと思いますが、過日あの担当課の方には少しあの具体的なお話をされたというふうに報告を受けておりまして、このことについては上伊那の生協の本部の方から、飯島町に医療部門の診療所と、それから今も若干触れられましたが、介護保険サービス部門の小規模多機能型の居宅介護支援事業所、それから認知症グループというものを併設をして考えたいと、いうお話があったようでございます。そしてそのことでそうなればその中で介護保険サービスの、具体的にはこれはあの市町村の指定する県の補助金、認知症対応型共同生活介護の補助金制度という、ちょっとまあ長い呼び方になりますけれども、こういう制度があるわけございまして、この補助金の事業採択については是非ご協力をご支援をいただきたいという、これはあのこの制度の建前が市町村のまあひとつの意見書を添えてという形になるものですから、そういうことでご協力いただきたいということがあったやにお聞きしております。まあ町といたしましてはこれはあの「みんなが支えあい健康で安心して暮らせるまちづくり」のために、またあの診療所併設、併設というか本来診療所でございますので医療機能を持ったこの地域医療という、この確保という観点の中でですね、医療体制あるいは介護サービスの充実が極めて重要な町としても課題であるというふうに捉えておりまして、そうしたことも考えながら今条例等で検討していただいております第5次の介護保険事業サービス、この計画の推進それから整合性とも含めてですね、これは今後とも支援を含めたことを検討

宮下議員

してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

今、県の補助金制度もあるということでまあ町の意見書が必要であるという、こういった形では当然町長はあの協力していかれるはずですし、あの私からも是非お願いしたいと思うわけですが、まあ地域医療としての課題等ともあつて、まあ第5期の計画に対しても整合性という今おっしゃってました。でまあそういったことも含めて支援を検討していきたいということであるとすると、なかなかある程度具体的な支援といいますか、そういったものはまだまだ描かれていないという解釈でよろしいんでしょうかね、あの一応25年前後ということをやあたりあえず予定されておることから考えた場合には、あまり悠長にはあの構えていられないのかなと、やはりその土地の問題ですとか、そういった検討も、まあそれは当然あの生協さんの方で先ずされていくはずでありますけれども、やはり町の医療を今後、1次医療という部分でしっかり守って行っていただくためには当然この町の中にですね建て替えをしていただいて、これからの飯島町の町民の皆さんの安心を支えていってもら、これは大変重要なことでありますので、やはり本当の意味で真剣に考えて頂いて前向きな中でお考えをいただき、これが補助金になるのかあるいはまた違った支援いろいろ考えられると思うんですけれども、その是非ですねあのできるだけ早い段階で今後もですね生協さんとの会合をといただきますか会議を持っていたいて、こういった考えを現在お持ちになっているのかっていうような、徐々にいろいろ出てくると思いますので是非その辺を頻繁なそういった会合といいますか会議を持っていたいて、どんな考えを持っていらっしゃるのか、そしてそれに対して町はどういったことができるんであろうかっていうまあすり合わせも含めまして是非前向きにやっていっていただきたいと思うわけがあります。そこでちょっとあの町長にお伺いします。これ想定しているかどうかはちょっとわかりませんが、ちょっと町長としてこの建て替え場所ですね、これの想定なんかはしておられますか。もしあるとすればお聞きしたいと思うんですけれども如何でしょうか。

町長

今あの向こうが希望されると申しますか想定されるといいますかあの用地のことのご質問でございますけれども、現在のところ生協飯島診療所と申しますか生協からの土地の問題についての確たる希望でありますとか、それから考え方というものは直接はお聞きしていないわけがあります。いろいろとあの頭を巡らすこの候補地的なことは浮かぶこともあるわけですが、やはりこれは基本的には生協さんの方で候補地を立てて、で打診をしていただくならしていただく中でこちらとして出来る対応、この辺側面支援も含めて考えていくべきものではないかなということでございます。であの25年度を目途というお話が議会との見解の中で出されたように今お聞きしましたけれども、こちらのあのお聞きしておる段階ではその年度を明示してお話というものは一切聞いておりません。いろいろあのこう複合的な施設にしていきたいということはもう、そういう先程来申し上げていただきたいあの分かるわけがありますけれども、その辺のところをきちんとこの将来設計の中でどう位置付けて、どの辺の年度ということは聞いておりませんので、むしろあのその折りにはできれば急いでいただきたいというようなことをこちらから申し上げた経過があるくらいでありますので、ちょっとその辺はまだどうなるか、今、検討しとっていただくんではないかということでございます。その中で当然用地の問題も出てきようかと思ひますし、必要があればまた町も医療の課題の一環としてお手伝いができることがあれば差し上げて

宮下議員 いきたいと思いますし、その他のまあいろんなあの意見書を書いて公印を押して県へ提出するとかいうようなことについてはやぶさかではないというふうな、これはあの5次の介護保険基本計画の中にもそうした考え方が組み込まれておりますので特定はしてございませんけれども、そういうようなこと。それからあとその他の支援については今の段階では全く白紙でございます。以上であります。

 まああの町長のおっしゃることは十分わかります。まああの特にあの規模ですね、規模的なものをいろいろ考えていくと多機能っていうことを考えていった場合にその県の補助金制度があると、その提出、そしてそれがまた認可されていくっていう段階を経なければ確かに、じゃあいつからってという話にもまあなかなかならないというのはやっぱり理解いたします。まあそれがあっての、じゃあこのくらいの広さが必要になるであろうからじゃあ飯島のどのあたりがいいのであろうかというたぶん検討、そういった段階でいくとまあ普通に考えればなと思います。それは私もなんとなく承知はしておりますので、是非そういったものに打診があったときにはですねすぐに対応をしていただきたいというふうに思うわけであります。ここでですねちょっと先程場所の想定、町長できますかと、これは確かに町長言いづらいと思いますので、私の無い頭の中でちょっとこれはあの可能不可能はちょっと置いておいてですね、であるんですが、まあ言うなっているようなことをおっしゃってましたけれども、まあせっかく原稿にしましたので聞いていただいて、他の方もいらっしゃいますし。あのちょっと外れる部分もあるかもしれませんが私もこのはっきり言ってこの伊南バイパス開通というものによつての、私も街中に住んでおります。この街中の空洞化っていうものをすごく危惧しております。当然商売をしている人間にとって自分でしっかり自分の居場所を守るんだという、これは大前提にあるわけでありすけれども、町長の前のお話の中にも通過点になってはならない、当然町長もそうやって思っていていただいておると思いますけれども、それでも日本全国考えたときに、ああいった道1本開くことによってその街中が過疎化してしまう、これは日本全国本当に多いと思います。全てではないと思いますけれども、相当数がやはり過疎いいわゆる空洞化に陥って商店街がつぶれていってしまうというそういった光景が見られ、そしてバイパス沿いにはどこの地方へ行っても同じ大手企業の看板がかかっているというような状況というものは、ちょっと旅行にあるいはどこかへ研修で行ったときに大きな道を通れば「ああまたここにこういう企業があるんだね、どこへ行っても同じだね」っていうそういったものが生まれてくる、そういったところから考えますと私非常に心配しております。そういったところで考えたときにまあコンパクトシティという考え方がございますけれども、そうやっていくとすればそんな考え方でいくとすればやはり中心部にあってほしい、この病院もですわねあってほしい、先ほども言いましたけれども可能不可能はちょっと置いておいたとしても、例えばこの庁舎の近く、まあ場所はどこというわけではなく庁舎の近くですとか、あるいは皆さんもたぶん頭の中に描かれていると思いますけれども、まあこれはあのコスモさんの土地ですね、まあこれはまだ解決はしておりませんのでこの解決が先ず最優先であることは言うまでもございませんけれども、やはりどのくらいの面積が必要になるかっていうことをまだ私にもわかりませんが、70～80坪の3倍というまあちょっとそんなお話も聞いた中で考えたときに、あの建物をもし利用するとするならばそれでもまだ大きいのかなっていうような気はしますけれども、例えばそういう使い方、まあそれが

町長 無理であるとするならば地権者の皆さんの理解というものは大前提になりますけれども、国道側の駐車場部分がまあ空いているわけですがけれども、この部分をまあ切取ったという形は変ですがけれども、あの部分に建設をしていただくと、ただ建設をもししていただいたとしても反対側に使われないであろう建物があるという状況というのはあまり確かに見た目もよくありませんし、どうかなっているふうには私も考えますがけれども、まあそんなようないろんなこう考え方はあると思うんですね、ですので柔軟な頭を持って、もし良いこのくらいの土地が欲しいんだけれども町長どうかねと言われたときには、柔らかい頭の中で是非とも、じゃあこんなところはどうかね、というようなものをすぐにでも提示できるような部分で少し前もって多少なりとも想定をしておくのも悪いことではないし、ああそこまですぐに応えるってことは、ああそこまで考えとってくれたんだということにもつながると思いますので、そういった意味で、どこどこっていうわけではないけれども、やはり町長としても関係部局としても、この辺はそれじゃあどうかねって言うようになれるような、そんなまあ準備といいますかこういったものをしておいていただければと思うんですが、町長お考えどうでしょうかね。

宮下議員 あのまあ立地について地元としての受け止め、それから第1まあ事業者としての考え方、いろいろ考え方はあると思いますが、あの今お話の出たことも1つのこれは選択肢の中かなというふうな気もいたしますし、若干あのその辺のところもボールを投げさせていただいておる面もあるわけでありすけれども、いずれにしても事業者の先方のニーズ、構想というものが最優先されるという形になりますので、その辺については少し打診をさせて頂けていただいておる経過もございますので、早い時期でのまた提示をいただきましてその中でまあ十分話し合いをさせていただきたいと、またこちらから申し上げたり協力できることは協力してまいりたいということでございます。

 是非ともですね何かしらの準備を怠らず、そして必ずこの飯島町の中にですね生協さんが残っていただくという、これは町民の皆さんの安全安心を守るそういった意味も含めて、是非居ていただかなければなりませんので、その点を重々もう分かっていると思いますけれども、その対応をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

 それでは次に大震災に遭われ当町に避難されてきた方々への支援の現状についてお伺いをいたします。早いものと言ってよいものか、明後日は東日本大震災から1年となります。今この時でも昨年の議会開会中に議員控室のテレビで見た恐ろしい光景が甦ります。改めて亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、残されたご遺族や、被災され未だ仮設住宅暮らしや、県外へ避難されてこういったご苦労をされている皆様方には、お体には十分ご留意いただいて生活基盤の一刻も早い復興を願うばかりでございます。私たち日本国民は被災された方々に、そして被災地の復旧復興に対して年月の経過による徐々に薄れていく、最初に感じた「何かしなければ、何ができるだろうか」という強い、そして純粋な気持ちを持続していかなければいけないと思います。一人ひとりが自分にできることを背伸びすることではなく、今できることをすればいい。その継続が大切だと改めて強く思うところであります。私も以前の一般質問で、飯島町としてできる限りの支援策などをお聞きした経緯がございますが、やはり継続というキーワードを今後も忘れてはならないと思います。

 それでは最初に、昨日の答弁にもございましたが、行政チャンネルを見ておりますと現

町 長	在岩手から３４人、福島から８人、宮城から１人、ここで最近新しくその他５人というように書かれています。以前より当町に避難されて来られた方が増えていらっしゃる。このその他５人の内容が分かれば、それからこの増えた要因、これにつきまして伺いをいたします。 次のご質問は今度の東日本大震災の被災者支援の現状でございます。当町に避難をされている方々のその現状、要因でございますが、東日本の大震災の震災被災者を受け入れて町を挙げて避難をされてきた方々の生活の再建をご支援申し上げてきておるわけでございますが、ご承知の通りこの現在企業の工場単位で受け入れをしておる点が飯島町のひとつの特徴でございます。人数的にも一番これが多いわけであります。それからまた震災後の比較的早い時期に関係団体を通じてチラシを現地に配布をさせていただきました。これはあの当地の町村会等の経路を経由しながらお配りをしたという経過もございます。それから町としての応援メッセージを直接送っている点もございます。その後も町のホームページで応援メッセージを送り続けている現在の状況で、いろいろとあの町も特色のある取り組みだというふうに思っております。そこでまあご質問のこの避難者が増えている原因、要因といたしましては、被災地からの当該企業の従業員や家族が増加をしておる点、これが１番特色な点でございますし、また特にあの福島県のエリアの子育て世帯を中心に放射能被害を回避するために、町の応援メッセージをきっかけとして飯島町を避難先として選択をいただきまして、こうした点。この辺があの一歩多く要因としては挙げられる状況ではないかというふうに思っております。人数的にはあの先の質問にもお答えしておりますけれども、もう一度あのその他も含めて課長の方からもう少し詳しくご報告をさせていただきます。 それではあの私の方から若干数字的なものを含めまして、先ほどの言われましたその他５人ということも含めましてご報告させていただきます。議員の方から言われましたように全体では４８名になります。で２８世帯４８名になります。で、出身県別には先ほど言われました岩手、福島、宮城、それからその他というのは群馬県の方でございます。その方たち４８名の内、子どもさんが小学生４人、保育園児が５人、乳幼児５人の子どもさん１４名が含まれております。で、昨日の中でも話が出ておりましたが、その内１８世帯４０人が飯島町に住所を持たれて現在生活をされておられます。でその他５人の関係でございますが今申し上げましたように群馬県の方ですが、この方はあの放射能被害を心配されているというようにお聞きしております。で、ご自分で住まれるところを探しまして、現在１世帯でございます。１世帯５人でございます。自己所有の住宅を取得されまして飯島町に住んでいられるということで住所も飯島町の方に移られているとそんな状況でございます。 ちょっと課長にお伺いしたいんですが、今のその群馬県の方々１世帯、その方はご自分で住居を探されて飯島に住んでいただいている、今後もこれはあの永住とかそういうところはどうなっているんでしょうかね、お聞きしたいと思っておりますけれども。 自己のお家を取得されておられますし、子どもさんもおられるということで放射能を心配というようにもお聞きしておりますので、今の段階では住所を移されておられますし、完全にずっと永住ということまでは最終確認はとってございませんけれど、当面は飯島町の方に住まわれるというように解釈しております。
-----	---

宮下議員	わかりました。やはりあのいろんなところでまあ被害といいますか、地震、津波、による被害だけでなく、やはりこの放射能こういったものがどれだけ影響しているかというのが今改めて強く感じたわけでございます。今回ですねちょっとこの質問に関しましてまあ何でもかということでございます。改めてお聞きするところなんですけれども、この現在生活をされている方々へのまあ心のケアなども含めた支援はどうなっているのかということをお聞きしたいということなんです、あの何故心のケアなんだというようなことを聞くんだと言われますと、実はですねあの私の妻がたまたま職場で聞いた話でございます。もうその避難されてきた方が独身の方だそうで、その方がボソッと言われたと。寂しい帰りたいと。こういったことをなんか切実におっしゃったそうです。この言葉がですね私とっても気になって仕方がなかったもんですから、まあ今回ちょっと心のケアなどの支援はというようなことでお伺いをするわけであります。まあそのご家族で避難されてこられた方はお家に帰って家族の中で会話というものがあれば多少はまあ気が紛れる部分もあるかもしれないけれども、今申し上げたように独り身の方ですと、この地にお友達ですとか、あるいは親御さんがいらっしゃるというわけなので、仕事が終われば家へ帰って独りぼっちであると、まあこの問題っていうのは決してこの飯島町だけの問題ではないのは重々承知しております。しかし私も含め何かできないのかなあとそんな思いからの質問でありますけれども、まあこの心のケア、いわゆるあの目に見えない部分になろうかと思っておりますけれども、経済的な支援、物的な支援以外のところでもし何か支援の部分が今やっているようなことがある、あるいはこんなことを計画しているよというようなものがもしありましたら、町長の方からお伺いをしたいと思います。 飯島に住んでいただいております方々の心のケアの問題に対応してのことでございますけれども、この被災者の受け入れに際しましてはいろんな面であの定住促進室を町では窓口といたしまして、それからそれに関係する課、係で組織をいたします飯島町の震災被災者の受け入れ支援対策会議というものを今設けて、それぞれ調整を図りながら対応し、また個別の対応もさせてきていただいております。そこであの特に世帯で避難されてきたケースにつきましては、必要によりましてこの児童や母親に対する学校や保育園、それから保健センター等の担当職員が直接まあ相談やお話合いに応じさせていただいております現実がございます。それからあの一方ではあのご承知かと思っておりますけれども、県にはですね震災の被災者支援窓口となるこの「信州きずな」というプロジェクトチームがあるわけでございまして、これであの避難者の交流会等もこのプロジェクトの中で企画をして計画するというような制度もあるわけでございます。この飯島の方があのそうしたことについてどう考えておるかというようなこと、それから今ご質問のありました、やはりあの後の心のケアの問題も含めて町も何とかその後のまああの、直接住居に対する支援もまあいろいろさせていただいておりますけれども、この精神面でのお手伝いができないものかどうかというようなことも含めまして、過日このアンケートを実施をいたしました。それで特にあの県があので地域を超えていろいろ交流もあるし、それから同じ出身県、出身地の衆でこのエリアを広く持つことによって、また行き会える、再会できる機会もあるだろうというようなことも含めて、是非これに参加をいただけたらというようなことでアンケートをさせていただいたわけでございますけれども、結果といたしまして回答のあった２８世帯中、この交流会に参加の希望をする世帯は５世帯だったということでございます。それで多く
------	--

	の方がまあ希望しないということになっておるわけでございますけれども、今は静かにまあ生活をしたいというようなこと、それから会社での部分もありますのでこの会社の中では同郷者がやっぱり一緒におると、心強い面もあるんじゃないかというふうに思いますが、そんなようなことであの直接すぐにはまあそれに参加する希望というものはございませんでした。まああのその5世帯についてはまたこの対応をしてみたいと思いますが、従ってあの画一的などうも交流を町や投げかけてやるというのは如何なものかなあという今判断をさせていただいております。ただあの一方では今お話のような方も含めてそういうこともあるわけでございますので、できるだけちょっともう一度また考え直しながらです、1人2人にかかわらず考えてみたいというふうに思っております。それからこうしたことも踏まえて、あのこれは教育委員会の方になりますけれども、教育委員会でもまあ町独自にこの子どものいる世帯の懇談会というものが計画をされておまして、これを併せてまあ連携するネットワーク化の方向の中で今、教育委員会の中では検討をいただいておりますので併せてご報告申し上げます。
宮下議員	あの前にもお聞きした中では今のようなまた取り組みをしていただいているっていうのを私も初めてお聞きして、非常に心強い思いであります。あの私が今申し上げた方、まあ個人のことでございますので、私もその聞いたからといって聞き取りに行ったということをしているわけでもありません。ですので、その方のいわゆるまあ性格といいますか、そういった状況がどうであるのかということもわかりませんので、なかなかじゃあ何をするとかっていうことは一概には言えませんし、いくら皆で考えてどうだな、こういうことはどうだなと言ったとしても、その方の性格ですとかいろんな部分がありますので、今町長おっしゃったように画一的なことっていうのはなかなかそれは無理な話だということも私もわかります。一番心配するのはうつになっちゃうと困るなあと、今の病気、うつ多いですから、やっぱりこういった感情の中でうつ病にもなったとしたら非常に悲しいことであるなっていうのがすごくありますので、まあ何ができるか私だったら私飲兵衛ですので、その方が一緒に飲める方だったら一緒に飲みたいぐらいの考えしかございませんけれども、でもそれで少しでもその方がね、もし一緒にそう言って参加してくれるのであれば、そういったことだけでもいいのかなって思うし、まあそういった部分でこれからも町長あの関係部局の方にはアンテナを張っていただいて、少しでも避難された方々のケアっていうものにも努めていただきたいと、この場をまたお借りしてお願いをいたします。もし補足できる部分が課長ございましたら簡単にお願いいたします。
産業振興課長	先ずあの、この取り組みというか支援につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、定住促進室が主になって各課連携の中でやっております。で先程自主避難された方につきましては、たまたま定住促進室がホームページの中で発信しております飯島町のこういうメッセージを見ていただきまして、ああ飯島町がいいんだということで飯島町に来られた方でございます。あの1世帯5人につきましては、ですのでまああのこら辺を中心にしましてまた今後とも、先ほどの心のケアも行っていりますが、あの先ほど町長が申し上げました画一的な形での希望はしてないっていうことだったんですが、ただし飯島町内での交流は希望する方っていうのは何世帯かおられました。ですのでそら辺を中心にしまして、先ほど教育委員会の方でも若干検討されているっていう答弁をしておりますし、庁内でまたそら辺のどこを検討した中で共にやっていきたいと思っておりますので

宮下議員

よろしく願います。

あのまあ心のケアと言いましたが、いろんな取り組みあると思います。そういった中でその方が出不精でないと非常にありがたいかなと思うのは、例えばあの飯島ではいろんな行事もありますし、そういったものにまたあのお知らせしたことによって参加していただいて、楽しんでいただければというような部分もございますので、そういったあの情報っていうものをですね皆さん方に発信をしていただきたいというふうに思います。そういった中で1つでも2つでも参加したり興味を持っていただくということは非常に大事じゃないかなと思いますので、今後ともその辺の心配りをとめます。

それでは最後の質問項目にまいります。飯島町の安心安全を日々考え懸命に仕事をして下さっております警察官の皆様には改めて感謝を申し上げるところでございます。その中で飯島駐在所に関しましてお聞きをいたします。最初に町長、この飯島駐在所の現状まあいろいろ建ててからどうのこうのといろいろあると思いますけれども、現状どのようなことを把握しておられるかここでお聞きをしたいと思います。

それではご質問の駐在所についてのご質問でございます。駐在所の現状をどう把握しているかということでございますが、あのこの駐在所の件につきましては前にもあの若干触れさせていただいておりますが、県で県警本部の方では再編統合計画というものを今現在持っておるわけでございまして、向うまあ5年間ぐらいのうちに1つの条件整ったところからという計画があるわけでございますので、その辺のこの飯島の駐在所に当てはめたことも少し含めてお答えさせていただきたいというふうに思います。ご承知のようにあの飯島町は駒ヶ根警察署の管内として2つのまあ駐在所があるわけでございます。現在の飯島警察官の駐在所の建物は昭和55年5月の建設でございまして、以来31年余りが経ちました。それからまた七久保の警察官の駐在所につきましては平成2年の12月に建設をされまして、21年余りが経っております。両駐在所ともかなりの年数は経っておるという状況にあるわけでございます。で、この施設も視野に入れた飯島、七久保警察官の駐在所を1カ所とするというこの統合見直しが長野県警本部の方針で示されまして、平成22年5月に駒ヶ根警察署長以下関係者の方が来庁されましてお話を伺ったところでございます。これはまああの位置付けは県警本部のこうした新聞等にも発表されましたので、これはあの県の整理統合、他の県庁部局もそうでございますけれども、出先機関の統合再編ということの中で県警の施設についてもそうしたことが一貫的にまあ取り組まれたというまあ中でございます。そのことをまあ出先の警察の方でひとつ情報として流しておくようにと、こういう意味合いだったというふうに思っております。それでこの見直しの目的でありますけれども、駐在所の勤務員の不在に対する対応、それからパトロール体制の強化、複数の事案対応の強化が望まれると今後一層、従ってあの交番や駐在所の再編を行って限られた人員体制の中で、可能な限りこの治安維持、防犯・防災に対応するこの役目を職務を果たしていく、こういうまあ大きな考え方の下にその地域の要望に応えていきたいということでございます。それで現在はあのご承知のように飯島警察官駐在の体制は警察官が2名、七久保は1名の警察官が常駐という形にまあなっておるわけでございますけれども、昨今の事件事故の増加に伴いまして警察官が駒ヶ根署の職員も含めて事故対応等に従事する非常にあの複数的に従事しなければならないというケースも増えてきておる中で、非常にその機動性の問題もございますし、特にあの七久保は1人区、

宮下議員 1人町というようなことの中で、応援体制のために不在の状況が非常に多いということも現実の姿であることは理解して承知しております。それから駐在所は原則として日勤制で運用されておりますことから、不在の場合や夜間や休日の事故事件発生した際には駒ヶ根警察署の勤務署員が応援対応をしておるということでございまして、従ってまあこんなような背景の中で平成21年に示された先ほどの長野県警察の組織再編整備計画案の中では、駒ヶ根署としては警察官50名体制、それからこれは県下の中では6番目に小さな警察署でございまして、警察署の当直体制がどうしても夜間は5人ということで、1当直当たりその前後の要員も確保していかなきゃならないということで、限られた人員の中での対応が必要だということになっておりまして、そうしたこともこうした再編の中に議論をされたというふうに聞いております。そんなことの今状況でございます。それから現実のあの飯島駐在所の問題としましてはあの若干いろいろまあ環境状況の中でお聞きしておることは事実であります。

町長誠に申し訳ありません。中途腰を折るようなことを申し上げまして、ちょっと時間がなくて私しゃべれなくなると最後あの非常に悔いが残りますのですいません。はしょって申し訳ございません。今なからのことをお伺いしました。その通り築31年、まあもうそろそろ建て替え時期に来ていると、そしてもう建て替えを行う場合だともう今のお話ではないですが、当然もう七久保との統合というものが前提になってしまうということがあるわけでございます。それでまあ以前に元議員の方で一般質問であのまあ交番化という、これについての質問もございましたけれども、まあ私も考えてもかなり飯島でも交番化っていうのは厳しい部分があるのかなと思います。ただしやはり町民の安心安全を守るためのこの派出所、これについては私は絶対にこの2カ所維持というものは譲れないなあというふうに私は考えております。まあ県には県の考え方がありますのでまあそれはそれとして、それでもやはりこれに振り回されてはならないであろうというふうに思います。できる限りのやはり要望といいますか、こちらの考え方っていうものをしっかり伝えていかなければならないと私は思います。この今の町長がおっしゃった再編整備のこのまああったわけですが、この中に、あり方を考える懇話会、この中間意見に対する意見っていうのがまあこれにも載っております。その中にはですね、住民の1人として家族とともに村、まちづくりに果たす役割の重要性に鑑みる必要がある。山間地域では近くに駐在所がありそこに警察官が居住していることが住民の安心な生活に寄与している。地域に密着したきめ細やかな機能は住民が安心して安全に暮らすことのできる地域づくりにとって欠くことのできない基本的な役割である。と、こういったような意見が出ております。これは非常に核心を突いている意見だなあというふうに思います。今後も飯島町の安心安全を守ってもらうという考え方からすればやはり、県の考え方はあるとは思いますが、是非町として2カ所死守、そして建て替え時期にきているこういったものも含めてですね、一番いい着陸地点をやはり共々に考えていかなければならない時期にもう来ているのかなと思います。そういった中ではやはり行政にできる支援、そして私たち議会や町民、町全体でできる、例えば署名活動みたいなことですかね、そういったものも含めてやはり行政共々に守って、2ヶ所というものを維持していく、そういった考え方が重要であると私は思います。そういった意味で最後にもう一度お伺いをいたしますけれども、是非この死守をしてもらうためにも町長の今後の考え方そういったものをお聞きして終わりたいと思

町 長 います。

この飯島町に2つの駐在所があるということの存在意義と申しますか、特にあの七久保地域、常識的にはもしそれが再編計画の中であれば飯島の方に統合する、場所は別にしてもというような話になるのかなと思いますが、七久保駐在所は駐在としてその存在意義、あることのその安心感と申しますか治安維持の予防的な1つの看板でもございますので、飯島町としては私自身としては2駐在所体制を何としても維持していきたいと、これはあのそれぞれの駐在所に交番協力機関がございます、協力会というのがございまして別々にありますけれども、それらの皆さん方の意見も一致してそういう考え方でございます。ただあの飯島駐在所の方も老朽化したことの建て替えの問題はちょっと別に考えるべきであるというふうに思っておりますので、その限りにおいてはできるまたご協力ご支援はやぶさかではないと、どういう支援ができるかは別にいたしまして、そういう考え方でおりますのでご理解いただきたいと思います。

議長 時間です。

宮下議員 終わります。

議長 3番 浜田 稔 議員

浜田議員 それでは通告に従って一般質問を行います。最初の質問は消防の広域化についてであります。消防の広域化の検討が進められておりまして、私の認識しているところでは2006年に消防組織法の改定で消防の広域化が推進されることになりました。で、長野県では県内を2つ、東北信と中南信だったと思いますけれども、2つの消防本部に分けるという案が浮上しましたけれども頓挫しまして、その後上伊那に1本部1指令センター6消防署を設けるという案が浮上しているというふうに認識しています。そして今月に広域化協議会を設置するかという判断がなされるということだろうと思います。で広域化自体ある意味では伊南行政組合のマターかもしれませんが、あの町議会の場で質問する意味はですね、1つはあの市町村が当該区域の消防とその費用負担を担うことと、ということが消防組織法の6条から8条に書かれていると、これが1つ、それからあのさっき述べたその消防組織法の改定案では第4章というのが設けられまして、そこはたった5条の条文しかないんですけども、まあ驚いたことにですね、この5条の条文の中に自主的な市町村の広域化という文言がですね11箇所も出てくるという、まあなんとその地域の主権をここまで総務省は大切にしているのかと思わず胸が熱くなるような条文なわけですが、まあそういうことがあります。それからこの法律が制定されました翌年の2007年の11月にですね、まあこの広域化について政府の答弁書が提示されまして、その中でこういう内容が書かれています。消防の広域化は市町村の自主的な判断により行われるものであり、市町村が消防の広域化を行えないとしてもですね、そのことにより不利益な扱いを受けないものではない。まあこういうことであります。同じく自治体の主体的な判断をあくまでも尊重するぞ、まあそういうことであります。まあつまり良くいえばあの地方の自主性を珍しいほど尊重する法律であるという、その一方ですね、まあ逆に言えば広域化で不都合が生じたり、まあその結果財政負担が重くなったとしてもですねそれは市町村の自己責任だと、まあこういう意味にもとれる条文であります。そういう意味であの本日ここで広

域化に対する市町村その判が非常に重いものになるというふうに思いますので、考えをお聞きしたいということでもあります。ただですねこの問題を考える上で消防の広域化の問題がですねあの消防救急無線のデジタル化という話と不自然な形で絡められてですね、これが広域化推進の材料にされているように見えて仕方がないというふうに私は感じています。でこれが非常に考え方を複雑にしていると、これはどういう結果かと言いますと、あの電波の有効利用を進めると称してですね消防無線の周波数を現行の135メガヘルツのアナログ通信から260メガヘルツ帯のデジタル通信に切り替えるように、総務省の告示だったと思います。あのちょっと年度がいろいろあって答申が出たりいろいろしているんですけれども、たぶん2002年ごろに出たと。でまあ方式の決定ではいろいろ紆余曲折があったようですけれども、いずれにしてもその期限ですね2016年までにこの5月までにこのデジタル化を完了せよと、まあこういうことになっているということですね、消防広域化の議論がこの周波数割り当ての変更の縛りをクリアするための方策を露払いとして行われているように見えるというふうに私は感じています。これはある意味では非常に本末転倒ではないかというふうに思うわけです。まあしかしながらそのデジタル化の話が出てきている以上ですね、この広域化の話は逆にデジタルの問題を整理してやらないとですね次の話に繋がらないというふうに思っていますので、この件に関する最初の質問は先ずその通信の問題から入らざるを得ないというふうに考えております。で、総務省の消防庁がデジタル化のメリットとして上げてきたことはですね1つは通信の高度化、デジタルになるのでいろいろのことができるようになる。それから強帯域化による周波数の有効利用に新たな周波数の獲得ということで、なんだかよくわからないんですけれども、あの今の150メガヘルツ帯が非常に狭いので混んでいるので、230メガに上げてそこで利用の場所を広げようとまあそんなことだろうと思います。それからもう1つは通信の秘匿化ということでですね、今までの消防通信は傍受されてしまうということで個人情報の保護に抵触するのでデジタル化するんだと、まあそういうふうな説明がたぶん中心だろうと思います。ただあの地方の消防本部にとってこれは本当にメリットなのかということがひとつ考えられるんですけれども、先ずあの周波数が高いと電波は直進しますのでですね、山間部などの複雑な地形ではあの遠くまで届かずに2倍から3倍の基地局が必要になるんじゃないかというふうにあの技術者の間では言われてます。それからデジタル化で高度化することですけれども、そんな高度化するほどの通信が元々消防通信には必要ないんじゃないかという議論もあります。それから地方では都会と違ってですねそんなに電波が混み合っているわけじゃない、これはまあ暗号化については後ほど述べますけれども、本当にそれは本当のことなんだろうかとまあこんな疑問が出ております。ということでですね先ずこの全体的な話の中で、この山間部におけるそのデジタル通信というのがどんな問題を持っているのか、あるいは必要だというふうにお考えなのかということで、これまでもいろんな検討が進んできたと思いますけども、この件について先ず町長のご見解をお伺いしたいと思います。

それではあの今議会の最後の一般質問者であります浜田議員の質問にお答えをしてまいりたいと思います。最初はあの、上伊那の消防広域化の問題に関しまして特にあのデジタル化へ向けての諸問題ということでございまして、私もあのこのデジタルあるいはまたアナログから転換するというような専門知識はあまり持ち合わせないものですから十分なお

答えができないかもしれませんが、今までまあ聞き及んだようなことを中心に現況の状況をご報告をさせていただきたいというふうに思います。この大きくまあ上伊那消防広域化への検討、これは最初触れられた問題でございまして、これはあの直接伊南行政組合から関係者にまたここへ来てもらいまして、説明を受けた中でまた議論をいただきたいというふうにしておるわけございまして、その日程的には今議会の最終日の19日の全員協議会ということで議長さんをお願いして時間をとっていただいておりますので、是非また専門的なところはそこでひとつ議論をいただきたいなというふうに思うわけございましてけれども、お話がございましたようにこの平成15年の電波法の審査基準の改正によりまして、平成28年、これが2016年になりますが、5月31日までにこのアナログ通信方式からデジタル通信方式へ移行することというまあ国の1つの規定でございまして、これが必要になってまいります。伊南行政組合にありましてこの消防無線がアナログからデジタル通信方式への移行ということになってきておるわけございまして、これはあの1つの国の考え方に沿った考え方でございまして、今あの上伊那消防広域化の一本化の問題とはこれは一線を画した別の課題であるということは当然のことであるわけございまして、ただしまあこれらの整備に当たっては費用の削減の観点、あるいは消防庁より原則として都道府県域を1ブロックとした消防救急無線の広域化共同化にかかる全体計画を策定していく上でこの広域化というものを合わせて検討していく必要があるということの中で、今の検討委員会の中ではセット的な部分として検討されてきたという経過ございまして、これはあのこの検討委員会にはお名前を出して恐縮でありますけれども、町の議会の代表と申しますか消防サイドの代表として議員の宮下寿議員さんに消防委員長という立場で参画をいただいております。それから消防団長、それから町側では危機管理室長がこの任に当たっておるわけございまして、これまで鋭意まあその辺のところをデジタル化の問題と広域化の問題に合わせてまあ検討をしていただいた結果で、過日あの2月の20日の日の伊南行政の全員協議会の中でその報告がございました。まあいろいろあのメリット・デメリットまた後ほど出てまいりますけれども、ありますけれども全体の方向としてはまあ有利な国の補助制度も活用する中でひとつの前向きな方向が出されまして、それで私どもまあ理事者間、それから伊南の議員の皆さん方も一応のまあそうした方向の中で、それぞれの市町村に特に議会に十分説明をさせていただいて、その方向をもって3月の末にはひとつのより詳細なこの実施計画に向けての協議会にまあ向けていきたいということございまして、私自身のまあ気持ちもそのことを尊重していきたいというふうに思っておる次第でございます。それで先程もお話ございましたように長野県では現在あの中南信地域の7消防本部と東北信地域の基本設計の結果を合わせての県の全体計画の策定をして、国の事前の確認の段階になっておるというふうに言われておるわけございまして、上伊那地域としましては広域ブロックを基本とした中で上伊那消防広域協議会と並行して、この広域に伴う無線のデジタル化の共同整備との検討を今進めておるということになっておりまして、そこであの今年度伊南行政組合においては北・南消防署からのデジタル通信による電波伝搬調査をいたしましたところ、当町ではそうした特別の通信不通的なエリアはございませんけれども、当町以外では管内の一部の地域に電波の届かないエリアがある、これがあの俗に言う不感地帯というふうに言われておりますけれども、ことがわかったようであります。でこれはあの現在のアナログ方式の場合でも同じの地域とまあ重なるとい

うふうに言われておるわけでございまして、その対策として現在中継車両の配置による伝達の対応方を今模索をしておると、今後においても同様にして対応していくことになるんじゃないかということでございますので、是非またあの19日の全員協議会の中でひとつ説明を聞いていただいた上でご議論いただければというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

まあ私も無線通信に関してはですね簡単な機械を設計する程度の本当のアマチュアなんで、この場でそんなに専門的な議論をしても意味がないと思います。ただ一方であの自治体にとってそれなりの財政負担を伴う事項でもありますしですね、それから消防の体制というのは住民の安全安心に直結する案件だとも思っております。ちょうど原発事故でお母さんたちがそれまで聞いたこともなかったようなストロンチウムの話を子どもを守るためにせざるを得ないというのと同程度の調査といいますか、あの問題に対する判断は必要なんではないかというふうに思っています。で、そこでですねあのこれはそういう意味ではすべてお答えをいただきたいというわけではありませんけれども、検討事項として私がとっても気にしているところを幾つか列挙させていただいて、もしそれに対するもう既に見解は固まっているということであればご見解いただきたいと思いますし、そうでないならばですねもちろん全協の場なり、あるいはあの関係者を通してですねそれぞれ問題を詰めていただきたいなという意味も含めて若干申し上げたいと思います。1つはですね、まあメリットと言われる点が本当なのかということです。で最初にメリットだといわれた1つの理由はあの通信の高度化ということで、まあデジタルだからいろいろできるというのが盛んに宣伝されていました。たぶん動きのかなり賑やかになった2008年頃だと思いますけれども、ひとつはそのGPSで位置情報が取れるのでどの車両がどの位置にいるかすぐにわかって本部で掌握できるとまあこんな理由が1つ。それから画像通信もできますということでですね現場の写真をそのまま送れるとかですね、ただGPSというのは今カーナビだろうと携帯だろうとどこにでも付いているシステムでですね、とりわけデジタルだから必要になるわけでもないと思いますし、ましてやその山田とか山久の集会所とかいう名前を聞いてですね、いちいちGPSで場所を確認するような人たちが消防活動をやるのかという、あのそんなことも考えると本当にこのメリットというのは取って付けたような話かなと、それから画像通信でもありますけれどもデジタルだからパソコン並みにいろんな画像が取り扱えるのかというとは実は決してそうではなくてですね、もともと消防防災通信も音声通話用の帯域しか持っていないので画像を送るとなると、私の理解している幾つかの情報を基にするとですね、たかだかあの電話で昔インターネットをやっていた程度、要するに静止画像1つ送るのに数十秒も掛かるような程度の通信だと思います。で、実際に現場が大混乱している真っ最中にですねその画像をいちいち本部に送って指示を仰ぐなどということは到底現実的じゃないというふうには私は思っています。そんなことでたぶん伊南ではさすがにこのメリットは言わなくなったのかもしれないんですけども、まあ誤解があれば訂正していただきたいと思いますし、という思いですね。それから周波数についてはあの不足していないのであれば少なくともこの長野県ではですねこの周波数問題を移行の理由にする必要はないんじゃないかというのが2つ目です。それからもう1つはあの通信の秘匿化ということでありますけれども、たぶんちょっと私は伊南の研究資料を見て驚いたんですけども、暗号化しているという記述がありました。私他のいろんな資料

を見ている限りですね暗号化という記述はこれが初めてでしたですね。ですので本当なのかということなんですよ。で、単にデジタル化しているから傍受しにくいという話と暗号化というのは全く別な話でありまして、デジタル化している信号というのはあの昔のアマチュア無線の電波では受けられないという程度の話しでですね、技術自身は公開されますから傍受する気ならいくらでもその道の経験者がエキスパートをやれば傍受出来てしまうわけですね。比較的身近な例では千葉県かどこかでですねあの過激派のアジトに警察のデジタル無線を傍受する設備がいっぱいあって、長期間傍受されていたということが問題になってですね、多分その後警察無線は暗号化したんだと思いますけれども、消防無線がそこまでやっているという話は聞いたことがないのでもし単にデジタル化していることが暗号化ということであればですね、これはミスリードだろうというふうに思っています。それから一方でその通信を秘匿化してしまう要するに他の誰かが傍受できなくしてしまうというのが良いことなのかという批判もですねあの消防現場からかなり上がっています。これはあの賛成、反対派が議論している掲示板ですとか、あるいはその自治労の中での検討結果に対するコメントですとか、いろいろなところをみるとそういう批判があるということで、これはあのそれなりに留意する必要があるんだろうと思います。というのはあの消防団員はですね常備消防の通信を横で傍受しながら自分たちの行動を決める場合がしばしばあってですね、それを秘匿されてしまうと本当に上から降りてくる単純化した情報しか耳にできないということで、判断の幅が非常に狭められてしまうという批判があります。で何よりもその消防無線は盗聴じゃないんですよ、あれは傍受、要するに盗聴法の対象じゃなくてですね誰かが受信できることが前提というか法律的に制限されている通信ではありませんので、それをことさら問題にするのは如何なものかと、で聞いたところではアメリカでは警察無線も消防無線もみんな傍受可能で、むしろ市民の側からですねそれを聞いて有益な情報が集まるんだという非常にオープンな国もあるぐらいでですね、まあそんなことをしていいいのかということでもあります。でまああの山間部の実験はなされたということでそれはいいので、これはまあちょっとお尋ねしたいんですけども、じゃあ基地局等の追加投資はいらないのかということですね。これについてちょっとご見解をいただきたいと思います。あと指摘されている問題としてはですねデジタル化で当然複雑になるので機器が大型になって電池も持ちが悪くなるので本当にそれが行動に向いているのかという話と、あとその消防が150から230に移ったとしてもですね、防災総合無線というのがあるはずですね。これは多分、総務省の表を見た限りでは移行することにはなっていないんじゃないかと思うんですけども、これは何かということですねあの水島の臨海石油コンビナートの時に海上保安庁と警察と消防がですねお互いに通信方法が違うもんですから大混乱をきたして、で系統的なその活動ができなかったということですね、そういう3者の間の通信を154メガかな、何かそのあたり、要するに154メガヘルツ帯で行っておこうという通信だったと思います。でもしこれが相変わらず必要だということになると消防は2つの周波数を持って動かなきゃいけないということで、この話がどうなったのかなというのは、あの大変気になります。まあそんなこととですね、後、あの伊南の資料を見てますと基地局の接続に光回線だとかNTTの回線を使うという記述があって、ちょっとここで驚いたんですけども、と言いますのはですね、こういう有線の回線というのは東北の大災害の時に真っ先に途絶した回線ですね。それで結局最後に生き残ったのがアナロ

グの無線通信なんですよ、普通のトランシーバー的な、でそれがあの地域の安全確認や行動を支えたというふうに言われています。ですので先程のようなその秘話方式を導入することですとか、あるいは途中に有線回線を導入することですとか、こういうことを本当にきちんといろんなデメリットを検討されたのかということはずっと、私この件は数年前から気にしてたのであれこれ見てたんですけれども、未だにその説明資料だけ見ててもわからないところが多いのでですね、もし今たくさん挙げた質問の中でそれは違うぞというのがあればお答えいただきたいと思いますし、そうでないとすれば別の機会にまでにチェックをいただければというふうに思うわけです。とりあえずちょっとご見解があればお伺いしたいと思います。

町 長 まああの専門的なこのデジタル化に向けての部分のご質問でございまして、あの十分なお答えは出来かねるわけでありまして、いずれにいたしましてもこのデジタル化の基本的な考え方っていうものは2006年度までのこの電波法の改定によるアナログ方式からデジタル方式に切り替えなければならないというこの1つの既成事実と申しますか、そのことは何としてもまあ成し遂げなければならないというまあ義務的な部分がございますので、その前提に沿っていろいろとまあこのメリット・デメリットの部分も議論されてより良い計画というものが立てられていくという前提だろうというふうに思います。あの検討委員会の中でもそうしたことは当然議論の中でやってきていただいておりますし、また今の留意点等もいろいろと言われましたけれども、それはまさにこれから肉付けをしていく部分であり、無駄なことにつながってはいけないという形でございますので、わかる範囲内でちょっとあの担当課長の方から申し上げますけれども、ひとつ19日にまた至らぬところは是非またお出しいただきたいなというふうに思います。

住民福祉課長 伊南行政組合の窓口というようなことで住民福祉課が担当しております。その中で議会の中での全員協議会等出た中でのお話でございますけれども、基地局の関係でございますけれども、当初、陣馬形へ設置することで広範囲に飛ぶんじゃないかというような話で調査等行ったようでございます。ところがそれがうまくいかなくて、結果的には北署と南署の2カ所これを基地局とするという方向のお話ございましたのでお願いしたいと思います。またあの伊南行政組合の消防組合ですかそちらの方につきましても基本的には2カ所というように聞いております。他の点についてはちょっと大変難しい内容でありますので、ちょっと私では回答できませんのでよろしくお願いします。

浜田議員 それじゃ確認させていただきますけれども、1つはあの陣馬形が不都合だったという理由とですね、もう1つはその北署と南署でもって今度の230メガヘルツ帯でも該当地域、要するに今の伊南地域全体では不感帯はないとそういう結論が出ているという理解でよろしいのでしょうか。

住民福祉課長 北署と南署での電波伝搬調査の結果でありますけれども、アナログと同じエリアのところ俯瞰地帯として残っているということで、中川の一部、山の奥の山間部でありますけれども、そういうところがうまく伝わらなかったということは聞いております。他の地域につきましてはメリットが5-4であるということでございました。飯島はないというふうに伺っております。

浜田議員 まあそれなりに理解はできました。で、電波法の改正が縛りということでまあこれは上位の法律だから仕方がないという話でありますけれども、私個人的にはですねこれはかな

り前にあの決定されたことで、それ自身がいろんな疑問を含んでいることじゃないかなと感じています。そもそも電波の有効利用と言うならばですね最も国民の安全安心に直結した消防救急無線はですね現在の周波数から引っ越せと、この発想自身が非常に不思議ですよ。それ以上に何か大事なことがあるのか、でしかも多分跡地利用についてはほとんど明らかにされていないというふうに私は思っております。まあ電波利権とかいう話いろいろありますけれども、まあ如何なものかというふうに思っております。でそれと1項目目の次の問題に移りますけれどもですね、このデジタル無線の導入による財政負担、あるいは本当にこれは緊急で有用なのかということについて考えてみたいと思います。今からだいたい半年ぐらい前の日経新聞だったと思いますけれどもですねこんな記事出てきました。「消防防災無線デジタル化で自治体に攻勢」、まあ自治体に攻勢というのは自治体に売り込み攻勢をかけますよというまあそういうニュアンスなんですけれども、NECなど3,000億円市場を狙うという見出しでですね、消防救急無線、防災無線の市場規模はそれぞれ年間300億円だったけれども、その総務省は消防救急無線のデジタル化に伴う費用2,800億円と見積もっていると、で防災無線を加えればデジタル化で3,000億円超の代替需要が生まれると、要するに大きなビジネスチャンスだという話ですね。で多分この260メガヘルツ帯というのは国際的には現行の150がだいたい標準でですね、外国のメーカーがやっていない領域じゃないかなというふうに思いますので、まあ何で日本だけがそこに登っていくのかというのと、いったい目的は何だろうという非常に疑問が生まれるわけです。で、似たようなことを実は3年前に香川県もいろいろ検討してましてですね、香川県の県の一本化におけるその費用の試算を見ますと、当時県が一本化消防本部の時にですね元々の費用の約半額で済んで、その総額が77億円だったと書いてあるんですよ。で、ざっくり暗算で全国50数都道府県あるとしてまあだいたい70、80億円の50倍で4,000億円、そうしますとさっきの2,800億から3,000億円の市場が生まれるという話とですね、概ねつじつまが合うと、他の鉄塔とかいろいろな設備も含めればですね、ということでこの費用負担が本当に必要なんだろうかという疑問を感じているわけです。で、まあ何でこんなことを言うかというところでですね、この電波の移行の問題っていうことが言われてた時期よりもはるか日本に経済状態っていうのは悪くなっている、今身を切ってどうするとかいろいろな話が行われている時にですね、たとえそれが市町村が負担をするにせよ、あるいは国の助成金を使うにせよですね、そのために数千億円をここに投入するというのは一体何だろうか、で、仮にこれが助成で町の負担が軽くなったとしても、たぶんこれから予算審議で行われるでしょうけども、医療や介護や福祉、これがその国民負担が増えて地方交付税などの先行きが懸念されている時にですね、こういう財政の使い道って本当に正しいのかという疑問も感じます。まあこんなことも含めてなんですけれども、あのちょっと話を広げましたが、最初の疑問に戻って、地域の財政負担は一体どの程度だと見積もっておられるのかをお尋ねしたいと思います。

町 長 このデジタル化に移行についての検討委員会の中で特にこの財政に及ぼす影響、ひいてはまあ市町村負担に及ぼす影響というものもあのまた資料で出されると思いますけれども、個々の財政シミュレーションがされております。なかなかあの複雑な見方をして理解に苦しむ面もあるわけでございますけれども、そのまとめとするとやはりこの大きいひとつのくくり中で効率的にこのデジタル化をすることによってメリットが出てくるという

住民福祉課長 1つの結論付けになっておりますので、私どももそれを拝聴しまして1つの検討結果のこの結果として受けとめておるといのが実感でございます。若干あの具体的なことについては担当の方から申し上げます。

財政負担の関係でございますけれども、広域化によります飯島町の財政負担ですか現在伊南行政組合と伊那消防組合の負担方法が違っております。で、そういったことからまあ広域化した場合ですね負担の増減をできるだけ少なくするという前提で、具体的には今後の調整という形になっております。で市の中では経費負担のシミュレーションというのがございましてパターンが5つございます。いろんな条件で伊那消防あるいは伊南行政が負担した場合、現状の経費に対してどういった負担割合になるのかという5つのパターンが示されておるといことで、それをどれかを選択することによって経費割合がそれぞれ違います。違うことによって当町の負担割合も変わってくるということになりますので、具体的な数字については現時点ではお示しをすることができない状況にあるといことで、今後の調整ということになってございます。

浜田議員 まあいろんなパターンがあるといってもですね、だいたいの概算ぐらいはあつてしかるべきじゃあないかと思うんですが、それとあの費用対効果という点ですね、まあこれは政治判断にはなると思いますが、まあそれだけの費用に対する効果をありというふうにまあこれは感覚の問題かもしれませんけれども、認識されているのかどうかお尋ねしたいと思います。

町 長 あの総体的なまとめの方向としては財政メリットはこのスケールメリットを生かした形の中であるというふうに判断をさせていただいております。

浜田議員 まああのでは数字はまた別の機会にお伺いすることにします。全体としてですねこれが本当に町の消防力の強化につながるのかということについて、ちょっと総括的に伺いたいと思います。まあ広域化のメリットとしては指揮や管理部門の効率化が行われるとか、あるいは高額な設備の導入ができるとか、ただ飯島町に30メートルのはしご車が来てもあんまり使う場所がないような気がするんですが、その一方でですね本部と現場が非常になる、あるいはその広域化で消防団、要するに地域の消防との連携が弱まる、それから自主的というけれども実際には市町村レベルでのですね本当に自主的な検討が行われているのか、まあそんな声も聞こえてきます。説明資料も私もざっと目を通しましたけれども、ある意味で非常に美しい文言が盛り込まれているんですが、検討と資料としてはですねあんまり適切ではないと感じました。単純な理由です。1つはですねデメリットが全く記述されていないんですね、普通、私、新潟の資料も見たんですが、こちらの方はちゃんと〇×でデメリットが書いてあつてですね、検証したシミュレーションの結果なんかもう書いてあるんですが、伊南のは違ったと思います。これはもう一度全協での説明の時にチェックしたいと思いますけれども、でそれともう1つは何故現行体制ではそれができないのかという説明もまったく欠落していたと思います。本当にこれが検討資料なんだろうかという疑問を感じました。ただあの今後の説明の機会があるということですのであんまりそれ以上細かいことは省略しますが、まあ本当に消防が今やろうとしていることはデジタル化なのか、もっと他に現場の機器の更新ですか、人員の補充ですか、そういうことを考えなくていいんだろうかという疑問は私はずっと持っております。で消防の体制は当初申しましたように地域の住民の安全安心に直結する事項だと思います。で、

まさかそんなことはないと思いますけれども、その2本部案が挫折したので上伊那の広域でかわそうなどということじゃないだろうと思いますけれども、あの特にデジタル化はですねいろいろ私が調べた限りでは、本当にITに名を借りた新手のハコモノのような気がしますので本当にきっちりその利点は示していただきたいということです。それと繰り返しますけれども国の財政が逼迫しているこの時期にですね、不急不要の事業に国民の血税を本当に浪費していいのか、まあそんなことを感じております。そこでですねあの今後は非お願いしたいのは、あの本当の現場で活動している皆さんの要求は何なのかということ、それからそれに沿った改革になるのかどうなのかということを是非とも事情聴取をしてですね前に進めていただきたい、まあこういうお願いに対する町長のご見解をお聞きしてこの件について終わりたいと思います。

町 長 今回のまあ検討委員会のこのシミュレーション的な報告につきましては、先ほど申し上げましたようにそれぞれの階層から参画をいただいて、特にあの消防の現場の問題についてはあの消防団長等の参画をいただいて、まあ当然のことながらこれはあの意見交換がなされておつてこういう形になっていると思いますし、それからまたこうしたデジタル化の無線の問題とは別に、これはあの町の消防団もそうでございますし、それから常備消防の消防本部の体制としてもそうでございますが、必要な施設整備改善というものはこれはあの別建ての現場の問題としてやって、常に見直していかなきゃならんと、費用も掛かりますけれどもこれはひとつの実施計画、長期計画の中でやっていくべきものといことでございますので、その辺のところはあの今度の広域化の問題とは、また個々の問題とは別だといことでございますが、いずれにしてもあの全然デメリットもなくてメリットだけだということでは決していないと思いますけれども、ただそのデメリットをこの有利性、有益性が上回るような統合でなければならぬだろうと、これは今後のひとつのまた協議会の方の議論に任せていきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

浜田議員 まあ是非繰り返しますが現場の声の調査を十分に行っていただきたいと思います。2番目の質問に移ります。あの町に雇用を作り出す方策についてであります。もう既に同僚議員の質問の中でですね町内企業が雇用に努力しているまあその姿ですとか、まあその経営が国際経済の動きと直結している様子が浮き彫りにされました。そこであの重複になつてもいいけませんのでごく簡単に結構ですけれども、企業訪問の結果ですね雇用面からみて今後の動きは、特に町内の雇用の動きはどう見えるのかといった感触などがございましたらですね、昨日のご答弁と重複しない程度にお聞かせいただければというふうに思います。

町 長 町内企業のまあ特に雇用面の問題でございます。大変あの厳しい状況にあることはもう企業運営、経営と同じでございます、何とかまあ踏ん張っていただいておりますというのが実感でございます。ただあのここへきて昨年から今年にまたがりますけども、いくつかの事業所閉鎖、転換というような事実もございましたので、ここの部分の限りにおいてはその職に就けないという状態が発生をいたしました。それと同時にあの現在も頑張つて経営をしていただいております企業につきましては、思ったほどこの離職とかいうところにはつながっていないように感じました。あの昨日数字で2名というようなことも申し上げましたけれども、ある企業ではその辺のところのまあ異動であつたということで、待遇的なこともまあいろいろ仕事の減によってあるかと思はいますが、今の経営者は必死になつて今の雇用を継続いただいておりますというのが大方の見方でございます。

浜田議員

どうもありがとうございます。そういう意味では飯島町内の企業の皆様の姿勢には大変感謝するところであります。まあそうは言っても私も町の助成をいただいてですね2年間ほどまあ不安定雇用の皆さんにいろんな支援をやってきておりますけれども、ちょっと気になるのはこのところ、まあ主体はどちらかというと外国人の方が多いんですが、日本人の深刻なケースがいくつか目に映るようになって気にはしております。まあそんな中でですねやはり町の定住促進ですとか、あるいはこの間も議論されていますけれども少子化対策ですとか、そういったことを前に進めるためにはですね先ず町の中に安定した働く場が確保されることが全ての前提ではないかなというふうに私は感じるわけです。で、一方であの国際経済から見ますと日本の貿易赤字が定着化しそうだとかですね、それから 4,000 億円以上の負債を抱えてのエルピーダメモリの破綻ですとか、日本の産業の衰退は目を覆うばかりだというふうに感じています。3年ほど前に総務産業委員会で視察に行った半導体工場もですねこの6月で閉鎖されて、おそらく40代の若い労働者が200名以上おそらくはほぼ解雇に近い状態になるというふうに思っていますし、その会社は会津も同じ程度の会社を同じ時期に閉鎖するようです。でまあその原因はあの一言で言えば輸出偏重でまあ国内の経済を空洞化させてですね、目先の利益のために下請けを叩いて労働者や技術者をリストラしてですね、次の産業を育てる芽を国内から摘んでしまったところにあるというふうに思っています。ただまあそのことをここで議論しても始まらないわけですがけれども、少なくとも町の将来を考えると20年前の産業構造を前提として、昔と変わらぬ企業誘致の手法だけで町の雇用全体が回復できるというふうには私は思いませんし、それだけでは方向を間違えるんじゃないかなというふうに感じています。で、この冬の時代を乗り切るためにあの必要だと思っていることはですね、それぞれ時間は掛かるかもしれませんがそれでも、この町の中に様々な雇用の芽を育てて地域の中で回る経済巡回をどう育てるかという別の取り組みが必要なんではないかというのが2番目の質問の趣旨です。で、わたし自身も大変お世話になりましたけれどもまあその具体的な例としては1つは営農法人ですね。本郷農産サービスですとか田切農産ですとか、これも私も職がないときにだいぶお世話になりましたが、その後かなりそこで仕事をされている方は増えてますし、完全なあのフルの雇用ではないにしてもですね、それなりの雇用を作り出しているという印象を持っています。それから今回の予算の中でも出てくると思いますけれども住宅リフォームですね、これはやはり波及効果で様々な仕事を町内に産み出して、外に出て行くお金ではなくて町内で回るお金というのを増やしている。それから多分今後具体化されなければいけないと思いますけれども、小水力や林業や太陽熱の利用等ですねエネルギーの自給というのも、最初は難しいかもしれませんが雇用の源泉になるのではないかと、それから先程同僚議員の方からお話がありました医療介護系ですね。あの話題になった飯島診療所だけでも多分パート的な仕事も含めて20人前後の雇用は作っていると思います。で、介護とか医療っていうのは人手を必要とする産業ですので、これは少なからぬ波及効果がある、まああの取り付け道路をつけて大きな企業を呼ぶのも大事ですがけれども、その30人と比べてもそんなに見劣りのしない雇用を作っているんじゃないかなというふうに思うわけです。で、後あの先だって小学校の給食を試食する機会があって、例えばその食育とその食の地産地消ということが思うように進んでいないっていう話を聞いてですね、私ふと思ったんですけども、あの多分コーディネーターがいればできるんじゃないかと、

町 長

教育委員会の方は人手を増やしたくないのでできるだけ機械化すると、それから大きな農家はですねそういうことのために人手を割きたくないの、どちらかというと農協ですとか契約先に大量に出荷してしまう。で、まあそういうことで規格も厳しくなってですね、価格が上がるとそれを流通させるためのメリットがなくなってしまうとまあそんなことが何か進行を阻んでいるんだとすれば、例えばそこに一定の人材をフルではないにしてもですね投入することは意味があるんじゃないかなというふうに感じたわけです。まあ別の言い方をするとですね生産から消費までの各領域が個別に最適化を行ったとします、で、個別に例えばあの給食の現場なら現場を最適化するという、そこでは最適化されたかもしれませんがそれでも、その全体をつなぎ合わせた全体の最適化とは違う結果になってしまうようなことがですねいたるところで起こっているんじゃないかと、で町内にもそういった芽があれば是非改善するだけではなくて、それを小さな雇用の場に育てていくことができるのではないかということを、まあその話を聞いていて感じた次第です。そこであの、先ずそういう小さな雇用の場というのは先ずボランティアであってはならなくてですね、やはり一定の報酬を前提として行われるべきであろうと、ですので大企業の誘致とかっていうことは別になるかもしれませんがそれでも、そういったところに一定の投資をするという方向について町長はどのようにお考えになるかお伺いしたいと思います。

新しいまあ雇用の創出ということに関しまして、これはあの町の活力のためにも何としても取り組んでいかなきゃならないという課題でありますし、これからやっていくひとつの方向でもあります。5次総合計画の中の位置付けではひとつの産業・企業を新たに起こして、雇用の促進につなげるという言い方もしておりますけれども、今お話のようにやはりこれはあのきめ細かいいろんなニーズに合ったこの雇用というものを確保しながら、例えば今言われましたようにいろんなあの福祉の面でもNPOの場面でもそうでございます、それから1つあのご紹介をしようと思って若干描いておるわけですが、ちょっと時間もございませんので先ほど触れましたので、あのかつてもう設立されております本郷農産でありますとか田切農産のこの取り組みというのが、非常にあのそれぞれの階層の中でそうした仕事を通じての雇用が非常にうまく回転をしておるということでございますし、しかもまた意欲があるために非常にあの評価も高く、それぞれの賞にもつながってお誉めをいただいておりますというようなことでございまして、でこうしたこと、それからこれはまあ6次産業的な部分につながっていくと思いますけれども、新たにまたあの月誉平の栗のまた組織もできましたこれも法人格、それから針ヶ平、七久保にもまた栗の、これらはみんな1つの栗の里という1つの目標の中で6次産業に是非またつなげてグレードアップしていくということでございますし、その他あのいろいろと今これからもまたあのいろんな計画の中ではその雇用に結び付いていくひとつの考え方がございますので、やっぱりあの企業誘致による雇用が全ての雇用ではないということはどう浜田議員と同じ認識でございますので、是非ひとついろいろとまたあのご提案もいただきながらですね、それに対する支援というものもかつてあのそれぞれの農業法人それからNPO法人、その他介護、その他のいろいろ受け皿の雇用につながるようなことも支援をしてまいりました。これからもそういう考え方の下にひとつの全体として町の雇用を確保してまいりたいというふうに思っております。

浜田議員

もう1つ付け加えればよかった、まあ先程のあの買い物難民等に対する支援もですね是

町 長 非検討課題に入れていただきたいと思います。ちょっと時間も押してまいりましたので、あの最後の質問ちょっとご説明だけいただくことになるかと思いますが、あの介護保険についてですねこれまでの取り組みと今後の見通しについてざくっとしたところをお願いします。

町 長 介護の保険事業の取り組みにつきましてはもう今までも何人も触れていただきましたので申し上げてまいりましたけれども、基本的には第5次飯島町の介護保険事業計画に基づいてやっていくと、それについてはあのやっぱり雇用の部分も若干期待できる部分もございます。それからこれからのこの介護給付という動向をどう見るかということについては、給付サービスの問題、施設整備の問題、それぞれ重ね合わせた上で1つの方向付け見通しを立てたわけでございますので、それをひとつの目標にしてですね、あの十分介護の対応が要望にできるような取り組みを財源を得てやってまいりたいとこういうことでございます。

浜田議員 終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午後 2時21分 散会

平成24年3月飯島町議会定例会議事日程（第5号）

平成24年3月19日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 第 2号議案 飯島町暴力団排除条例
日程第 3 第 9号議案 飯島町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 4 第24号議案 平成24年度飯島町一般会計予算
日程第 5 第25号議案 平成24年度飯島町国民健康保険特別会計予算
日程第 6 第26号議案 平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 7 第27号議案 平成24年度飯島町介護保険特別会計予算
日程第 8 第28号議案 平成24年度飯島町公共下水道事業特別会計予算
日程第 9 第29号議案 平成24年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算
日程第10 第30号議案 平成24年度飯島町水道事業会計予算
日程第11 請願・陳情等の処理について
日程第12 議会閉会中の委員会継続審査について

平成24年3月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

平成24年3月19日

追加日程第1 発議第1号 「保育制度改革に関する意見書」の提出について

追加日程第2 発議第2号 「長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿 |
| 3番 浜田 稔 | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸 | 6番 北沢正文 |
| 7番 倉田晋司 | 8番 中村明美 |
| 9番 坂本紀子 | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者（会計課長兼） 片桐邦彦 総務課財政係長 久保田浩克
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 （産業振興課長兼）
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村幸一	教 育 長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 （議会事務局長兼）

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 浜田幸雄 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

本会議再開

開 儀
議 長

平成24年3月19日 午前9時10分
おはようございます。ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局並びに議員各位には大変ご苦勞様です。本日をもって今定例会も最終日となりました。会期中はそれぞれ本会議をはじめ各委員会において提出されました案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。去る5日・6日の本会議において付託しました条例案件2件、新年度予算案件7件、また請願・陳情案件についてそれぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願陳情審査報告書が提出をされております。
本日はこれらの委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 諸般の報告はございません。ここで議事進行についてお諮りします。条例案件、新年度予算案件、また請願・陳情案件につきましては、いずれも各所管の常任委員会へ審査を付託しております。そこで条例案件につきましてはそれぞれの案件ごとに委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決を行い、新年度予算案件につきましては一括して各委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、議案ごとに討論・採決を行い、また請願・陳情案件につきましては委員長より委員会報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。

議 長

それでは日程第2 第2号議案飯島町暴力団排除条例を議題といたします。
本案については総務産業委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る3月5日の本会議において本委員会に付託されました第2号議案飯島町暴力団排除条例について、3月12日担当課長、係長の出席を要請し説明を求め、内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり全議員賛成で原案通り可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。審査の過程で条例第10条利益の供与の禁止の条文中の中の「暴力団員等（暴力団員または暴力団員で無くなった日から5年を経過しない者をいう）」という規定ふれあいがあるわけですが、この5年を経過しない者とは一般住民でありまして、暴力団から抜けて社会更生中でありまして人権問題にも関わるということであります。しかしながら本条例全体を見ますとこの10条のみの中でいわゆる更生中である犯罪を犯していない者を暴力

議 長

団員等と規定しておるわけでありまして、この者に対し金品その他の財産上の利益供与を抑制しているものであり、条例全体としては理解するというご意見があったところであり
ます。全議員のご賛同をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げ委員長報告
といたします。

議 長

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(なしの声)
質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。
竹沢総務産業委員長自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。

3番
浜田議員

この条例を採択すべきとの立場から討論を行います。ただいま委員長報告のとおり、あ
の1点懸念されておりました「暴力団でなくなった日から5年目」という対象に対する範
囲はですね、あくまでも10条の暴力の活動の目的で金品を供与すると、この項目に限定
されているということでもありますので、懸念は払しょくされたというふうに考えます。そ
れでまあ暴力団が社会悪、ある意味では必要悪であるというふうな俗説に惑わされること
なくですね、暴力を背景にした反社会的な行為は厳しく取り締まられるべきだと、こうい
う社会のダニは社会から一掃されるべきだということがこの条例によって強力に推進され
ることを強く願いまして賛成とするものであります。

議 長

他にありませんか。

議 長

(なしの声)
討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第2号議案飯島町暴力団排除条例を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の
報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。よって第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第3 第9号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案については社会文教委員会に審査を付託してありますので、委員長からの委員会審査
報告を求めます。
三浦社会文教委員長。

社会文教
委員長

それでは社会文教委員会からの報告を行います。第9号議案飯島町介護保険条例の一部
を改正する条例について、3月12日、15日に社会文教委員会を開催し、担当課、理事
者の出席を求め慎重に審査を行った結果、可決すべきものと決定をいたしました。介護保
険料の改定について資料による説明を求め、介護保険料の第1号被保険者の区分が6段階
から11段階へ改正となる背景、介護保険料算出の根拠となる今後3年間の介護認定者数
の推移の推計、介護サービス給付費の推計、財源について慎重に審査を行いました。審査
の中で保険料率は法律に基づいて決められており、その中で多段階にすることにより低所
得者の保険料が著しく上がらないよう配慮したとの説明がありました。保険料が世帯の合

	計所得で算出される仕組みへの疑問も出されました。また 2 期にわたり保険料の据え置きをしてきたため引き上げ幅が大きくなったが、4,980 円と平均より少し上ではあるが施設介護も含めたものであり低く抑えたとの説明がありました。今後特別養護老人ホームの増床、小規模多機能介護施設など増設が見込まれること、介護認定者数の増加、サービス利用の増加など 3 年間の予測推計による計画を立てた上での保険料であること、介護給付費準備基金 3,200,000 円、県の財政安定化基金 4,920,000 円を取り崩して保険料の算定を行ったこと、介護予防をいろいろな角度で行う必要があるなどと説明もされました。討論では、介護予防に力を入れていく必要がある。全ての階層の保険料が上がる、広報誌、CATV、パンフレットの配布だけでなく、なぜ値上げするのか住民に納得のできる説明をすべきで住民説明会の開催を求めるとの意見がありました。以上委員会の報告とさせていただきます。
議 長	これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。 三浦社会文教委員長自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。
8 番 中村議員	賛成討論をいたします。高齢化に伴い保険料の増加は必要と認識いたしました。第 5 期においては 6 段階から 1 1 段階に増やされまして所得格差を軽減された配慮がとられ評価いたします。今後は介護予防に努め、またあの 3 年後に保険料が上昇するということがないように介護予防に努めることをしまして賛成といたします。
議 長 3 番 浜田議員	他にございませんか。
	この条例に賛成する立場から討論いたします。現在まあマクロ経済スライドによって年金が引き下げられ、また国民の貯蓄のない家庭が 4 分の 1 になる。また国民のですね平均的な所得が下がると、まあこういった中での介護保険料の値上げは基本的には賛成できるものではありません。しかしながらあの審議の過程で明らかにされたように、町の条件の中でですね段階の区分を細かくし、できるだけ低所得層に配慮したという努力そのものは評価されなければいけないというふうに考えます。まあその意味でこの努力が継続されることを大きな条件として賛成するものでありますけれども、基本的には長期的に見渡した場合にですね、このやり方だけでしのげるのかということは考えられるべきであろうと思います。で、その大きな背景には元々介護事業というのが国の半分の負担、それが 4 分の 1 にされ、しかも 2 5 % のうちの 5 % 分がですね、各自治体の条件によって操作されるというふうに徐々に切り下げられてきたこの制度そのもの、この根幹を成らすことなしには長期的な介護保険制度は継続できないというふうに考えます。そういう意味で内部の自助努力を精いっぱい行うとともにですね、今後国に対して強力な働きかけをしていただきたいというその希望も含めまして賛成といたします。
議 長	他にございませんか。 (なしの声)

議 長	討論なしと認めます。これにて討論を終わります。 第 9 号議案飯島町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第 9 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 4 第 2 4 号議案平成 2 4 年度飯島町一般会計予算。 日程第 5 第 2 5 号議案平成 2 4 年度飯島町国民健康保険特別会計予算。 日程第 6 第 2 6 号議案平成 2 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算。 日程第 7 第 2 7 号議案平成 2 4 年度飯島町介護保険特別会計予算。 日程第 8 第 2 8 号議案平成 2 4 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算。 日程第 9 第 2 9 号議案平成 2 4 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算。 日程第 1 0 第 3 0 号議案平成 2 4 年度飯島町水道事業会計予算。 以上、第 2 4 号議案から第 3 0 号議案までの平成 2 4 年度予算 7 議案を一括議題とします。 本案につきましてはそれぞれ各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。初めに総務産業委員長から報告を求めます。 竹沢総務産業委員長。 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る 3 月 6 日の本会議において本委員会に付託されました第 2 4 号議案平成 2 4 年度飯島町一般会計予算分割付託分、第 2 8 号議案平成 2 4 年度飯島町公共下水道事業特別会計予算、第 2 9 号議案平成 2 4 年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算、第 3 0 号議案平成 2 4 年度飯島町水道事業会計予算、について 3 月 1 2、1 3、1 4、1 5、1 6 の延べ 5 日間、町長、副町長、担当課長、室長、係長の出席を要請し、説明を求め、また現地調査も行い内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書とおりそれぞれ 4 議案について全議員賛成で原案通り可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見について報告いたします。時間の関係もありますので総括質疑を中心にして報告を申し上げます。先ず第 2 4 号議案平成 2 4 年度飯島町一般会計予算方法分割付託分についてであります。総務課関係であります。空間放射線量表示板購入の 2,700,000 円予算について集中的に審議を行いました。空間放射線量表示板の数値は飯島町にとって問題のない数値であります。5,000,000 円もするものを 2,700,000 で購入するのではなくて、手持ちの移動式の器械を購入し、観測点を増やして実施したらどうかと思うので違う形での 2,700,000 円を有効に活用すべきだとの意見。またデモンストレーションによつての機械による表示は町の PR を含め評価する。しかしポータブルの機械により地区ごとに検査した方が町民の安心安全に寄与する。リアルタイムに表示する必要はない。また空間放射線量の検査はポータブル式としてたとえば幼児に対して滑り台の下とかを優先して検査をするというようなことを行うべきである。また当時議会も立ち会ってデモンストレーションが始まったが、この機械の

費用等については不透明であった。飯島町は農業が中心産業であり農作物被害や風評被害の対策が必要であり、農協との連携も必要である。それから本予算を修正することは無理がある。予算の範囲内で方向転換が必要である。などの意見が出され、予算額はともかくデモ設置をしている役場庁舎前の空間放射線量表示板を2,700,000円で購入するのではない方法を町長に強く求めたところであります。町長から次の答弁がありました。福島原発事故に伴い空間放射線量表示板を備品購入費として2,700,000円予算計上した。また補助を受けるため長野県元気づくり交付金を申請している。しかしこの予算化は慎重にすべきだったと反省している。9月以来デモンストレーションで実証実験を行っている。機械は高額なものであり空間放射線量測定について町内1カ所だけでは問題がある。デモ先業者に交渉しこの表示板を返したい。当初予算額はお認めいただき、この方法によらず個別の機器を複数購入の方法に切り替えていきたい。以上のような答弁がありました。

続いて他の一般会計予算の総括質疑の内容について報告いたします。人件費削減のため民間委託が必要である。賦課徴収費で徴収員2名臨時職員賃金を計上しているが民間委託できないか。副町長より答弁で、単に税金を徴収するだけの業務ではなくて滞納者の生活実態や思いを把握する相談業務をメインに対応しており、その効果もあるので民間委託は考えていない。次に鳥獣被害対策の防護策は良い事業であるが地元負担をなくせないか。町長より平成23年度事業着手時に事業量及び推進を含めて各区に当時負担をしていただくことをお願いしておる。平成24年度事業も合わせて均衡を保つためにも平成23年度同様の地元負担を願う。次に公用車の購入予算があるが車種について黒塗りのセダンはいかなものかということについて、町長より先ず「町長車」という車の呼称ですがこれをなくすということであります。車種についてはハイブリッド車としてボンゴ型の白い車で6人乗りくらいの車を考えているという答弁がありました。続いて七久保の道の駅のマネジャーの人件費が今年より町から利用組合へ委託となるが、マネジャーの人事権を町が持ち飯島町の住民の方を採用すべきである。これについて町長から、当時マネジャーについては農協の現職員をお願いしたが、定年のため利用組合に委託することとした。近く利用組合との懇談もある。町は連携をとっていきたい。またこうした課題について相談にも預かりたい。との答弁がありました。それから飯島町が海のある他の県の市町村と姉妹都市を締結するよう検討されたいという意見について、町長から、おっしゃる通り海の幸と山の幸の交流は必要である。今後防災協定の締結と合わせて検討していくとの答弁がありました。

あと特別会計についてであります。公共下水と農業集落排水についてここ数年の間に償還のピークを迎えるがどうかということについて、町長の方からは、公債費比率18%以内の中で計画的に返済していくという答弁がありました。もう1点水道事業会計で今後消費税の導入それから浄水場を含めた設備投資の課題もあるわけですが、水道料金の値上げを想定しているかという質問に対して、町長より、消費税そのものについては水道料金に組み入れるようにという国からの指導がある。今後浄水場の耐震化など含めて設備投資の課題はあるけれども、当面水道料金の改定は予定をしていない。以上の答弁がありました。以上4議案に対する委員会審議で出された主な意見について、特に総括質疑を中心に報告をいたしましたところであります。最終的に全議員の一致で本予算をご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長

議 長

社会文教
委員長

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。
竹沢総務産業委員長自席へお戻り下さい。
次に社会文教委員長の報告を求めます。
三浦社会文教委員長。

それでは社会文教委員会に付託をされました第24号議案平成24年度飯島町一般会計予算分割付託分、第25号議案平成24年度飯島町国民健康保険特別会計予算、第26号議案平成24年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算、第27号議案平成24年度飯島町介護保険特別会計予算、について3月13日から15日にかけて所管担当者の出席を求め慎重に審査し、理事者の総括質疑を経て討論・採決の結果、いずれも可決すべきものと決定をいたしました。審査の過程で出されました内容について報告をしたいと思います。一般会計予算の中では、現在の外国人数は231人であり、平成24年7月9日から新しい在留管理制度になり、市町村への転居・転出の届けが義務付けされる。国民年金事務は国が全額看るのが本来の姿。現状の仕事量からみて年金事務取扱費分の339,000円については実質町費負担とのことなので不足していれば要求すべきではないかという意見がありました。水資源の保全について無制限の工場誘致、井戸の掘削は問題。地下水は町の資源である。条例を検討する必要がある。上水道の使用の要請も大事であるとの意見もありました。町からは、水資源保全の取り組みについては、水資源保全は民法上の問題もあり上伊那では昨年から水道、山を含む河川、環境の参加、上伊那全市町村、上伊那広域水道、森林組合で水資源保全の規制について検討している過程であると報告があり、代表は産業振興課になっていると報告がされました。新エネルギー普及対策は7月に国のエネルギー施策の見直しがある。昨年12月に上伊那に地域協議会が発足、町内にも協議会をつくることになる。24年度は新エネルギー推進講演会を行い組織づくりにつなげるということです。太陽光、小水力だけでなく太陽熱など他にも分野を広げることにについて住民福祉課が窓口ですが、主管を決め自然エネルギーの情報を共有する民間の動向を見ながら全体の構想をつくるとしました。緊急医療情報キットについて現状を踏まえ3年間分700本を用意し希望者に配布するとのこと。書き換えは絶えず最新の情報を記入することが良いが、希望者には年1回訪問し、介護保険の関係者にも協力をしてもらえるとありがたいとのことでした。保健センター移転後の利用について、理事者から、障がい者の施設に再編整備をしたい。どこまで町が関わるか見つめる年にしたいとの答弁がありました。奨学基金について基金22,000,000円で12,000,000円残金があるとの説明で、厳しい社会状況であり専門学校生にも貸与して基金の有効活用を求めました。保育園の発達障がい、情緒障がい児のペアレントトレーニング事業は安心子ども基金がなくなるため町の事業になります。巡回相談の回数が減るが様子を見る期間が近すぎ成果が見えにくかったことで改善をしたとの報告がありました。保育士体制の将来の見通しについて、計画的に検討をしているが正規職員の年齢が途中で大きく下がるため経験者にフォローを頼んでいるとの報告もありました。文化館管理がまちづくりセンターいいじまに指定管理委託となることについて、設備の管理などのノウハウなどを文書で引き継ぐべきとの提案に対し、仕様書の作成をす

るとの答えがありました。また大規模修繕は本来町がすべき、どこまで指定管理者が行うのか、という質問について、およそ 1,000,000 円以上は町が行うとの答えが返ってまいりました。指定管理業務がうまくいかなかった場合の対応について、理事者からは必要があれば改善すると答弁がありました。討論では全保育園のガラス飛散防止は園児を災害から守る施策として早い対応を評価する。福祉医療費給付費の高校生まで拡大を評価するが、スポーツ保険と重複しないよう指導することを求める。各種予防接種事業、母子保健事業継続を評価する。緊急医療情報キットは良い取り組みだが配布後の書き換えは社協やケアマネジャーなどと連携して安心安全のための事業展開となるよう望む。全般にわたって苦勞した予算編成である。特に議会が要望した療育関係は国県が補助を廃止する中で町の財源を使い継続したことを評価するとの討論がありました。

平成24年度国民健康保険特別会計予算については、医療費が年々かさみ厳しいが今後健康推進事業を強化し、住民の健康管理意識を高める取り組みを望む。長年の病氣予防、検診に力を入れてきたことで町全体の健康の嵩上げができており評価する。今後も力を入れ国保会計の健全運営を進めるよう求める、との意見がありました。

平成24年度介護保険特別会計予算については、全体の予算の内、介護給付費が93%を占め、地域支援事業、事務費が3%となっています。介護予防ケアマネジメント事業は今まで町の地域包括支援センターの職員3人で要介護1・2、要支援1・2のケアプランを立てていたが、認定者が100人になり本来の仕事に手が回らない状態となっている。来年度から介護度3～5のケアプランを立てている事業所に委託することとした。要介護と要支援を行き来する人はケアマネが代わらないで安定したプランが立てられるようになるとの説明がありました。審査の中で介護度が上がらないようにすることが大事なので介護予防事業に力を入れる必要があるとの意見がありました。以上報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

三浦社会文教委員長自席へお戻り下さい。

以上で平成24年度予算関係7議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これより議案ごとに討論採決を行います。

最初に第24号議案平成24年度飯島町一般会計予算に対する討論を行います。

初めに原案に対する反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

私は賛成の立場で申し上げます。平成24年度の国家予算は5つの柱をもって日本再生に全力で取り組むとしておりますけれども、ご存じの通り東日本大震災からの復興は絵に描いた餅のごとく、1年が経過したにもかかわらず被災者の方の思いとは裏腹に一向に進んでおりません。そのような中で国家の歳入予算このほぼ半額が新規国債発行という借金で賄う国家財政を考えたときに、国は補填措置をして地方の一般財源総額は確保するといいうように言っておりますけれども、この国の動きというものには十分注意をしていかなければならないと思います。このような国の不透明な情勢の中で自主財源の町税に不安を抱え、地方交付税や国県の支出金、更には町債、借金が頼りの町の行政運営を遂行していく

議長

議長

2番
宮下議員

議長
9番

坂本議員

議長
1番

久保島議員

うえて、3期目の高坂町長の手腕、これが本当の意味で発揮される時代となってまいります。この限られた予算の中で定住促進の拡充や他市町村の先を行くと評価できる高校生年齢までの医療費原則無料や保育料の軽減、各種ワクチンの接種助成、母子保健事業の充実といった子育て支援、医療・福祉の更なる充実、また防護柵設置によります有害鳥獣対策の農業振興への充実、住宅リフォームや太陽光発電導入への補助の拡充、更には地震のときの保育園の窓ガラス飛散防止、高齢者や障がい者の方への救急情報医療キットを配布など、新規事業のほかにも様々な分野への配慮ある事業が編成され、私はこれを評価いたします。是非この予定した全事業の確実な実行と柔軟な対応を期待いたします。いよいよ伊南バイパス1号橋の完成により堂前線までの開通が24年度中というようになってまいりました。今後の飯島町全体のあるべき姿を想像するというだけでなく、形にするための追い込みに入っていくときであります。今こそ行政並びに議会と町民が三位一体となって飯島町を動かさなければなりません。トップリーダーである高坂町長の実行力に期待し賛成討論いたします。

他にありませんか。

賛成の立場で討論いたします。母子保健の充実ということで昨年に引き続き乳児・妊婦検診、不妊治療費の助成、各種予防接種など継続していただきました。また新たな事業として出産のお母さんにお花をプレゼントが加わりました。また発達に特徴を持つ園児のための支援、それから保育料の軽減も引き続き継続していただき、そして高校生までの医療費無料化も実現しました。国の増税が言われている中で子どもを持つ親、そしてこれから子どもを持とうとしている若い夫婦にとって心強い施策となっています。是非これらの施策をしっかりと住民に周知していただきたい。また県内外からの若い夫婦が当町を選ぶこの施策がひとつのポイントとなると思いますので、これをですね定住促進室にもつなげていただきまして、役立てるようなことを望むものです。また救急医療情報キットは新事業として始まりますが、配布したで終わらない継続した取り組みとなるよう社協などと協力し期待するものです。以上をもちまして賛成といたします。

他にありませんか。

私も可決に賛成の立場にて討論をいたします。平成24年度予算は従来の中学生までの医療費無料化を拡大し、高校生年齢まで無料化に取り組むという計画がされました。また有害鳥獣の防護柵につきましては本年度に引き続き事業計画され、高遠原から駒ヶ根境まで延伸され町内全域をカバーするということになりました。これらに代表されるように町民の安心安全の配慮、この辺を基本に置いていただいた施策はこの拡大・拡充ということに對しまして非常に評価するところがございます。賛同をいたします。しかし少々注文とお願いがございます。町長は3期目マニフェストで無駄の削減と財政の健全化を掲げておられます。ちょっと具体的な話になりますが、町民体育館の周辺のドウダントツジの最近ご覧になったことございますか？ 惨憺たる状況になっております。悪意があって切断されたんじゃないかと思われるほどでございます。これをもし業者に委託したとするならばこれはまさしく無駄、経費の無駄遣い。もしこれが職員が行ったとするならば時間と町民財産の無駄、もしこれを指示した職員がいるとするならばその職員こそ無駄だと言われて

	も仕方がないという状況でございます。現にご覧になったご近所の方々からお怒りの声が上がっておりまして、町長もおっしゃっていましたが、町民から無駄と言われぬように努めたいとおっしゃっておられました。無駄削減とともに無駄を生む職員の無きよう人材の育成を図っていただきたいということを願うところでございます。もう1つは先ほど竹沢委員長からも報告がございましたが、放射線量計測器の件でございますが、町長の本来のご心情のとおり住民の安心安全が第一だというために、どの方法が一番ベストなのかということ熟慮いただきたいというふうに思います。まあせっかくの予算計上ですので単なるパフォーマンスでない実益の上がるものにしていただきたい。このことを是非ご英断いただき、コメントをいただいておりますので期待しているところでございます。それらをお願いを申し上げまして賛成とさせていただきます。
議 長 4番 三浦議員	他にありませんか。
	それでは賛成の立場で討論をいたします。上伊那では飯島町は高齢化が進んでいます。まあ後ろ向きに捉えるよりも、いくつになっても元気で暮らせるまちづくりをどう進めていくか、これからはみんなで知恵を出し合っていく時がきているというふうに思っております。来年度予算は緊急医療情報キットの導入、福祉医療費給付対象者の高校生までの拡大、子育て安心基金の廃止後の町の負担での施策の継続、保健センター移転後の施設利用について障がい者施設として利用の方向も示されました。具体的な姿が見えるまでは町が積極的に関係者を交えた検討会を開催するように要望するものです。介護、医療、暮らしなど年金の減額、社会状況や社会保障費の負担増で住民生活が更に厳しくなるとされます。特に低所得者の方への目配り気配りをアンテナを高くしてお願いをしたいと思います。また緊急雇用対策事業が無くなりました。比較的若い人の雇用の場として暮らしを支えてきた実績があります。倒産などから依然失業者が減っていないというふうに感じております。町として雇用を作る努力を是非取り組むように求めたいと思います。以上をもって賛成討論といたします。
議 長 8番 中村議員	他にございませんか。
	私も賛成の立場で討論いたします。24年度予算は前年度より歳入が63,000,000円ほど減となっております。しかし福祉医療費や保険予防に対する病気予防に対する費用に對しましては、福祉医療に對しては4,504,000円の増となる、また病気予防は前年どおり継続されるということに對しまして、町民の第一である健康を維持した対策に大変評価するものであります。そして1つ求めるものでありますけれども、今朝の新聞にもありましたけれども、企業誘致に對する問題であります。わが町でも企業誘致を大変力を重点を置いていることでありますけれども、現在では誘致された企業が縮小したり、また近隣の地域でもありましたけれども、撤退等の問題が全国でも数多く出ております。今後このような企業誘致に對しましては十分な配慮をし慎重に進めていくことを求めまして賛成といたします。
議 長 3番 浜田議員	他にありませんか。
	この一般会計予算に賛成する立場から討論を行います。全体として町民の福祉や安全安心に目配りのある予算編成になっているというふうに理解しております。もう既に同僚議

	員からも述べられていますように、救急医療キットあるいは住宅リフォーム拡充、防災行政無線の拡充等ですね、が、まあそれに当たるというふうに考えております。また一方で予算案を拝見しておりまして留意事項もあるのではないかとというふうに感じました。まあその1つがああ財政調整基金への積み立てがですね計画以上に進んでいるということであります。国の財政政策がある意味で信用できないという中で、大変町の財政を守ろうという姿勢は理解できないわけではありません。しかしながら例えば北欧では国民の貯蓄率が非常に低いのはですね、それは国民が政府を信頼している証拠だというふうに言われております。逆に町が貯め込む理由はまったくその逆の状況にあるということを端的に示しているのではないかとというふうに思います。でまあこの財調への基金を一方的に増やすということですね、ある意味では税の取り過ぎ、逆に言えば住民サービスの低下を意味するわけでありますから、この件についてはですね慎重に行っていただくと同時に、国に対する働きかけを是非とも強めていただきたいということを求めたいと思います。それからもう1点は緊急雇用創出事業の終了であります。この3年間に約1.2億円が執行され、町内だけで60数名の雇用を生んだというふうに報告されておりますけれども、個人的にもですねこの事業によって企業倒産の後の生活を支え、再び新たな職に就くことができたという例を私自身も身近に知っております。何例かございますけれども、今後現在の経済状況を考えればですね、必要がなくなったと判断するにはあまりにも程遠いというのが私の実感であります。従いまして今後の予算執行の中ですね、できるだけ雇用の拡充に結びつくような執行の仕方を工夫していただきたいということをもう1点申し上げたいというふうに思います。まあそういうことでありますけれども、委員長報告等に盛り込まれていきますように、公用車の問題ですとか放射線の問題ですとか委員会の討議の中を見返して非常に柔軟に対応され、全体として理解のできる予算構成になっているということの評価しまして賛成討論といたします。
議 長 11番 平沢議員	他にございませんか。

	私は第24号議案平成24年度飯島町一般会計予算案について賛成の立場で討論を行います。まあ細部的の数字的なものは同僚議員からいろいろありましたので総括的に申し上げますが、まあ当町はまあ税収入の減少など自主財源が乏しいこの厳しい財政状況の中ではありますが、この基本構想にある町の将来像を目指して少しずつでも前に進めて成果を出すためには、行財政改革も着実に推進しなければなりません。現時点において必要な対策を講じつつもなお将来に向けて誤りなき体系を確立をしようとするもので、例えば住民参加と協働のまちづくりの推進、それから町民の暮らしを守る施策、人口増活性化施策の推進を基本方針に掲げ、中でも定住促進や安全安心なまちづくりなど新規の施策の予算編成になっているところはまあ本当に高く評価はするところでございます。しかしながら財政見通しについては実質公債費比率が計画的な起債の繰り上げ償還の効果で13.4%に抑えられたことや、それから将来負担比率もですね73.9%となったことから健全化判断基準の指標からみて健全化のレベルと判断されますが、この指標の好転は地方交付税や臨時財政対策債の増額などのため、財政状況そのものが好転したとは思えません。従って増加する財政需要や行政サービスの水準維持にどう対応するかが、慎重に見極めて堅実な行財政運営を願望するものでございます。まあ予算案から外れて町長の施政
--	---

議 長	方針にも触れましたが、以上の理由をもって私は本予算案に賛成するものであります。
	他にございませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第２４号議案平成２４年度飯島町一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。お諮りします。本案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。
	[賛成者起立]
議 長	お座りください。起立全員です。よって第２４号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第２５号議案平成２４年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。
	賛成討論はありませんか。
9番 坂本議員	国民健康保険特別会計においては長年の病気予防や検診に力を入れられたことが、今の飯島町全体の健康のかさ上げになってきていると私は高く評価するものです。現在行われている各種の医療関係のあの福祉関係の事業は継続されることが決まっております、今後とも病気予防や細かな検診に力を入れられ、またあの福祉空間施設が各地区に備わっておりますので、それを活用した運動の部分で具体的なあの事業を展開していただくことを望みまして賛成といたします。
議 長	他にありませんか。
6番 北沢議員	賛成の立場で一言申し上げます。国民健康保険会計につきましては医療費が高騰する中、保険料の据え置きという健全な運営を提案されました。今、同僚議員が申し上げましたとおり、これは健康づくりと一長一短に行われる成果が出るものではなくて、長い間の健康づくりそういったものが積み重なってこういった結果が出ていると、私もそう思います。今いろんな公共料金等が値上げする中で、一番伸びているのがやはり医療とか介護保険、まあこういったものに関係する予算でございまして、その部分を如何にまあ解決していくかこういったことが非常に大きな国民を通じての課題であると思います。そういった中で過日新聞報道もされましたけれども、長野県が男女とも健康づくりの上では良い結果を出していると、こういった背景には、例えば野菜の摂取量が多いとか、いろんな面があるわけございまして、この健康づくりの大きな課題に対して農業政策、それから生涯学習、そういったものが一体となって今後そういった目標に向けて取り組んでいただく、こういったことを要望いたしまして賛成といたします。
議 長	三浦議員。
4番 三浦議員	それでは賛成の立場で討論をいたします。税制改正後、非課税世帯から課税世帯となった世帯は実質的には生活が改善されたわけではなく、保険税負担、医療費の負担は重いものになっているというふうに思っております。企業の倒産などで国保への退職者の加入も増加しております。実情に合った対応を親切にしていきたいと思います。また滞納に

	対する対応についても医者に掛かれない人を出さないよう状況に十分配慮をした取り組みを求めます。気軽に相談できる窓口として温かい対応を是非よろしくお願いしたいと思います。また健康づくりに更なる力を入れていただき、住民の健康づくりについて今後の取り組みを求め賛成意見といたします。
議 長	他にありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第２５号議案平成２４年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	よって第２５号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第２６号議案平成２４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第２６号議案平成２４年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。
	よって第２６号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第２７号議案平成２４年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第２７号議案平成２４年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第２７号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第２８号議案平成２４年度飯島町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これより第２８号議案平成２４年度飯島町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

	お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって第２８号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第２９号議案平成２４年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第２９号議案平成２４年度飯島町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって第２９号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第３０号議案平成２４年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより第３０号議案平成２４年度飯島町水道事業会計予算を採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声) 異議なしと認めます。 よって第３０号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第１１ 請願・陳情等の処理についてを議題とします。 先ほど申し上げましたとおり、去る３月５日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託しました請願・陳情等について、お手元に配布のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。 これから委員長報告を求めます。 三浦社会文教委員長
社会文教 委員長	それでは２４陳情第１号「子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情」について審査の経過について報告いたします。 「子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情」について去る３月１２日に委員会を開き、陳情提出者である長野県保育問題連絡協議会副会長、宮田克思氏の出席を求め、陳情内容について趣旨説明と質問に応じて

議 長	いただきました。後、内容について慎重に審議し、その結果採択すべきものと決定をいたしました。審査の過程で、現行制度のままでも新システムに盛り込む金額の半分の予算があれば全国的に通年で十分な待機児童対策ができるとの指摘もあるとあるがどのようなことかとの質問では、保育研究所が政府は消費税の導入で待機児童解消に 7,000 億円をつぎ込むとしているが、現行の保育制度を充実すれば 3,000 億から 4,000 億で待機児童をなくせるとの試算をしている。現行制度を充実させて対応することが必要と考えているとのことお答えをいただきました。新システムは保育制度中心ではないのではないかととの質問には、ほとんどが保育園主眼の制度であるという説明がありました。また新システムでは応能負担だが現行制度の応益負担の方がよいという考えなのかとの問いに、その通りであるとの答えがありました。討論では反対討論としてワーキングチームには保育関係者も参加しており専門知識者も参加していて十分審議して答申されたもので、幼保一体化は保護者のニーズに応えられ良い制度である。多様な事業者の参入は待機児童のためのもので産業化するものと思わない。システムの改正は必要との意見がありました。賛成討論では保育の最低基準は守られなければならない。現行の応能負担が良い。保育は市町村の責任で行うべき。人口格差が問題で現行を変えることが必要である。営利目的の参入は問題である。新しいシステムは研究が必要で現行制度の充実を求める。趣旨として幼保一体化は良いと思うが現行の待機問題の解決が１０年先では意味がない。０歳児から２歳児の保育は義務化されていない。今回の新システムではだめ。最初の発想から変質している、との意見がありました。以上で報告を終わります。
議 長	これより委員長報告に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
議 長	(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。 三浦社会文教委員長自席へお戻り下さい。 以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これより討論採決を行います。 ２４陳情第１号「子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書」について討論を行います。 討論はありませんか。
8番 中村議員	私はこの陳情に対して反対の立場で討論いたします。先ずこの陳情書にある待機児童解消を名目に多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し保育を市場化・産業化することが狙いであることがはっきりしました、というこの断言的な文言に対して大変遺憾に思う次第であります。先ずこの制度はこのシステムの検討会には閣僚だけではなく３つのワーキングチームが構成されております。大学教授、幼稚園、保育園、また育成協会、全国の町村会、保育園を考える会、親の会など各会５５名以上が加わって作成しております。また昨年度も５回以上の検討会、会議が行われてきております。先ずこのシステムの目的は全ての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会に出産、子育て、就労の希望が叶う社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、４、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会を目的としております。この検討会議

	のメンバーである恵泉女学園大学院教授はこのように言われております。一言で言えば子育てや働き方に関する従来の考え方や制度は時代の変化とともに人々の生活スタイルや価値観に合わなくなっています。少子化が急速に進み、生産年齢が減少し社会保障の維持の上からも危機感が持たれています。若い世代は子どもを産みたいと願いつつも産めない理由があります。高学歴化や社会参加の意欲の高まり、更には社会の経済不況の影響もあって、働くことを希望する女性が増えていますが、依然として職場環境は厳しく仕事か家庭かの選択を迫られています。更に安心して子どもを預ける環境の整備が遅れています。都市部では深刻な待機児童が続いています。その中で4点ほど挙げられておりますけれども、先ず1つとしては仮称ではありますが「子ども園」といわれている総合施設の創設があります。それができた結果として就学前の全ての子どもが親の生活スタイルに関わらず、保育と学校教育法に位置付けられた教育を受けられるようになること。2つ目、市町村の権限と責任を明確にし、利用者の施設利用を保証します。現行制度では待機児童の多い市町村では認可外施設等に斡旋することが認められているため、自治体の財政事情によっては認可基準を満たす保育所であっても認可せず、結果的に待機児童対策を遅らせている一因ともなっています。この新システムでは市町村はその地域の財政にかかわらず必要な施設の開設を抑えることはできなくなります。保育の必要性については市町村が客観的基準に基づいて認定し、保護者は施設を選択し契約しますが待機児童のある場合は、また障がいや虐待、経済的事情のある子どもの行き場がなくならないよう市町村が調整に努めることも責務となっています。3、保育の質の向上と恒久財源の確保も目指しています。新システムは単なる待機児童対策ではなく全ての子どもに良質な発達環境を整備することを目指しています。施設の物理的な環境整備に加え、保育者の人員配置、待遇改善、研修システムの充実も図るとしています。最後4番目ですが、政府の推進体制の財源を一元化する方向にとられています。これまで幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省に所管が分かれております。財源も制度ごとにバラバラでしたが新システムでは「子ども園」仮称ですが、給付を創設し財政措置を一元化し所管も一元化して、二重行政の解消を目指すかとあります。このような制度でありまして、また私が思うところ、このシステムは早く創設させることを望む点におきましては、新システムによる児童福祉法の改正案には今までなかった虐待事例または子どもに対する判断のできない親御さんたちを救う手立てが入っております。特別な支援が必要な子どもに対する市町村による措置が盛り込まれることは、子どもの保護のために大変重要であると思います。まだまだ検討する内容もありますが、国は25年度を目途にとありますが、急激に全てを改正するのではなく段階的にできるところから改正していくという内容であります。このことにより一番最低の底辺の線ですぞ苦しんでいる親御さんお子様を救うには早急な時代に合ったこのような新システムが必要だと思いますので、これに対する反対に対する意見の陳情について反対するものであります。
議 長 9番 坂本議員	賛成意見はありませんか。 賛成の立場で討論いたします。子ども・子育て新システムは待機児童解消、幼保一体化など少子化対策の位置付けの中で2008年から厚労省の中で検討されてきたものです。先ほど中村議員がおっしゃった何年かに亘って検討されてきているものですが、この問題はですぞ制度そのものがより複雑な仕組みになっておりまして、幼稚園の利用内容

	を現行の保育園の制度により近づけることに具体的に触れておりません。また現在利用料は子どもの親が応能負担により安心な保育を保証され預けておりますけれども、新システムによると親は市町村が判断する保育上限料という時間の認定証明書の交付を受け、それを持って自分で保育所を探し入所契約を行うようになります。入所が保証されることは必ず保証されるということがまだわからず、入所後の諸問題も保護者の自己責任となります。また時間外の保育料は利用料を負担しなければならず、応益負担の割合が高くなります。働く親にとっては時間と労力の負担は計り知れません。よって国は現行保育制度を基に保育・子育て支援施策を拡充し、十分な財源確保を行い、早急に待機児童解消に緊急対策を行うべきです。よってこの陳情書を賛成とするものです。 他にありませんか。
議 長 3番 浜田議員	この陳情に賛成する立場から討論いたします。細部は既に議論の中で進められてきたと思いますけれども、現実を見ますとですね、あの都市部の待機児童の解消ということを理由に、一方で運営の制限枠の引き下げ、それからあの現実には幼保一体化と言いながら子ども園を含めてですね制度が複雑になる。この経過を見てみればこの対象になってきた幼稚園や保育園にはあのこの統合化に対して決して同意できない様々な要因があったことを事実そのものが示しているというふうに思います。むしろあの待機児童の増加の背景に合った国や自治体からの公的な助成がですねもっと強く進められ、その中で本当に子どもとその保護者のための施策が推進されることを求めるものであります。以上をもって陳情に対する賛成討論といたします。
	他にありませんか。 (なしの声) 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。 24陳情第1号「子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書」について採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方はご起立ください。 [賛成者起立] お座りください。起立多数です。よって24陳情第1号は採択することに決定しました。
議 長	日程第12 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。 会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。 ここで休憩といたします。再開時刻を10時45分といたします。休憩。
議 長	午前10時28分 休憩。

		[追加日程・追加議案配布] 午前１０時４５分 再開。
議 長		休憩を解き会議を再開いたします。 ただいまお手元へお配りしましたとおり、坂本議員、堀内克美議員から計２件の議案が提出されております。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第１から第２として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 従いまして議案２件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長		追加日程第１ 発議第１号保育制度改革に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		(議案朗読)
議 長		本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 ９番 坂本紀子 議員。
９番 坂本議員		保育制度改革に関する意見書の提出に対して趣旨説明をいたします。子ども・子育て新システムは少子化対策により２００８年から厚労省の雇用均等児童家庭局の少子化対策特別部会で議論されてきたものです。待機児童数は２００４年２４，０００人、２００６年２０，０００人、２００７年１８，０００人、２００８年２０，０００人、２０１０年２６，０００人という待機児童解消を図るため幼保一体化、一般企業の参入の勧めを検討してきました。現行保育制度は国と自治体の公的責任、最低基準の順守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしてい、全ての子どもの保育を受ける権利を保障しています。新制度は国の定める最低基準がなくなり、保育の地域格差や保育者の受け持ち人数や保育室の広さに影響が出て、保育の質に格差が生まれます。特に３歳未満児を対象とする認可保育園での死亡事故が、規制緩和による定員超の詰め込みが進んだ２００１年以降急増しています。このように都市部では保育所の待機児童が急増しており、一方、地方では保育児童確保が困難で保育所を統合という問題が出てきております。国の保育予算削減は年々増えてきており、２００４年度から公立保育園運営費の一般財源化がされました。深刻化している待機児童問題は現行の保育制度の下で保育所増設、保育予算増を図れば保育の質を維持しながら開所することが十分できます。よって国及び国会では子どもの権利を最優先に地方自治体の実情を踏まえ、国と地方自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図られるようこの意見書を提出するものです。多くの方々のご賛同をお願いしたいと思います。
議 長		次に本案に賛成者の意見を求めます。 ６番 北沢正文 議員
６番 北沢議員		それではあの本案に賛成する立場で意見を申し上げます。本、保育制度改革に対する意見書につきましては昨年２３年３月のこの１年前の定例会においてほぼ同じ内容がまあ議

		会として採択されております。その後の状況でございますけれども、徐々にその内容が明らかになってきたわけでございますが、私は２点の点を強調し本意見の賛成としたいと思えます。１つは待機児童の解決に際する方法でございますけれども、今度の新システムにおいては、今、喫緊の課題である待機児童の解消には何ら手立てがないということでございます。それにつきましてはいわゆる今度の子ども園、これが４つに分かれるということで保育園、子ども園、それから幼稚園の側の子ども園、それから幼稚園、この４つに分かれるわけでございますけれども、今、待機児童の大半はまあ都市部でございまして、田舎と都市部のこのいわゆる格差というのは非常に大きくなっているわけございまして、まあ大きく言えばまあそういった職場だとか、それからそういった子育ての世代が都市部に集まっていることに非常に大きな問題を生じているところでありまして、当町あたりにはまだ十分余裕があるわけでございます。そういったアンバランスの構造の上に成り立ったこのいわゆる喫緊の課題でございますけれども、そのいわゆる待機児童の約８割が幼児という段階でございますが、今回の改正の中にはその幼児に対する抜本的な解決策が盛り込まれていない、このことが１つでございまして、先般もNHKでこの問題を取り上げておりましたが、私と全く同じような内容で放送がされておりました。もう１つは、与党が当初目指したのはこういった問題を解決する省庁の再編の問題でございますけれど、これも途中でとん挫をいたしまして、最終的にこのシステムの担当はもう１省増えて従来の厚労省と文科省とそれに総務省が加わった３省がこの対策に資するところといった内容となっております。またそのことがシステムを複雑にするところといったことになっているわけございまして、この２点を見てもこの新システムに対する課題として挙げられている喫緊の課題が何ら手が打たれていない、こういったことから本意見に意見書を採択することに賛成するものでございます。よろしくお願ひします。
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。 発議第１号保育制度改革に関する意見書の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。よって発議第１号は原案のとおり可決されました。
議 長		追加日程第２ 発議第２号長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長		(議案朗読)
議 長		本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 １０番 堀内克美 議員
１０番 堀内議員		長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書の提出について提案者の趣旨説明を申し

	上げます。長野県森林づくり県民税は全国の都道府県では２９番目として平成２０年度から平成２４年度までの５カ年間に限って森林整備に関する森林機能を高めること、また県民等の森林づくり意識の高揚を目的として創設をされました。これを原資として荒廃した山林、特に里山整備を中心に事業が展開され大きな成果を上げてまいりました。しかし期限を限った制度のため平成２４年度で事業が終了となりますが、地域ではまだ未整備の山林面積を多く抱えております。また集落に隣接した里山の荒廃は有害鳥獣の絶好の棲みかとなり農作物などの被害を深刻となっております。これらの被害を防止するには集落周辺の里山整備を促進し、農地や集落との緩衝地帯を確保することが重要となってきました。長野県森林づくり県民税を存続することは里山整備により森林機能を高めるとともに、有害鳥獣から集落や農作物を守るため極めて重要な役割を持っています。よって平成２５年度以降も長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書の提出を提案をいたします。全員の皆さんのご賛同をお願いを申し上げまして提案の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願います。
議 長	次に本案に賛成者の意見を求めます。
2 番	宮下寿 議員
宮下議員	それでは賛成意見を述べさせていただきます。平成２０年度から導入をいたしましたこの税は、年 680,000,000 程度に上り、国の補助金と合わせて里山整備や人材育成に活用されてきました。里山の間伐面積は４年間で合計 1 6, 5 0 0 ヘクタールに上る見込みとされております。県のみんなで支える森林づくり県民会議ではこの県民税の活用事業検証レポートこれをまとめまして、災害防止や水源保全などの機能回復が図られたとした上で、手入れの遅れた里山の間伐は引き続き必要だと指摘しております。昨年県が実施いたしました県民アンケートでも約８割が何かしらの形で継続すべきだと回答をしております。また金額を上げて制度内容を充実すべきとするような要望も県議会の方にも寄せられているそうです。飯島町もまだまだ間伐による森林整備が必要不可欠であります。森林を整備し守ることは町民の安心安全の生活環境を守ることに通じるものと考えます。よって更なる継続を求め賛成といたします。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。提出者は自席へお戻り下さい。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これにて討論を終わります。
	発議第２号長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書の提出について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって発議第２号は原案のとおり可決されました。
	以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
	ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。
町 長	それでは議会閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る３月５日から開

会をいたしました３月議会定例会におきましては、平成２４年度の各会計予算をはじめ、いずれも平成２４年度をスタートするために重要な案件３９議案を提案をさせていただきました。議員各位には本会議並びに常任委員会を通じて慎重審議をいただき、連日に亘るご苦勞に対し心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。おかげさまをもちまして平成２４年度予算並びに提出案件をいずれも原案通り全会一致可決決定を賜りましたことに対しまして重ねてお礼を申し上げる次第でございます。今後の町政運営にあたりましては本会議や常任委員会の審議を通じて、また一般質問において広範な行政課題に対しまして賜りました各位の貴重なご意見等を重く受け止めまして、町長以下一丸となって新年度に対処し、厳しい中にも希望の持てる元気で活力あるまちづくりのために専心努力をしてまいる所存でございます。また、ただいまは長野県森林づくり県民税の継続を求める意見書採択をいただきまして、私の立場からも敬意と感謝を申し上げる次第であります。この税を貴重な財源として里山整備等を進めている当町だけに、この意見の趣旨が県当局に通じて制度の継続が図られることを切に期待をいたしておる次第でございます。

さて昨年３月１１日の東日本大震災から１年を経過したことについては本会議開会のごあいさつでも申し上げましたが、また議員各位におかれましても本会議のそれぞれの場において犠牲者に対する哀悼の意を表され、また被災者に対するお見舞いを述べられたところであります。一日も早い復興と未だ行方のわからない皆様のご家族の下にお帰りになれますことを心より願うものであります。地震に関連いたしましてはこの７日にやがて来るであろう首都の直下型地震の１つ、東京湾の北部地震について従来想定震度６強より大きな震度７となる可能性があるとの調査結果を文部科学省のプロジェクトチームが発表をいたしました。内閣府では現在の想定震度６の場合でも首都圏のライフラインは寸断をし、発災の時間帯や気象条件によっては死者は１０、０００人を超え、建物の全壊、焼失は８５０、０００棟に及ぶというふうに想定がされております。警戒区域として指定され当町にも大きな被害が想定をされます東海地震についても、近いうちに起こるであろうことが確実視されております。東北関東圏域における地震の頻発など大規模地震の予兆に加えて、今期の豪雪、今も続く新潟県柏崎市の地滑り被害など、このところ人知では予測できない自然災害が多発をいたしております。

一方で世界に目を向ければグローバル化の進展に伴い各国の間の関係は極めて緊密となる一方で、紛争や災害、財政や金融機関などは瞬時に世界を駆け巡り、もはや１国の努力ではどうにも解決できない状況となっております。このようにあらゆる不測の事態を創成しなければならない、言い換えれば先行きの見えない時代が到来をいたしました。このような状況下にあって町といたしましても防災面の強化の他、今後様々な外的環境にさらされ影響される行政運営を想定し、可能な限りの備えを構築し、対応してまいらなければならないと考えております。そのためには町民の皆様と町が心を合わせて、行政運営、協働のまちづくりがこれまでになく重要であると考えております。協働のまちづくりに関しましては地域づくり委員会や耕地、自治会の活性化と円滑な運営がその大きな基盤になっております。昨今、町の自然景観や環境に魅せられて町外から移住をされる方が増加をしてまいりました。このことは人口増に向けた期待が高まる一方で、耕地不加入など円滑な地域自治運営に少なからぬ影響も生じております。そして地域の自治を基盤とした協働のまちづくりをもって、将来とも力強い飯島町の発展を進めようとしている当町の喫緊する大

きな課題の1つとなっております。町におきましては転入時の窓口におきまして耕地、自治会加入について説明とお願いを十分に行っておりますが、移住という行為は当事者には大きな決断でありまして、新天地への期待と同時に慣れない環境に対する大きな不安を抱えての新生活のスタートとなります。そのようなことをご理解いただき、迎えられる地域の皆様には是非とも温かく支えて見守っていただき、時を掛けて深めた絆をもって耕地等への加入を促していただくようお願いを申し上げる次第であります。また移住して見える皆様にはこの地域の豊かな自然や美しい環境も、地域の皆さんが自分達のものとして整備し維持管理をしていただきたいことを是非ともご理解をいただき、共に協働の汗を流して、四季折々の美しい環境の中で穏やかに日々を過ごしていただきたいと願うものであります。

さて、このところの寒さで春も少し足踏みの感がありますが、ふきのとうや桜のつぼみも膨らみ具合など、何かと春の便りが伝えられてまいりました。間近には小中3校の卒業式は無事終わり、3園の卒園式も間近に控えております。それぞれに新たな希望を持って元気に巣立っていった欲しいと心から念願をいたしている次第でございます。議員はじめ住民各位には平成23年度の町政運営にご協力を賜りましたことに対しまして深く感謝を申し上げ、来たる平成24年度の飯島町が更なる発展を遂げられますよう一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

最後になりましたが本定例会にご出席をいただきました林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、森本農業委員長さんには大変お忙しいところを本会議の審議をご傾聴くださり誠にありがとうございました。終わりに、議会をはじめ町民の皆さんには益々ご健勝でご活躍あらんことを心からお祈りを申し上げまして、3月議会定例会の閉会のごあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

以上をもって平成24年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午前11時17分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員